

平成17年度

財団法人 建設業振興基金 建設産業情報化推進センター

情報化評議会 活動報告書

平成18年3月

CI-NET[®]

Construction Industry-NETwork 建設産業情報ネットワーク
財団法人 建設業振興基金 建設産業情報化推進センター

まえがき

財団法人 建設業振興基金 建設産業情報化推進センターは、建設産業情報ネットワーク(CI-NET)の恒常的な推進機関として平成4年4月に設立された。本報告書は14年目にあたる平成17年度の活動成果を取りまとめたものである。

その活動体制は、情報化評議会の下にCI-NET推進上の基本的な方針を政策委員会で審議するとともに、実用化推進委員会、標準化委員会、LiteS開発委員会、調査技術委員会、広報委員会の5つの専門委員会を置き具体的な活動を行った。また、団体連絡会を通じて建設業団体(総合工事業7団体、専門工事業36団体)に活動状況の広報等について協力をいただいた。

本年度の具体的な活動であるが、CI-NETの実用化においてはLiteSによる“調達業務”の本格展開から、それに続く出来高・請求業務へと推移してきている。これら実用の進展に伴い運用上の課題もいくつか指摘されており、17年度においてはこれら問題点の解決に向けた検討を実施した。また、設備分野の取り組みにおいては、C-CADECとの連携を図り、CI-NET資機材コードの実用性向上に向けた検討を開始している。

標準化の活動としては、「規約改訂チェックリスト」を策定し、標準ビジネスプロトコル改訂に係る基準を明確にした。また、業界の情報化に関する動向調査として「グリーンファイルのASPサービス」等の調査を実施したほか、本年3月にはCI-NET/C-CADECシンポジウムを開催している。

「CI-NET LiteS実装規約」については新たに支払通知業務に係るメッセージを規約化するなど対象業務の拡張を図り、見積業務から調達業務、出来高・請求業務、更には支払通知業務といった一連の業務についての規約化がほぼ終えた状況に至っている。こうした結果、CI-NET会員を中心としてその相手先とのCI-NET LiteSを利用したEDIの導入が更に進展し、平成17年度末においては6,900社を超える企業が実用に至る状況となっている。

以上のように今年度の活動は、会員各位や国土交通省のご支援、ご協力により多大の成果を収めることができた。ご尽力いただいた皆様に深く感謝する次第である。本報告書がCI-NET推進の一助となることを願うとともに、ご関係の皆様には今後とも一層のご協力、ご支援をお願い申し上げたい。

なお、本報告書は本年度の活動の概要であり、詳細な資料は推進センターに保管している。本報告書で不明な点があれば、推進センターまでお問い合わせ願いたい。

平成18年3月

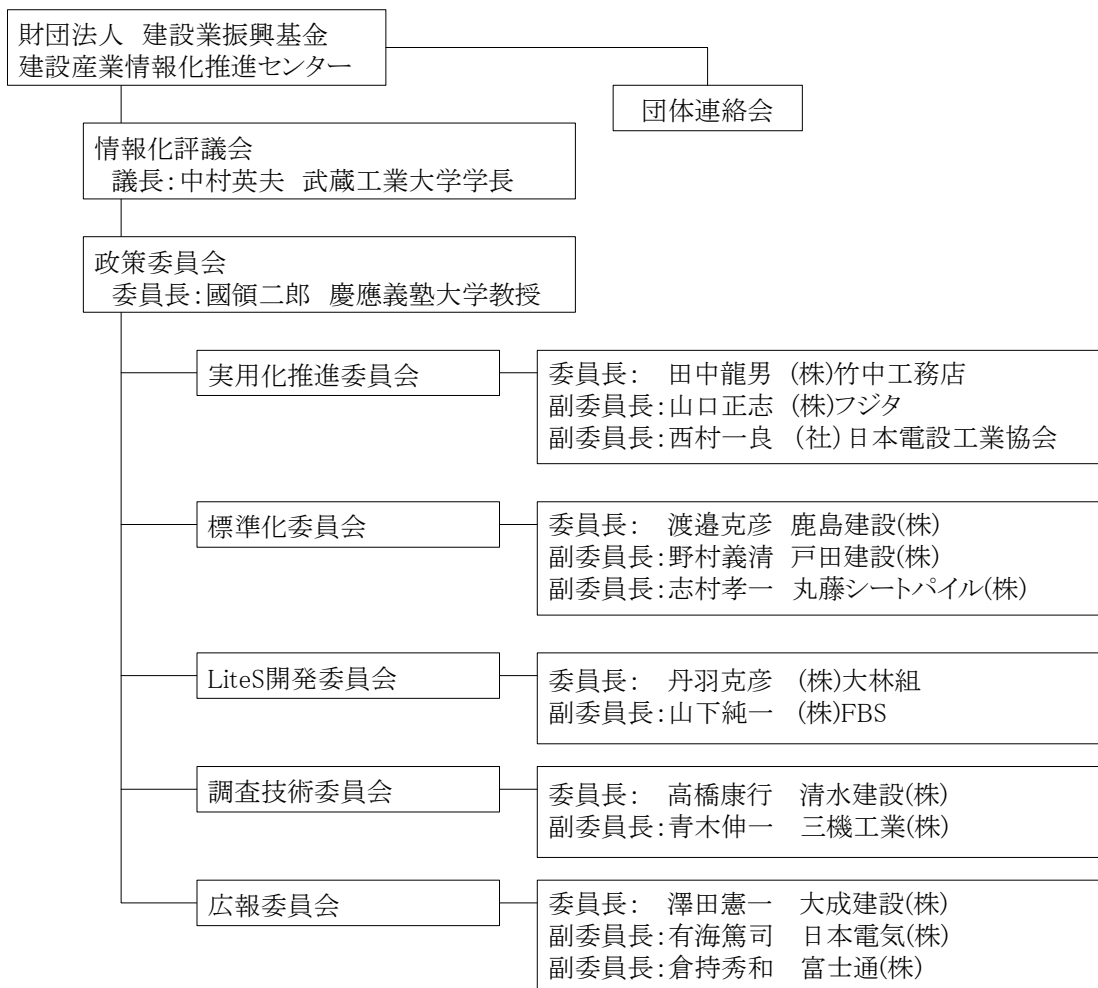
財団法人 建設業振興基金
建設産業情報化推進センター

目 次

1. 建設産業情報化推進センター 情報化評議会の活動体制について	1
2. 情報化評議会活動報告	2
3. 団体連絡会活動報告	2
4. 政策委員会活動報告	3
5. 各専門委員会活動報告概要	
5. 1 実用化推進委員会活動報告概要	6
5. 2 標準化委員会活動報告概要	10
5. 3 LiteS開発委員会活動報告概要	13
5. 4 調査技術委員会活動報告概要	22
5. 5 広報委員会活動報告概要	24
6. 実用化推進委員会活動報告	29
7. 標準化委員会活動報告	64
8. LiteS開発委員会活動報告	86
9. 調査技術委員会活動報告	125
10. 広報委員会活動報告	141
11. その他の活動報告	152
12. 情報化評議会会員名簿	158
13. 参考資料	
13. 1 建設業における電子計算機の連携利用に関する指針	185
13. 2 建設産業構造改善推進プログラム 2004 (抜粋)	187
13. 3 企業識別コード	189
13. 4 CI-NET標準ビジネスプロトコル改善要求書	190
13. 5 EDIデータの保存について	192
13. 6 規約改訂チェックリスト	208

1.建設産業情報化推進センター 情報化評議会の活動体制について

平成17年度の情報化評議会(CI-NET)の活動体制は下図のとおりである(敬称略:平成18年3月時点)。



2.情報化評議会活動報告

2.1活動目的

情報化評議会は、建設産業情報化推進センターにおいて行うべき事業について審議し、意見を述べる機関として設置されており、会員および学識経験者のうちから建設産業情報化推進センターが委嘱した「情報化評議員」で構成されている。

2.2活動経過

平成17年7月1日 (10:00 ~ 12:00)	平成17年度 情報化評議会開催 ・平成16年度情報化評議会の活動報告について審議 ・平成17年度情報化評議会の事業計画について審議
------------------------------	---

3.団体連絡会活動報告

3.1活動目的

広く建設産業界にCI-NETを広報普及するため、総合工事業7団体、専門工事業36体で構成する「団体連絡会」を設置し、主にその傘下企業に対し、CI-NETの広報普及を図っている。

3.2活動経過

平成17年7月1日 (10:00 ~ 12:00)	第1回 団体連絡会(平成17年度情報化評議会と併せて開催) ・平成16年度情報化評議会の活動報告について審議 ・平成17年度情報化評議会の事業計画について審議
------------------------------	---

4.政策委員会活動報告

4.1活動目的

情報化評議会の下に、建設産業政策大綱の趣旨に沿って、基金が行う支援業務、専門的に検討すべき事項の専門委員会への付託等のCI-NETに係る基本方針を審議する機関として設置されており、学識経験者、国土交通省、業界及び会員企業の代表、各専門委員会の委員長により構成されている。

4.2活動経過

平成17年6月23日 (15:00 ~ 17:00)	第1回政策委員会開催 ・平成16年度 情報化評議会 活動報告(案)について審議 ・平成16年度 情報化評議会 事業収支について審議 ・平成17年度 情報化評議会 活動計画(案)について審議
-------------------------------	---

5. 各専門委員会活動報告概要

5.各専門委員会活動報告概要

5.1 実用化推進委員会活動報告概要

平成 17 年度の実用化推進委員会の主な活動テーマ

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 総合工事業者と協力会社間での LiteS 利用の推進(2) 建築及び設備見積業務分野での EDI 実用化の推進(3) 中堅や地方の事業者での EDI 実用化の支援 |
|---|

(1)総合工事業者と協力会社間での LiteS 利用の推進(調達・出来高 WG)

調達・出来高 WG を全 7 回開催し、以下に示すテーマについて検討を行った。

①電子商取引データの保管における関係法規への対応について

本年4月の e-文書法(民間事業者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律)の施行やそれに伴う電子帳簿保存法(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律)の改正等もあり、CI-NET においても、税務対応の観点からの電子データの扱いが課題としてあげられたことから、これまでの各企業における対応事例の把握を進め、共通的な問題点を確認し、その取扱や対応方法についての検討を行った。

その結果、電子帳簿保存法施行規則第 8 条に規定されている「電子取引の場合の電子データ保存の要件」に係る強化された内容、およびこの強化に伴って生じる措置のうち、「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」に関する具体的な参考例などを、WG として資料に取りまとめた。

なおこの取りまとめられた資料の内容については、本報告書の参考資料に掲載しているので参照されたい。

②出来高業務等に係る最適な運用方法についての検討

出来高業務、請求業務に係る EDI 運用について、当該業務に関する運用方法の整理をしていくことが求められ、メンバ各社へのアンケート調査を参考に、各社の処理パターンの把握を進め、多パターン化の実態確認をすることにより、その下での運用方法の共通化やより良い仕組み等についての検討を進めた。

WG における検討の結果、方針として「基本フローは守る」「既導入企業に対してのフローの切り替えに対する時限措置は取らない」「実装規約の解釈を当事者間で行える部分に対する議論は当面しない」といった考え方が示された。

また、出来高・請求業務を開始する企業が今後多数出てくるものと想定されるが、既に着手している企業に加え、それらの企業に対しても現状規定されている基本フローに従ってもらえるよう働き

かけを行うこととしている。もし現状の業務が CI-NET で提起している基本フローになじまない場合における問題点や考えられる解決の方向性などについて、今後具体的な検討を「中堅ゼネコン実用化検討 SWG」などで行っていくことを考えている。

③ 支払通知メッセージの実用化検討

昨年度、請求業務を補足するメッセージとして「支払通知メッセージ」利用についてのニーズ把握を行いメッセージ素案の検討に着手したが、本年度はこのメッセージ(素案)を最終案として取りまとめることを目標に活動を進めてきた。

データ項目の抽出については昨年度の検討により概ね終えており、本年度はそれらのデータ項目の使用、運用に関する細かい検討を進め、実装規約の検討を行っている LiteS 規約 WG 向けの素案をとりまとめた。

④ 中堅ゼネコン向けの実用化検討

CI-NET の実用化進展は、これまで大手ゼネコンが中心となり牽引してきたが、今後は大手に次ぐ中堅ゼネコン及び地方の地場ゼネコンがその役割を担うものと期待される。しかしながら実態としては中堅ゼネコンへの CI-NET 導入状況は、一部の先行する企業を除き進んでいない状況にある。今年度、これらの課題に対する検討を開始するため、調達・出来高 WG の下に「中堅ゼネコン実用化検討 SWG」を設置し、CI-NET 先行企業による EDI の効果に関する検証や CI-NET 未導入企業が抱える実用化阻害要因の抽出およびその解決策等について情報共有できる場が必要として機能させている。

具体的な検討としては、CI-NET の導入を進めていくにあたり、各社の情報システムの現状、および EDI への連携可能性などについて、SWG の場で各社状況報告を行った。特に、EDI との連携が実現することで効果が期待できると考えられる購買システム、あるいは作業所を含めた実行予算システム、原価管理システム等の現状について各社からの発表をもとに、EDI との連携可能性やその実現に向けての問題点、課題などを検討してきている。

また CI-NET 未導入企業から CI-NET 導入に際しての質問事項、留意点などについて導入先行企業より意見をうかがうことで、導入の参考にすることとした。

主な質問事項は以下の通りである。

A. 業務関連(フロー、業務そのものの見直しなど)

- ①紙&捺印と CI-NET を並行して運用しているか、ワークフローの電子化の状況
- ②紙での運用と電子データでの運用との違い
- ③CI-NET 導入にあたっての業務フローの見直しの対応(社内/関係会社/業者)

B. システム関連

- ①出来高・請求情報と原価管理系システム、会計系システムとの連携
- ②注文情報と原価管理系システムとの連携
- ③社内システムの連携状況(一体化/開発費用/一体化していない場合の運用)

④EDI と経理システム、原価管理システムとの連携状況

⑤システム構築主体、費用

C.取引先／ユーザ関連

①CI-NET 導入前、導入後の取引先への教育、フォロー(期間、体制、業者選定、方法等)

②システム導入後の社内および参加業者の評価

D.導入状況

①取引に占める割合

②土木、建築の導入割合

E.導入メリット

①導入のメリットをどこに見出しているか。

これらについて、先行企業からの知見を得ることで、これから導入を進めようとしている企業に対しての後押しを行っていくこととしている。

(2)建築及び設備見積業務分野での EDI 実用化の推進

①設備見積 EDI の実用化推進(設備見積 WG)

LiteS メッセージの利用促進の観点からは、各社にアンケートを行い導入、あるいは準備状況について確認した。

その中で挙がってきた ASP 事業者の設備見積メッセージの実装に対する要望に対して、WG への参加を求めたところ、既に参加している ASP に加え 1 社が新たに追加で参加することとなり、さらに当該 ASP 事業者内で本メッセージへの対応について検討を進めてもらうこととなった。

また設備分野における CI-NET 資機材コードの実用拡大検討の継続推進を進めた。具体的には従来から CI-NET 建設資機材コードを用いた EDI が実用化されている中で、電気設備との比較において機械設備分野のコード変換率が低いとの指摘を受け、一昨年度に CI-NET 建設資機材コードと C-CADEC の設備機器ライブラリーデータ交換用 Stem コードとの統一化検討が行われ将来的に統一化を目指すという方向が確認された。本年度はその後の要望有無を確認しながら、コアメンバによる検討を前提に、建設生産プロセスの中での建設資機材コードの利用方法について検討を進め、その中で CI-NET 建設資機材コードと Stem コードの統一化の道筋を探る等、コード利用促進についての方向性を検討した。

具体的には、設備コアメンバ会議を CI-NET、C-CADEC 両検討メンバから召集し、①現在の CI-NET コードを Stem コードと統合するなどしての高度化の推進、②機器表をメタデータ化することによる情報共有の基盤整備の推進の 2 点を進めることとした。①に係る活動としては、コード統合についていわゆる機器モノと言われる A 材について CI-NET コードに Stem コードを取り込むことが了承され、Stem 側での若干のコードメンテナンスと並行して CI-NET 建設資機材コードの改善要求書を作成・提出することとなった。また②については機器表に各種の設備機器が持つ属性定義や積算・見積業務等でのそれらの使われ方などについて検討を進めているところである。

②建築見積 EDI の実用化推進(建築見積 WG)

本項は施主(設計事務所)と総合工事業者、総合工事業者と積算事務所および建築専門工事業者間で行う建築見積業務に利用する建築見積 EDI についての活動であるが、本年度は WG は開催せず、各社での導入準備状況の把握に努めた。

(3)CI-NET 実用化状況把握等による導入のための情報整備

業界各社における CI-NET 導入検討の参考等に資することを目的として、CI-NET 会員企業を中心とした実用化状況等を調査し、推進センターのホームページにより情報提供を行った。

(4)CI-NET 利用実態調査

昨年度に引き続き第 2 回 CI-NET 利用実態調査を行い、各ユーザの利用状況を確認した。設問内容は前回とほぼ同じであったが、質問形式を若干変更したり、前回説明不足であった点などについて、対応を施したりした結果、2000 社を超える回答(回答率 40.2%)を得ることができた。

回答としては、傾向の変化は大きくは見られていないが、CI-NET の現状の導入状況および得られた効果などについて進展が見られた。一方導入効果について当初狙いとしていたものよりも実際に得られている効果は十分なものには至っていない点なども把握できた。

5.2 標準化委員会活動報告概要

平成 17 年度の標準化委員会の主な活動テーマ

- (1)標準ビジネスプロトコルのメンテナンス管理
- (2)建設資機材コード(平成 12 年度に開発分)の標準化促進のための検討

(1)ビジネスプロトコルのメンテナンス

ビジネスプロトコルメンテナンス WG において、他の専門委員会等から提出された改訂要求を審議し、以下の内容を承認した。

①データ項目の追加

38 件のデータ項目の追加を承認した。

(全体情報部分)

- [1600]今回控除・相殺金残高
- [1601]前回控除・相殺金残高
- [1602]今回支払金額内ファクタリング金額計
- [1603]今回支払金額内現金金額内訳
- [1604]今回支払金額内現金金額金融機関振込日内訳
- [1605]今回支払金額内現金金額摘要
- [1606]今回支払金額内手形金額内訳
- [1607]今回支払金額内手形支払日内訳
- [1608]今回支払金額内手形決済日内訳
- [1609]今回支払金額内手形金額摘要
- [1610]今回支払金額内期日一括払い金額内訳
- [1611]今回支払金額内期日一括払い支払日内訳
- [1612]今回支払金額内期日一括払い金額摘要
- [1613]今回支払金額内ファクタリング金額内訳
- [1614]今回支払金額内ファクタリング支払日内訳
- [1615]今回支払金額内ファクタリング決済日内訳
- [1616]今回支払金額内ファクタリング金額摘要
- [1620]手形送付先担当部署名
- [1621]手形送付先担当郵便番号
- [1622]手形送付先担当住所
- [1623]手形送付先担当電話番号
- [1624]手形送付先担当 FAX 番号

[1630]支払通知内容問い合わせ先

[1631]支払通知記載事項摘要

(明細情報部分)

[1420]明細別工事コード

[1421]明細別取引件名コード

[1422]明細別発注者管理番号

[1423]明細別工事場所・受渡し場所名称

[1424]明細別工事場所・受渡し場所電話番号

[1425]明細別支払区分

[1426]明細別 CI-NET 区分コード

[1427]請求出来高立替控除区分コード

[1430]明細別原価要素名

[1431]明細別原価要素コード

[1432]明細別原価科目名

[1433]明細別原価科目コード

[1434]明細別原価細目名

[1435]明細別原価細目コード

②データ項目の定義の変更

3件のデータ項目の定義変更を行った。

[59]課税分類コード

[1221]明細別課税分類コード

[9]訂正コード

③データ項目の文字数の変更

2件のデータ項目の文字数変更を行った。

[1015]受注者代表者氏名

[1026]発注者代表者氏名

(2)CI-NET 建設資機材コードのメンテナンス

本年度は コードメンテナンスに関する改訂要求がなかったことから、特にこれに関わる活動は行わなかった。

(3)規約(標準ビジネスプロトコル、実装規約)改訂の手順に関する検討

規約化する場合の視点について WG メンバひいてはユーザ全体の意識を統一することが重要であるとの認識から、今後規約への新規データ項目の追加等にあたり、「規約改訂(新規データ項

目の追加、既存データ項目の修正)に関するチェックリスト」を策定することとし、その具体的な内容を検討してきた。

規約改訂チェックリスト策定の背景としては、従来各メッセージにおけるデータ項目について「本来に必要な項目」と「あればより活用の可能性がある項目」とが追加要求として上げられ、それらはほとんどが要求を否定されることなく追加されてきているものの、後々になって安易に追加されたとの指摘がある項目もあり、今回主としてデータ項目の追加に係るプロセスの中で、重視すべき点を「チェックリスト」の形で策定することとしたものである。

また規約改訂チェックリスト使用の目的としては、①本来の追加、改訂の必要性が高い項目の峻別を正しく行う、②明確な必要性を提示・説明できていない項目の安易な追加等を行われることを防ぐ、③データ項目の追加、改訂に係る議論の結果を残し、後に類似の検討を行われることを防ぐ、といったことが挙げられる。

なお「規約改訂チェックリスト」の詳細は、参考資料に掲載しており参照されたい。

規約改訂に関する検討としては、この他軽微な改訂についての検討・承認においてメールを利用することについて、具体的な運用イメージも合わせて検討し、そのような方法でも許容することとした。

(4)建設資機材コード(平成12年度に策定分)の標準化促進のための実用化領域の検討

建設資機材コード標準化促進WGを全3回開催し、標準化のための実用化促進に向けた検討を行った。

具体的には、EDI そもそもの目的である処理の自動化を検証するという観点に立ち、それに対する具体的な自動化ニーズに対して、必要となる建設資機材コードの機能を検討するアプローチとし、他業界のEDI 事例を参照しながら自動化の実現内容、自動化に対するコードの機能、役割などの点について情報を収集し、それらを参考に建設業界におけるEDI の自動化および自動化に対するコードの機能、役割を確認することとした。対象とした他業界は電子機器、電機(照明)、商社(鉄鋼部門)、デベロッパなどを取り上げた。

そこでの知見としては、4つの業界についてEDI と絡めてのコード利用を見てきたが、社外とのやり取りのためのEDI や業界共通的に有効に利用しているような例はあまり見られなかった。それらを踏まえて建設業界において業界共通的な基盤としての建設資機材コードの利用を考えた場合、他の業界には見られない多様なプレーヤがおり、そのプレーヤ間を結ぶために、共通的に利用できるコードやEDI を考えてきているが、それらに対しては一朝一夕にはなかなか導入、利用が難しいのではないかと検討結果となった。

5.3 LiteS 開発委員会活動報告概要

平成 17 年度の LiteS 開発委員会の主な活動テーマ

- (1) LiteS 実装規約の拡充及びメンテナンス
- (2) 資機材の受発注業務での LiteS 利用の推進
- (3) LiteS 普及促進のための技術的課題への対応

(1) LiteS 実装規約の拡充及びメンテナンス(LiteS 規約 WG)

LiteS 規約 WG を全 17 回開催し、実装規約の中でも出来高・請求メッセージに関する処理対応について検討を進めた。具体的には実装規約に規定されている基本データ交換手順(業務データフロー)以外によるデータ交換手順に対してのメッセージ構造や項目不足等への対応方法の検討を行った。

具体的には以下のような項目を検討した。

- (1-1)特記の記載箇所仕様について
- (1-2)請求確認メッセージにおける金融機関情報の記載について
- (1-3)出来高・請求・立替金・打切メッセージの「1381」検査完了予定日、「1382」引渡し予定日」の使用方法について
- (1-4)内訳明細本体行の行属性の明確化について
- (1-5)X 属性 8 バイトで定義されている日付項目の取り扱いについて
- (1-6)[1203]明細別取引区分コードの取り扱いについて
- (1-7)出来高・請求業務のメッセージにおける明細の金額に関するデータ項目の使用方法
- (1-8)「コード 30(受理)」の立替金確認業務での取り扱いについて
- (1-9)打切メッセージにおける「[1334]今回迄累積請求金額計消費税額」の使用について
- (1-10)[9]訂正コードの取り扱い
- (1-11)注文業務メッセージ／合意打切申込メッセージにおける[9]訂正コードの「3:取消」の記載について
- (1-12)支払通知メッセージの実装規約化

(1-1)特記の記載箇所仕様について

CI-NET LiteS 実装規約には、条件を記載する項目に、[1175]特記事項、[1176]特記事項 2、[1174]発注者側見積・契約条件、および[1069]受注者側見積・契約条件」の 4 項目があるが、複数箇所あることや記載容量が少ないなどの理由により、効率的な利用のために、ある程度 4 項目に内容の意味付けを持たせた方がよいのではないかとの指摘がある。現状受注者側で、発注者ごとに異なる記載内容を受信・処理しており、それぞれのデータ項目に係る記載内容に関してある程度の分類を行うことはできるものと考え、検討を行った。

結果としては、上記の項目をはじめ、明細行の仕様行や添付ファイルの中へ記載するなどいずれの方法を採ってもよいこととしているが、基本的なもの、全社的なもの、共通的なものについては、できるだけ[1175]特記事項、[1176]特記事項 2、[1174]および発注者側見積・契約条件に記載するものとし、それ以外は明細に記載または技術データ(添付ファイル)という形で記載することを今後推奨することとした。

また、合わせて特記事項等に記載する内容の一例として慣用句的なものを提示した。

(1-2)請求確認メッセージにおける金融機関情報の記載について

CI-NET LiteS 実装規約では請求メッセージにある金融機関関連データ項目が、請求確認メッセージには定義されていなくてよいか指摘があり確認を行った。この指摘は請求確認メッセージ利用の際どのような場面で金融機関情報を必要とするかが問題となっているが、結果としては都度情報交換すべきデータ項目ではないこと、また当該メッセージが[1315]出来高・請求・立替査定結果コード＝「30(受理)」の利用以外は基本的に不承認の場合に送信されるものであることから、既存の実装規約通り当該メッセージには金融機関関連情報のデータ項目は追加しないこととした。

なお、金融機関関連の項目利用に際し、以下の注意書きを実装規約に追加することとした。

－事前に取り決めた登録済金融機関、口座に振り込まれることを基本とする。ただしEDI外で特定口座に振り込むことを取り決めた場合はこの限りではない。

－金融機関関連情報に係る項目については、予め取引当事者両方で協定書での合意に基づいて使用するか否かを決めておく。

(1-3)出来高・請求・立替金・打切メッセージの「1381」検査完了予定日、「1382」引渡し予定日」の使用方法について

CI-NET LiteS 実装規約出来高・請求・立替金・打切メッセージのデータ項目に、「1381」検査完了予定日、「1382」引渡し予定日」があります。見積業務や注文業務のメッセージにはこれら 2つのデータ項目はない。その使用方法について、「予定日」は発注者側のものか受注者(協力会社)側のものか明確でないとの指摘である。

結果としては、「建設業法第 24 条の 4(検査及び引渡し)と第 24 条の 5(特定建設業者の下請代金の支払期日等)」等を考慮して判断すると、「1381」検査完了予定日、「1382」引渡し予定日」の日付は、発注者・受注者の両者合意のもと、メッセージとしては受注者より送信する出来高報告メッセージに記載し、それを承認する形で発注者より出来高確認メッセージに記載して返信することとした。

(1-4)内訳明細本体行の行属性の明確化について

現行の規約では内訳明細の各項目に対する必須項目の指定がないため、行属性が内訳明細本体行の場合、[1223]明細金額、[1218] 明細数量、[1222]単価、[1217] 明細数量単位のい

れかまたは全てに入力がない、すなわち内訳明細本体行をコメント行的に利用するケースが見られるとの指摘があり、これに対して行属性の利用方法を統一し、行属性に応じた入力項目を明確にするため、CI-NET LiteS 実装規約改訂の検討を行った。

結果として、[1288]補助明細コードの定義を以下のように変更した。

現状：・この行は金額集計の対象となる。
修正：・この行は金額集計の対象であるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。

(1-5)X 属性 8 バイトで定義されている日付項目の取り扱いについて

年月日を示すデータ項目(帳票年月日等)については、ビジネスプロトコル上9属性で定義されているが、[1052]工事・納入開始、[1053]工事・納入終了日・納入期限、[1070]見積有効年月日、[1141]見積提出期限年月日の4項目についてはX属性8バイトで定義されているため入力方法が統一されず、発注者、受注者の取り決め事項になっており、運用上X属性にしなければならないニーズも低いと思われるので、9属性と同様に入力方法を統一するようできないかとの指摘があり検討を行った。

結果としては、9 属性と同じく「1 バイト(半角)の「0」～「9」の数字のみで表される数値。カンマは記載しない」とし、入力方法は(YYYYMMDD)とすることとした。

(1-6)[1203]明細別取引区分コードの取り扱い

[1203]=「99(混在)」について、現状は「CI-NET 標準 BP Ver.1.4 p.153」では「99(混在)」の記載がある一方、「CI-NET LiteS 実装規約 P.182」には「99(混在)」の記載がなく、運用上の対応について確認を行った。

結果として、本項目のコード値「99」は、実際の取引の上では使うケースは想定しにくいことから、「使用しない」とした。なおこのようなコード値を使わないで済むよう、明細には明確な形で内容を記述することとした。

(1-7)出来高・請求業務のメッセージにおける明細の金額に関するデータ項目の使用方法

出来高・請求業務のメッセージにおいて、明細金額を合計した累積金額は、請求金額算定方式の ABCD 方式ではどのように計算するかは記載されているが、金額に焦点を当てると[1223]明細金額、[1225]契約金額明細、[1233]前回迄累積出来高金額明細、[1235]今回迄累積出来高金額明細の 4 つのデータ項目についてその使用方法が明確に記載されていないことから、これらの金額明細に関する項目の使い方を確認した。

結果としては、「明細金額に係る項目の値の積み上げ結果に対する全体情報の対応項目」「出来高金額算定方式により、明細金額に係る使用データ項目が異なることによる混乱の解消」への対応として、解説を実装規約に追加することとした。

(1-8)「コード 30(受理)」の立替金確認業務での取り扱いについて

EDIによる出来高・請求の月次処理に関する、受注者側の運用上のミスをなくすための対策として、請求確認メッセージにおいて発注者が請求メッセージを受信した旨を受注者に明示的に伝え、次回処理のタイミングをコントロールすることを目的とした「[1315]出来高・請求・立替査定結果コード=30(受理)」を昨年度追加したが、立替金確認メッセージでも上記を設定するか検討した。

結果としては、請求確認メッセージでの利用目的を勘案し CI-NET LiteS 実装規約通りとし、特に追加変更は行わないこととした。

(1-9) 打切メッセージにおける「[1334]今回迄累積請求金額計消費税額」の使用について

打切メッセージの使用データ項目に、「[1334]今回迄累積請求金額計消費税額」が使用可能な項目となっていない点について確認を行った。

結果としては、以下の計算式からして[1334]今回迄累積請求金額計消費税額が[1103]および[1335]との関連で必要になると考えられることから打切メッセージの使用項目に加えることとした。

[1335]税込今回迄累積請求金額計(調整前)

= [1103]今回迄累積請求金額計 + [1334]今回迄累積請求金額計消費税額

(1-10)[9]訂正コードの取り扱い

[9]訂正コードに関し、注文業務メッセージに関する部分で、「2:変更」「3:取消」についての使い方、記載内容を確認する必要があるとの指摘に対し検討を行い、以下の3点を結果として導いた。

①確定注文メッセージ、注文請けメッセージにおいては、[9]訂正コードのうち、「2:変更」については使用しないこととした。

②注文書の再発行については、「注文データの紛失」「注文データの未達」の場合のみ使用するものとし、その旨実装規約に追記することとした。

③注文書の訂正について、メッセージ交換の処理順序において、「注文書の再発行」の処理と同じであることから両者を整理して実装規約の記述も変更することとした。

(1-11)注文業務メッセージ／合意打切申込メッセージにおける[9]訂正コードの「3:取消」の記載について

[9]訂正コード=3(取消)の際、CI-NET 標準 BP Ver.1.4 では「本文(全体情報、明細情報とも)は送信しない」となっているが、実装規約においてはどのような送信とすればよいかを明確化するための検討を行った。

結果として、訂正の場合でも全体情報(鑑)は必要と考えられることから、この部分についての標準ビジネスプロトコルに対するチェンジリクエストを作成・提出し、改訂に至った。

(1-12)支払通知メッセージの実装規約化

昨年度より実用化推進委員会 調達・出来高 WG において、「支払通知メッセージ」の利用について受注者、発注者に対するニーズ把握を行いメッセージ素案の検討に着手してきたが、本年度

下期に入りその素案がまとまったことから、本 WG にてその素案を受け CI-NET LiteS 実装規約化に向けての検討を進めてきた。

検討においては、以下に示す検討の経緯や内容について素案作成担当の調達・出来高 WG との確認・調整のほか、新規データ項目の追加に係る検討や帳票イメージを作成し、実際の利用イメージを想定しながらの検討を進めてきた。

- ・支払通知メッセージの送付対象先及び運用について
- ・支払通知メッセージの規約化ニーズおよび規約化に係るメリット・デメリット
- ・内訳明細のフラット化について

最終的な検討結果として、支払通知メッセージの実装規約の策定に至った。

(2)資機材の受発注業務での LiteS 利用の推進(LiteS 設備機器 WG)

設備機器見積 EDI データと連動する、設備機器の購買(調達)業務に関して、既に実装規約に策定され実用化している「購買見積メッセージ」「注文メッセージ」との関係も踏まえた設備機器取引における EDI メッセージのあり方について検討を行った。

具体的には再度、LiteS の購買メッセージや注文メッセージまた、出来高・請求メッセージでの不足項目の抽出や運用方法についての整理を継続することとし、最終的には「設備機器取引 EDI 運用ルール(詳細は以下(2-1)~(2-5)を参照)」をとりまとめ、当該分野の実用化を推進するための活動を行った。

(2-1)見積依頼メッセージのない回答

設備機器に係る取引においては、専門工事業者(発注者)からの見積依頼→資機材サプライヤ(受注者)の見積回答といった情報のやりとりだけでなく、発注者が行う図面の公開、配布に対する資機材サプライヤ(受注者)の見積回答提出を始めとして、一方的に見積回答を送付するケースが想定され、このような業務処理に対応するための検討を行った。

検討の結果、これに対応する具体的なルールとして、以下の条件を満たす場合は見積回答からでも EDI を使えるものとした。

- ・当事者間での見積依頼なしの見積回答容認について合意しておく。
- ・EDI によらなくてもよいので何らかの見積依頼は行う。
- ・「受注確定前の下見積」を対象業務とする。
- ・見積回答時に最低限回答側から送るデータ項目について、事前に取り決めておく。このうち、[1042]工事場所・受渡し場所名称 には工事名称(設備では通常件名)は必須とし、[1045]取引件名(設備では盤工事などの件名)は任意とする。
- ・見積回答における見積依頼有無の識別の仕組みとして、回答メッセージのキー項目の 1 つである[1009]参照帳票 No.(本来は見積依頼番号を入れる項目)について、受注者側で手入力によって取引当事者間で取り決めた値を入力して見積回答メッセージを送信する。

(2-2)1つの見積依頼に対する複数見積回答

設備機器取引においては、取り扱う機器の種類が多岐に渡ることから、見積回答のタイミングがずれて複数回に分けて回答したり、複数のバリエーションを回答したりするケースなどにおいて、1件の見積依頼に対し見積回答が複数回に渡ることがあり、その対応について検討した。

検討した結果として、以下の条件を満たす場合は1件の見積依頼に対して複数の見積回答が送れるルールとした。具体的には1つの見積依頼に対する見積回答メッセージの特定を行うためのキー項目の設定として、従来の見積回答メッセージを特定するキー項目に加え、[1007]帳票 No. をユニークにすることとした。

(これにより回答を受信する発注者側では当項目で見積回答メッセージの一意性を確保することができる)

(2-3)単価契約に係る見積～注文～請求

資機材取引業務では見られるとされるこれらの取引について設備機器関連のメッセージでカバーする必要があるとの指摘により、その対応について検討した。

検討の結果として、単価契約については利用されるケースがあまり想定できないことから検討対象から除外することとし、単価見積についてのみ以下に示すルールとした。

- ・見積対象品の単価を回答するためのメッセージあり、必要な「単価」「単位」は入力する。
- ・「単価見積」という記述を鑑部分の備考欄や件名等に記載することとする。ただし鑑部分のいずれに記載するかまでは特に規定しない。

(2-4)社内配信のキー項目

見積回答が来た場合に見積依頼との紐付けにより誰に振り分ければよいかの判断ができるが、見積依頼がない場合では容易には見積依頼した者への配信ができない可能性があり何らかのルールが必要となる。特に複数営業所への振分、集約などを考慮して、現状のメッセージにおける「[4]発注者コード」、「[5]受注者コード」を活用した配信の仕組みに加えて、他のデータ項目もキー項目として検討することとした。

検討の結果として、社内配信(=振り分け)のキー項目について以下のようなルールとした。

- ・設備機器見積回答情報において振り分けに利用する項目として『[1028]発注者担当部署名』を入れることを推奨する。特に見積依頼無しの場合には必要である。

(当面の運用ルールでは、自動での振り分けについて完全に機能を実装することは難しいことから、メッセージを人的判断で振り分けるためにもこれらの項目が必要となる。)

- ・設備機器見積依頼情報において振り分けに利用する項目として『[1017]受注者担当部署名』を入れることを推奨する。

(2-5)購買～注文～納品に至るメッセージ運用について

設備機器取引における「購買・調達業務」を行うにあたり、見積段階で「設備機器見積メッセージ」／「購買見積メッセージ」いずれを使用するかを検討を行った。これは以前に、方向性として設備機器見積メッセージを適用していくことを確認したが、設備機器見積メッセージの具体的な使い方を検討してきている中で、改めて方針を決める必要が生じたためである。

検討の結果のルールとして、見積業務において使用メッセージとしては、注文メッセージをやり取りする前提のための情報収集・交換のために購買見積メッセージを使うこととした。利用イメージとしては注文業務の直前の見積を除いて、下見積業務からやり取りされる見積については設備機器見積メッセージを利用し、注文業務の直前の見積は購買見積メッセージを利用することになる。

これに伴い、購買見積メッセージを注文メッセージの前に交換することから、設備機器取引業務についても、購買見積以降は従来のメッセージ交換と同じ仕組みでの運用となる。

なお、設備機器見積～購買見積のメッセージ間の紐付けについては、実装規約の設備見積～購買見積／建築見積～購買見積の処理と同様の流れを、実装規約ではなく各社で紐付けしてもらうことで対応する。

(3) LiteS 普及促進のための技術的課題への対応 (LiteS 技術検討 WG)

技術的課題の具体例として、文字コードのチェックに関する検討を行った。また電子メール以外の情報伝達規約の展開可能性について検討した。

また ASP 連携指針について検討し、最終的に「CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針(案) 第 1 版(以下、指針案)」をとりまとめた。

以下、それぞれ概要を紹介する。

(3-1) 文字コードのチェックに関する検討

CI-NET ではローカル文字(機種依存文字:外字)の使用は原則として不可となっているが、その取り扱いは ASP やベンダによって異なっている。また利用者がローカル文字かどうかを考えずに使用するケースも多く、送受信間で空白文字等に置き代わるため、メッセージ内容が不一致となり、契約時のトラブルの原因となっているとの指摘が挙げられている。

そこで、文字コードに関しての送信側の入力及び送信時のチェック、受信側での受入時の取り扱いについて整理し、その取り扱いを統一するための検討を行った。

これについては、CI-NET LiteS 実装規約にある技術データのファイル名及びメッセージ内における文字制限ルールを明確化するため、CI-NET LiteS 実装規約「A. 情報伝達規約」及び「B. 情報表現規約 VIII.メッセージごとの使用データ項目」についての改訂案を検討した。

(3-2) 電子メール以外の情報伝達規約に関する検討

現在の LiteS における情報伝達規約ではメール方式を採用しているが、使用するユーザとサポートするベンダから実装において時間がかかることが指摘されている。またメールシステムの弱点

である SPAM メールやウィルスへの脅威に対して、メールシステムのみ定義した現在の情報伝達規約について、今後の影響が危惧されるといった指摘もある。

そこで、既存のメール以外の手段に関し、適用技術や現行の LiteS システムとの連携範囲並びに業務への適応性等の検討に着手し、新しい情報伝達方法への LiteS 拡張可能性や必要とする要件等の検討に着手した。

これについては、以下に示すような点について整理を行った。

- ・Web をはじめメール以外の伝達方式も含めた方式間の一般的得失
- ・情報伝達方法の変更に伴う表現形式の見直しに係る可能性有無や表現形式間の一般的得失
- ・電子証明書についての新しい伝達方式採用による影響の分析

これらの整理を踏まえて、新しい伝達方式を取り入れた EDI システムが満たすべき条件を下記のように抽出した。

- ・建設業法等のルールを満たすこと。
- ・現状のメール方式との連携性を保ち、互いの利点を生かして共存可能であること
- ・業務モデルの発展性(現状業務モデルに比べてより効率の高い業務モデルが実現可能なこと
- ・EDI の普及上役立つ方式であること
- ・情報の対称性(発注側と受注側の情報の対称性を担保すること。技術的な方法にかぎらず運用ルールによる方法でもよい)

(3-3)ASP 連携指針の検討

CI-NET では複数の ASP の下でも多端末現象を回避するために、これまで CI-NET LiteS 実装規約や参考資料、また CI-NET 対応の各 ASP 事業者に対する複数の指針を取りまとめてきている。こうした中で昨年度は国土交通省の支援の下、ASP 連携実証実験を実施したところである。

そこで本年度は、その実証結果を踏まえて、既存の ASP 事業者間でのルール化や新規参入する ASP 事業者に向けての共通実装要件のルール化範囲の検討やその取りまとめることとした。

これについては、WG での議論および各 ASP 事業者の協力も得て、ASP の連携指針として「CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針(案) 第 1 版(以下、指針案)」をとりまとめた。

指針の適用範囲は、以下の 2 ケースを想定している。

ケース 1: CI-NET LiteS 導入済み企業 CI-NET LiteS 対応ソフト利用企業と ASP サービス利用企業間の EDI

ケース 2: 異なる ASP のサービス利用企業間の EDI

このそれぞれのケースについて、従来の指針にあった通信方式、電文の暗号化、本人性確認の方式等に加え、ASP 事業者間での必要な調整事項を加えている。

また、これらの連携指針を生かした具体的な動きとして、2005 年 12 月より、この指針に基づき、CI-NET LiteS 準拠のシステムでサービスを提供している ASP 事業者 3 社間で実際の ASP 連携が開始されている。

5.4 調査技術委員会活動報告概要

平成 17 年度の調査技術委員会の主な活動テーマ

- (1)現場情報化に係る動向調査
- (2)EDI の要素技術対応への取組
- (3)CI-NET LiteS システムの高度化のための技術調査

(1)現場情報化に係る動向調査

CI-NET 会員各社は、現場において企業間での多様なデータ交換・共有を行っている。本年度は、業界周辺で取組が推進され近年注目を集める IC タグ等の技術動向や建設業界に関連する事例の調査を進めた。

また前年度の情報共有に係る調査において問題点として指摘されてきたものから標準化ニーズがあると想定されるグリーンファイルについての調査を行った。

(1-1)IC タグの動向に関する調査

講演および文献調査等により、RFID、とりわけ IC タグの技術動向や国際標準化についての最新動向を把握した。

建設業に関わる RFID を使ったアプリケーションの例として検品・倉庫管理、設備管理、保守点検システム、下水道保守点検システム、入退場管理・監視システム、ユニバーサル測位／シームレス測位システムなどがある。また具体的な導入事例として梱包資材の管理への活用を紹介した。

このほか IC タグの標準化動向や IC タグと EDI の連携イメージ、およびその連携を行うに際してのデータ内容の標準化等についての今後の方向などについて調査した。

(1-2)グリーンファイルの標準化調査

昨年度の情報共有に係る調査において、以下のような問題点が指摘されていた。

- ・提出書類の様式が現場毎に異なり、案件毎の対応が必要になる。
- ・現場毎に書類の構成や様式が異なるため、全社ベースでの管理がしづらい。

特に、現場の安全管理に関して専門工事業者から総合工事業者に提出される書類、即ち、通称グリーンファイルと呼ばれている書類(下記の例を含む)については、上記で指摘されるような問題点があり作成・管理が煩雑なため、別途、標準化の検討が期待される状況にあるといえる。

そこで、本年度はこのグリーンファイルに関しての情報収集を行うため、講演形式により事例紹介を行った。

(2)EDI の要素技術対応への取組

XML/EDI に対する検討、議論については、他業界を含めて一段落している状況になってき

ているといえるが、一方で徐々に実装に関連してのユーザ側での対応についての情報が出てきつつあり、実装に向けての検討を行うに際して参考となる資料の調査を行い、以下の2種類の資料の概要を紹介した(いずれも発行は(財)日本情報処理開発協会/電子商取引推進センター(JIPDEC/ECPC))。

- ・技術標準(ebXML)ガイドブック Part□「ebXML 電文搬送サービス適用ガイドブック」
- ・技術標準(ebXML)ガイドブック Part□「ebXML を用いた共有データ作成ガイドブック」

(3)CI-NET LiteS システムの高度化のための技術調査

(3-1)電子証明書の利用動向に係る調査

電子証明書の利用動向について、国土交通省の電子入札の際に使用される電子証明書や法務省の商業登記に基づく電子認証制度の電子証明書にも絡んで、CI-NET LiteS 下の電子証明書についても高度化していくことが求められる場合が出てくることも考えられることから、証明書の特徴を把握するとともに相互利用の可能性などについての調査を進めた。

具体的には、電子証明書の共通利用の可能性について、技術面(拡張領域等の形式の違いが共通利用に対して及ぼす影響)、運用面(被認証者の対象に違いがあることを考慮した場合の共通利用のニーズの有無)、および今後の動向等について調査した。

(3-2)タイムスタンプに係る調査

昨年成立した e-文書法でタイムスタンプの利用を想定した文書保存について言及があるなど、タイムスタンプの利用が各所で進められている動きがあることから、その利用動向等について調査した。

具体的には、タイムスタンプの必要性や、国税関係書類のスキャナ保存での要件であるタイムスタンプの付与に関連する「タイムビジネス信頼・安心認定制度」の概要を把握した。

5.5 広報委員会活動報告概要

平成 17 年度の広報委員会の主な活動テーマ

(1)CI-NET/C-CADEC シンポジウムの実施

(1)CI-NET/C-CADEC シンポジウムの実施

広報委員会では、以下の内容の CI-NET/C-CADEC シンポジウムを企画、開催した。

開催日時： 平成 18 年 3 月 6 日(月) 9:30～17:00

場所： イイノホール（東京都千代田区内幸町 2-1-1）

来場者総数： 約 470 人

プログラム：

- 基調講演「可視化の技術とそのインパクト」
- パネルディスカッション-1「CI-NET の更なる発展に向けて
ー CI-NET の役割と今後の進展に向けてー」
- C-CADEC 活動の紹介
 - 空調衛生分野における取り組みについて
 - 建築工事における受発注者間の効果的な情報共有実現に向けた取り組み
- CI-NET 活動の紹介
 - CI-NET LiteS の最新状況
 - CI-NET 実施への取り組み
 - 穴吹工務店における取り組み
- パネルディスカッション-2「CI-NET LiteS 利用普及と業務効率化」

(2)CI-NET 広報普及支援活動

広報委員会では、CI-NET の普及支援に向けた以下の広報を行った。

(2-1)「建設業 IT 説明会」の開催

平成 15 年度に国土交通省からの依頼を受けた実証実験で有効性が確認された業務モデルの導入について「建設業の生産高度化に向けた先進的業務モデル導入マニュアル（h15 年度作成）」を作成しているが、これらの内容を周知し CI-NET、C-CADEC の地方での知名度を上げることを狙いとして、16 年度、地方 5 ブロックを対象に「建設業 IT 説明会（国土交通省主催）」を実施している。17 年度においても 16 年度に引き続き以下の 3 カ所について実施した。推進センターでは、この事務局を担当すると共に

CI-NET 及び C-CADEC について具体的説明を行った。全体で 200 名程の参加者であった。

- ・名称：建設業 IT 説明会
(主催：国土交通省／事務局：建設業振興基金)
- ・期間：平成 17 年 11 月～12 月
- ・場所：仙台・新潟・広島
- ・対象：中小・中堅建設業者



写真6-6-1 新潟会場

プログラム：

- ・建設業の現状と今後の施策の方向性について
国土交通省 総合政策局 建設業課
- ・IT 活用による建設業の「経営」と「生産」の高度化に向けて
(財)建設経済研究所 山根一男
- ・CI-NET の現状について
(財)建設業振興基金 建設産業情報化推進センター 星野隆一
- ・実運用事例の紹介について
 - ・11 月 17 日 仙台(宮城県建設産業会館)
戸田建設(株) 野村義清
 - ・11 月 30 日 広島(KKR 広島)
(株)さとうベネック 大柱貴宏
 - ・12 月 6 日 新潟(メルパルク新潟)
安藤建設(株) 西村高志
- ・ASP の現状について
 - ・11 月 17 日 仙台(宮城県建設産業会館)
(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム 櫻井暁悟
 - ・11 月 30 日 広島(KKR 広島)
(株)富士通ビジネスシステム 猪俣洋二
 - ・12 月 6 日 新潟(メルパルク新潟)
NEC ソフト(株) 種田剛

(2-2)CI-NETホームページの運用

CI-NET ホームページ(URL:<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/>)について、既存コンテンツを随時アップデートするなどして継続運用を行うとともに、平成 16 年度は以下のコンテンツの掲載や内容の充実を図った。

- ・「CI-NET LiteS データにおける明細行関連コードの表現事例」について
(平成 17 年 8 月掲載)
- ・「中小・中堅建設業者におけるIT活用促進のための実証実験」パンフレット
(平成 17 年 11 月掲載)
- ・CI-NET LiteS のための電子証明書
- ・CI-NET 会員企業一覧
- ・企業識別コード取得企業一覧
- ・CI-NET 関連記事 (雑誌・新聞等 見出し)

また、CI-NET 会員向けのページに以下を掲載。

- ・ CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.2 参考資料・指針 (平成 17 年 7 月掲載)
- ・ CI-NET 実用化状況一覧
 - CI-NET 会員企業(ユーザ)の実用化状況
 - CI-NET 会員企業(ベンダ)製品開発・リリース状況

6. 各専門委員会活動報告

6.実用化推進委員会活動報告

6.1 活動テーマ

平成 17 年度の実用化推進委員会の主な活動テーマは以下のとおりである。

- (1) 総合工事業者と協力会社間での LiteS 利用の推進
 - (1-1) 電子商取引データの保管における関係法規への対応について
 - (1-2) 出来高業務等に係る最適な運用方法についての検討
 - (1-3) EDI 利用が開始された業務に付随する業務での実用化検討
- (2) 建築及び設備見積業務分野での EDI 実用化の推進
 - (2-1) LiteS メッセージの利用促進
 - (2-2) 設備分野における CI-NET 資機材コードの実用拡大検討の継続推進
- (3) 中堅や地方の事業者での EDI 実用化の支援
 - (3-1) LiteS 導入促進のための情報提供
 - (3-2) 導入企業における利用実態調査(アンケート)の活用

6.2 活動経過

(1)実用化推進委員会の開催

以下の日程で実用化推進委員会を開催し、CI-NET の実用推進に係わる検討を行った。

平成 17 年 7 月 12 日(火) 第 1 回実用化推進委員会

- ・平成17 年度 実用化推進委員会 活動計画の検討
- ・各社の実用化状況に係わる情報交換
- ・第2回 CI-NET 利用実態調査について

平成 17 年 12 月 15 日(木) 第 2 回実用化推進委員会

- ・設備見積 WG 活動中間報告
- ・調達・出来高 WG 活動中間報告
- ・規約改訂に係るチェックリストの運用について

平成 18 年 3 月 10 日(金) 第 3 回実用化推進委員会

- ・平成 17 年度 実用化推進委員会の活動について
- ・各社の実用化状況に係わる情報交換
- ・平成 18 年度 実用化推進委員会の活動について

(2)総合工事業者と協力会社間での LiteS 利用の推進(調達・出来高 WG)

調達・出来高 WG を全7回開催し、以下に示すテーマについて検討を行った。

- ①電子商取引データの保管における関係法規への対応について(継続テーマ)
- ②出来高業務等に係る最適な運用方法についての検討(新規テーマ)
- ③EDI 利用が開始された業務に付随する業務での実用化検討
 - ・支払通知メッセージの実用化検討(継続テーマ)

このうち、①については平成 17 年 4 月の e・文書法の施行やそれに伴う電子帳簿保存法の改正等もあり、CI-NET においても、税務対応の観点からの電子データの扱いについて検討を進め、これら法令に合わせて必要な措置に対する CI-NET ユーザの具体的な対応の方策について、WG にて冊子を取りまとめる作業を進めているところである。

②については、出来高・請求業務における運用の実態を把握するとともに、各発注者で異なるメッセージの処理フローについて、いわゆる基本フローへの集約の可能性等についての検討を行ってきた。検討結果として基本フローの重要性を再認識し、既に当該業務で運用を始めている企業を始め、今後当該業務への EDI 導入を行う企業に対しても、基本フローの遵守を求めていくことなどを合意事項とした。

また③の具体的な取り組みである支払通知メッセージに係る検討については、昨年度からの継続的な検討により素案をとりまとめ、現在は LiteS 開発委員会・LiteS 規約 WG に規約化に向けての最終的な検討を委ねている。

(3)建築及び設備見積業務分野での EDI 実用化の推進

- ①LiteS メッセージの利用促進
- ②設備分野における CI-NET 資機材コードの実用拡大検討の継続推進

このうち①については、総合工事業者と設備専門工事業者間で行う見積業務に利用する設備見積 EDI について、設備見積 WG を全 3 回開催した。実装規約 Ver.2.1 ad.1 に追加された設備見積依頼メッセージによる設備見積トライアルが先行する企業により 16 年度に実施されたが、そのトライアルで顕在化した課題(計行の扱い等)について検討した。

また、施主(設計事務所)と総合工事業者、総合工事業者と積算事務所および建築専門工事業者間で行う建築見積業務に利用する建築見積 EDI についての活動であるが、本年度は WG の開催は行わなかった。

一方②については、一昨年度の検討により設備分野において CI-NET 建設資機材コードと C-CADEC の設備機器ライブラリーデータ交換用 Stem コードとの統一化の方向性が示されていることを受け、コアメンバーによる検討を前提に、建設生産プロセスの中で建設資機材コードの利用方法について検討を進め、その中で CI-NET 建設資機材コードと Stem コードの統一化の道筋について WG 内での合意を取り付けることができた。また合わせてコード利用促進についての方

向性を検討し、機器表に表す各種設備機器が持っている属性情報のメタデータ化を行うことによる情報共有の基盤整備の推進に着手した。

(4)CI-NET 実用化状況把握等による導入のための情報整備

業界各社における CI-NET 導入検討の参考等に資することを目的として、CI-NET 会員企業を中心とした実用化状況等を調査し、推進センターのホームページにより情報提供を行った。

また CI-NET LiteS 利用のための電子証明書取得企業のうち、受注者を中心とした企業を対象に「第 2 回 CI-NET 利用実態調査」を実施した。

6.3 活動結果

6.3.1 活動体制

本年度、実用化推進委員会では、主に実用業務ごとに以下の WG を設置して活動した。

調達(購買見積/契約)、出来高業務 → 調達・出来高 WG

なおユーザ規模の視点から中堅および地方の総合工事業者への CI-NET 導入促進の位置づけで、中堅ゼネコン実用化検討 SWG を調達・出来高 WG の下に設置した。

設備見積業務 → 設備見積 WG

建築見積業務 → 建築見積 WG

また、CI-NET LiteS 開発以前より VAN 等の利用に基づき活動してきた「道路資機材グループ(出荷・入荷業務)」が実用中であるが、特段の課題等が生じていないため WG は設置していない。

(1)実用中のグループ

(1-1)道路資機材グループ(既に実用化済みで、WG 活動は行っていない)

1)業務内容

- ・主にアスファルト合材関係の資材調達および販売業務等において、道路工事業者(アスファルト製造メーカを兼ねる)からアスファルトディーラへの出荷、請求に係わる情報および資材業者から道路工事業者への出荷、請求に係わる情報を CI-NET で交換するもの。

2)進捗状況

- ・平成 8 年 2 月より順次トライアルを経て実用化へと移行していたが、現在前田道路(株)1 社と、専門工事業者 10 社およびアスファルトディーラ 1 社との間で実用化している。

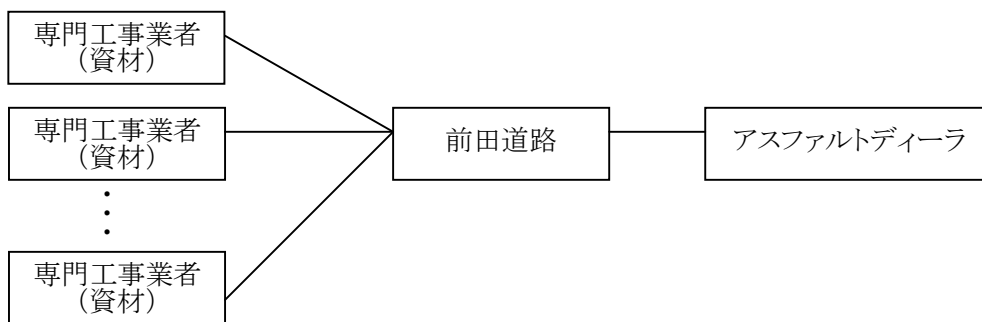


図 6.3-1 道路資機材グループの取組

(2) LiteS 方式による実用化の推進

活動状況については後述するが、LiteS Ver.2.1 での購買見積業務、注文業務を中心として、総合工事業者の取引相手先が増加してきている。また ASP によるこれらの業務への対応もあり、企業識別コードの登録数の伸びにも表れている。

なお、LiteS を利用した、会員企業の相手先となっている非会員も併せた企業識別コード取得による CI-NET の実用化の進展は、平成18年3月末現在 約 7,000 社の状況にある。

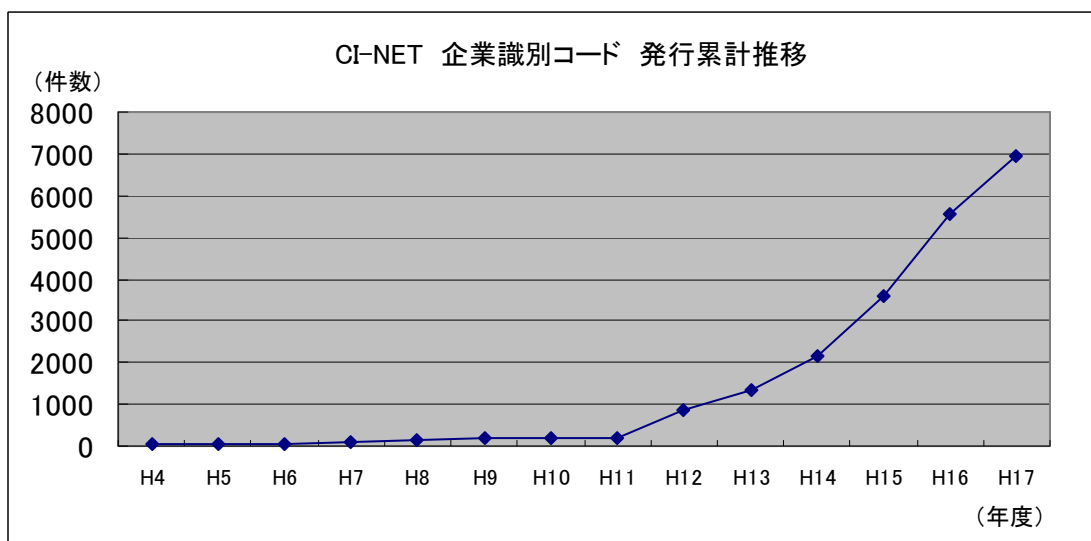


図 6.3-2 企業識別コード 推進センター発番件数

6.3.2 対象業務別の実用化実施状況

各業務の会員企業における実用化状況は下表の通りである。

表 6.3-1 CI-NET 会員企業 業務別実用化状況 (平成 18 年 3 月時点/50 音順)

	(1) 建築 見積 LiteS	(2) 設備 見積	(3) 設備 見積 LiteS	(4) 設備機 器見積 LiteS	(5) 道路 資機材	(6) 購買 見積 LiteS	(7) 契約 LiteS	(8) 出来高 ・請求 LiteS	(9) 支払 通知 LiteS
安藤建設		○	○			○	○	○	
大林組		○	△			△	○	○	
鹿島建設		○	○			○	○	○	
関電工		○	△	△		○	○	○	
きんでん		○	△	△		○	○	○	
熊谷組		○				○	○		
鴻池組		○							
弘電社		○				○	○	△	
五洋建設						△	△		
三機工業		○				○	○		
三建設備工業		○							
サンテック		○	△			△			
清水建設		○	○			○	○	△	
新日本空調		○				○	○	○	
新菱冷熱工業		○	○			○	○	○	
須賀工業		○							
住友商事						○	○		
住友電設		○	△	○		○	○	○	
銭高組		△							
大成温調		○	○			○	○	○	
ダイダン		○				△	△		
高砂熱学工業		○				○	○	○	
竹中工務店		○	○			○	○	○	
東急建設		○	△				△		
東光電気工事		○	△			○			
東洋熱工業		○	△			○	○		
戸田建設		○				○	○		
日本電設工業		○				△			
間組									
フジタ		○				○	○		
前田道路					○				
丸藤シートパイル						○	○	○	
雄電社		○	△	△		○	○	△	
計	0社	28社	15社	4社	1社	26社	24社	15社	—

※○は実用中。△はテスト運用あるいはシステム構築中を表す。
 ※上記の数は企業数を示し、複数の事業所で実用化している場合も1社でカウントしている。
 ※(5)道路資機材については、資材調達および販売業務等に係る出荷、請求を対象としている。
 ※(9)支払通知のLiteS実装化は平成18年度以降。

6.3.3 総合工事業者と協力会社間での LiteS 利用の推進(調達・出来高 WG)

具体的なテーマとして設定され、現在検討の活動を行ってきたのは以下に示すテーマである。

1. 総合工事会社と協力会社間での LiteS 利用の推進
 - (1) 電子商取引データの保管における関係法規への対応について
 - (2) 出来高業務等に係る最適な運用方法についての検討
 - (3) EDI 利用が開始された業務に付随する業務での実用化検討
2. 中堅・中小や地方の事業者での実用化の支援

以下、これらの活動について検討状況を紹介する。

(1) 電子商取引データの保管における関係法規への対応について

EDI の進展に伴い、税務上管理が必要とされる取引記録等が電子化されてくる。こうした電子化により、従来の紙ベースのものとは異なった管理方法や対応要件が必要となってきている。特に、平成 17 年 4 月の e-文書法(民間事業者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律)の施行やそれに伴う電子帳簿保存法(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律)の改正等もあり、CI-NET においても、税務対応の観点からの電子データの扱いが課題としてあげられてきている。そこで、これまでの各企業における対応事例の把握を進め、共通的な問題点を確認し、その取扱や対応方法についての検討を推進することとした。

現在、CI-NET LiteS による EDI データの保存について、議論の中で取り上げている関連法規は法人税法、電子帳簿保存法、e-文書法などである。

これらのうち法人税法と電子帳簿保存法については、以下のような法的要件が定められている。

① 法人税法

- ・国税関係書類の保存義務: CI-NET においては確定注文、注文請け、見積回答、出来高報告、請求の各メッセージが想定される

[重要]どのメッセージが保存対象かは一概に決められない。メッセージ中のデータ項目の使用有無、データ交換協定書等で規定する運用の相違により個別企業毎の判断が求められる。

- ・保存期間: 7 年間
- ・保存形態: 原則紙、6~7 年目はマイクロフィルムも許容。

② 電子帳簿保存法

- ・国税関係書類の保存に関する特例を規定するもの

- ・平成 16 年 12 月の改正(17年4月施行)の主な内容は以下の通り
- ・スキャナ保存の許容
 - －国税関係書類のうち、帳簿、決算関係書類、3 万円以上の契約書及び領収書についてはスキャナ保存対象外(特に重要な文書であるため、引き続き紙により保存)
 - －国税関係書類のうち、上記以外の書類については一定の要件の下、スキャナ保存可能(税務署長の承認が必要)
- ・スキャナ保存の主な要件
 - －真実性を確保するための主な要件
 - (a)速やかに又は業務サイクル後速やかに入力
 - (b)電子署名+タイムスタンプ+バージョン管理
 - －その他真実性を確保するための主な要件
 - (a)200dpi 以上の解像度及びカラー画像によるスキャニング
 - －可視性を確保するための要件
 - (a)カラーディスプレイ、カラープリンタ等の備え付け
 - (b)検索機能の確保
 - (c)国税関係帳簿との相互関連性の確保
 - (d)システム関係書類の備え付け
- ・電子取引の保存に関する要件強化
- ・罰則規定の新設

■CI-NET にとって重要な改正点

- (a)電子取引(EDI 取引)の取引情報に関する電磁的記録による保存の要件強化(電子帳簿保存法 施行規則第 8 条)
- (b)罰則規定の新設(電子帳簿保存法 第 11 条:青色申告・連結納税の取り消し)

特に(a)の指摘については、下記のいずれかの対応を必要とすることとなっている。

- －当該取引情報の授受後遅滞なく、当該電磁的記録の記録事項に電子署名を行い、かつ、当該電子署名が行われている電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すこと。
- －当該電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿った運用を行い、当該電磁的記録の保存に併せて当該規程の備付けを行うこと。

これらに対しての具体的な対応の方策として、上記(a)の事務処理規程(電子帳簿保存法 施行規則第 8 条第 1 項 2 号)の「参考例」について検討を実施してきた。

また、CI-NET で行った取引情報の保存については、次ページの図に示すような対応が求められているが、電子データでの保存に加え、電子取引の取引情報を書面に出力する場合の対応や ASP の保管サービスを利用する場合の留意点等についても合わせて検討を行った。(詳細は参考

資料「13.5 EDI データの保存について」を参照のこと。）

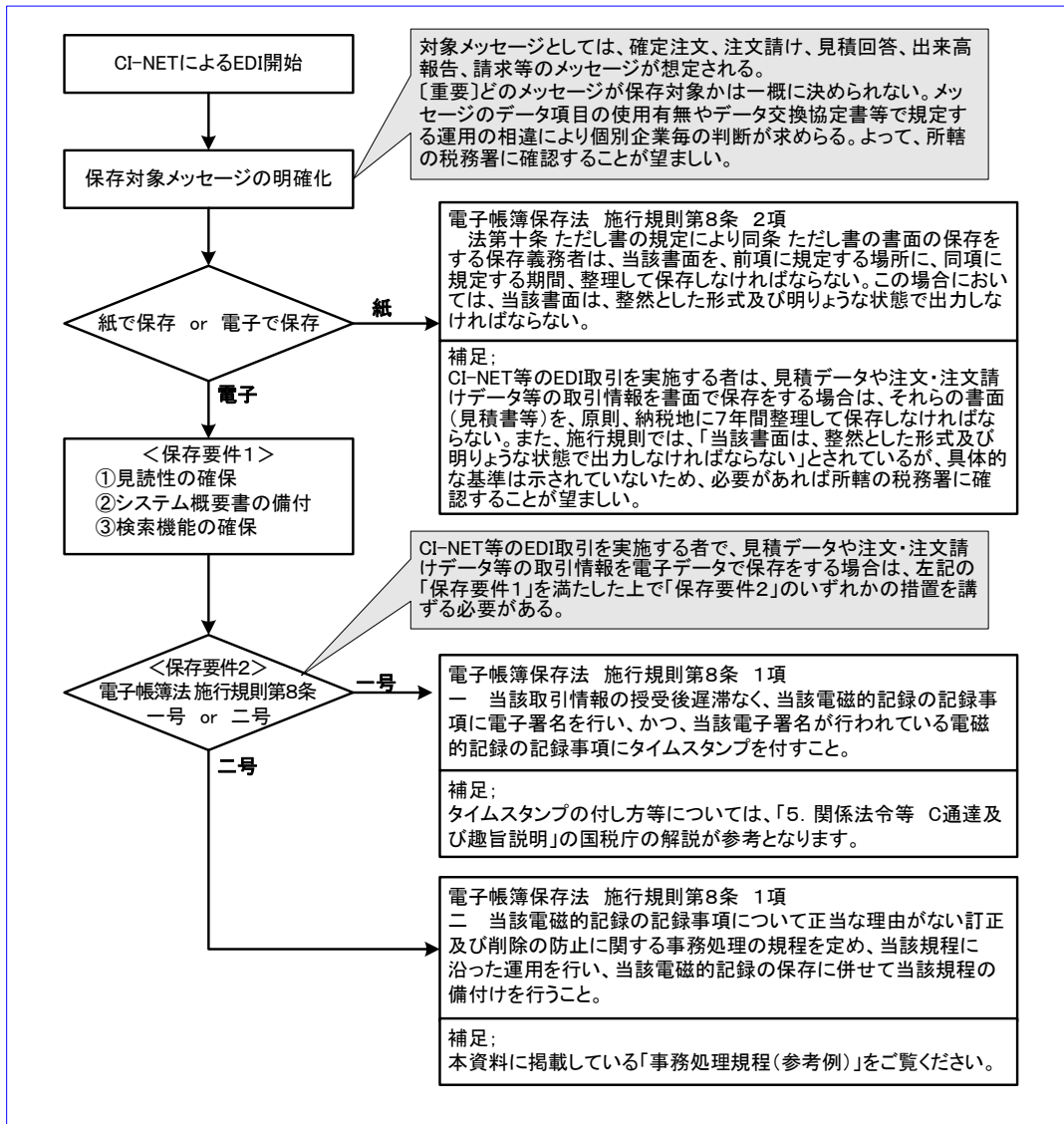


図 6.3-3 電子取引の取引情報の保存について

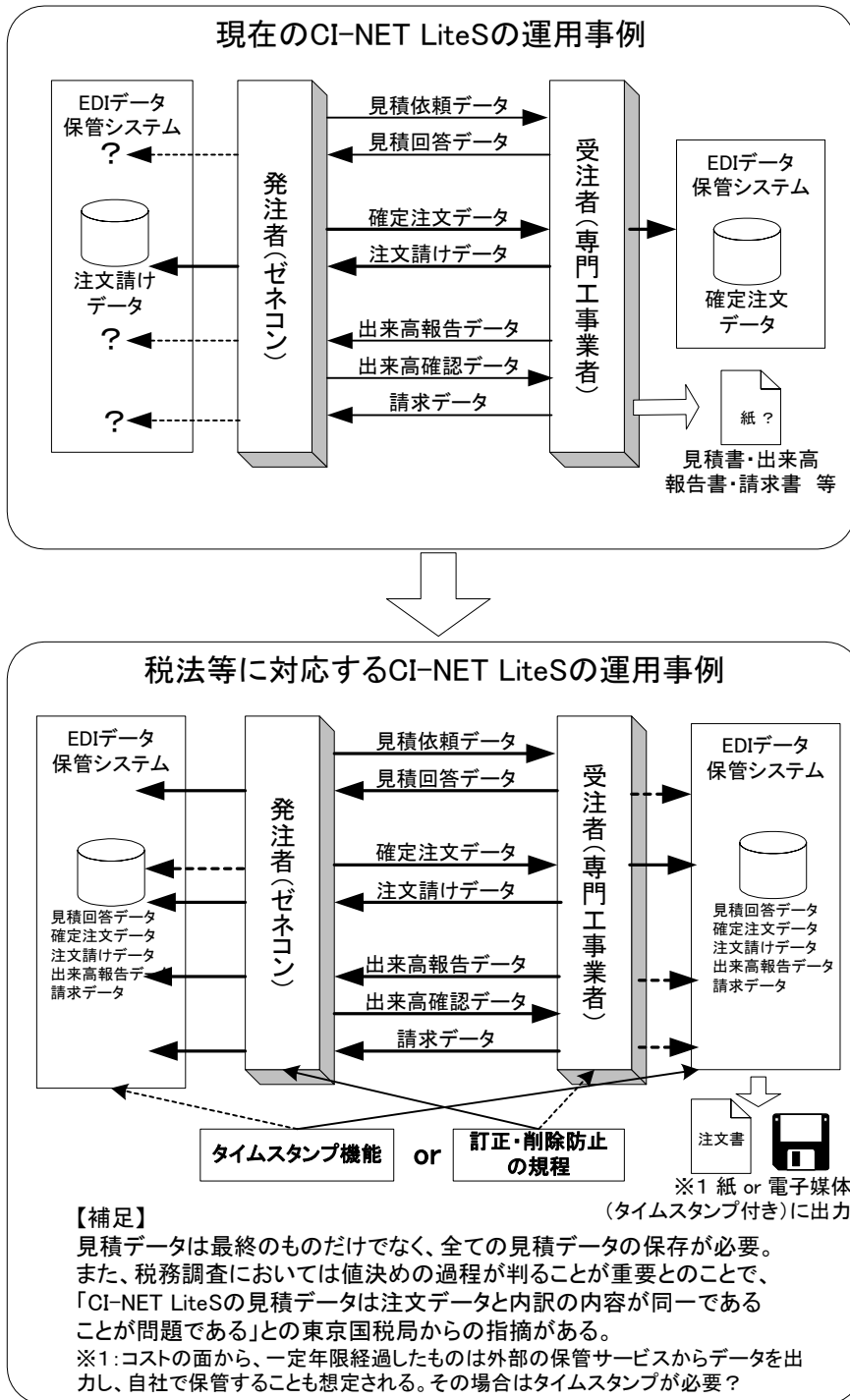


図 6.3-4 税法等に対応する CI-NET LiteS の運用事例

(2)出来高業務等に係る最適な運用方法についての検討

(2-1)検討の流れ

出来高業務、請求業務に係る EDI 運用については、平成 15 年度の国土交通省の実証実験事業や実務を開始した企業から、運用課題(規約の実装パターンの多様化など)が指摘されている。EDI が、社外との情報交換の手段から、社内業務と密接に関連する状況に変化している中で、当該業務に関する運用方法の整理をしていくことが求められている。

具体的には昨年度の、メンバー各社へのアンケート調査を参考に、各社の処理パターンの把握を進め、多パターン化の実態確認をすることにより、その下での運用方法の共通化やより良い仕組み等についての検討を進めた。

まず検討を行うにあたり、昨年度行った出来高請求業務の運用に関するアンケートについて、改めて調査を実施し、1 年経過した後の当該業務の実態および対応等を再度把握することとした。

このアンケートでは、出来高・請求に係る業務フローとして、当該業務におけるメッセージの送信有無やそれに付随する処理のバリエーションなどを考慮したパターンを用意した上で各社の現状を調査したが、一部の総合工事業者においては、多様な業務パターンに対応した仕組みの検討が進められていることが明らかになった。

その後、LiteS 開発委員会にて取り決めている出来高・請求業務の「基本フロー」(CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.2 P.250 参照)を確認のうえ、受注者側の負担の軽減のためにどのような方策があるのかについての検討を進めてきた。

WG 内の議論としては、

- ・基本フローの重要性は各社認識
 - ・中堅や中小の業者まで広げるためには操作がシンプルであることが要件
 - ・今の基本フローで問題が起きているといった事例は聞いていない
- などが出てきた。

一方、基本フローを前提としていない出来高業務への EDI 対応を始めている企業もある。そのような企業においては、基本フローへの切り替えについて既に運用を開始している仕組みへの変更を加えることとなるため直ちには対応が難しいとの見解が示された。しかし一方で基本フローの重要性やその遵守という趣旨に対しては各社が理解を示しているところであり、基本フローへ対応する方向であるとの考えが提示されたり、具体的に基本フロー対応への準備を進めたりしている企業も出てきている状況になっている。

(2-2)検討結果

WG における検討の結果、方針として「基本フローは守る」「既導入企業に対してのフローの切り替えに対する時限措置は取らない」「実装規約の解釈を当事者間で行える部分に対する議論は当面しない」といった考え方が示された。

また、出来高・請求業務を開始する企業が今後多数出てくるものと想定されるが、既に着手して

いる企業に加え、それらの企業に対しても現状規定されている基本フローに従ってもらえるよう働きかけを行うこととしている。もし現状の業務が CI-NET で提起している基本フローになじまない場合はどのような点が問題となっているのか、また解決の方向性としてどのような方策が考えられるかといったことの指摘を行っていくなどを合意している。これらの具体的な検討の場としては、本 WG 内に設置されている「中堅ゼネコン実用化検討 SWG」などが考えられている。

(3)支払通知メッセージの実用化検討

昨年度、請求業務を補足するメッセージとして「支払通知メッセージ」利用についてのニーズ把握を行い、メッセージ素案の検討に着手した。これによりデータ項目の抽出等は終えていたが、本年度はこのメッセージ(素案)を最終案として取り纏め、LiteS 開発委員会に提案し LiteS 実装規約化を図ることで、「請求業務」の利用・普及を図ることとした。

本メッセージに係る検討は、昨年度までのデータ項目の抽出に加えて、データ項目の使用、運用に関する細かい検討を進め、実装規約の検討を行っている LiteS 規約 WG 向けの素案をとりまとめたところである。今回本 WG でとりまとめた支払通知メッセージの素案において提示している概要は以下の通りである。

(3-1)支払通知メッセージの機能及び項目案

1)機能

調達・出来高 WG メンバーを中心に支払通知に関するアンケート調査を実施し、ニーズを確認した結果、支払通知メッセージの機能を以下の通りとすることを WG 内で合意した。

①発注者側のニーズ

- ・支払通知の郵送料、FAX 送信に係る事務経費等の低減
- ・受注者(取引先)からの問い合わせ対応の負荷を低減

②受注者側のニーズ

- ・現在:入金額の早期確認(郵送よりも1日でも早く知りたい)
- ・将来:請求額等の自動消し込みの実現

③支払通知メッセージの機能

- ・受注者側での自動消し込み処理の実現

2)データ項目

支払通知メッセージ自身は標準ビジネスプロトコルに既に規定があり、本 WG ではその項目をベースに検討を進めてきた。

また検討を進めていく上で、“ファクタリング”といった従来の標準ビジネスプロトコルに規定されていない項目等の追加の必要性についての検討がなされた。LiteS 規約 WG を経て、最終的に承認された支払通知メッセージに関する新規データ項目については、標準化委員会の報告を参

照いただきたい。また、支払通知メッセージについては LiteS 開発委員会の報告を参照いただきたい。

(3-2)調達・出来高 WG での検討・確認事項の整理／使用項目に係る注記事項

1)メッセージに関する確認／注記事項

①支払通知の発行単位

以下のいずれの対応も可能とすることを想定した。

- ・「業者毎」・・・通常多く見られるパターン
- ・「口座毎」・・・発注者の処理、管理体系として、同一口座は 1 つにして処理する場合が多い
- ・「該当物件毎」・・・1 物件でも複数の請求書が発行される場合にも対応が可能

②対象とする請求形態

EDI データ、紙のいずれも扱えるようにすることを想定した。

③明細データを活用した自動消し込み時の注意点

以下のような点について、留意しておく必要があるとした。

- ・受注者が支店ごとに請求書番号を発行すると、異なる支店間で同一の請求書番号発行の可能性はある。
- ・請求書の紙媒体でのやりとり、立替金に関する情報のやり取りについては EDI を利用しないケースも想定されることから、受注者が初めて認識するような番号が記載されることもありうる。
- ・受発注者間で立替金報告／確認メッセージを授受しない場合には、支払通知メッセージの明細データの記載レベルが変わってくる。

具体的には、請求情報は工事案件ごと(工事コードごと)での記載としている場合に、立替金はさらに詳細の明細(その案件における立替金の明細)も記載することが可能となる場合(支払通知で立替金情報もやり取りしてしまうことも可能である)があることに留意しておく必要がある。

④控除・相殺金額の記載箇所

控除・相殺金額については、全体情報と明細情報のいずれにも記載することが可能である。この使い分けについては、いずれの記載箇所を使用してもよいものとする。

また全体情報の記載欄について、記載する費目(例、協力会費、振込手数料など)の順序についても特に定めないこととする。

⑤明細情報における「請求・出来高」「立替・控除」データの記載

支払通知の明細情報には、請求・出来高データ、立替・控除データを記載できるように考慮している。

具体的には、以下の 2 項目で各明細行の種類と金額を示すこととした。

- ・明細行の種類(請求・出来高報告／立替・控除のいずれか)
 - ・・・[新規 13]請求出来高立替控除区分コード により区分
- ・各明細の金額・・・[1241]今回支払金額明細

⑥立替・控除金額の表示

明細に記載する立替・控除に係る金額の表示については、[1241]今回支払金額明細においてマイナス表示とする。

⑦保留金に関する支払通知上の取り扱い

本 WG で保留金に係る取り扱いについて検討した。ここで取り上げているのは出来高業務で用いる保留(出来高保留)ではなく、経理部門で支払額を保留する場合に用いるものであり、即ち発注側がネゴした結果の請求書を受領した後、支払う段階で何らかの理由により保留にする場合に用いるものということであった。

これについては、複数社の帳票にこれらに係る項目の記載があったため、支払通知の素案に盛り込んで検討してきたが、本 WG の結論としては支払通知メッセージからはずす方向とした。

2)データ項目に関する確認／注記事項

上記の検討結果に加え、データ項目の中で特に注記が必要な部分についても対応をまとめた。

3)その他の検討

また、別途「支払通知メッセージの位置付け」に関する議論を行った。これは、支払通知が単なる通知書類で、伝票でも証憑でもないといった点を明確にしたいという議論であり、議論の結果として現在のハガキや FAX の支払通知と変わらないものとして WG 内での意見集約をはかった。

(4)中堅ゼネコン向けの実用化検討

(4-1)背景

CI-NET の実用化進展は、これまで大手ゼネコンが中心となり牽引してきたが、今後は大手に次ぐ中堅ゼネコン及び地方の地場ゼネコンがその役割を担うものと期待される。しかしながら実態としては中堅ゼネコンへの CI-NET 導入状況は、一部の先行する企業を除き進んでいない状況にある。今年度、これらの課題に対する検討を開始するため、調達・出来高 WG の下に「中堅ゼネコン実用化検討 SWG」を設置した。本 SWG では CI-NET 先行企業による EDI の効果に関する検証や CI-NET 未導入企業が抱える実用化阻害要因の抽出およびその解決策等について情報共有できる場が必要であるとの指摘を受け設置したものである。

(4-2)目的

中堅ゼネコンにおける CI-NET LiteS の実用化推進向上の検討を主たる目的とする。

- ・各社の社内業務プロセスについても必要があれば検討対象とする
- ・その他、実用阻害要因とその解決策について、情報共有の場として機能させる

(4-3)検討の方向性

これまで7回のSWGを開催し、SWG参加の総合建設業者12社のCI-NETの導入／未導入といった点をはじめ、各社の社内システムの現状、今後の取り組み方向について把握してきた。

その結果、参加メンバーにおける CI-NET 導入、拡大に対するアプローチの違いが出てきた。大きくは以下の3つのグループに分類されるような状況である。

①CI-NET 実用拡大グループ

既に CI-NET を導入し、電子化率向上、CI-NET 対応取引先の拡大を目指すための検討を行うグループ

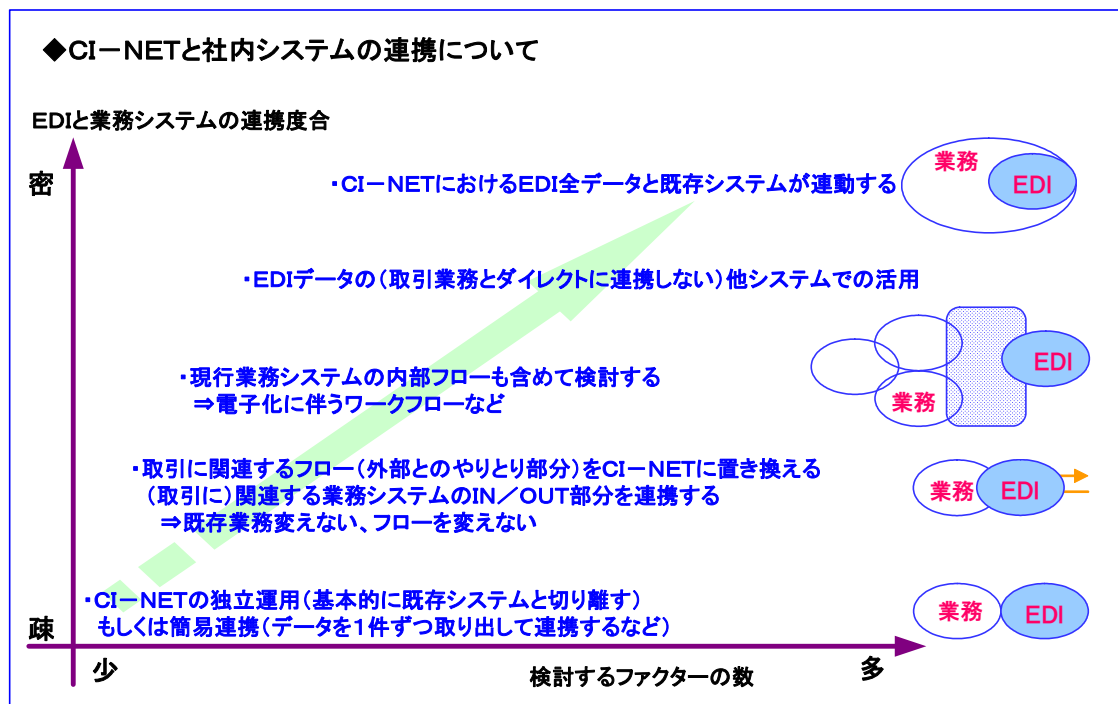
②社内システムとの連携を軸とした CI-NET 導入検討グループ

社内システムの整備の中に CI-NET 導入を位置付け、社内システムと CI-NET との連携を図ることによってメリットを見出すことを目指すための検討を行うグループ

③CI-NET 導入推進の優先検討グループ

まずは ASP 等簡易な環境から CI-NET を導入し、その導入をきっかけに社内システムへの連携を図ることでメリットを見出すことを目指すための検討を行うグループ

SWG での議論の中で、今後の検討の進め方として、まずは③を着手の手始めとして、それが進んできた段階で②へステップアップするという方向で進めていくこととし、下記に示すような具体的な検討に入ってきている。



[CI-NET 第3回 中堅 GC 実用化検討 SWG 2005.11.29 資料10/NEC作成資料]

図 6.3-5 CI-NET と社内システムの連携の方向性

(4-4)SWG メンバーの情報システムの現状把握

CI-NET の導入を進めていくにあたり、各社の情報システムの現状、および EDI への連携可能性などについて、SWG の場で各社状況報告を行った。

特に、EDI との連携が実現することで効果が期待できると考えられる購買システム、あるいは作業所を含めた実行予算システム、原価管理システム等の現状について各社からの発表をもとに、EDI との連携可能性やその実現に向けての問題点、課題などを検討してきている。

(4-5)CI-NET 未導入企業からの確認事項

本 SWG では、中堅 GC への CI-NET 導入、普及展開を図るための検討の一環として、CI-NET 未導入企業から CI-NET 導入に際しての質問事項、留意点などについて導入先行企業より意見をうかがうことで、導入の参考にすることとした。

主な質問事項は以下の通りである。

A.業務関連(フロー、業務そのものの見直しなど)

- ①紙&捺印と CI-NET の並行運用、ワークフローの電子化の状況
- ②紙での運用と電子データでの運用との違い
- ③CI-NET 導入にあたっての業務フローの見直しの対応(社内/関係会社/業者)

B.システム関連

- ①出来高・請求情報と原価管理系システム、会計系システムとの連携

- ②注文情報と原価管理系システムとの連携
- ③社内システムの連携状況(一体化/開発費用/一体化していない場合の運用)
- ④EDIと経理システム、原価管理システムとの連携状況
- ⑤システム構築主体、費用

C.取引先/ユーザ関連

- ①CI-NET 導入前、導入後の取引先への教育、フォロー(期間、体制、業者選定、方法等)
- ②システム導入後の社内および参加業者の評価

D.導入状況

- ①取引に占める割合
- ②土木、建築の導入割合

E.導入メリット

- ①導入のメリットをどこに見出しているか。

これらについて、先行企業からの知見を得ることで、これから導入を進めようとしている企業に対しての後押しを行っていくこととしている。

6.3.4 建築及び設備見積業務分野での EDI 実用化の推進

具体的なテーマとして設定され、現在検討の活動を行ってきたのは以下に示すテーマである。

1. LiteSメッセージの利用促進
2. 設備分野におけるCI-NET資機材コードの実用拡大検討の継続推進

以下、これらの活動について検討状況を紹介する。

(1)LiteS メッセージの利用促進

本取組は、「CI-NET LiteS 実装規約の冊子 Ver.2.1 ad.1/ad.2」(以下 LiteS Ver.2.1 という)のメッセージを用いて、主に総合工事業者と積算事務所や設備関係の専門工事業者間などにおける「建築見積業務」や「設備見積業務」における EDI の利用を進める取組である。

特に設備分野では、前述の「CI-NET LiteS 実装規約」において、既に「設備見積回答メッセージ」に加え、新たに、「設備見積依頼メッセージ」が策定され公表されているが、総合工事業者において実用化に取り組む事例も出てきているものの、LiteS の他のメッセージ利用に比して利用の進展が遅い状態にある。そこで昨年度は、設備見積依頼業務で実用化を促すためにトライアルの取組を推進してきており、本年度も継続した形で取り組みを進めている。

(1-1)Ver.2.1 対応に係るアンケートの実施

設備見積メッセージの LiteS Ver.2.1 への取り組み(トライアルを含む実用化)について各社の対応状況を確認した上で、今後の方針について WG で検討するため、現在実施中の企業も含め、総合工事業者、専門工事業者各社の設備見積メッセージ LiteS Ver.2.1 対応に対する現状を調査するという事で、平成 17 年 8 月にアンケートを実施した。

1)設備見積 LiteS Ver.2.1 の開始(予定)時期

- ・「実用中またはトライアルの具体的な予定」がある企業は、総合工事業者が 4 社、専門工事業者が 5 社となっており、両者の具体的な組み合わせが検討できる状況になりつつある。
- ・また「依頼があれば対応する」という企業も総合工事業者 1 社、専門工事業者 5 社となっており、実用中またはトライアル予定がある総合工事業者からの声掛けを積極的に行ってもらうことにより、さらに拡大の方向に持っていくことが可能である状況にある。
- ・実施時期についても平成 17 年度下期から平成 18 年度下期までばらつきはあるものの、予定時期の目途が提示されていることから、この目標を目指して導入に向けての準備が進められることを期待する。
- ・利用システムパッケージソフト、ASP、自社開発システムいずれも利用があり、それぞれ自社の進めやすい方法により、準備、実用に着手している。

表 6.3-2 設備見積メッセージ LiteS Ver.2.1 への対応状況(平成 17 年 8 月現在)

【総合工事業者】

対応状況	企業名	相手専門工事業者	時期	利用システム
実用中またはトライアル予定	安藤建設	大成温調	既に実用済み	ASP
	清水建設	新菱冷熱工業 他数社も順次予定	2006 年度上期	パッケージソフト
	竹中工務店	未定	2005 年度下期	自社独自システム
	鹿島建設	新菱冷熱工業(予定)	2005 年度下期	パッケージソフト (和田特機製 Tetra LiteS)
依頼があれば対応	鴻池組			
トライアル予定なし	東急建設 戸田建設 間組 フジタ			

【専門工事業者】

対応状況	企業名	相手総合工事業者	時期	利用システム
実用中またはトライアル予定	大成温調	安藤建設	既に実用済み (他の総合工事業者向けには対応できないため、システムを再検討し、対応が行える仕組みを検討中)	△パッケージソフト ○ASP での対応 △自社独自システム * 今後、自社内積算システムとの変換と、業務管理、運用展開推進の為、ASP から個別システムへの移行も検討中。
	新菱冷熱工業	清水建設	清水建設とトライアル実施済み、依頼があればいつでも対応可能	自社独自システム
	関電工	未定	2006 年度上期	ASP
	きんでん	対応可能な相手先	2005 年度下期	自社独自システム
	雄電社	LiteS Ver 2.1 に対応しているすべての企業を対象	2006 年度下期 (弊社導入済の C-TRADE サーバ版にベンダ側が LiteS Ver 2.1 設備見積業務を対応可能にした場合の工程)	自社独自システム
依頼があれば対応	住友電設 高砂熱学工業 新日本空調 サンテック 東洋熱工業			
トライアル予定なし	朝日工業社 三機工業 弘電社 三建設備工業			

2) アンケートを踏まえての WG での議論の方向について

回答があった各社から挙げられた意見の中で、今後 WG としてさらに検討の必要性がある点として以下のような点が挙げられた。

①バージョンアップに係るメリットの検討

設備見積メッセージを既に Ver.1.0 から開始している企業にとっては、切り替えのためのメリットがあるか否かが LiteS Ver.2.1 導入の是非のカギを握っている。

そこで、WG において切り替えに伴うメリットを検討・提示することで切り替えの促進を目指す。

- －設備見積メッセージから購買見積メッセージ、注文メッセージ等へのデータ連携
- －両バージョンの並行期間の短縮とそれに伴う業務 2 重化の解消
- －業界としての中堅、中小業者への普及促進

②システムベンダへの要望事項のとりまとめ・整理

設備見積メッセージ LiteS Ver.2.1 導入においては、ASP を含めたシステムベンダへの要望事項も挙げられている。それらを取りまとめ、各ベンダにユーザの要望をアピールすることで、各ベンダの対応の促進を図る。

- －ASP 間連携(取り扱い対象メッセージの共通化、統一化を含む)
- －ASP と社内システムの連携対応の促進
- －既存パッケージの LiteS Ver.2.1 化対応の促進

③その他

専門工事業者側からの指摘として、LiteS Ver.2.1 導入を促すために以下のような手段も必要との声が挙がっている。

- －総合工事業者からの、専門工事業者に対する働きかけ
- －CI-NET 建設資機材コードの使い勝手の向上
(CI-NET と C-CADEC (Stem) コードの統合、内容の改訂など)

これらに対する有効な対応についての検討を進める。

なお後者は「(2) 設備分野における CI-NET 資機材コードの実用拡大検討の継続推進」において別途記載している。

3) 設備見積メッセージ LiteS Ver.2.1 対応を進める上での問題点、課題

トライアルおよび実用にあたっての具体的な問題点、課題として挙げられた、内訳明細データの「計行」の扱いについて議論を行った。

具体的には、CI-NET Ver.1.0 では小計／中計／合計がある一方、LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.2 では計行の規定は 1 つしかなく、旧来 (Ver.1.0) の表現方法に対し設備見積に加え購買見積回答でも利用したいとの話があり、WG においてそのニーズの把握、および具体的

な対応について検討した。

その結果、設備見積メッセージを運用している上では、小計や中計といったものが明細データに入ってきて、LiteS Ver.2.1 での表現としてのコメント行扱い([1288]-[1289]=「5-90」もしくは「5-80」)として表現することで、特に問題はないとの総意が確認された。また小計や中計といった考え方に対して明確な定義がない状況を踏まえると、それに対する規約を設けることが難しいとの判断から、特に Ver.1.0 に合わせるような表現方法は採らないこととした。

また現段階では購買見積メッセージにおいて小計、中計に対する旧来の表現方法に対して強い必要性が出てきているわけではないため、今後そのようなニーズが出てきた場合には、購買見積メッセージにおける検討と並行して設備見積メッセージにおいても議論することとした。

(1-2)ASP 事業者における設備見積に対する対応

設備見積メッセージの LiteS Ver.2.1 化において、システムベンダ側のサポートは不可欠であるが、WG の検討から ASP 事業者に対する働きかけを行った。

事務局注)平成 17 年末時点で設備見積メッセージの対応をしている ASP 事業者は 1 社。他の 2 社に対しては設備見積業務への対応及び WG への参加を依頼した。

具体的には①設備見積 WG への参加、②別途のコアメンバーによるミーティング参加であるが、その結果、ASP1 社の WG への参加の受諾をいただくとともに、現在未整備である設備見積メッセージへの対応について、社内での検討を進めていただくこととなった。

(2)設備分野における CI-NET 資機材コードの実用拡大検討の継続推進

設備見積分野においては、従来から CI-NET 建設資機材コードを用いた EDI が実用化されているが、電気設備との比較において機械設備分野のコード変換率が低いとの指摘があり、一昨年度、CI-NET 建設資機材コードと C-CADEC の設備機器ライブラリーデータ交換用 Stem コードとの統一化検討が行われた結果、将来的に統一化を目指すという方向を確認している。

そこで本年度は、その後の要望有無を確認しながら、コアメンバーによる検討を前提に、建設生産プロセスの中での建設資機材コードの利用方法について検討を進め、その中で CI-NET 建設資機材コードと Stem コードの統一化の道筋を探る等、コード利用促進についての方向性を検討することとなった。

(2-1)設備コードコアメンバー会議の設置

上記の検討を行うための具体的な活動として、CI-NET および C-CADEC のコアメンバーによる「設備コードコアメンバー会議」を招集し、5 回の会議を開催した。

ここでは、設備分野の資機材コードについて今後の利用拡大を図っていくため、以下に掲げる 2 つの検討テーマを軸に検討を進めてきているところである。

①現在の CI-NET コードを Stem コードと統合するなどしての高度化の推進

②機器表をメタデータ化することによる情報共有の基盤整備の推進

このうち②は次ページの図に示すようなイメージである。

(2-2)具体的な活動紹介

1)検討内容

これまでの検討において、上記(2-1)に示す 2 点を実現するためにどのような方策が考えられるかを検討してきた。その結果、以下のような取り組みを進めることとした。

(a)上記②を実現させる

→ コードだけでは伝えられない種々の仕様・属性をメタ情報として伝え、機械処理を実現させるため。

(b)上記②を実現するために上記①を実施する

→ 上記①を実現するには機器毎に必要なとされる仕様・属性を定義する必要があるが、それにあたっては以下のような点を考慮する。

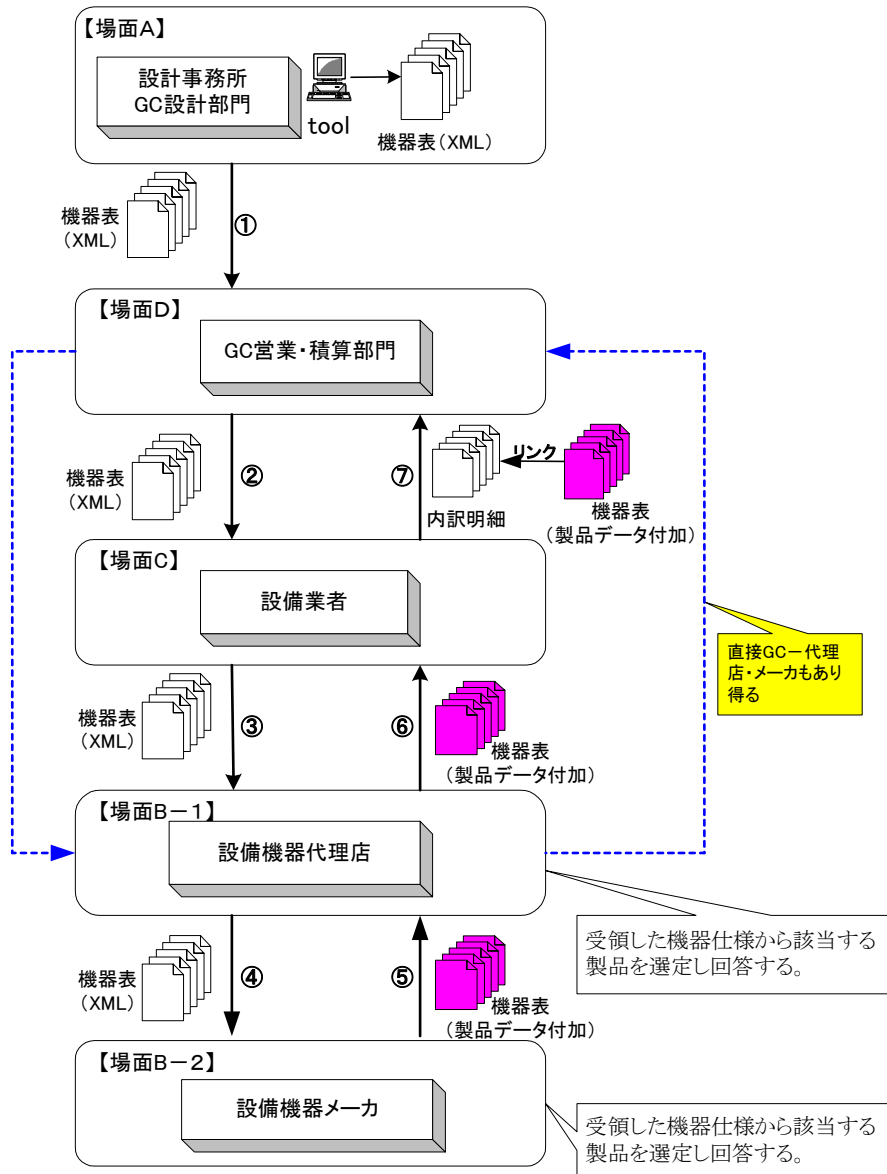


図 6.3-6 機器表のメタデータ化による情報共有の基盤整備の概要

- (ア)既に Stem コードでその検討がなされていること
- (イ)設計・メーカーでの Stem コードの利用が進んでいるため、Stem コードを商流で活用することで、建設生産の上流から下流までコードの一貫性が保てること
- (ウ)基金としてもコードを統一した方がメンテナンスが容易なこと
- (エ)現在の CI-NET コードの内容が陳腐化していること

2)CI-NET コードと Stem コードとの統合について

上記 1)の(б)に関連して、CI-NET の設備分野の資機材コードと Stem コードの統合について、以下のような方向で検討を進めていくことを方針として取り決めた。

表 6.3-3 CI-NET コードと Stem コードの統合方針

資機材コード	CI-NETコード	Stemコード
B材	<現行通り> 14桁(分野～細分類) & (スペック)	—
A材	<Stemコードを採用> 11桁(分野～小分類) + 3桁(細分類) 設備見積業務では11桁を有効とする	<現行通り> 14桁(分野～細分類)

これらコードの一本化にあたっては、基本的に A 材は Stem コード、B 材は CI-NET 建設資機材コードを持っていくこととなる。

また、統合できた場合の CI-NET 建設資機材コードのバージョンアップ後の概要や運用等について、以下のような内容を確認した。

表 6.3-4 CI-NET 建設資機材コードバージョン後の概要および運用

CI-NET資機材コード Ver. Up版	CI-NETの運用	Stemの運用
<ul style="list-style-type: none"> ・現状Stemコードが設定されているものは原則CI-NET資機材コードに置換する。→Ver.Up版の意味 ・資材コード(A材・B材)、工事費コードから構成される。 ・A材・B材の区分はしない 	B材:現行通り [14桁(分野～細分類) & (スペック)] A材:Stemコードに置換したCI-NETコードを用いる。[14桁(分野～細分類)] ※設備見積業務においては11桁で必要条件を満たしていると判断できるが、運用に関しては再度検討が必要	現行通り

これらに基づき、現在コード統一に向けて検討を進めており、WGとしてCI-NET 建設資機材コードに対する改善要求書(チェンジリクエスト)を作成、提出することとした。

現段階は、各建設資機材コードに対する具体的な改訂内容の提示までは至っていないが、WG の方針として機械設備分野(50) / 機器設備(5005)のコードについて、Stem コードをCI-NET 建設資機材コードに採用する旨の合意を取ったところである。

今後の新たな CI-NET 建設資機材コードの運用については、CI-NET LiteS Ver.2.1 における設備見積メッセージでの運用と合わせて進めることが望ましいと考えられることから、移行時期やその方法等について詰めを行うこととしている。

3) 機器表の XML 化について

機器表に表す各種設備機器が持っている属性定義、およびそれらのどの部分が積算、見積等の業務で必要とされているか、といった点について議論を行っている。設備機器に係る属性の定義については、

- ・Stem の属性定義
- ・大手総合工事業者の設計部門における属性定義
- ・設備業者団体(日空衛)における属性定義

など、複数箇所で検討の材料となる情報があり、それらの比較や属性の中で実際の利用ニーズについても踏まえながら、その属性に係る情報の絞り込みをする検討を始めている。

今後の検討の上での課題として、現在は空調機をケーススタディとして取り組んでいるが残る機器の中での検討の優先順位や、これらの検討の場をどこに持つかといった点が挙げられる。

4) 設備分野の資機材コードの改訂スケジュール

CI-NET 建設資機材コードと Stem コードとの統合を進めるにあたり、特に CI-NET 側で考慮しておく必要があるのは、設備見積メッセージの Ver.1.0 から LiteS Ver.2.1 への切り替えタイミングである。

新しいメッセージのバージョンに合わせて資機材コードも新しいものを導入するようにしていくことで、互いの利用普及に対する相乗効果が望める一方、両方への対応が求められることへの負担なども考慮する必要があり、検討が必要となっている。

また具体的な統合の方法やアナウンスの仕方なども合わせて検討の必要がある。

(2-3) 今後の検討予定

今後、次年度に向けて検討すべき事項としては以下のようなものが挙げられる。

- ・CI-NET 建設資機材コードの改訂に関する、時期、オーソライズ方法、手順等の詳細検討
- ・改訂した資機材コードのリリース後のメンテナンスルールの検討
- ・機器毎に必要な仕様・属性の定義
- ・機器表入力ツールの要件定義
- ・機械設備と比較して機器表の概念が薄い電気設備分野運用について
- ・設計部門、メーカー・代理店への実用化進展 等

6.3.5 建築見積 EDI の実用化推進(建築見積 WG)

本項は施主(設計事務所)と総合工事業者、総合工事業者と積算事務所および建築専門工事業者間で行う建築見積業務に利用する建築見積 EDI についての活動であるが、本年度は WG の開催は行わなかった。

6.3.6 CI-NET 実用化状況に係わる情報整備および提供

CI-NET の普及拡大に資するために、CI-NET 導入の意思決定に際し、業界他社の実用化状況の把握等に利用されることを想定し、業界企業の CI-NET 対応状況を調査し、推進センターの Web で以下の情報を公開している。

①会員企業(ユーザ)ごとの CI-NET 対応実績および計画(業務種類別)

http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/jituyouka_user.html

②会員企業(ソフト・ベンダ)ごとの CI-NET LiteS 対応ソフト開発、リリース実績等(業務種類別)

http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/jituyouka_vender.html

③企業識別コード取得企業名一覧(推進センターが発番した企業識別コード、企業名、所在地を掲載)

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/compcode.html>

※①および②は各社の個別の事情が含まれるため、CI-NET 会員に限っての公開としている。

※③の情報は CI-NET 会員に限らず、一般に公開しており、CSV 形式でのダウンロードも可。

6.3.7 CI-NET 利用実態調査

昨年度第 1 回の利用実態調査を行い、ある程度の実用実態といったものを把握することができた。本年度は第 1 回に行った調査においての問題点、課題を解決しつつ、継続的な調査としての位置付けとして実施した。

以下に今回の調査についての概要を記す。

(1)調査の概要

(1-1)調査目的

標準企業コードの取得企業数は順調に増加し、平成 16 年度末時点で 5400 社を超えるまでに

なったが、今後の CI-NET のさらなる普及・拡大を図るため、各社の CI-NET 利用実態を把握することを目的とした。本調査は平成 15 年度に引き続き第 2 回目の調査であった。

(1-2)調査対象

(財)建設業振興基金で電子証明書を発行した企業を対象としており、今回も前回と同様、総合工事業者の相手先(協力業者)を対象とした。

(1-3)調査方法

インターネットのホームページを用いたアンケート調査とした。

具体的には以下の手順により実施した。

- a: 基金より電子証明書の申請者に E-mail にてアンケート依頼
- b: 申請者は E-mail に記載されている URL をクリックし、表示されたアンケートに回答
- c: 基金担当者がアンケート結果を取得

(1-4)調査期間

平成 17 年 5 月 10 日～31 日

(1-5)回答数

2092 事業所(実用中:1843、準備中:249)

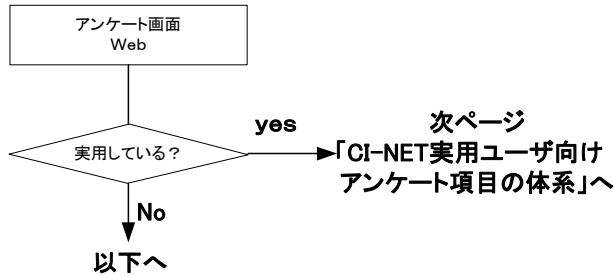
回答率:40.2%

(1-6)質問項目

CI-NET の利用に対してユーザにより導入状況が異なることが想定されたことから、「準備中」のユーザと「実用中」のユーザとで質問を分けた形でアンケートを実施した。

それぞれのユーザに対する質問項目は以下の図 6.3-7、6.3-8 に示すとおりである。

CI-NET利用実態調査 アンケート項目の体系



■CI-NET準備中のユーザ向け アンケート項目の体系



図 6.3-7 準備中ユーザ向けのアンケート項目体系

■CI-NET実用ユーザ向け アンケート項目の体系



図 6.3-8 実用中ユーザ向けのアンケート項目体系

(1-7)アンケート概要

1)回答者属性

回答者の企業社員数を見ると「10人未満」から「100人未満」までで実用中、準備中とも全体の約8割を占めており、この傾向は前回と同じである。また、「10人未満」という回答も約2割あり、中小、零細企業が多くを占める。一方で実用中の企業において100人以上の企業が2割を超えており、まず規模の大きなところから実用が徐々に広まっていることをうかがわせる。

売上高については実用中、準備中とも「10億円～100億円未満」が最も多く、次いで「3億円～10億円未満」の順となっており、この2層が多い傾向は前回と同様である。また準備中の企業では3億円未満の企業も2割を超え、徐々に裾野拡大へ向かっている傾向も見取れる。

得意先数については、実用中、準備中いずれも「20社以上」が最も多く、全体の45%超を占めている。

パソコンの配備状況については、実用中、準備中いずれも「1人1台」の回答が最も多い。「1人1台以上」を合わせるといずれの場合も全体の6割を占めており、この点でのインフラ整備は進んできているようである。

2)準備中のユーザ

2-1)利用開始予定時期

2005年5月～8月までとする回答が約3割を占めている。一方で最も多い回答は「未定」で63%であった。この「未定」について考えられる理由としては、CI-NET導入という初めての取り組みに対して情報が不足していることによる「利用開始時期の判断が下せない」「社内の準備がどの程度かかるか不明」等がある。

2-2)CI-NETで実施したい業務

「CI-NETでの取引予定業務」については、注文／注文請業務が前回同様約3/4の回答者から回答があり、次いで請求業務(70%)、出来高業務(57%)となっている。建築見積については、前回建築見積と購買見積との違いが良く理解されていないためか、依然として回答数が多い。

2-3)CI-NETで利用するシステム

「ASP」が最も多く43%となっており、実際に利用する仕組みとの関連が見られるようになっている。一方で「未定」という回答も3割弱ある。

3)実用中のユーザ

3-1)CI-NETでの取引先数

「CI-NETを用いて実業務を実施している取引先の数」は「1社」が61%、次いで「2社」が17%となっており、大きな傾向としては前回と変わっていない。

3-2)CI-NETで実施している業務

「注文／注文請」が71%と最も多く、次いで「購買見積」の45%である。前回と比べ大きく変化を見せているのは「出来高」「請求」で、いずれも前回より12ポイント程度増加している。これら4つの業務が連携して利用されるようになってくると、CI-NET利用のメリットが享受できることになる。建築見積については、前回建築見積と購買見積との違いが良く理解されていないためか、依然として回答数が多い。

また、それぞれの業務で「CI-NETが占める割合」を見ると、購買見積や注文では100%とする回答も相当数見られる。しかしこれについては、その回答企業の当該業務が100%CI-NET化されているとは考えにくく、ある取引先、あるいはある工種や資機材を取り上げた場合CI-NETで100%業務処理しているといった意味合いで回答してきているものが多数あるのではないかと思われる。

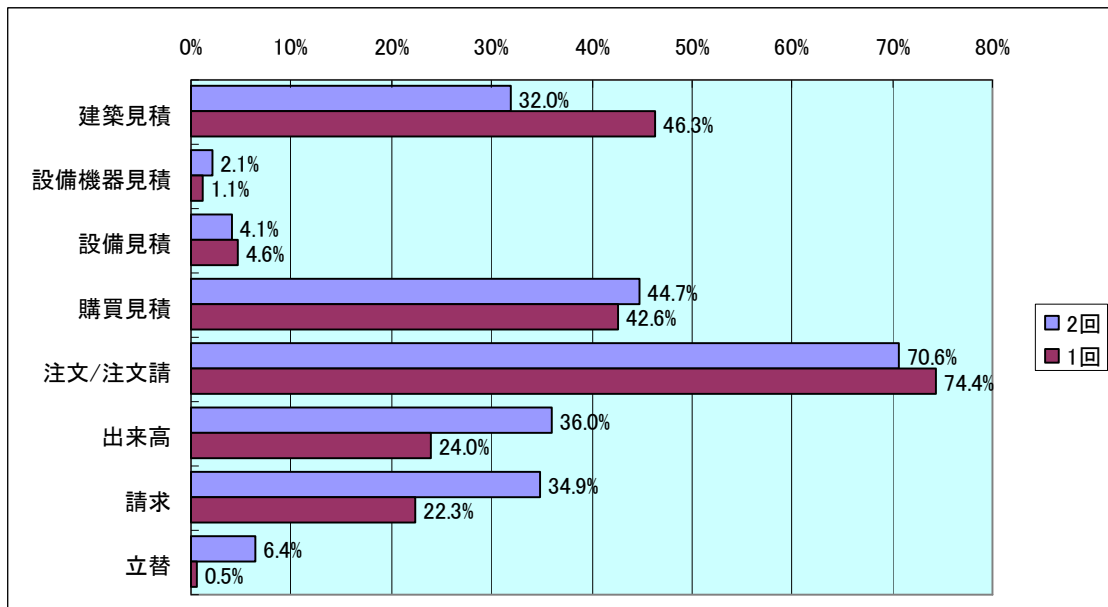


図 6.3-9 CI-NET で実施している業務(複数回答。回答数 2 回:1843、1 回:786)

3-3)CI-NETで使用しているシステム

「ASP」の利用が80%で、他の「市販パッケージ」「自社開発ソフト」は1ケタ台に留まっている。

3-4)CI-NETで実施したい業務

今回受注者と発注者のそれぞれの立場から回答を得る形とした。受注者、発注者いずれも「出来高」「請求」について利用のニーズが高いことがわかる。

受注者の立場からは前回の比率よりいずれの業務も回答比率が高まっており、CI-NET利用の業務を拡大したいという意向が見える。

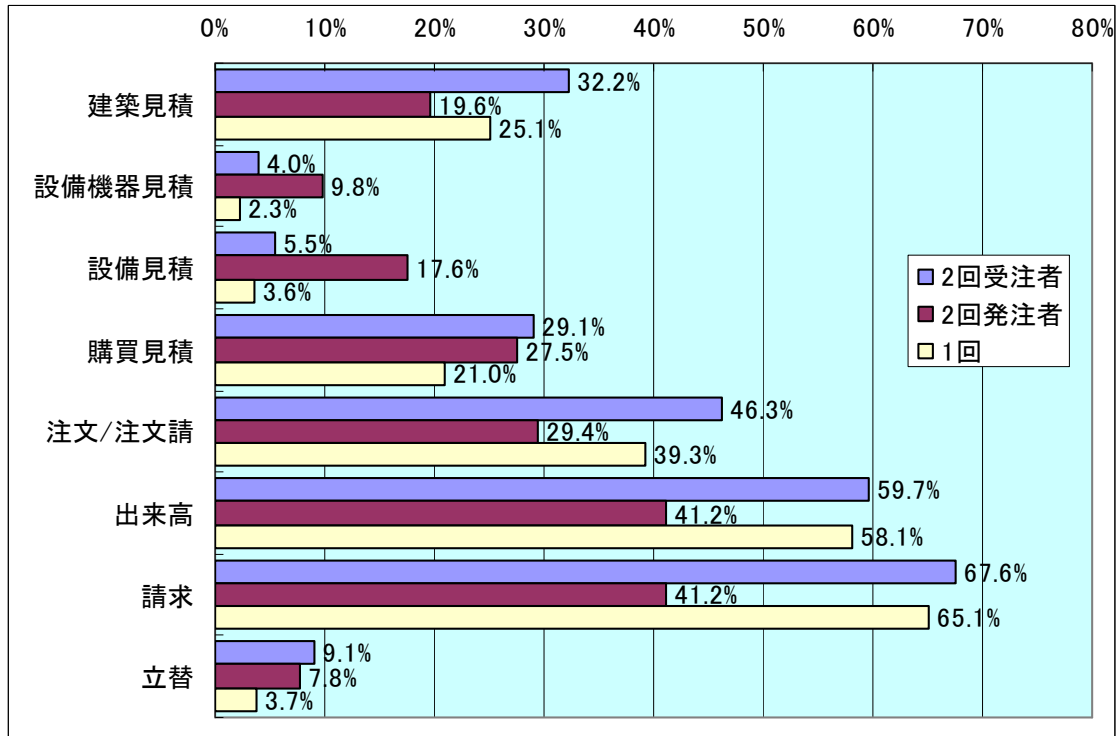


図 6.3-10 今後 CI-NET で実施したい業務

(複数回答。回答数 2 回受注者:1820、2 回発注者:51、1 回:786)

※凡例で示す以下の項目の内容は記載の通りである(以降、同じ)。

- ・2 回受注者:第 2 回調査の実用中ユーザのうち受注者の立場での回答者
- ・2 回発注者:第 2 回調査の準備中ユーザのうち発注者の立場での回答者

3-5)CI-NETを利用しての課題

課題については、大きく“費用面”“操作性”運用面”“その他”の4つに分類している。

まず“費用面”については、「企業コード・電子証明書等の発行・更新料が高い」が最も高く、回答者の半数以上からの回答となっている。ただし前回よりは8ポイント程度減っている。一方で「ASP利用料が高い」の回答が10ポイント増加している。

“操作面”では、「慣れるまでに時間がかかる」が63%の回答となっている。これは“その他”での「CI-NETでの依頼が少ない」とも関連していると思われる。また「発注者ごとに操作が異なることが面倒」という回答が増えている。

“運用面”では「証明書等の更新手続きがわかりにくい」と「自社システムと連携していない」がそれぞれ約1/3の回答者からの回答となっている項目となっている。自社システムとの連携は EDIの本来のメリットであり、今後データ連携の実現がEDIの普及の観点でも重要な課題である。

“その他”では、前回同様「CI-NETでの依頼がない」が高い比率を占めている。今後実業務での利用促進が特に発注者側に求められている。

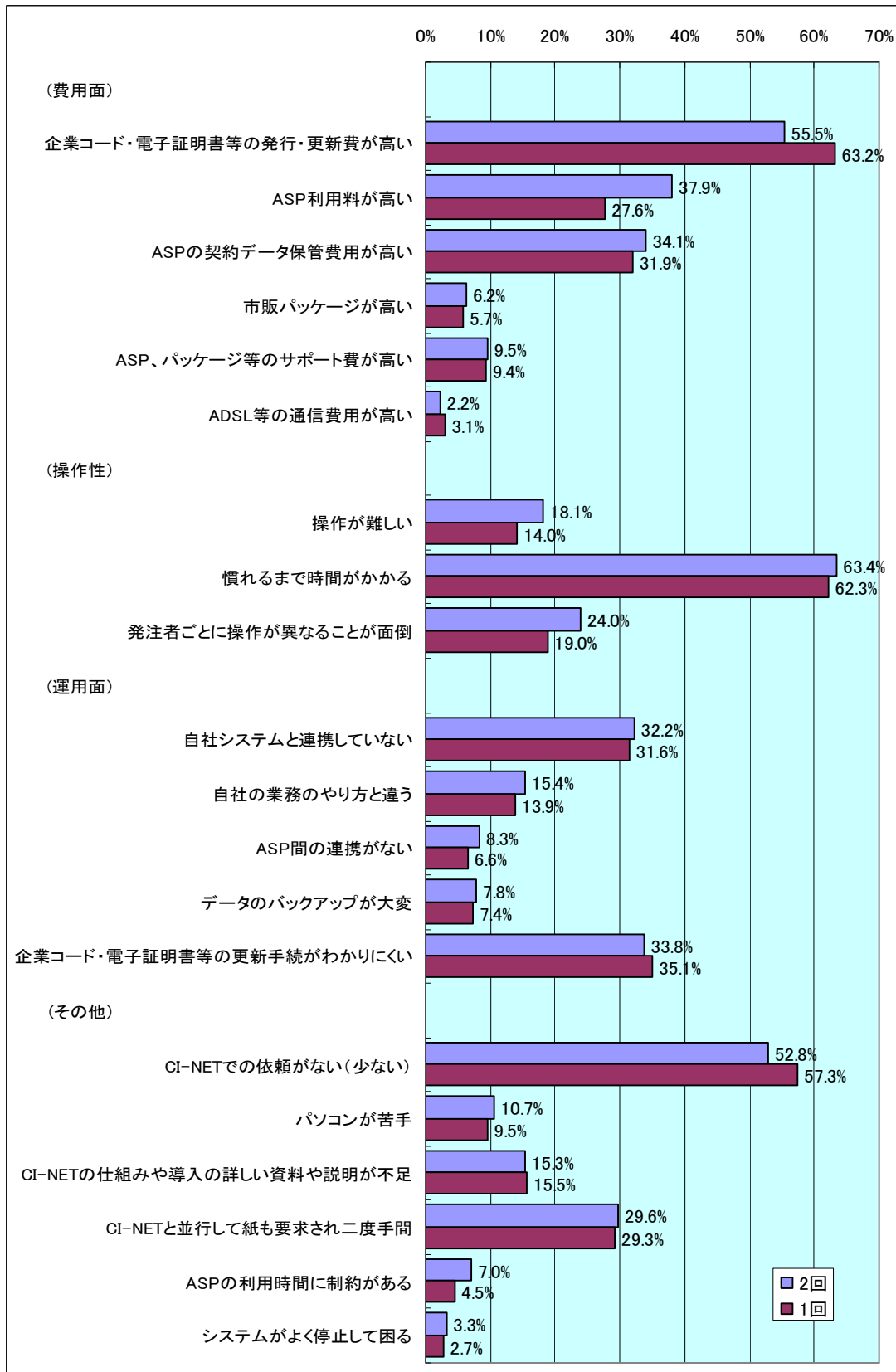


図 6.3-11 CI-NET を利用しての課題(複数回答。回答数 2 回:1843、1 回:786)

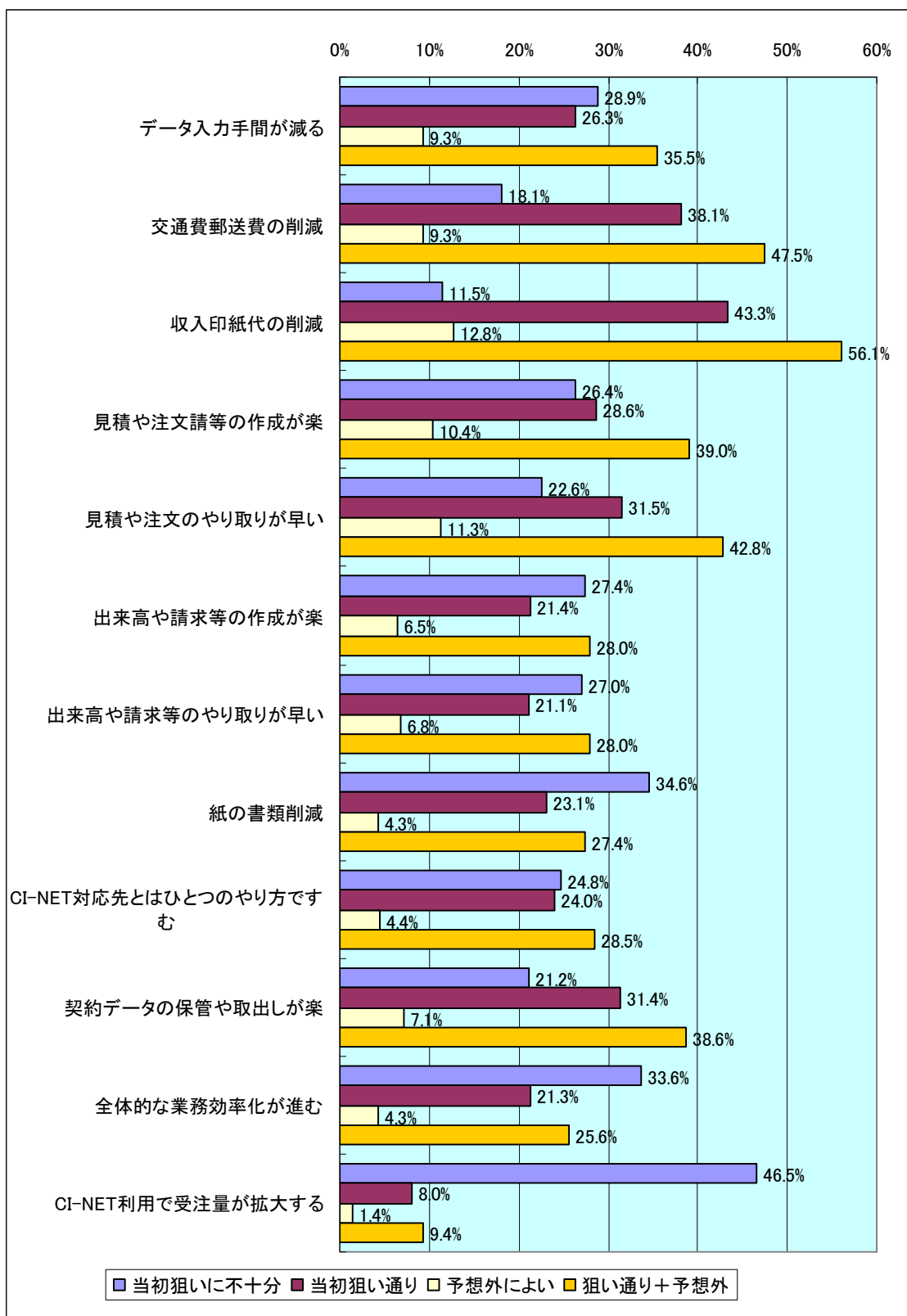


図 6.3-12 CI-NET を利用しての効果・メリット(複数回答。回答数 2回:1843、1回:786)

3-6)CI-NETを利用しての効果・メリット

結果としては「収入印紙代の削減」「交通費輸送費の削減」といった、直接的に費用の削減が見えるものが多くの回答を得ている。また「当初狙い通り+予想外によい」を加えた結果では、上記2つのコスト削減に加え「見積や注文請等の作成が楽」「見積や注文のやり取りが早い」など、本来の業務効率化に対して効果があったとする回答が4割前後あるのが目立っている。

一方、業務効率化でも出来高、請求に関してはまだ効果が表れているところは少ないようである。

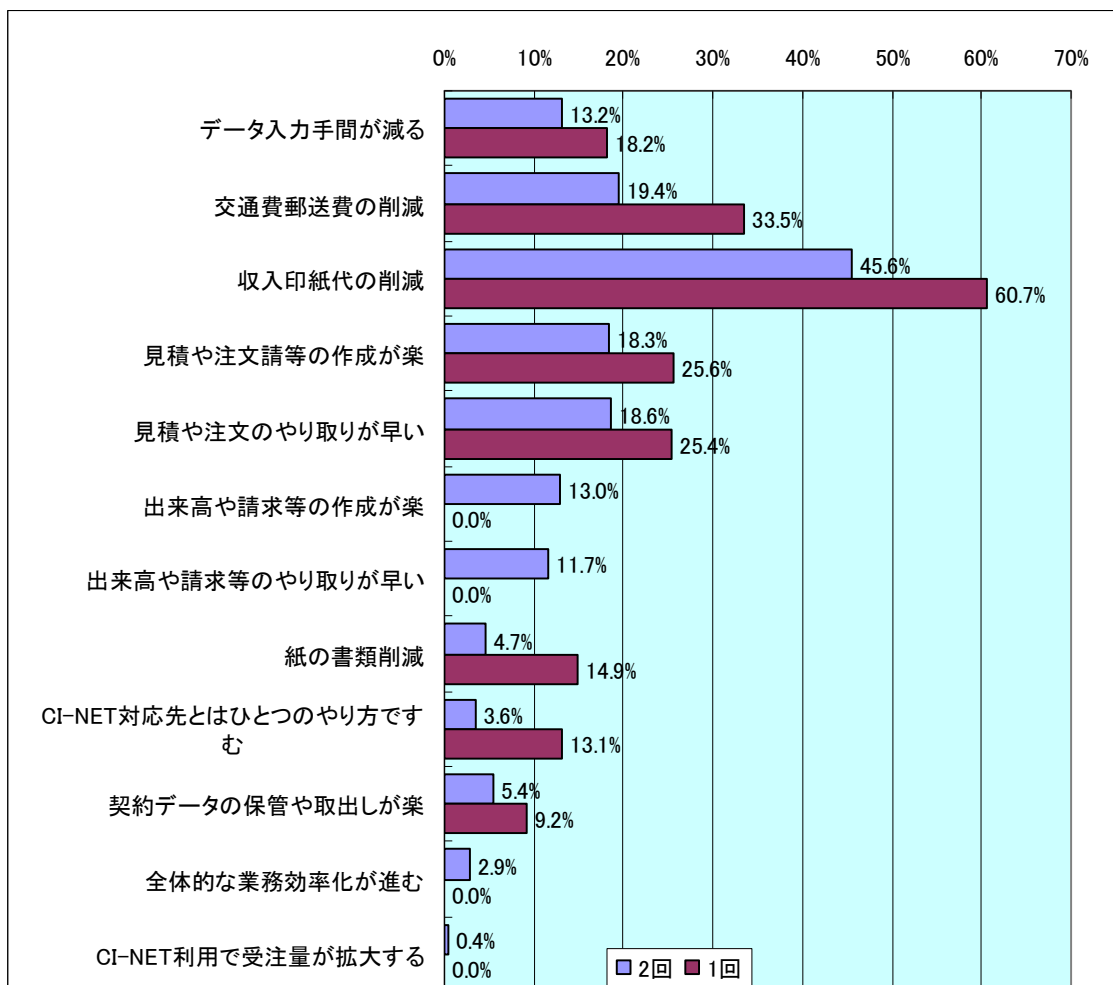


図 6.3-13 CI-NET を利用して効果が大きかったもの(複数回答。回答数 2 回:1843、1 回:786)

3-7)CI-NETの利用に際して今後希望すること

「企業コード・電子証明書の更新手続きの簡素化」が46%で前回に続き最も多く、次いで「導入時における教育やサポートの強化」、「初期導入費用の削減」の順となっており、これらについては前回と同様の傾向である。

第4位の「ASP・パッケージの操作をわかりやすくしてほしい」が5ポイント以上増加しているが、今後利用企業に加え、実際のエンドユーザ(操作者)が増加してくるとこのような要望は増加していく可能性がある。

また前回までにはなかった選択肢「利用者が拡大するような方策をとってほしい」には24%の回答があった。

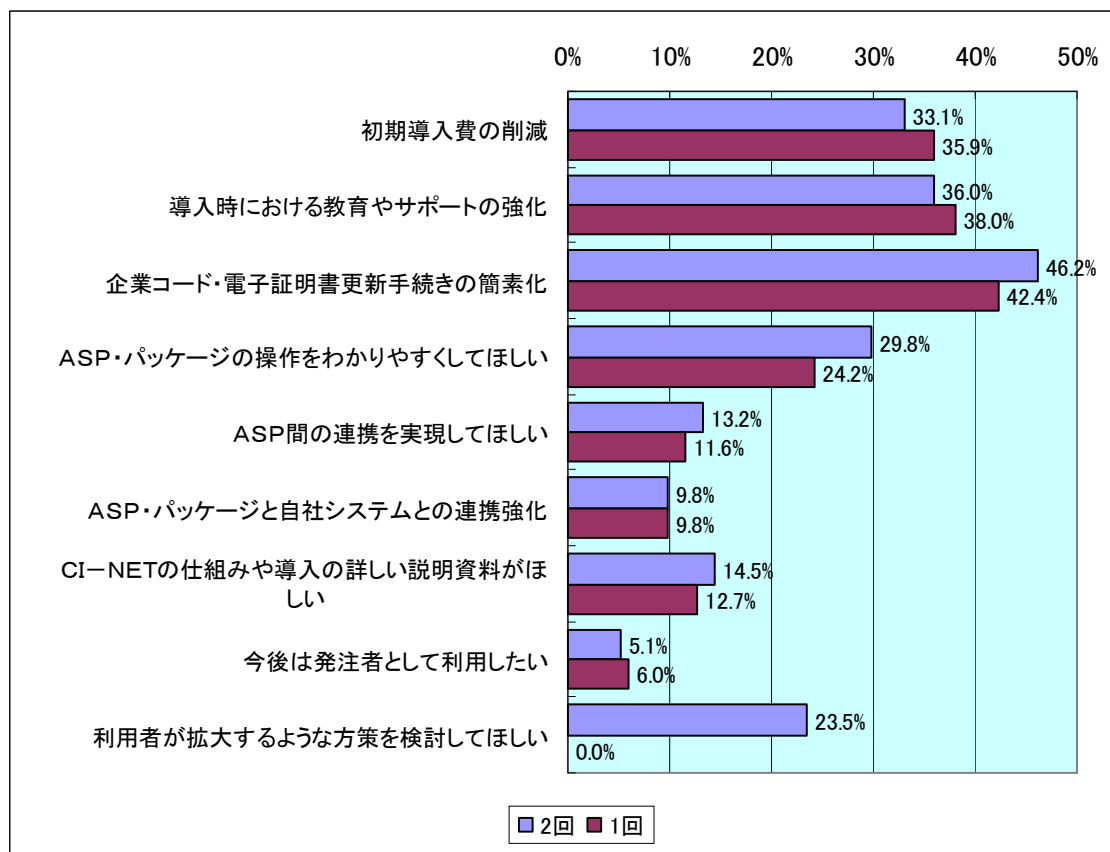


図 6.3-14 CI-NET の利用に際しての今後の要望(複数回答。回答数 2回:1843、1回:786)

3-8)CI-NETの利用に対する自由意見

回収した回答をいくつかの分類毎に集計し、代表的な意見を例示した。

(回答者数:272件・・・実用中ユーザ回答者の15%)

分類毎の件数(延べ数)

A:利用が少ない・・・・・・79件

- ・CI-NETを導入したが、ゼネコンとの間の取引は殆どなかった
- ・「注文」「購買見積」で年1回ずつしか行っていない

B: 業界、ゼネコン間でのシステム・書式の統一を望む……………39件

- ・各ゼネコンで若干異なっている使用方法にとまどっている状態
- ・業界全体として統一したシステムで電子商取引を運用して頂きたい

C: システム上の問題点や希望……………35件

- ・自社の見積ソフトとの連携ができない
- ・送信済みデータの再送信・訂正が可能なシステムに改善できないか
- ・利用時間を拡大してほしい

D: 発注者側の体制不備……………21件

- ・発注者側が不慣れなために受注者から催促しないと業務が進まない
- ・導通テストは済んでいるのに見積依頼の担当者からはFAXがくる

E: 業界全体として普及推進してほしい……………10件

- ・業界全体でCI-NETありきの動きを模索してほしい
- ・CI-NETを整備している会社としていない会社の差別化を明確にしてほしい。
(紙のやりとりをなくすとか経審のポイントになるとか)

F: 費用が高い……………7件

- ・利用件数の割に使用料が高い
- ・ランニングコストを削減したい

G: 積極的な利用意向……………7件

- ・同じ作業方法であれば担当に教育することも統一され利便性は良くなる
- ・安全関連書類、出来高請求業務などに発展したら非常に便利。業者間統一書式になれば非常に便利。

H: 講習会やサポートを希望……………5件

- ・説明を専門用語(パソコン用語)でしてあるので分かりにくい。
- ・講習を実施してほしい

7.標準化委員会活動報告

7.1 活動テーマ

平成 17 年度の標準化委員会の主な活動テーマは以下のとおりである。

- (1)標準ビジネスプロトコルのメンテナンス管理
 - (1-1)ビジネスプロトコルのメンテナンス
 - (1-2)CI-NET 建設資機材コードのメンテナンス
 - (1-3)規約(標準 BP、実装規約)改訂の手順に関する検討
- (2) 建設資機材コード(平成 12 年度に開発分)の標準化促進のための検討

7.2 活動経過

(1)標準化委員会の開催

以下の日程で標準化委員会を開催し、標準ビジネスプロトコルのメンテナンスに係わる審議、検討を行った。

平成 17 年 7 月 25 日(月) 第 1 回標準化委員会

- ・平成 17 年度 標準化委員会活動計画について
- ・今年度想定される標準ビジネスプロトコルの主な改訂点について
- ・出来高・請求業務の標準化について

平成 17 年 12 月 9 日(金) 第 2 回標準化委員会

- ・平成 17 年度 標準化委員会の活動(中間報告)
- ・標準ビジネスプロトコルの改訂について
- ・規約改訂におけるチェックリスト案の採用について
- ・出来高・請求業務の標準化について

平成 18 年 3 月 23 日(木) 第 3 回標準化委員会

- ・平成 17 年度 標準化委員会活動報告について
- ・標準ビジネスプロトコルの改訂について

(2)ビジネスプロトコルのメンテナンス

他の専門委員会等から提出された改訂要求について、ビジネスプロトコル・メンテナンス WG(全

5 回開催)において審議し、以下の内容を承認した。

1)データ項目の新設

38 件のデータ項目の新設を承認した。

2)データ項目の定義の変更

3 件のデータ項目の定義の変更を承認した。

3)データ項目の文字数の変更

2 件のデータ項目の文字数の変更を承認した。

(3)CI-NET 建設資機材コードのメンテナンス

本年度は コードメンテナンスに関する改訂要求がなかったことから、特にこれに関わる活動は行わなかった。

(4)建設資機材コード(平成 12 年度に開発分)の標準化促進のための検討

建設資機材コード標準化促進 WG を全 3 回開催し、標準化のための実用化促進に向けた検討を行った。

7.3 活動結果

7.3.1 活動体制

本年度、標準化委員会では、以下 3WG を設置して WG ごとに以下の分担で活動を行った。

・ビジネスプロトコル・メンテナンス WG

ビジネスプロトコルのメンテナンス

標準ビジネスプロトコルのバージョンアップ対応

・コードメンテナンス WG

CI-NET 建設資機材コードのメンテナンス

・建設資機材コード標準化促進 WG

建設資機材コードの標準化検討

7.3.2 ビジネスプロトコルのメンテナンス

本年度は以降に紹介するビジネスプロトコルのメンテナンスが行われたが、ビジネスプロトコル・メンテナンス WG において、他の専門委員会等から提出された改訂要求を審議し、以下の内容を承認した。

(1)データ項目の新設

38 件のデータ項目の新設を承認した。

(2)データ項目の定義の変更

3 件のデータ項目の定義の変更を承認した。

(3)データ項目の文字数の変更

2 件のデータ項目の文字数の変更を承認した。

以下、これらの改訂内容を紹介する。

(1)データ項目の新設

以下の通り、データ項目を新設した。

表 7.3-1 新設データ項目

タグ No.	項目名	属性 文字数 マルチ	共通 CD	摘要
1600	今回控除・相殺金残高	N(14)		立替・控除金額が請求金額を上回った際に発生する差額について、次回以降の処理に繰り越す場合の金額。
1601	前回控除・相殺金残高	N(14)		前回に残した控除・相殺金を示す。
1602	今回支払金額内ファクタリング金額計	N(14)		[1132]調整後今回支払金額計の中でファクタリングによる支払金額の合計。
1603	今回支払金額内現金金額内訳	N(14) MX-L1		[1133]今回支払金額内現金金額計に係る内訳。支払手段(現金か小切手か)や支払時期の違いを内訳として記載する。
1604	今回支払金額内現金金額金融機関振込日内訳	9(8) MX-L1		金融機関への振込による支払年月日の内訳。支払手段(現金か小切手か)や支払時期の違いを内訳として記載する。
1605	今回支払金額内現金金額摘要	K(20) MX-L1		[1603]今回支払金額内現金金額内訳に係る摘要。
1606	今回支払金額内手形金額内訳	N(14) MX-L1		[1134]今回支払金額内手形金額計に係る内訳。支払時期の違いを内訳として記載する。
1607	今回支払金額内手形支払日内訳	9(8) MY-L1		手形による支払年月日の内訳。支払時期の違いを内訳として記載する。
1608	今回支払金額内手形決済日内訳	9(8) MY-L1		手形による決済日の内訳。支払時期の違いを内訳として記載する。
1609	今回支払金額内手形金額摘要	K(20) MY-L1		[1606]今回支払金額内手形金額内訳に係る摘要。
1610	今回支払金額内期日一括払い金額内訳	N(14) MZ-L1		[1135]今回支払金額内現金金額計に係る内訳。支払手段(現金か小切手か)や支払時期の違いを内訳として記載する。
1611	今回支払金額内期日一括払い支払日内訳	9(8) MZ-L1		期日一括払いによる支払年月日の内訳。支払時期の違いを内訳として記載する。

1612	今回支払金額内期日一括払い金額摘要	K(20) MZ-L1	[1610]今回支払金額内期日一括払い金額内訳に係る摘要。
1613	今回支払金額内ファクタリング金額内訳	N(14) MA1-L1	[1602]今回支払金額内ファクタリング金額計に係る内訳。支払時期の違いを内訳として記載する。
1614	今回支払金額内ファクタリング支払日内訳	9(8) MA1-L1	ファクタリングによる支払年月日の内訳。支払時期の違いを内訳として記載する。
1615	今回支払金額内ファクタリング決済日内訳	9(8) MA1-L1	ファクタリングによる決済日の内訳。支払時期の違いを内訳として記載する。
1616	今回支払金額内ファクタリング金額摘要	K(20) MA1-L1	[1613]今回支払金額内ファクタリング金額内訳に係る摘要。
1620	手形送付先担当部署名	K(60)	手形送付先の事業所・担当部署・作業所などの名称。
1621	手形送付先担当郵便番号	X(10)	手形送付先の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の郵便番号。
1622	手形送付先担当住所	K(60)	手形送付先の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の住所。
1623	手形送付先担当電話番号	X(25)	手形送付先の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の電話番号。(市外局番を含む)
1624	手形送付先担当 FAX 番号	X(25)	手形送付先の事業所・担当部署・作業所などの連絡用のFAX番号。(市外局番を含む)
1630	支払通知内容問い合わせ先	K(76) MA2-L1	支払通知内容に係る問い合わせ先。現場・作業所ではなく財務部門、経理部門などの連絡先を記載する。
1631	支払通知記載事項摘要	K(76) MA3-L1	支払通知に記載されている内容、項目についての解説、説明。
1420	明細別工事コード	X(25) M6-L1	明細別の工事場所、受渡し場所、原価管理上の区分などを示すコード。
1421	明細別取引件名コード	X(25) M6-L1	明細別の発注工事の種別を示す作業コード・納入物品の種別を示す品目コードなど、取引件名の種別を表すコード。
1422	明細別発注者管理番号	X(25) M6-L1	明細データに対応する取引の特定のために補助的に使用する帳票の番号。
1423	明細別工事場所・受渡し場所名称	K(76) M6-L1	明細データごとの、工事場所・受渡し場所(納入場所)の正式名称。
1424	明細別工事場所・受渡し場所電話番号	X(25) M6-L1	明細別の工事場所・受渡し場所(納入場所)の電話番号。
1425	明細別支払区分	X(10) M6-L1	明細別の支払区分を文面で示す場合のフリーエリア。
1426	明細別 CI-NET 区分コード	X(1) M6-L1	* 明細の情報が CI-NET の EDI データでやり取りされたものかを判別するためのコード。
1427	請求出来高立替控除区分コード	X(1) M6-L1	* 明細行が請求・出来高、または立替・控除のいずれに関わるデータかを判別するためのコード
1430	明細別原価要素名	K(20) M6-L1	明細データごとの、原価管理上の要素名。
1431	明細別原価要素コード	X(5) M6-L1	明細データごとの、原価管理上の要素コード。
1432	明細別原価科目名	K(20) M6-L1	明細データごとの、原価管理上の科目名。

1433	明細別原価科目コード	X(5) M6-L1	明細データごとの、原価管理上の科目コード。
1434	明細別原価細目名	K(20) M6-L1	明細データごとの、原価管理上の細目名。
1435	明細別原価細目コード	X(5) M6-L1	明細データごとの、原価管理上の細目コード。

【新規追加理由】

上記提案項目に対する新規追加の理由は下表の通りである。

表 7.3-2 新設データ項目の追加理由

タグ No.	項目名	摘要	新規追加理由
1600	今回控除・相殺金残高	立替・控除金額が請求金額を上回った際に発生する差額について、次回以降の処理に繰り越す場合の金額。	立替・控除金額が請求金額を上回った際に発生する差額を記載する項目がないため。
1601	前回控除・相殺金残高	前回に残した控除・相殺金を示す。	前回支払通知に記載していた[1600]に規定する値を、今回支払通知の中でも記載するため。
1602	今回支払金額内ファクタリング金額計	[1132]調整後今回支払金額計の中でファクタリングによる支払金額の合計。	現在ファクタリングに関するデータ項目がない。支払金額に占めるファクタリング分の金額を提示する。
1603	今回支払金額内現金金額内訳	[1133]今回支払金額内現金金額計に係る内訳。支払手段(現金か小切手か)や支払時期の違いを内訳として記載する。	今回支払金額の中で現金あるいは小切手の支払として支払期日を分割する場合にその期日ごとの支払金額を提示するため。
1604	今回支払金額内現金金額金融機関振込日内訳	金融機関への振込による支払年月日の内訳。支払手段(現金か小切手か)や支払時期の違いを内訳として記載する。	今回支払金額の中で現金あるいは小切手の支払として支払期日を分割する場合にその期日を提示するため。
1605	今回支払金額内現金金額摘要	[1603]今回支払金額内現金金額内訳に係る摘要。	今回支払金額の中での支払手段(現金あるいは小切手)や支払期日の分割に係るコメントを記載するため。
1606	今回支払金額内手形金額内訳	[1134]今回支払金額内手形金額計に係る内訳。支払時期の違いを内訳として記載する。	今回支払金額の中で手形支払として支払期日を分割する場合にその期日ごとの支払金額を提示するため。
1607	今回支払金額内手形支払日内訳	手形による支払年月日の内訳。支払時期の違いを内訳として記載する。	今回支払金額の中で手形支払として支払期日を分割する場合にその期日を提示するため。
1608	今回支払金額内手形決済日内訳	手形による決済日の内訳。支払時期の違いを内訳として記載する。	今回支払金額の中で手形支払として支払期日を分割する場合に手形の決済日を提示するため。
1609	今回支払金額内手形金額摘要	[1606]今回支払金額内手形金額内訳に係る摘要。	今回支払金額の中での手形支払の支払期日の分割に係るコメントを記載するため。

1610	今回支払金額内 期日一括払い金 額内訳	[1135]今回支払金額内現金金 額計に係る内訳。支払手段(現 金か小切手か)や支払時期の違 いを内訳として記載する。	今回支払金額の中で期日一括払いとして 支払期日を分割する場合にその期日ご との支払金額を提示するため。
1611	今回支払金額内 期日一括払い支 払日内訳	期日一括払いによる支払年月日 の内訳。支払時期の違いを内訳 として記載する。	今回支払金額の中で期日一括払いとして 支払期日を分割する場合にその期日を 提示するため。
1612	今回支払金額内 期日一括払い金 額摘要	[1610]今回支払金額内期日一 括払い金額内訳に係る摘要。	今回支払金額の中での期日一括払いの 支払期日の分割に係るコメントを記載す るため。
1613	今回支払金額内 ファクタリング金額 内訳	[1602]今回支払金額内ファク タリング金額計に係る内訳。支払 時期の違いを内訳として記載す る。	今回支払金額の中でファクタリング支払と して支払期日を分割する場合にその期日 ごとの支払金額を提示するため。
1614	今回支払金額内 ファクタリング支払 日内訳	ファクタリングによる支払年月日 の内訳。支払時期の違いを内訳 として記載する。	今回支払金額の中でファクタリング支払と して支払期日を分割する場合にその期日 を提示するため。
1615	今回支払金額内 ファクタリング決済 日内訳	ファクタリングによる決済日の内 訳。支払時期の違いを内訳とし て記載する。	今回支払金額の中でファクタリング支払と して支払期日を分割場合に手形の決 済日を提示するため。
1616	今回支払金額内 ファクタリング金額 摘要	[1613]今回支払金額内ファク タリング金額内訳に係る摘要。	今回支払金額の中でのファクタリング支 払の支払期日の分割に係るコメントを記 載するため。
1620	手形送付先担当 部署名	手形送付先の事業所・担当部 署・作業所などの名称。	手形送付先の具体的な部署を示すた め。
1621	手形送付先担当 郵便番号	手形送付先の事業所・担当部 署・作業所などの連絡用の郵便 番号。	手形送付先の具体的な住所に係る郵便 番号を示すため。
1622	手形送付先担当 住所	手形送付先の事業所・担当部 署・作業所などの連絡用の住 所。	手形送付先の具体的な住所を示すた め。
1623	手形送付先担当 電話番号	手形送付先の事業所・担当部 署・作業所などの連絡用の電話 番号。(市外局番を含む)	手形送付先の具体的な部署に係る電話 番号を示すため。
1624	手形送付先担当 FAX 番号	手形送付先の事業所・担当部 署・作業所などの連絡用のFAX 番号。(市外局番を含む)	手形送付先の具体的な部署に係る FAX 番号を示すため。
1630	支払通知内容問 い合わせ先	支払通知内容に係る問い合わ せ先。現場・作業所ではなく財 務部門、経理部門などの連絡先 を記載する。	支払通知内容に関する具体的な問い合 わせ先を示すため。
1631	支払通知記載事 項摘要	支払通知に記載されている内 容、項目についての解説、説 明。	支払通知の記載内容、項目についての 説明を行うための記載スペースが単なる 備考や自由記入欄以外で必要なため。
1420	明細別工事コード	明細別の工事場所、受渡し場 所、原価管理上の区分などを示 すコード。	明細別に工事コードを記載するため。

1421	明細別取引件名コード	明細別の発注工事の種別を示す作業コード・納入物品の種別を示す品目コードなど、取引件名の種別を表すコード。	明細別の取引件名について、作業や品目などの分類を行うため。
1422	明細別発注者管理番号	明細データに対応する取引の特定のために補助的に使用する帳票の番号。	明細行に注文番号や見積依頼番号、出来高要請番号等を記載するため。
1423	明細別工事場所・受渡し場所名称	明細データごとの、工事場所・受渡し場所(納入場所)の正式名称。	明細別の工事場所・受渡し場所の名称を記載するため。
1424	明細別工事場所・受渡し場所電話番号	明細別の工事場所・受渡し場所(納入場所)の電話番号。	明細別の案件ごとに問い合わせ用の連絡先を提示するため。
1425	明細別支払区分	明細別の支払区分を文面を示す場合のフリーエリア。	明細別に支払区分が異なる場合にその内容を記載するため。
1426	明細別 CI-NET 区分コード	明細の情報が CI-NET の EDI データでやり取りされたものかを判別するためのコード。	明細の情報が CI-NET の EDI データか紙、FAX 等別媒体かを区別するため。
1427	請求出来高立替控除区分コード	明細行が請求・出来高、または立替・控除のいずれに関わるデータかを判別するためのコード	明細行が請求、出来高報告、立替、控除のいずれに関わるデータかを判別するのに必要となるため。
1430	明細別原価要素名	明細データごとの、原価管理上の要素名。	明細別に原価管理上の原価要素名を付与し、支払条件等と結びつけるために使用する。
1431	明細別原価要素コード	明細データごとの、原価管理上の要素コード。	明細別に原価管理上のコードを付与し、支払条件等と結びつけるために使用する。
1432	明細別原価科目名	明細データごとの、原価管理上の科目名。	明細別に原価管理上の原価科目名を付与し、支払条件等と結びつけるために使用する。
1433	明細別原価科目コード	明細データごとの、原価管理上の科目コード。	明細別に原価管理上のコードを付与し、支払条件等と結びつけるために使用する。
1434	明細別原価細目名	明細データごとの、原価管理上の細目名。	明細別に原価管理上の原価細目名を付与し、支払条件等と結びつけるために使用する。
1435	明細別原価細目コード	明細データごとの、原価管理上の細目コード。	明細別に原価管理上の細目コードを付与し、支払条件等と結びつけるために使用する。

(2)データ項目の定義の変更

以下の3件のデータ項目の定義変更を行った。

(2-1)課税分類コードの摘要の追加の記述について

表 7.3-3 課税分類コードに係る変更内容

タグ No.	項目名	属性	文字数	CD	摘要
59	課税分類コード	X	1	*	消費税に係る課税・非課税取引を示すコード。
1221	明細別課税分類コード	X	1	*	消費税に係る課税・非課税取引を示すコード。

※「小数」、「マルチ」、「消費税込」はいずれも該当なし。

【改訂理由】

当該コードについて、実用化推進委員会 調達・出来高 WG より「免税取引」(コード値=3)の内容について確認を求める意見があり、これに対しては事務局で回答したが、当該コードの摘要(説明)において「消費税」を対象とした取引である旨の説明がなく、CI-NET ユーザに内容の理解がされにくい表現となっていたことから、より容易に理解してもらうために上記の記述追加を行うことを承認した。

(2-2)訂正コードに係る変更・取消データの送付情報の変更

[9]訂正コードにおける、変更・取消データの編集に関し、「メッセージ全文取消」(コード値=3)の場合に送信するデータについて、全体情報、明細情報それぞれに対し「変更前の内容」を送信するよう記述を変更した。

合わせて、「メッセージ一括変更」(コード値=2)、「メッセージ一部変更」(コード値=4)における「送信しない」の記載について、表現が明確でない(「送信してはならない」のか「送信するしない」の判断はユーザが行ってよい)のかため、「送信してはならない」の記述に変更した。

(いずれも下線部が変更部分)。

表 7.3-4 訂正コードに係る変更内容

タグ No.	項目名	メッセージ新規作成	メッセージ一括変更	メッセージ全文取消	メッセージ一部変更
1	データ処理 No.	新規時の内容	変更時の内容	変更時の内容	変更時の内容
2	情報区分コード	新規時の内容	変更前と同一	変更前と同一	変更前と同一
3	データ作成年月日	新規時の内容	変更時の内容	変更時の内容	変更時の内容
4	発注者コード	新規時の内容	変更前と同一	変更前と同一	変更前と同一
5	受注者コード	新規時の内容	変更前と同一	変更前と同一	変更前と同一
9	訂正コード	1	2	3	4
1007	帳票 No.	新規時の内容	変更前と同一	変更前と同一	変更前と同一

1001 ～ 1006	(上記以外の) 全体情報	新規時の内容	【変更しない項目】 変更前の内容	変更前の内容	【変更しない項目】 送信しては ならない
1008 ～ 1199			【変更する項目】 変更後の内容		【変更する項目】 変更後の内容
1300 ～ 1399			【削除する項目】 送信しては ならない		【削除する項目】 データ・タグ のみ送信
1600 ～ 1699					
1201 ～ 1299	明細情報	新規時の内容	【変更しない項目】 変更前の内容	変更前の内容	【変更しない項目】 送信しては ならない
1400 ～ 1499			【変更する項目】 変更後の 明細データ		【変更する項目】 変更後の 明細データ
1500 ～ 1599			【削除する項目】 送信しては ならない		【削除する項目】 明細コード のみ送信

【改訂理由】

変更・取消データの編集方法のうち、「メッセージ全文取消」について、メッセージにおけるいわゆる必須項目部分のみ送信すればよいとなっているが、通常のメッセージ作成および送信の仕組みからして、実際にはその部分だけ抽出して送信することは難しい。また既に送信されたメッセージ内容の中身を確認し取消が可能とするために、変更前の全体情報、明細情報を送ることが求められる。

これにより、メッセージ作成が容易になることや意思表示する具体的な案件の内容提示が可能であり、従来の記載による処理よりもメリットがあるため、記述を変更することとした。

一方、「メッセージ一括変更」(コード値=2)、「メッセージ一部変更」(コード値=4)における「送信しない」の記載については、標準BP策定当初に想定していた意味としては送信禁止を表していたと考えられることから、その意図が正確に伝わるよう表現を明確にすることとした。

(3)データ項目の文字数の変更

以下の2件のデータ項目の文字数の変更を行った。

(3-1) [1015]受注者代表者氏名/[1026]発注者代表者氏名の文字数の改訂

[1015]受注者代表者氏名および[1026]発注者代表者氏名の文字数について、現状標準BPで規定されている文字数より、CI-NET LiteS 実装規約に規定されている文字数の方が多く、実装、運用の実態に合わせて実装規約の文字数に標準BPの文字数を合わせる改訂を要求する(下線部が改訂部分)。

表 7.3-5 受注者代表者氏名／発注者代表者氏名に係る変更内容

タグ No.	項目名	属性	文字数 (旧)	文字数 (新)	摘要
1015	受注者代表者氏名	K	20	<u>28</u>	受注者の代表者の氏名
1026	発注者代表者氏名	K	20	<u>28</u>	発注者の代表者の氏名

【改訂理由】

支払通知メッセージの検討を進めている中で、上記の齟齬があることが判明した。

標準 BP と実装規約で文字数の違いがあることはよく見られるケースであるが、本件は実装規約の方が標準 BP よりも使用文字数が多いケースであり通常はありえない。

基本的には標準 BP に合わせるべきであるが、実装、実用が進んでいる中では標準 BP に合わせる改訂では影響が多いため、実態に合わせて標準 BP 側の改訂を要求することとした。

7.3.3 規約(標準 BP、実装規約)改訂の手順に関する検討

標準ビジネスプロトコル(以下、標準 BP とする)の改訂に関連して、CI-NET LiteS 実装規約(以下、実装規約とする)と標準 BP との関連や、改訂に係る手順や改訂のあり方などについて、指摘、問題意識が出され、これに関し昨年度から検討を行ってきた。

このうち、以下に提示する 2 点について主に検討を進めてきている。

(1)仮承認(暫定承認)ステータスの設置

これまでの標準 BP および実装規約では、改訂に係る検討を行っても机上の検討だけでは関係者のコンセンサスを得ることが難しい場合があるため、改訂の検討終了段階、あるいはその過程段階において、実証を進めるような手順を踏むといった「暫定承認」のステータスの設置について検討を進めてきた。

これまでの議論では、

- ・暫定承認を設定する意義、およびその場合の定義
- ・暫定承認とする場面の想定、その運用イメージ
- ・上記を踏まえた暫定承認の必要性

などといった点について、議論を進めてきた。

暫定承認を必要とするのではないかと想定されたデータ項目の追加等に係る実証を行う段階では、CI-NET の検討の場に必ずしも表立ってそれらの情報が出てこない(オープンにされない)可能性があり、その場合には暫定承認のステータスを設定してもそれを経てこないものも出てくることにつながる事となる。

従って、暫定承認のステータスを設定するというよりも、改訂の議論およびそれらの経過を BP メンテナンス WG だけではなく、他の委員会や WG にも公開するような検討としていくなれば、改めて暫定承認を設定する必要ないとの検討結果となった。

(2)規約改正に係るチェックリストの策定

規約化する場合の視点について WG メンバーひいてはユーザ全体の意識を統一することが重要であるとの認識から、今後規約への新規データ項目の追加等にあたり、「規約改訂(新規データ項目の追加、既存データ項目の修正)に関するチェックリスト」を策定することとし、その具体的な内容を検討してきた。

検討の結果として、本 WG において「規約改訂チェックリスト」を策定した。その概要は以下の通りである。

(2-1)規約改訂チェックリスト策定の背景

実用に供するメッセージが増加していく中で、従来各メッセージにおけるデータ項目について「本当に必要な項目」と「あればより活用の可能性がある項目」とが追加要求として上げられ、それらはほとんどが要求を否定されることなく追加されてきた。

ただし、それらの中には後々になって安易に追加されたものもあるのではないかと指摘がある項目もあり、この際主としてデータ項目の追加に係るプロセスの中で、重視すべき点を「チェックリスト」の形で策定することとした。

(2-2)規約改訂チェックリスト使用の目的

標準ビジネスプロトコル(以下、標準 BP)および CI-NET LiteS 実装規約(以下、実装規約)の両規約(ここでは標準 BP ならびに実装規約双方を指す)について、主にデータ項目の追加の場合に、以下のような観点でのチェックを行うことを目的としている。

- ・本来の追加、改訂の必要性が高い項目の峻別を正しく行う
 - －(例)業務の実態から従来と同じ業務処理を行うにあたって必要とされる項目
- ・明確な必要性を提示・説明できていない項目の安易な追加等を行われることを防ぐ
 - －(例) EDI データに乗せて交換しなくてもよい社内管理に必要な項目
- ・データ項目の追加、改訂に係る議論の結果を残し、後に類似の検討を行われることを防ぐ
 - －チェンジリクエストの記載内容だけではなく、それを議論した経過、結果も残すことで、以後の当該項目追加検討に直接関わっていなかったユーザでも状況がわかるようにしておく

(2-3)規約改訂チェックリストの使い方

本チェックリストの使い方として、利用場面およびユーザは以下のような内容を想定している。

- ①BP メンテナンス WG がチェンジリクエストに基づき、データ項目の追加、変更等の改訂に係る審議、検討を行う際の「ものさし」として利用する。

②改訂要求を提出するユーザが、提出前に事前のチェックを行うために利用する。

上記のような使い方をすることにより、以下のような効果が期待できる。

- ・総合工事業者、専門工事業者等、立場の違いを考慮することなく、共通的、統一的な判断が可能
- ・BP メンテナンス WG のメンバー以外でも、データ項目の追加や修正の判断を行うことが可能

(2-4)規約改訂チェックリストにおけるチェック項目

項目追加・改訂に対する具体的なチェック項目は以下に示す項目となる。

また、既に規約化されているものについても、規約の原理原則に照らして適当でないと判断されるようなものがあれば、使用を制限していくなどの方策がとれるよう、チェック項目の内容を充実させていく。

(a)既存ユーザへの影響度合い

- ①実稼動しているシステムの改修度合
- ②業務の見直し、変更への影響度合
- ③いずれのユーザの負担が大きいか
- ④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か
- ⑤即時の対応が可能か否か
- ⑥立場の違いなく対応が可能か否か

(b)各社固有の業務要件かの判断

- ①他ユーザの賛同の有無
- ②業務の変更による対応可否の検討有無

(c)印刷要件かの判断

- ①各社の帳票出力に依存する項目が否か

(d)二重要件かの判断

- ①他項目での類似機能がないか

(e)定義の明確化

- ①類似項目との違いは明確か
- ②規約全体を通して定義を明確にしているか

(f)改訂の緊急度

- ①即時対応の必要性の有無

(2-5)規約改訂チェックリストに係る運用

(a)チェックリストの発行機関／利用機関

現状では BP メンテナンス WG での利用、および規約改訂の提案を行う前のチェックとして利用できることを想定していることから、それらを踏まえ以下のような対応とする。

[チェックリスト利用者]

- ・BP メンテナンス WG
- ・規約改訂を提案する WG
- ・規約改訂を WG もしくは事務局に提案するユーザ
- ・WG の上位にある委員会

またチェックリストに基づいての審議を行う機関も、BP メンテナンス WG 以外では、提案前の事前チェックという位置付けを考慮すると、上記の利用者と同等になる。

(b)チェックリストに基づいた審議結果の開示方法

チェックリストを策定した目的として、データ項目の追加、改訂に係る議論の経過、結果を残し、以後の当該項目追加検討に直接関わっていなかったユーザでも状況がわかるようにしておくことが挙げられる。これに対応するために CI-NET ユーザ、およびベンダ等に共通の情報を共有してもらうことが重要であるため、具体的な開示方法として CI-NET の会員ホームページに公開することとする。

(c)チェンジリクエストとの関係について

規約改訂チェックリストは、主にデータ項目の追加、削除等に関してチェックすることを目的に策定されているものであるが、このチェックを行う元情報として「チェンジリクエスト」があり、これとセットにして公開していくことを想定している。

(d)チェックリストの改訂方法

規約改訂チェックリストについては、今後運用を重ねていくことによりそのチェック内容を見直していくこととなるが、その際の方法としては、以下のようなプロセスを経て改訂することを想定している。

- ①BP メンテナンス WG で改訂する内容を検討、審議する。
- ②実用化推進委員会、LiteS 開発委員会など他の委員会、WG、および CI-NET 会員にもチェックリスト改訂要求内容を公開し、それに対する意見を集める。
- ③BP メンテナンス WG で徴集した意見をもとに再度内容を検討、審議する。
- ④BP メンテナンス WG での審議結果を受け、標準化委員会に諮る。
- ⑤他の委員会(実用化、LiteS 開発等)へ改訂の内容を通知する。

(e)チェックリストの審議対象範囲について

規約改訂チェックリストは当初データ項目の追加、削除に係る検討において使用する運用を考えているが、規約はデータ項目だけではなく、情報表現規約、情報伝達規約といった広い範囲に及んでいることを考えると、このチェックリストを使つての審議対象範囲は、標準 BP 全体まで対象として考えてよいとの意見であり、今後の利用に際しても当初の考えよりも広い利用を想定していく。

(3)軽微な改訂についてメールでの承認の許容

規約の改訂には、その内容から影響が多くのユーザ、ベンダに及ぶもの、ごく限られた影響範囲しかないものなど多岐にわたるが、審議機関での議論を踏まえることがそれほど重要視されないような軽微な改訂については、一同に会しての会議ではなくメールベースでの承認も可能とするような柔軟な運用を考えることも必要があり検討を行った。

(3-1)「軽微な改訂」の具体的な内容・ケースの抽出

具体的な例として以下のようなものが挙げられる。

- ・定義、摘要を理解しやすくするための明確化の場合
- ・定義、摘要の字句を修正(意味の変更を伴わない)する場合
- ・既に委員会等で承認されたにも関わらず、規約類への記載から落ちていた場合(正誤表レベルに近いもの)

(3-2)具体的な運用イメージ

以下に示すような流れで運用することとした。

- ①最初の改訂提案者からの要求、意見をもとに事務局ベースで「チェンジリクエスト」を作成
- ②作成した「チェンジリクエスト」をメールにて WG メンバに配信
- ③配信後、質疑応答のための一定期間(例、2週間程度)を設定し、詰めの議論を実施
場合によってはメールベースだけでの議論だけでなく、委員が集まっての議論も考慮
- ④質疑応答期間終了後、承認か否かの投票を実施(これも2週間程度の期間を設定して実施)
- ⑤投票結果をメンバに公表

(4)標準 BP と LiteS 実装規約との相違についての検討

過去の検討の経緯等から、標準 BP、実装規約の改訂は異なる審議機関を経て改訂に至る形となっているが、実装規約に係る改訂については、LiteS 開発委員会が最終審議機関となっており、この間に実装規約の上位にある標準 BP を扱う標準化委員会の審議を経ない形となっている。

このような審議の形態の場合、先に指摘された、「実装規約が標準 BP の領域を超えるような部分が出てくる可能性」についての検討や、「標準 BP と実装規約との整合を確認」といったことができない可能性があり、その解消のための方策を検討している。

具体的には、審議過程の中で「要求者所属の WG」の段階、すなわち当該所属 WG の委員会の審議前に、BP メンテナンス WG の参加メンバに要求者所属の WG での議論に同席もしくはメールにてその検討資料や検討経過などを通知することにより、審議の途中段階で標準 BP の観点からの指摘を受けられる体制を作っていくことが考えられ、それらについて標準化委員会を通じて他の委員会、WG に対し協力を求めていく。

7.3.4 CI-NET 建設資機材コードのメンテナンス

本年度はコードメンテナンスに関する改訂要求がなかったことから、特にこれに関わる活動は行わなかった。

7.3.5 建設資機材コード(平成 12 年度に開発分)の標準化促進のための検討

(1)他業界等におけるコード活用の事例検討

これまでの検討では、まず建設資機材コードありきで議論に入る形でコード活用策およびそれらの課題等について、EDI のデータ項目の一つとして資機材コードを活用する検討を行ってきたところである。

表 7.3-6 資機材区分とそれらに係る内容・活用事例

資機材の区分	内容	活用事例
積算時に“もの(単価)”が特定できるコード	いわゆるB材と呼ばれる電線等の資材。規格品が多く、仕様が明確なもの。	①自社単価への自動置換 ②相見積時の内訳詳細比較
“分類”レベルで表現するコード	いわゆるA材と呼ばれる空調機等の資材。仕様属性(スペック)が多岐にわたるため、ものを特定するのは困難。	①統計データとして、ギブ&テイクに活用

本年度は、検討方針として、EDI そもそもの目的である処理の自動化を検証するという観点に立ち、それに対する具体的な自動化ニーズに対して、必要となる建設資機材コードの機能を検討するアプローチとした。

具体的には、他業界の EDI 事例を参照し、

- ・どのような自動化を実現しているか?
- ・自動化に対するコードの機能、役割

などの点について情報を収集するとともに、それらを参考に建設業界における EDI の自動化および自動化に対するコードの機能、役割を確認することとした。

以下、他業界における EDI の利用状況およびコード利用の状況等についての調査結果を提示する。

(1-1)電子機器業界

①EDI による自動化

- ・受注者が注文データ受信した時点での自社製品の在庫確認及び発送業務指示の自動化

- ・在庫確認時に在庫が不足するものについて、資材業者等へ注文業務を自動化

②EDI の状況

- ・部品毎に所定期間の契約見込量・単価を事前に取り決めている。
- ・発注者からの注文データ授受後、受注者側が拒否の意思を示さず一定期間経過すると、自動的に契約が成立する場合が多い。
- ・大手セットメーカは資材調達に関して、一部メーカを除き実運用で確立されている EIAJ 標準 (JEITA) を軸に、また海外メーカあるいは国内外資系メーカ等とは RosettaNet、情報種によっては個別のポータルサイトを利用するような形が多い。

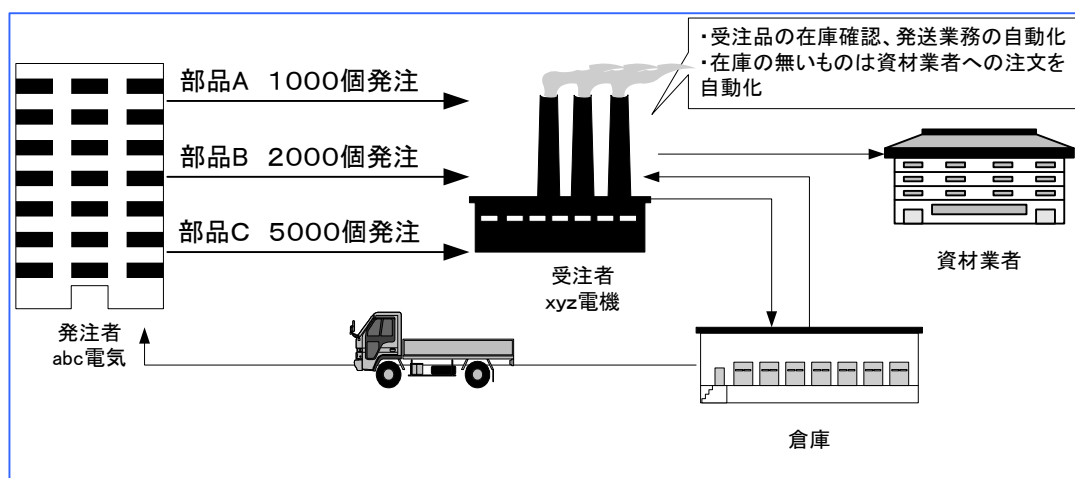


図 7.3-1 電子機器業界の EDI の適用事例

③コード利用の状況

- ・品番コードの付け方、自社内の管理方法として、製造メーカの品番を主体とするものと、発注者側の自社品番を主体として情報共有・管理をするものがある。
- ・またある部品において、それが同一の部品であっても、使用する事業部門によって社内で別の品番を付けているケースもある。この場合、改めて全社の統一コードを振り直すことも選択肢としてなくはないが、対象とする商品、部品が膨大であり、メンテナンス等の負担も大きくなることから、運用面での問題が大きい。総じて、全社統一コード化を推進している企業は、採番担当部署が新規品番の採番時点で統一コードを付与しているケースが多い。前述のように事業部門ごとにコードが異なる企業では、汎用性の高い部品について、変換テーブルを使用してコード管理を行っているのが実情である。
- ・付番したコードの使い道としては、同種の商品、部品の集約化や統計処理に利用しているのが現状である。
- ・一方、「品種区分コード」は、社内で独自に設定し管理・利用しているケースがほとんどである。ISO のような国際標準的な品種区分もあるが、品種のカテゴリー分けが粗く使いにくいいため、利

用しているところは少ないものと想定される。

④ 図面情報等の活用の状況

半導体部品等に関する仕様、スペックについては仕様書情報を PDF ファイルでやり取りするような対応を行っている。またそれらの情報は図面管理システムといった仕組みで画面に提示するような対応としている。

(1・2) 電機製品(照明) 業界

① EDI の状況

- ・発注者としての利用はメインで、相手先に部品メーカー、部品商社、外注加工業者などがある。
- ・基本的に電機業界の標準である EIAJ 標準を使用し、VAN-EDI(商品)もしくは Web-EDI(部品)の形態で実施している。
- ・使用メッセージとしては、注文・注文請け、納期回答、および検収済情報などで、検収済情報は受注者側での請求処理の迅速化等に役立っている。見積は通常取引している部品等に対する年間 1 回の「協定見積」、また仕様の打合せ等が伴う新規部品など EDI では行っていない。
- ・電子部品業界では生産計画、所要計画的な情報の提供もあるが、照明についてはそれらの計画が読みにくいと、一部の部品に対する情報提供にとどまっている。

② コード利用の状況

(a) 商品のコード

- ・商品に対する業界標準コードといったものは特になく、日本照明器具工業会で「公共施設用照明器具」として名称が定められているものが、業界として唯一同意の得られるものではないかと思われる。
- ・(主力工場)で現在扱っている品名としては 6~7 千点で、仕様レベルの細かさも反映したものは 1 万数千点となる。これに照明器具では意匠等を考慮した商品(特注品)が日々発生しており、これもコードで管理する。管理は商品企画の担当者が行っている。
- ・(全社では)数万点あり、終息管理が難しい状態。
- ・コード体系にはある程度意味を持たせている。
構成は 8 桁で、うち 3 桁は商品ジャンル(器具の種類別)、残り 5 桁は連番となっている。
ただしこの桁数は大手電機メーカーグループでの付番体系で、自社(照明器具メーカー)は現実には不足しており、社内的には 25 桁のコードを持って運用している。

(b) 部品のコード

- ・(主力工場)で部品/部材が数万点に上るが、うち通常使われるものは数千点程度である。
- ・部品の自社コードの活用については、自社コードと相手先の品名を併記して取引を行っている。
- ・取引先には注文データに自社のコードを入れて提示し、回答はそれを活用して返してもらうようにしている。

注文に限らず、設計から部品発注、受入、倉庫での入出庫、棚卸、実績集計など生産管理や資産管理のあらゆる局面でコードが基本となっている。その理由としては名称では曖昧さが残り、部品を厳密に特定することが不可能で管理上の混乱を避けるためである。

- ・今後のコードの活用策としては、コードをバーコード化し、入出庫や棚卸などの管理業務の工数削減と精度向上を計画中している。

③図面情報等の活用の状況

- ・情報共有という観点で、機器のスペックの取引先への伝え方として、取引先により CAD データ及び紙図面、仕様書(データ、紙)を使い分けている。

(1-3)商社(鉄鋼部門)業界

①EDIによる自動化

- ・EDIによる自動化ではないが、社内 ERP システムにより、各部門別のシステムがシームレスに繋がっている。ERP システムのアイテムの一つに「品目コード」があり、いわゆる資機材コードに相当するものであるが、EDI データとの変換はされていない。

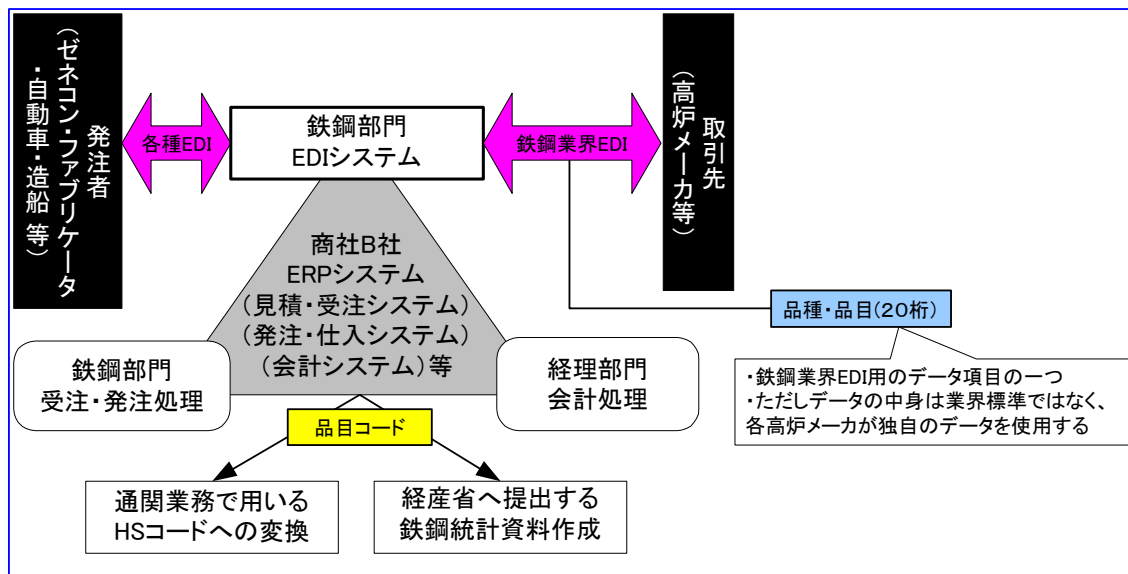


図 7.3-2 商社(鉄鋼部門)業界の EDI の適用事例

②大手商社の状況

(a)大手商社の社内システム状況

各社とも 2001～2005 年にかけて、社内基幹システムの再構築を行ない、独SAP社のERPパッケージである「R/3」を導入している。R/3導入に伴い、従来は各商品部門毎に個別構築し個別運用していた社内基幹システムは全社統合システムに一本化されている。資機材コードに相当するコードは、R/3の「品目コード」18桁を使用しているが、これも全

社レベルで統一運用されている。

(b)品目コードの考え方

品目コードは、全社要件(コーポレート部門の要件、営業要件である品目管理の切り口{形態(原材料/半製品/製品)、物性、形状、また用途(生活資材/娯楽)、サービス・役務の種類(工事、保守、運用等})を加味して確定したもので、「共通コードシステム」にて管理されている。

金属では、輸出入取引で通関書類上に記載するHSコード(財務省の設定コード)が品目コードから変換可能なコード体系とすること、経産省に提出する鉄鋼統計関連資料のメッシュがカバーできるコード体系とすることが、品目コード体系の設定要件となっている。

(c)資機材コードとの考え方の相違

資機材そのものを特定できることをコード運用では前提としていない点が、大きな相違点と思われる。金属の場合は、規格・寸法等の表記を見ないと資機材の特定はできない。

EDI授受における社内品目コードとの自動的な変換は、対応していない。仕入の3/4を占める高炉メカについては、商社側からの注文データ登録時に社内品目コードを同時登録することで社内対応をしており、この対応でコード変換をしないでもほぼカバーできているのが実態である。

③鉄鋼業界の状況

(a)鉄鋼業界標準の考え方

高炉メカ5社が中核的な存在で、その他の鉄鋼メーカー(平電炉、特殊鋼メカ等)、下部流通各社(加工センター、問屋、特約店等)、商社は、高炉各社の基本的な考え方に合せた対応となっている。

鉄鋼業界標準における資機材コードは、「品種・品名(20桁)」でコード体系は各社が独自設定することとなり、業界標準コードは設けられていない。

(b)建設資機材コードとの考え方の相違

高炉各社の「品種・品名コード」は、夫々の製鉄所の生産管理システムに深く結びついた独自コードとなり、共通性は全く無い。

商社業界と同様に、資機材を特定できることをコード運用では前提としていない点が大きな相違点と思われる。また、業界としてもコードの統一化をする気運は全く無い。

(1-4)デベロッパ業界

①EDIの状況

建設業界とのEDIはまだ一部のデベロッパが行っているに過ぎない状況ではあるが、実際に導

入した企業の EDI 導入のきっかけとしては、顧客への見積書作成・提出にあたり、各施工業者(工種が各種にまたがる)からの見積回答書に対して、単価や労務数のチェック、検算、書式統一・合本などの作業を効率的に行い省力化したいということが挙げられる。

具体的な方法の1つとしては、毎年デベロッパ側から標準単価、労務数を建設資機材コード付きで施工会社に公開し、CI-NET による見積回答を求めるようにしている。これにより回答データを取り込んだデベロッパ側での作業が自動化されるようになった。

②コード利用の状況

(a)資産に付与するコード

デベロッパは、多くの物件を抱えそれに対する資産価値の把握が重要とされている。これは租税への対応や、投資判断の材料として、物件の新築から増築や更新・改修、さらに解体までのライフサイクルの中で常に変化する資産価値を把握していることが時代の要請として挙がってきていることがある。

資産の分類については資産分類コードを自社で作成・付与し、物件内で使用する部材の取得金額と各部材を紐付けし資産価値の算出に使用していたが、見積書単位での資産登録のため分類が粗く、モノによって資産区分の割り付けがうまくできていないところは資産の償却期間が長く設定され租税負担が大きくなるような事例もあった。

そこで、資産分類コードに加え建設資機材コードを組み合わせることにより、より正確な、また細かい資産分類を実現することが可能となった。

建設資機材コードの利用を進めていくと、現状のコードに対して、更なる充実が必要であるとの指摘ができる。

- ・実際の機器単価の区分が現状のコード体系より細かくできている部分があり、自社で独自に定義を加えているところがある
- ・建設資機材コードに紐付く単品の廃番や価格変更等のメンテナンスの負担が大きい
- ・設備に比べると建築工事についてのコードの整備、充実が必要

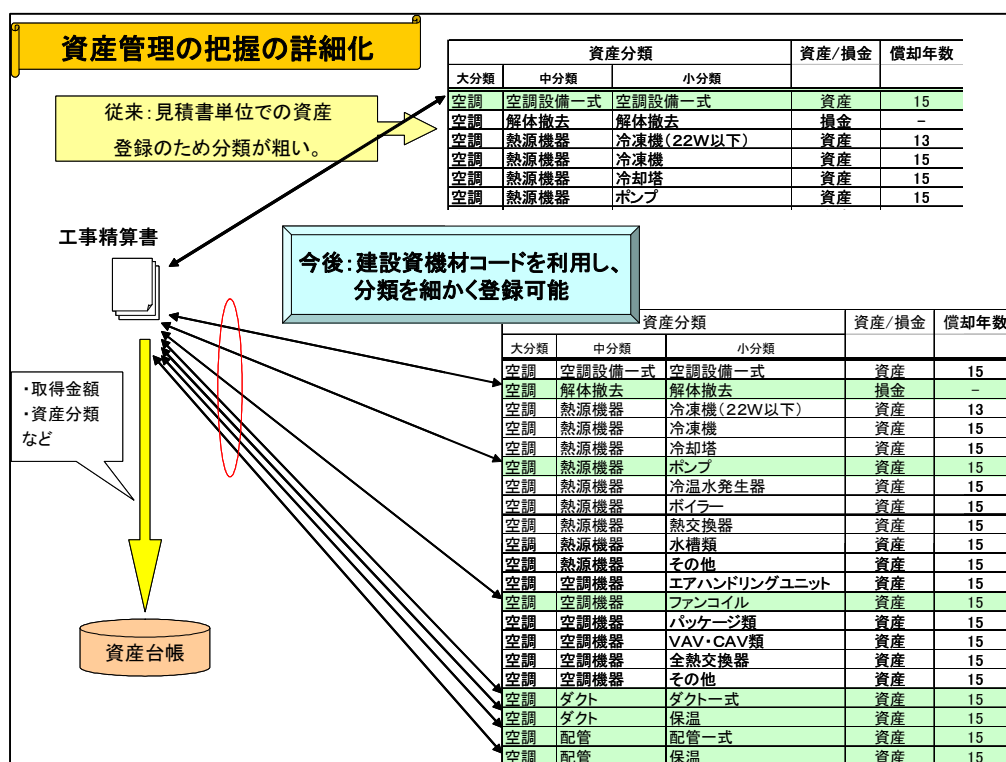


図 7.3-3 デベロッパ業界の資機材コードの適用事例

(1-5)他業界におけるコードの利用に関するまとめ

4つの業界について、上記で取り上げた EDI と絡めてのコード利用を見てきたが、社外とのやり取りのための EDI や業界共通的に有効に利用しているような例はあまり見られなかった。電子機器や電機(照明)業界における商品管理のためにコードを詳細に付与している例や、デベロッパ業界のように自社の資産管理業務と結びつけた建設資機材コードの利用例など、それぞれの取り組みは把握することができた。しかしそれらは基本的には社内利用に留まっているものであり、社外あるいは業界内で共通で利用しているコードの事例としては商社(鉄鋼)業界で統計処理のために利用するという程度であった。

また処理の自動化という点においては、電子機器業界における、注文データ受信時の製品在庫確認や発送指示、製品在庫が発注点まで減少した場合の自動発注といった利用例はあるが、他の業界では EDI との連携が十分に図られていない場合が多かった。

振り返って、建設業界において業界共通的な基盤としての建設資機材コードの利用を考えた場合、他の業界には見られない多様なプレーヤがあり、そのプレーヤ間を結ぶために、共通的に利用できるコードや EDI を考えてきているが、他業界の例を見ても社内利用が主流となっている現状においては、それらに対しては一朝一夕にはなかなか導入、利用が難しいのではないと思われる。

流通業界の JAN コードのように、商品にコードが付いていないと販売することもままならないような状況になると、利用に対するニーズも高まりインフラの整備も進んでくるものと思われるが、現状ではそこまでの状況には至っていないといえる。

(2)(社)日本膜構造協会における検討状況

(社)日本膜構造協会で策定された分類体系については、当該業界での実用化検証の進展状況を確認しながら、既存の分類体系の全体構成との整合性の再確認や必要な場合には、分類項目のコード化等の検討を進めることとしている。

現在の検討状況としては、日本膜構造協会にて材料企業、ファブリケータ等と、付与されたコードをどのように利用するかについての議論を行っているところである。具体的には、工事費に係るコード(膜構造工事費)としての使い方についての案を検討中である。

8.LiteS 開発委員会活動報告

8.1 活動テーマ

平成 17 年度の LiteS 開発委員会の主な活動テーマは以下のとおりである。

(1) LiteS 実装規約の拡充及びメンテナンス

(1-1) CI-NET LiteS 実装規約¹中の「情報表現規約」についての検討

(1-2) 関連団体や地方ゼネコンでの CI-NET LiteS 活用に伴う規約化に係る検討

(2) 資機材の受発注業務での LiteS 利用の推進

(2-1) 設備機器見積メッセージのトライアル等によるメッセージ評価

(2-2) 設備機器の購買(調達)業務での EDI メッセージについての検討継続

(3) LiteS 普及促進のための技術的課題への対応

(3-1) 文字コードのチェックに関する検討

(3-2) 電子メール以外の情報伝達規約に関する検討

(3-3) ASP 連携指針の検討

8.2 活動経過

(1) LiteS 開発委員会の開催

これまでに以下の日程で LiteS 開発委員会を開催し、CI-NET LiteS 実装規約の内容検討及び高度化検討を行った。

第 1 回 平成 17 年 7 月 14 日(火)

(1) 2005 年度 LiteS 開発委員会活動計画について

(2) 技術データのファイル名及びメッセージ内の文字制限について

(3) CI-NET LiteS 実装規約改訂のタイミングについて

第 2 回 平成 17 年 12 月 20 日(火)

(1) 2005 年度 LiteS 開発委員会 WG 活動 中間報告

(2) 2005 年度情報化評議会(CI-NET)活動報告書(案)審議

(3) CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針(案)審議

¹ CI-NET LiteS 実装規約:バージョンの記載のないものは、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.2 を指す。また CI-NET 標準ビジネスプロトコルは、CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.4 を指し、以下「CI-NET 標準 BP」という。

- (4) 規約改訂に掛かるチェックリストの運用についての報告
標準委員会からの要望事項

第3回 平成18年3月30日(木)

- (1)2005年度 LiteS 開発委員会 WG 活動 活動報告
(2)「CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.2」改訂案審議

第4回 平成18年5月17日(水)

- (1)CI-NET LiteS 実装規約 支払通知メッセージについて
(2)CI-NET LiteS 実装規約／指針・参考資料 改訂について

(2)LiteS 実装規約の拡充及びメンテナンス(LiteS 規約 WG)

LiteS 規約 WG を全 19 回開催し、CI-NET LiteS 実装規約の中でも注文、出来高・請求を中心にしたメッセージに関する処理対応について検討を進めた。具体的には CI-NET LiteS 実装規約に規定されているが、解釈の違いが生じる可能性のあるものあるいは明確さが不足のものなどに関して明確化の検討を行った。

また実用化推進委員会 調達・出来高 WG より支払通知メッセージ(素案)が提示され、これの CI-NET LiteS 実装規約化に向けた検討を行った。

(3)資機材の受発注業務での LiteS 利用の推進(LiteS 設備機器 WG)

LiteS 設備機器 WG を全 8 回開催し、設備機器見積 EDI データと連動する設備機器の購買(調達)業務に関して、既に CI-NET LiteS 実装規約に策定され実用化している「購買見積メッセージ」「注文メッセージ」との関係も踏まえた設備機器取引における EDI メッセージのあり方について検討を行った。

具体的には、LiteS の購買メッセージや注文メッセージでの不足項目の抽出や運用方法についての整理を継続することとし、最終的には「設備機器取引 EDI 運用ルール」をとりまとめ、当該分野の実用化を推進するための活動を行った。

(4)LiteS 普及促進のための技術的課題への対応(LiteS 技術検討 WG)

LiteS 技術検討 WG を全 5 回開催し、技術的課題の具体例として、文字コードのチェックに関する検討を行った。また電子メール以外の情報伝達方法の可能性について検討した。

また ASP 連携指針について検討し、最終的に「CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針 第1版」をとりまとめた。

8.3 活動結果

8.3.1 活動体制

本年度、LiteS 開発委員会では、テーマごとに以下の 3 つの WG を設置して活動した。

LiteS 実装規約の拡充及びメンテナンス	→LiteS 規約 WG
資機材の受発注業務での LiteS 利用の推進	→LiteS 設備機器 WG
LiteS 普及促進のための技術的課題への対応	→LiteS 技術検討 WG

8.3.2 LiteS 実装規約の拡充及びメンテナンス

(1)CI-NET LiteS 実装規約中の「情報表現規約」についての検討(LiteS 規約 WG)

CI-NET LiteS 実装規約に関して、昨年度より検討継続の項目および新たに検討に挙げられた項目のうち、現在までに本 WG として結論がまとまったものについては、活動報告書として広く内容を公表し、その後に CI-NET LiteS 実装規約の改訂へ結びつける形を考えている。

今回、活動報告書において公開する検討結果としては、以下に示す項目が挙げられる。

それぞれの項目に対する背景・問題点、およびその検討結果については、以下の(1-1)～(1-12)を参照されたい。

- (1-1)特記の記載箇所仕様について
- (1-2)請求確認メッセージにおける金融機関情報の記載について
- (1-3)出来高・請求・立替金・打切メッセージの「1381」検査完了予定日、「1382」引渡し予定日」の使用方法について
- (1-4)内訳明細本体行の行属性の明確化について
- (1-5)X 属性 8 バイトで定義されている日付項目の取り扱いについて
- (1-6)[1203]明細別取引区分コードの取り扱いについて
- (1-7)出来高・請求業務のメッセージにおける明細の金額に関するデータ項目の使用方法
- (1-8)「コード 30(受理)」の立替金確認業務での取り扱いについて
- (1-9)打切メッセージにおける「[1334]今回迄累積請求金額計消費税額」の使用について
- (1-10)[9]訂正コードの取り扱い
- (1-11)注文業務のメッセージあるいは合意打切申込メッセージにおける[9]訂正コードの「3:取消/(全体情報、明細情報とも送信しない)」について
- (1-12)支払通知メッセージ実装規約化に関する検討

表 8.3-1 本年度の CI-NET LiteS 実装規約に関する検討項目

項目	背景・問題点など	検討結果
(1-1)特記の記載箇所仕様 特記事項、特記事項2、発注者側見積・契約条件に記載する内容の明確化	条件記載箇所が三箇所あることや記載容量が少ないため、見積や契約の基本的なこと、工事要領に関する事などその箇所の位置付けをして効率的な利用を図りたい。	LiteS 規約 WG 第 38 回(2005/07/26) 基本的内容は「特記 1」「特記 2」「発注者側見積契約条件」それ以外は明細または添付ファイルに記載することを推奨。
(1-2)請求確認メッセージにおける金融機関情報の記載について	CI-NET LiteS 実装規約では請求メッセージにある金融機関関連データ項目が、請求確認メッセージでなくなっているがよいか？ [1035]受注者指定金融機関名 [1036]受注者指定金融機関支店名 [1037]受注者指定金融機関預金種目 [1038]受注者指定金融機関口座番号 [1039]受注者指定金融機関口座名義 [1040]受注者指定金融機関口座名義フリガナ	LiteS 規約 WG 第 37 回(2005/07/05) 現行規約通り。
(1-3)出来高・請求・立替金・打切メッセージの「1381」検査完了予定日、「1382」引渡し予定日」の使用方 法	「1381」検査完了予定日、「1382」引渡し予定日」の使用方について、その「予定日」は発注者側のものか受注者(協力会社)側のものか明確でないのではないかと指摘がある。	LiteS 規約 WG 第 37 回(2005/07/05) 発注者・受注者の両者合意のもと、メッセージとしては受注者より送信する出来高報告メッセージに記載し、それを承認する形で発注者より出来高確認メッセージに記載して返信するとする
(1-4)内訳明細本体行の利用に関する行属性の明確化	現行の規約では内訳明細の各項目に対する必須項目の指定がないため、行属性が内訳明細本体の場合において単価、数量、単位が未登録の明細行を利用する取引先がある(=内訳明細本体行をコメント行的に利用)。行属性の利用方法を統一するため、行属性に応じた必須項目(内訳明細本体行の場合、単価、数量、単位は必須)を明確にできないか。	LiteS 規約 WG 第 38 回(2005/07/26) 内訳明細本体の場合、「この行は金額集計の対象であるため、数量・単位・単価を指定しなければならない」とする。

項目	背景・問題点など	検討結果
(1-5)X 属性 8 バイトで定義されている日付項目の取り扱い	<p>年月日を示すデータ項目(帳票年月日等)は、CI-NET 標準 BP 上 9 属性で定義(アラビア数字で記入。年は西暦 4 桁を記入。「:」「/」などの区切り文字は使用不可)されているが、一部の項目については X 属性 8 バイトで定義されているため入力方法が統一されず、発注者、受注者の取り決め事項になっている。</p> <p>[1052]工事・納入開始 [1053]工事・納入終了日・納入期限 [1070]見積有効年月日 [1141]見積提出期限年月日 等</p>	<p>LiteS 規約 WG 第 38 回(2005/07/26) 9 属性と同じ入力方法とする。</p>
(1-6)[1203]明細別取引区分コードの取り扱い	<p>[1203]=「99(混在)」について、現状は、</p> <p>①「CI-NET 標準 BP p.153」には、「99(混在)」には「99(混在)」の記載あり ②「CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.1 p.182」には「99(混在)」の記載なし</p> <p>よって、CI-NET LiteS では、「99」の出力は「エラーにしている」が正解だが、果たしてそれで良いか、確認が必要。</p>	<p>LiteS 規約 WG 第 38 回(2005/07/26) コード値「99」は使用しない。</p>
(1-7)出来高・請求業務のメッセージにおける明細の金額に関するデータ項目の使用方法	<p>・出来高・請求業務のメッセージにおいて、明細金額を合計した累積金額は、ABCD 方式ではどのように計算するかは記載されている。(CI-NET LiteS 実装規約 p.269,p.314,315 を参照)。</p> <p>しかし、金額に焦点を当てると、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[1223]明細金額 ・[1225]契約金額明細 ・[1233]前回迄累積出来高金額明細 ・[1235]今回迄累積出来高金額明細 <p>と 4 個のデータ項目があるが、その使用方法が明確に記載されていない。また、各項目について、「○:任意使用」の印となっている。そこで、これらの金額明細に関する項目の使い方を確認する。</p> <p>・また出来高要請メッセージにおいて、これらの項目についてどのように使用するのかについての検討を行う。</p>	<p>LiteS 規約</p> <p>検討中 (記載内容について修正中)</p>

項目	背景・問題点など	検討結果
(1-8)「コード 30(受理)」の立替金確認業務での取り扱い	立替金確認メッセージ(異議ありの場合受注者から発注者へ送信)の明細情報部分(内訳)には請求業務のメッセージと同様に「1413」明細別変更コードはなく、立替金確認業務には請求業務の出来高報告メッセージのような事前メッセージがない。 立替金確認メッセージ(異議)を出す場合、内訳などの変更箇所の指定無しで運用できるか？事前打ち合わせの内容と異なるような場合、指摘して出すのが普通と思われるが。	LiteS 規約 WG 第 38 回(2005/07/26) 現行規約通り(コード 30 は取り扱わない)を確認。
(1-9)打切メッセージにおける「[1334]今回迄累積請求金額計消費税額」の使用について	打切メッセージの使用データ項目に、「[1334]今回迄累積請求金額計消費税額」が使用可能な項目となっていないが問題ないか確認したい。	LiteS 規約 WG 第 45 回(2005/11/29) 打切メッセージに追加することを了承。
(1-10)[9]訂正コードの取り扱い	[9]訂正コードに関し、「2:変更」「3:取消」についての使い方、記載内容の確認が必要。 ① [9] 訂正コードの 2:変更 の取り扱い (CI-NET LiteS 実装規約の表現) 1)CI-NET LiteS 実装規約 p.156 購買見積「1」に固定するとの記載があり明確である。 2)しかし、p.194 注文表 B.VI.1-1 では C-1)訂正の項目があり、変更を知らせる機能があるように記載されている。これは b-1)再発行で処理すればいいのではないか。 3)そうならば、p.196「c-1)注文書の訂正」は表現の変更が必要か？ 4)基本は「2:変更」は使用しないことであろう。	LiteS 規約 WG 第 40 回(2005/09/06) ・CI-NET LiteS 実装規約には[9]=「2」は使わない、と明記する。 ・再発行は紛失、未達などに使用するといった説明を入れる。 ・p.196 の訂正は p.195 の再発行の処理と同じにする。ただし説明文を加える。
(1-11)注文業務のメッセージあるいは合意打切申込メッセージにおける[9]訂正コードの「3:取消/(全体情報、明細情報ともは送信しない)」について	②「[9] 訂正コードの 3:取り消し」の際、「CI-NET 標準 BPp.196」では本文(全体情報、明細情報とも)は送信しないとなっている。 1)CI-NET LiteS 実装規約ではどうか明確でない。 2)各社システムの調査が必要 3)CI-NET 標準 BP への改善要求も必要か？	LiteS 規約 WG 第 45 回(2005/11/29) CI-NET 標準 BP への改訂要求を行うことで決定。その後第 47 回 WG(2006/01/17)にて改善要求書をまとめ BP メンテナンス WG に提出。
(1-12)支払通知メッセージ実装規約化に関する検討	・特に専門工事業者でのニーズが高まっている。 ・現状では、CI-NET 標準 BP では規定されているが、CI-NET LiteS 実装規約にはない。 ・実用化推進委員会/調達・出来高 WG でまとめた素案を基に LiteS 開発委員会において開発する。	LiteS 規約 WG 第 53 回(2006/05/10) CI-NET LiteS 実装規約化。

(1-1)特記の記載箇所仕様について

－特記事項、特記事項 2、発注者側見積・契約条件、受注者側見積・、契約条件に記載する内容の明確化－

1)背景・問題点

CI-NET LiteS 実装規約には、条件を記載する項目に、「特記事項、特記事項 2、発注者側見積・契約条件、受注者側見積・契約条件」の 4 項目があるが、複数箇所あることや記載容量が少ないなどの理由により、効率的な利用のために、ある程度 4 項目に内容の意味付けを持たせた方がよいのではないかと指摘がある。

本件については、平成 16 年度実用化推進委員会の調達・出来高 WG にて、今回提示しているデータ項目に係る記載内容の標準化について検討を行ってきた。そこでの議論では、ユーザ各社での記載内容が現状バラバラで統一は難しいのではないかと、との結論を得ている。

しかし、一方では受注者側で、発注者ごとに異なる記載内容を受信・処理しているのが現状であり、それぞれのデータ項目に係る記載内容の標準化まではできないにしても、記載内容に関してある程度の分類を行うことは可能ではないかと提案を受けている。

2)検討結果

発注者は、見積や契約を行うにあたって条件を記載する際、[1175]特記事項、[1176]特記事項 2、[1174]および発注者側見積・契約条件をはじめ、明細行の仕様行や添付ファイルの中へ記載するなど、いずれの方法を採ってもよいこととしている。

ただし、基本的なもの、全社的なもの、共通的なものについては、できるだけ[1175]特記事項、[1176]特記事項 2、[1174]および発注者側見積・契約条件に記載するものとし、それ以外は明細に記載または技術データ(添付ファイル)という形で記載することを今後推奨する。

なお文字数の増加については、提案しない。理由は、各社の事情にあった適当な文字数は確定できず、明細または技術データに記載する方法で解決できるためである。

また、特記事項等に記載する内容の一例として、以下に示すような慣用句的なものを提示する。

①法令および発注者指定の約款等に係る記載

- ・〇〇建設法令・労働安全衛生関連法令など遵守のこと
- ・〇〇建設所定「工事下請負基本契約約款」(平成 17 年度改訂版)を遵守のこと
- ・〇〇建設所定「取引業者標準見積要項」(平成 17 年度改訂版)を遵守のこと
- ・〇〇建設所定「取引業者安全衛生管理要綱」(平成 17 年度改訂版)を遵守のこと
- ・ディーゼル車排ガス規制等関係法令を遵守のこと
- ・品質管理活動および環境保全活動に協力のこと
- ・〇〇建設「建設業労働安全衛生マネジメントシステム」に基づく管理指示を遵守のこと
- ・建設副産物の適正処理を徹底すること

②当該現場に係る記載

- ・現場の特記要項については添付ファイルの通りとする。

③契約・支払等に係る記載

- ・実測精算、内容変更ない限り、一式無増減とする。
- ・上記、見積内訳以外は別途精算とする。

なお、上記に示す内容を CI-NET LiteS 実装規約 指針・参考資料に記載した。

(1-2)請求確認メッセージにおける金融機関情報の記載について

1)背景・問題点

CI-NET LiteS 実装規約では請求メッセージにある金融機関関連データ項目が、請求確認メッセージでなくなっているがよいかとの指摘があった。

[1035]受注者指定金融機関名

[1036]受注者指定金融機関支店名

[1037]受注者指定金融機関預金種目

[1038]受注者指定金融機関口座番号

[1039]受注者指定金融機関口座名義

[1040]受注者指定金融機関口座名義フリガナ

2)検討結果

請求確認メッセージの利用の際、どのような場面で金融機関情報を必要とするかが、検討の緒である。

通常、取引先情報およびそれらに付随する口座情報等については、取引開始時に相手先に伝達し、それをもとに発注者側で相手先口座情報を管理していることが多い。請求確認メッセージは、[1315]出来高・請求・立替査定結果コード=「30(受理)」の利用以外は、基本的に不承認の場合に送信されるものである。

また金融機関情報については、仮に取引開始時に伝達したものと異なる金融機関や口座番号に変更する場合、受注者側からの請求情報で変更されてくるもので、請求確認メッセージでやり取りされる可能性は低い。

このことから、今回取り上げている受注者の金融機関関連情報については、都度情報交換すべきデータ項目ではないものと考えられる。

よって、本件は、CI-NET LiteS 実装規約通りとする。つまり当該メッセージには金融機関関連情報のデータ項目は追加しない。

なお、これらの項目の利用に際し、以下の注意書きを CI-NET LiteS 実装規約に追加すること

する。

- －事前に取り決めた登録済金融機関、口座に振り込まれることを基本とする。ただし EDI 外で特定口座に振り込むことを取り決めた場合はこの限りではない。
- －金融機関関連情報に係る項目については、予め取引当事者両者で協定書での合意に基づいて使用するか否かを決めておく。

(1-3)出来高・請求・立替金・打切メッセージの「1381」検査完了予定日、「1382」引渡し予定日」の使用方法について

1)背景・問題点

CI-NET LiteS 実装規約出来高・請求・立替金・打切メッセージのデータ項目に、「1381」検査完了予定日、「1382」引渡し予定日」があるが、見積業務や注文業務のメッセージにはこれら 2 つのデータ項目はない。その使用方法について、「予定日」は発注者側のものか受注者(協力会社)側のものか明確でないとの指摘があった。

2)検討結果

「建設業法第 24 条の 4(検査及び引渡し)と第 24 条の 5(特定建設業者の下請代金の支払期日等)」等を考慮して判断すると、「1381」検査完了予定日、「1382」引渡し予定日」の日付は、発注者・受注者の両者合意のもと、メッセージとしては受注者より送信する出来高報告メッセージに記載し、それを承認する形で発注者より出来高確認メッセージに記載して返信するとする。

(1-4)内訳明細本体行の行属性の明確化について

1)背景・問題点

現行の規約では内訳明細の各項目に対する必須項目の指定がないため、行属性が内訳明細本体行の場合、[1223]明細金額、[1218] 明細数量、[1222]単価、[1217] 明細数量単位のいずれかまたは全てに入力がない、すなわち内訳明細本体行をコメント行的に利用するケースが見られる。行属性の利用方法を統一するため、行属性に応じた入力項目を明確にするため、CI-NET LiteS 実装規約の改訂を行った。

2)検討結果

「[1288]補助明細コード」の定義変更を行った。

2-1)CI-NET LiteS 実装規約変更内容

(a)「[1288]補助明細コード」の定義変更

基本的には、CI-NET LiteS 実装規約で提示している本体行、コメント行等の使い方に合わせ

てデータを作成することが必要である。金額を表示する内訳明細本体行ではその算出根拠となる [1223]明細金額、[1218]明細数量、[1222]単価、[1217]明細数量単位も合わせて提示することが必要という考えに基づき、現状(上段)の表現を修正(下段)のような記述に変更するよう、CI-NET LiteS 実装規約を改訂した。

現状:・この行は金額集計の対象となる。
 修正:・この行は金額集計の対象であるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。

2-2)改訂箇所

今回改訂した箇所は下表の通りである。

上記の改訂は CI-NET LiteS 実装規約の下記メッセージの該当ページ・表が改訂対象となる。

表 8.3-2 内訳明細本体行の行属性の明確化に係る CI-NET LiteS 実装規約改訂箇所

業務メッセージ名	該当ページ	表タイトル
建築見積	52	表 B.Ⅱ.2-13 補助明細コード
	54	表 B.Ⅱ.2-14 [1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組み合わせによる明細行種類の表現
設備見積	107	表 B.Ⅲ.2-23 補助明細コード
	109	表 B.Ⅲ.2-24 [1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組み合わせによる明細行種類の表現
設備機器見積	136	表 B.Ⅳ.2-11 補助明細コード
	138	表 B.Ⅳ.2-12 [1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組み合わせによる明細行種類の表現
購買見積	177	表 B.Ⅴ.2-14 補助明細コード
	180	表 B.Ⅴ.2-15 [1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組み合わせによる明細行種類の表現
注文	237	表 B.Ⅵ.2-17 補助明細コード
	240	表 B.Ⅵ.2-18 [1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組み合わせによる明細行種類の表現
出来高・請求・立替金・契約打切	325	表 B.Ⅶ.4-24 補助明細コード
	328	表 B.Ⅶ.4-25 [1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組み合わせによる明細行種類の表現

これらの変更について具体的な変更内容を、購買見積メッセージを例に示す。

3)CI-NET LiteS 実装規約改訂内容

【CI-NET LiteS 実装規約 p.177:購買見積メッセージ】

[1289]補助明細コード
 [1200]明細コードおよび[1288]明細データ属性コード と組み合わせて使用し、明細データの補助的な属性を表すコード。

全メッセージ共通ルール

表 8.3-3 補助明細コード

明細行の種類	[1289]補助明細コード	内容
本体行	00	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> 種目・科目・諸経費・建設資機材等を記載する行である。 この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 階層下に明細データを持つことができる。 金額集計の考え方は以下の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> 1 階層下の明細データに本体行が含まれる場合には、それら全ての本体行の金額の総和を、当該行の金額とする 1 階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該本体行に記載されている金額を、当該行の金額とする
仕様行	01～49	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本体行に記述しきれない仕様のみを記載する行である。 この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕様行は、その仕様にかかわる本体行が同一階層内に必ず出現しなくてはならない。 この本体行と仕様行は同一の[1200]明細コードを付与する。 同一の本体行の仕様を連続する複数行にわたって記載する場合、[1289]補助明細コードは01,02,03...という連番とすること。最大 49 行まで記載可能。連続しない場合は 01 とする。 1 階層下に明細データを持つことはできない。
計行	90	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> 金額の小計を記載する行である。 この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 階層下に明細データを持つことはできない。
コメント行	80	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記のいずれにも該当しないコメントを記載する行。 この行は金額集計の対象とならない。 <p>(用法上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 階層下に明細データを持つことができる。

下線が今回改訂

【CI-NET LiteS 実装規約 p.180:購買見積メッセージ】

■明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ

[1288]明細データ属性コード、[1289]補助明細コードの組合せによって明細行の種類が特定される。次表に、両者の組合せによる明細行の種類を示す。

表 8.3-4 [1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現

明細行の種類		[1288]	[1289]	備考
総括明細	総括明細本体行: 総括明細行のうち、金額集計の対象となる行。	0	00	<ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことができる。 ・この行は金額集計の対象となるため、<u>金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。</u>
	総括明細仕様行: 総括明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。	0	01～49	<ul style="list-style-type: none"> ・「内訳明細仕様行」参照。
	総括明細コメント行: 総括明細行のうち、上記のいずれにも該当しないコメント等を記載する行。	0	80	<ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことができない。
見積条件等	見積条件	1	80	
	メーカーリスト	2	80	
	自由採番	3	80	
	自由採番	4	80	
内訳明細	内訳明細本体行: 内訳明細行のうち、金額集計の対象となる行。	5	00	<ul style="list-style-type: none"> ・1階層下に明細データを持つことができない。 ・この行は金額集計の対象となるため、<u>金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。</u>
	内訳明細仕様行: 内訳明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。本体行だけで仕様を記述できない場合に使用する。金額集計の対象とならない。	5	01～49	<ul style="list-style-type: none"> ・この行の[1200]明細コードは、仕様記述対象となる内訳明細本体行と同一とすること。 ・連続する複数行にわたって仕様を記載する場合、[1289]補助明細コードは01、02、03...という連番とすること。最大49行まで記載可能。連続しない場合は01とすること。 ・1階層下に明細データを持つことができない。
	内訳明細計行: 内訳明細行のうち、金額の小計を表す行。金額集計の対象とならない。	5	90	<ul style="list-style-type: none"> ・任意の位置に記載して良い。 ・同一階層内で、[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する内訳明細本体行を金額集計対象とすること。同一階層内で前に内訳明細計行が無い場合は、同一階層内の先頭から自行の直前までを金額集計範囲とすること。 ・「計行」は見積金額算定対象外であるため、この行の値は受信者が再計算により確認することを推奨する。 ・1階層下に明細データを持つことができない。
	内訳明細コメント行: 内訳明細行のうち、本体行、仕様行、計行のいずれにも該当しない行。金額集計の対象とならない。	5	80	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の「内訳明細計行」の算定方法で得られない小計、中計等を記載する行は、内訳明細コメント行とする。 ・1階層下に明細データを持つことができない。

下線が今回改訂

(1-5)X 属性 8 バイトで定義されている日付項目の取り扱いについて

1)背景・問題点

年月日を示すデータ項目(帳票年月日等)については、ビジネスプロトコル上 9 属性(半角 1 バイトの「0」～「9」の数字のみで表される数値)で定義(アラビア数字で記入する。年は西暦 4 桁を記入する。「:」「/」などの区切り文字は使用しない)されているが、以下の項目については X 属性(半角 1 バイトの英数文字、およびカタカナ。正確には、JIS-X0201 という JIS 規約で定められている 8 ビットの文字列データ)で定義されているため入力方法が統一されず、発注者、受注者の取り決め事項になっている。

運用上 X 属性にしなければならないニーズも低いと思われるので、9 属性と同様に入力方法を統一するようできないかとの指摘があった。

[1052]工事・納入開始

[1053]工事・納入終了日・納入期限

[1070]見積有効年月日

[1141]見積提出期限年月日

【参考】データ項目に使用する文字(X 属性)について

X 属性については規約上 JIS-X0201 という JIS 規約で定められている 8 ビットの文字列データが定義されているが、この中には Web システム、CSV ファイル等で問題を引き起こすカンマ、シングルコーテーション、タブ等が含まれているため、これらの文字列の利用を制限するよう LiteS 技術検討 WG で検討中である(平成 17 年 7 月)。

2)検討結果

9 属性と同じく「1 バイト(半角)の「0」～「9」の数字のみで表される数値。カンマは記載しない」とする。つまり、入力方法は(YYYYMMDD)とする。

(1-6)[1203]明細別取引区分コードの取り扱い

1)背景・問題点

[1203]=「99(混在)」について、現状は、以下となっている。

①「CI-NET 標準 BP p.153」には、「99(混在)」には「99(混在)」の記載あり

②「CI-NET LiteS 実装規約 p.182」には「99(混在)」の記載なし

よって、CI-NET LiteS 利用の電子データ交換業務では、「99」の出力は「エラーにしている」が正解だが、果たしてそれで良いか、確認が必要である。

2)検討結果

本項目のコード値「99」は、実際の取引の上では使うケースは想定しにくいことから、「使用しない」とする。なおこのようなコード値を使わないで済むよう、明細には明確な形で内容を記述することとする。

(1-7)出来高・請求業務のメッセージにおける明細の金額に関するデータ項目の使用方法

1)背景・問題点

出来高・請求業務のメッセージにおいて、明細金額を合計した累積金額は、請求金額算定方式(A、B、C、Dの各方式)ではどのように計算するかは記載されている。

しかし、金額に焦点を当てると、

- ・[1223]明細金額
- ・[1225]契約金額明細
- ・[1233]前回迄累積出来高金額明細
- ・[1235]今回迄累積出来高金額明細

と4個のデータ項目があるが、その使用方法が明確に記載されていない。

また、各項目について、「○:任意使用」の印となっている。

そこで、これらの金額明細に関する項目の使い方を確認する。

2)検討結果

本件検討において、

- ・明細金額に係るデータ項目の値を積み上げた結果を、全体情報のどのデータ項目に反映させればよいか
- ・出来高金額算定方式により、明細金額に係る使用データ項目が異なることによる混乱がある

といった指摘に対する対応として、以下3)に示すような説明をCI-NET LiteS 実装規約に追加することとした。

3)CI-NET LiteS 実装規約改訂内容

CI-NET LiteS 実装規約 p.269 のあとに、以下の囲み部分の記載を追加した。

出来高算定方式には「累積査定方式」「当月査定方式」の2つがある。

これらの方式において、[1109]今回迄累積出来高金額計、すなわち各請求算定方式(A～D方式)の出発点の金額を求めるにあたり、使用しているデータ項目が異なるため、それに伴いそれぞれの明細出来高の作成方法が異なる。

これら処理の流れに沿って整理すると次ページの図のようになる。

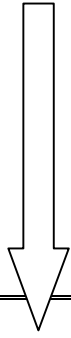
明細への記載内容		関連データ項目	累積査定方式で使用するデータ項目	当月査定方式で使用するデータ項目
数量	今回数量	[1218]明細数量	(CI-NET LiteS 実装規約における計算式の対象としない)	[1218]明細数量
	今回迄累積数量	[1234]今回迄累積出来高数量明細	[1234]今回迄累積出来高数量明細	(CI-NET LiteS 実装規約における計算式の対象としない)
単価		[1222]単価	[1222]単価	[1222]単価
出来高率		[1297]今回迄累積出来高明細別単価出来高率	[1297]今回迄累積出来高明細別単価出来高率	(CI-NET LiteS 実装規約における計算式の対象としない)
【金額算出の方法 〔数量×単価× (出来高率)〕】		【数量】 [1234]今回迄累積出来高数量明細、 [1218]明細数量 【単価】 [1222]単価 【出来高率】 [1297]今回迄累積出来高明細別単価出来高率	[1234]今回迄累積出来高数量明細 × [1222]単価 × [1297]今回迄累積出来高明細別単価出来高率	[1218]明細数量 × [1222]単価 
金額	今回金額	[1223]明細金額	(CI-NET LiteS 実装規約における計算式の対象としない)	[1223]明細金額
	今回迄累積金額	[1223]明細金額、 [1235]今回迄累積出来高金額明細、 [1233]前回迄累積出来高金額明細	[1235]今回迄累積出来高金額明細	[1223]明細金額 + [1233]前回迄累積出来高金額明細
<div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; display: inline-block;">「今回迄累積金額」の各明細行の合計</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">[1109]今回迄累積出来高金額計</div>				

図 8.3-1 [1109]今回迄累積出来高金額(請求 ABCD 方式の処理における出発点)を求めるまでの流れ

なお、当月査定方式における[1233]前回迄累積出来高金額明細(今回迄累積金額の欄に記載)は、当該査定方式においては金額算定において直接関係するものではないが、請求額算定にあたり「今回迄累積金額([1109]今回迄累積出来高金額計)」の算出が必要なことから、前回迄の累積金額を EDI データとは別に社内で保有・管理しておく必要がある項目として提示している。

図の最後に提示している「[1109]今回迄累積出来高金額計」は各請求算定方式の出発点の金額である。これは、「CI-NET LiteS 実装規約 p.271 図 B.VII.2-2 全体情報部分(鑑)の出来高金額、請求金額算定方法」を参照のこと。

(1-8)「コード 30(受理)」の立替金確認業務での取り扱いについて

1)背景・問題点

EDI による出来高・請求の案件増加にともない、受注者側の運用上のミスに起因する障害が多発している。なかでも、月次処理(次月の処理を開始するための処理)の運用に関するミスが目立ち、EDI による取引が継続できなくなるケースも発生している。

そこで月次処理に関する受注者側の運用上のミスをなくすための対策として、請求確認メッセージにおいて、発注者が、請求メッセージを受信した旨を受注者に明示的に伝え、次回処理のタイミングをコントロールすることを目的とし、「[1315]出来高・請求・立替査定結果コード」に「30(受理)」を追加することとした(平成 16 年度情報化評議会(CI-NET)活動報告書)。

そこで、立替金確認メッセージの場合、[1315]出来高・請求・立替査定結果コード=「30(受理)」を設定するかを検討した。

2)検討結果

CI-NET LiteS 実装規約通りとする。

つまり立替金確認メッセージの [1315]出来高・請求・立替査定結果コードには、「30(受理)」を設けない。このコード値について、現行規約の規定どおり、請求確認メッセージにおける利用のみとすることとする。

(1-9) (V)打切メッセージにおける「[1334]今回迄累積請求金額計消費税額」の使用について

1)背景・問題点

打切メッセージの使用データ項目に、「[1334]今回迄累積請求金額計消費税額」が使用可能な項目となっていない点について確認を行った(CI-NET LiteS 実装規約 p.363)。

2)検討結果

CI-NET LiteS 実装規約 p.318 によれば、以下の計算式からして[1334]今回迄累積請求金額

計消費税額が[1103]および[1335]との関連で必要になると考えられる。

[1335]税込今回迄累積請求金額計(調整前)

= [1103]今回迄累積請求金額計 + [1334]今回迄累積請求金額計消費税額

[1335]、[1103]は打切メッセージにおいていずれも使用可能項目となっており、[1334]が使えないとなると、[1335]の算出が困難となることから[1334]を打切メッセージの使用データ項目に加える。

(1-10)[9]訂正コードの取り扱い

1)背景・問題点

[9]訂正コードに関し、注文業務メッセージに関する部分で、「2:変更」「3:取消」についての使い方、記載内容を確認する必要があるとの指摘により、以下の点について検討を行った。

[9]訂正コードの「2:変更」の取り扱い(CI-NET LiteS 実装規約の表現)

CI-NET LiteS 実装規約 p.156 の購買見積メッセージでは『[9]＝「1」に固定する』との記載があり明確である。他の建築見積、設備見積、設備機器見積の各メッセージでも同様の記載となっている。

しかし、p.194 の注文メッセージにおける表 B.IV.1-1 では、「c-1)注文書の訂正」の項目があり、変更を知らせる機能があるように記載されている。これは「b-1)注文書の再発行」で処理すればよいと思われる。そうならば、p.196「c-1)注文書の訂正」は表現の変更が必要である。

またこれらを勘案すると、基本は「2:変更」は使用しないことになると考えられる。

2)検討結果

以下の3点を検討結果とする。

①「2:変更」の使用禁止

確定注文メッセージ、注文請けメッセージにおいては、[9]訂正コードのうち、「2:変更」については使用しないこととする。

②注文書の再発行に関する追加記載

CI-NET LiteS 実装規約 p.195「b-1)注文書の再発行」については、

- ・注文データの紛失
- ・注文データの未達

の場合のみ使用するものとし、その旨 CI-NET LiteS 実装規約に追記する。

③注文書の訂正に関する記載

CI-NET LiteS 実装規約 p.196「c-1)注文書の訂正」は、メッセージ交換の処理順序において、

p.195「b-1)注文書の再発行」の処理と同じであり、2度目に送信する注文書の内容が異なるだけである。

これに伴い、両者を整理して CI-NET LiteS 実装規約の記述も変更する。

3)CI-NET LiteS 実装規約改訂内容

以下の囲み部分のうち、下線部が変更点である。

【注意事項】以下の説明において

- ・[9]訂正コード 1:新規、2:変更、3:取消を意味する。ただし本メッセージにおいては「1:新規」のみ使用する。
- ・[1]データ処理 No.
- ・注文番号は、確定注文メッセージでは[1007]、注文請けメッセージでは[1009]に記載される。
- ・msg は「メッセージ」の略称。

a-1)注文書の撤回・取消

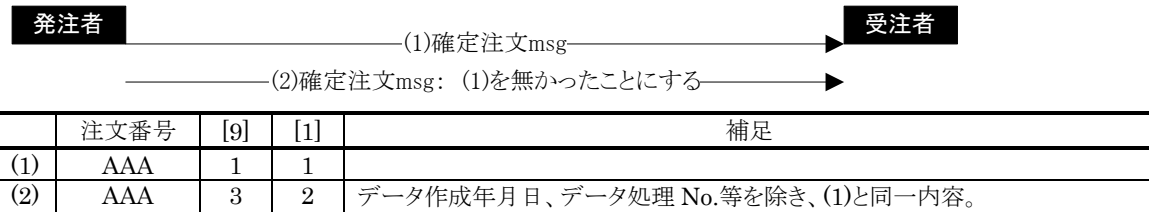
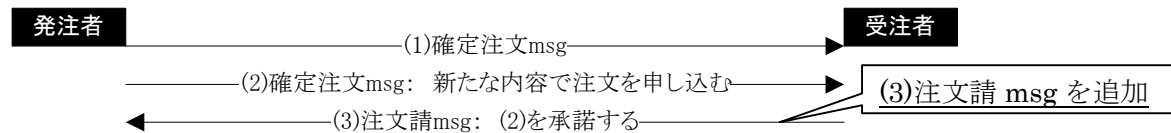


図 8.3-2 注文書の撤回・取消

(2)を[9]訂正コード=3(取消)として送信することで、既に送信したキー項目(注文番号ほか)が同一の(1)は無かったものとする。



b-1)注文書の再発行および c-1)注文書の訂正

	注文番号	[9]	[1]	補足
(1)	AAA	1	1	
(2)	AAA	1	2	<u>「注文書の再発行」の場合は、</u> データ作成年月日、データ処理 No.等を除き、(1)と同一内容。
(3)	AAA	1	1	

図 8.3-3 注文書の注文書の再発行および注文書の訂正

[1]データ処理 No.が最も大きい(最も新しい)(2)を正とし、キー項目が同一の(1)は発注者が撤回・取消したものとする。

「b-1)注文書の再発行」は、先に送信した確定注文メッセージが紛失、未達の場合などに使用する。また「c-1)注文書の訂正」は、先に送信した確定注文メッセージに対する注文請けメッセージが返信されていない段階で、確定注文メッセージの内容を変更したい場合に送信するものである。

(1-11)注文業務のメッセージあるいは合意打切申込メッセージにおける[9]訂正コードの「3:取消
／(全体情報、明細情報とも送信しない)」について

1)背景・問題点

「[9]訂正コードの 3:取消」の際、「CI-NET 標準 BP p.196」では本文(全体情報、明細情報とも)は送信しない、となっている。

これに関して、CI-NET LiteS 実装規約においてはどのような送信をすればよいかは明確でないことから、各社システムの調査を行い、必要によっては CI-NET 標準 BP の改善要求を行う必要がある。

2)検討結果

訂正の場合でも、全体情報(鑑)は必要と考えられることから、この部分についての標準ビジネスプロトコル(p.196)に対するチェンジリクエストを作成・提出し、改訂することとした。

なお改訂内容は標準化委員会・BP メンテナンス WG の活動報告の記載を参照されたい。

(1-12)支払通知メッセージ実装規約化に関する検討

1)背景・問題点

昨年度より実用化推進委員会 調達・出来高 WG において、「支払通知メッセージ」の利用について受注者、発注者に対するニーズ把握を行い、メッセージ素案の検討に着手してきた。本年度下期に入りその素案がまとまったことから、本 WG にてその素案を受け CI-NET LiteS 実装規約化に向けての検討を進めてきた。

2)検討内容

2-1)新規データ項目の追加に係る検討

本 WG における当該メッセージに係る検討は、素案で提示された使用データ項目について、その必要性、利用可能性の観点から見直しを行い、その上でまずは標準ビジネスプロトコルへの新規データ項目の追加を目指した。この追加改訂については標準化委員会およびその所属である BP メンテナンス WG において審議され、38 項目について追加の承認を得た。

なお追加項目に係る内容は標準化委員会・BP メンテナンス WG の活動報告の記載を参照されたい。

2-2)各種確認事項

素案を作成した調達・出来高 WG に対し、検討の経緯や内容の確認を行い、本 WG での検討を進める上での参考とした。

① 支払通知メッセージの送付対象先及び運用について

総合工事業者の支払先は、施工業者のみならずクリーニング店や弁当屋等のいわゆる”経費業者”等多岐にわたるが、本メッセージの送付対象先として、これらの上記の経費業者も対象とすることを検討した。

これについては、本メッセージの適用対象企業は、現実的な運用としては既に CI-NET LiteS により工事(資材)の発注をしている施工業者(含むメーカ・代理店)であると考えられるが、いわゆる経費業者に対しても取引先が応じるので有れば、対象に含めない理由はなく、CI-NET LiteS 実装規約に基づいた仕組みで対応している業者であれば問題ないとの見解が示された。

② 支払通知メッセージの規約化ニーズ

本メッセージを規約化したとしても、全ての支払先に CI-NET LiteS の導入は考えられないため、LiteS の運用と既存の運用(ハガキ郵送、FAX 等)の 2 重化は避けられない。また既に電子データでの提供という意味では Web を利用している例もある。そのような中でも LiteS の規約で支払通知を実施するニーズはあるかを検討した。

これについて今回開発するメッセージは、標準を示すことで、現在一部動きが出てきているとされる Web の多画面現象の解消などにもつながること、また今回新しい要素としてファクタリングへの対応等を追加するなどの対応も取ってきている。

また紙と電子の 2 重化の話は本メッセージに限る話ではなく、他のメッセージでも同じである。

一方、本メッセージだけ LiteS 対象外とするのであれば、別途その理由付けが必要である。

これらを踏まえ、CI-NET LiteS 実装規約とする方向で検討を継続した。なお今後 CI-NET LiteS 実装規約化した場合、発注者で対応に動き出すところはあるとの話もあり、CI-NET LiteS 実装規約化された後には、発注者の対応が期待されることとなる。

③ 支払通知メッセージの規約化に係るメリット・デメリット

支払通知メッセージの規約化に係るメリット・デメリットの把握が必要との指摘により、それらを確認した。

規約化される場合のメリットとして、本メッセージ運用の最大の受益者は受注者であると思われるが、他のメッセージには設備見積にみられるような発注者側にメリットが有るメッセージがあること、また出来高業務においては複数の計算方式への対応を受注者に負担させる等の状況を鑑みた場合、本メッセージを規約化することにより受注者がメリットを受けることを提示する必要がある。

また仮に Web による支払通知を行う発注者が出てくる場合においても、本規約に準拠した、Web(CSV 等のデータダウンロード)方式が可能となれば受注者の負担が軽減される。

一方、規約化されない場合のデメリットとして、現在先行する企業においては Web(ブラウザ)に

よる支払通知を開始している状況にあり、標準としての規約が示されない場合、各社が各様の Web 画面を展開することが想定され、多端末(多画面)による受注者の混乱、負担が懸念される。

④内訳明細のフラット化について

支払通知メッセージの内訳明細については立替金の内容も明示できるように、立替金の下に1階層設けるような運用(下図 CCC マンションの事例)も可としているが、アプリケーションの計算ロジックを簡素化するために、内訳明細をフラットな構造と限定する運用とするかについて検討した。

これについては、現状の紙ベースの支払通知書において、請求情報や立替金情報の明細情報をやり取りしていることはほとんどないこと、また請求情報や立替金情報が EDI データとして交換されていれば鑑の金額がわかればよく、EDI データ以外でのやり取り分を記載する場合も複雑な構造とする必要がないと考えられることから、フラット構造での記載に限定することとした。

2-3)帳票イメージの作成

データ項目の検討を行うにあたり、議論を円滑に進めるため、また将来各ベンダが CI-NET LiteS 実装規約に基づいて本メッセージに係る開発を行う際、参考とするための資料として、帳票イメージを作成しそれに基づいての検討を行ってきた。

参考までに検討に使用した帳票イメージを次ページ以降に示す。

なお、これらは将来のベンダ各社の開発等で利用できるよう、CI-NET LiteS 実装規約参考資料にも提示する。

3)CI-NET LiteS 実装規約改訂内容

上記 1)、2)の検討を経て、支払通知メッセージが CI-NET LiteS 実装規約化された。
使用するデータ項目は下表の通りである。

表 8.3-5 支払通知メッセージ データ項目一覧(全体情報部分・その1)

タグ	項目名	属性	byte数	小数	*	回数	使用	マルチ
1	データ処理No.	9	5				●	
2	情報区分コード	X	4				●	
3	データ作成日	9	8				●	
4	発注者コード	X	12				●	
5	受注者コード	X	12				●	
1197	サブセット・バージョン	X	12				●	
9	訂正コード	X	1				●	
1007	帳票No.	X	14				●	
1008	帳票年月日	9	8				●	
1009	参照帳票No.	X	14				○	
1010	参照帳票年月日	9	8				○	
1023	受注者コード2(発注者採番)	X	10				○	
1013	受注者名	K	40				○	
1015	受注者代表者氏名	K	28				○	
1017	受注者担当部署名	K	40			1	○	M9レベル1
1018	受注者担当者名	K	20			1	○	M9レベル1
1019	受注者担当郵便番号	X	10			1	○	M9レベル1
1020	受注者担当住所	K	60			1	○	M9レベル1
1021	受注者担当電話番号	X	15			1	○	M9レベル1
1022	受注者担当FAX番号	X	15			1	○	M9レベル1
1024	発注者名	K	56				○	
1026	発注者代表者氏名	K	28				○	
1028	発注者担当部署名	K	40			2	○	MAレベル1
1029	発注者担当者名	K	20			2	○	MAレベル1
1030	発注者担当郵便番号	X	10			2	○	MAレベル1
1031	発注者担当住所	K	60			2	○	MAレベル1
1032	発注者担当電話番号	X	15			2	○	MAレベル1
1033	発注者担当FAX番号	X	15			2	○	MAレベル1
1014	送り状案内	M	76			39	○	MQレベル1
1035	受注者指定金融機関名	K	20			1	○	MSレベル1
1036	受注者指定金融機関支店名	K	20			1	○	MSレベル1
1037	受注者指定金融機関預金種目	K	4			1	○	MSレベル1
1038	受注者指定金融機関口座番号	9	14			1	○	MSレベル1
1039	受注者指定金融機関口座名義	K	40			1	○	MSレベル1
1040	受注者指定金融機関口座名義フリガナ	X	40			1	○	MSレベル1

表 8.3-6 支払通知メッセージ データ項目一覧(全体情報部分・その2)

タグ	項目名	属性	byte数	小数	*	回数	使用	マルチ
1126	今回支払金額計	N	14				○	
1127	控除・相殺金額明細計	N	14				○	
1128	一括控除・相殺項目	K	40			15	○	M4レベル1
1129	一括控除・相殺金額	N	14			15	○	M4レベル1
1130	一括控除・相殺金額計	N	14				○	
1131	控除・相殺金額合計	N	14				○	
1132	調整後今回支払金額計	N	14				○	
1133	今回支払金額内現金金額計	N	14				○	
1134	今回支払金額内手形金額計	N	14				○	
1135	今回支払金額内期日一括払い金額計	N	14				○	
1600	今回控除・相殺金残高	N	14				○	
1601	前回控除・相殺金残高	N	14				○	
1602	今回支払金額内ファクタリング金額計	N	14				○	
1603	今回支払金額内現金金額内訳	N	14			3	○	MXレベル1
1604	今回支払金額内現金金額金融機関振込日内訳	9	8			3	○	MXレベル1
1605	今回支払金額内現金金額摘要	K	20			3	○	MXレベル1
1606	今回支払金額内手形金額内訳	N	14			3	○	MYレベル1
1607	今回支払金額内手形支払日内訳	9	8			3	○	MYレベル1
1608	今回支払金額内手形決済日内訳	9	8			3	○	MYレベル1
1609	今回支払金額内手形金額摘要	K	20			3	○	MYレベル1
1610	今回支払金額内期日一括払い金額内訳	N	14			3	○	MZレベル1
1611	今回支払金額内期日一括払い支払日内訳	9	8			3	○	MZレベル1
1612	今回支払金額内期日一括払い金額摘要	K	20			3	○	MZレベル1
1613	今回支払金額内ファクタリング金額内訳	N	14			3	○	MA1レベル1
1614	今回支払金額内ファクタリング支払日内訳	9	8			3	○	MA1レベル1
1615	今回支払金額内ファクタリング決済日内訳	9	8			3	○	MA1レベル1
1616	今回支払金額内ファクタリング金額摘要	K	20			3	○	MA1レベル1
1620	手形送付先担当部署名	K	60				○	
1621	手形送付先担当郵便番号	X	10				○	
1622	手形送付先担当住所	K	60				○	
1623	手形送付先担当電話番号	X	25				○	
1624	手形送付先担当FAX番号	X	25				○	
1630	支払通知内容問い合わせ先	K	76			20	○	MA2レベル1
1631	支払通知記載事項摘要	K	76			30	○	MA3レベル1

表 8.3-7 支払通知メッセージ データ項目一覧(明細情報部分)

タグ	項目名	属性	byte数	小数	*	回数	使用	マルチ
1200	明細コード	X	50			∞	●	M6レベル1
1288	明細データ属性コード	X	1			∞	○	M6レベル1
1289	補助明細コード	X	2			∞	●	M6レベル1
1201	明細番号	X	25			∞	○	M6レベル1
1278	明細番号2	X	5			∞	○	M6レベル1
1202	明細別発注者担当部署コード	X	25			∞	○	M6レベル1
1204	明細別参照帳票No.	X	25			∞	○	M6レベル1
1212	明細別取引件名(支払件名)	K	60			2	○	M7レベル2
1241	今回支払金額明細	N	14			∞	○	M6レベル1
1242	控除・相殺金額明細	N	14			∞	○	M6レベル1
1420	明細別工事コード	X	25			∞	○	M6レベル1
1421	明細別取引件名コード	X	25			∞	○	M6レベル1
1422	明細別発注者管理番号	X	25			∞	○	M6レベル1
1423	明細別工事場所・受渡し場所名称	K	76			∞	○	M6レベル1
1424	明細別工事場所・受渡し場所電話番号	X	25			∞	○	M6レベル1
1425	明細別支払区分	X	10			∞	○	M6レベル1
1426	明細別CI-NET区分コード	X	1			∞	○	M6レベル1
1427	請求出来高立替控除区分コード	X	1			∞	○	M6レベル1
1430	明細別原価要素名	K	20			∞	○	M6レベル1
1431	明細別原価要素コード	X	5			∞	○	M6レベル1
1432	明細別原価科目名	K	20			∞	○	M6レベル1
1433	明細別原価科目コード	X	5			∞	○	M6レベル1
1434	明細別原価細目名	K	20			∞	○	M6レベル1
1435	明細別原価細目コード	X	5			∞	○	M6レベル1

(2) 関連団体や地方ゼネコンでの CI-NET LiteS 活用に伴う規約化に係る検討(LiteS 規約 WG)

現段階では具体的な課題を本 WG で取り上げて検討している実績はないが、関連団体(例、生コン業界)の WG 参加をはじめ、個別の相談に対しては対応可能な範囲で事務局での対応を行っている。

8.3.3 資機材の受発注業務での LiteS 利用の推進(LiteS 設備機器 WG)

(1) 設備機器見積メッセージのトライアル等によるメッセージ評価

本件は、平成 14 年度に策定した「設備機器見積メッセージ」について実務適応性を継続評価し、規約の改善要否を確認するための取り組みである。本年度は、評価参加企業を更に広げるための対策やベースとなる情報伝達規約に係る評価を進めることとしてきた。

これについては、後述の(2)と合わせ、設備機器見積メッセージの利用から購買、注文等の業務

への EDI 導入に際しての議論の中に取り込む形とした。

(2)設備機器の購買(調達)業務での EDI メッセージについての検討継続

昨年度は、既に実用化している LiteS の「注文業務メッセージ」や「出来高・請求業務メッセージ」の活用を前提に、専門工事業者による主に設備機器の資機材調達の業務処理に対しトライアルを行い、EDI による調達業務(購買、注文、伝票納品、請求)を実現するために必要となる情報項目の検討を行ってきたが、しかしながら規約化するには至らなかった。

したがって本年度、再度、LiteS の購買メッセージや注文メッセージでの不足項目の抽出や運用方法についての整理を継続することとし、最終的には「設備機器取引 EDI 運用ルール(仮称)」をとりまとめた。

(2-1)設備機器取引 EDI 運用ルールに係る検討

設備機器取引 EDI 運用ルールを検討するにあたり、まずは下記に示す各検討項目について検討の優先順位を議論した。その結果「順位」に示すような結果となった。ここでの記号は以下のような基準に基づいて付与したものである。

- ◎ …実用化に係る検討に対し、直接的に特に高い緊急度を要するもの
 - …実用化に係る検討に対し、比較的高い緊急度を要するもの
 - △ …他の検討の進捗において、関連を見ながら検討を進めるもの
 - 無印…本 WG では(当面)検討しない(他 WG での検討事項または簡易な確認事項等のため)
- これらの優先順位に従い、設備機器取引 EDI に係る運用ルールの検討を進めてきた。

表 8.3-8 設備機器取引 EDI 化の対応課題／ルール化検討項目の一覧

課題	テーマ	概要	順位
1)企業内業務／システムへの適用性	①企業内システムとの対応	・EDI によるワークフローの変更に伴う企業内の運用/システムフローの対応可否	
	②各社業務から見た適用性	・メッセージ項目と運用ルールを確定するにあたり、各社業務への適用性に問題はないか。	
2)業務フローに基づく業務間／メッセージ間の関連に係る検討	①メッセージ間を紐付けるキー項目	・各社業務に必要なメッセージ間のキー項目を整理する。 ・必須とするか任意とするか、自由記述欄を使うか。	◎
	②社内配信のキー項目	・配信＝振り分けのキー項目はなにか。 ・その項目をどのタグに定義し運用するのか。	◎
	③必須業務、必須メッセージの整理	・共通の必須業務はなにか。 ・必須ではないメッセージと、運用ルール。	
	④購買見積業務の位置付け	・購買見積業務の省略フロー「設備機器見積→注文→出来高→請求」の流れについての規約化 ・必須業務なのかどうか。 ・「購買見積メッセージ」でなくとも良いか。	○
	⑤見積依頼メッセージのない回答	設備機器見積回答メッセージのみの利用可否(平成 15 年度国土交通省実証実験指摘事項)	◎

課題	テーマ	概要	順位
	⑥1つの見積依頼に対する複数見積回答	1 件の見積依頼に対する複数分割の見積回答(平成 15 年度実証実験指摘事項)に係る検討	◎
3)項目レベルの使い方に関する検討	①既存データ項目の転用	・CI-NET メッセージの既存項目に係る、他用途での代用に対する対策	△
	②明細の記述方法	・注文・出来高・請求データの中で明細材料の更に内訳詳細いわゆる(5-5)表現を利用不可とするか	△
4) 出来高と納品情報、請求	①出来高メッセージと納品情報	出来高報告メッセージを使った納品情報において、複数のどの注文に対する納品かを明細に記述する場合の記載方法の検討	○
	②複数回の納品	1 つの注文に対して複数回に分けて納品した場合のそれぞれの取引に関する情報の記載方法の検討	○
	③出来高業務の役割定義	・設備機器 EDI において出来高業務の役割の定義	○
	④出来高と請求のワークフローの変更有無	・出来高と請求のワークフローを同じに出来るか否かの検討	○
5)その他検討項目	①単価契約に係る見積～注文～請求	・単価契約に係る見積～注文～請求の場合の対応方法の検討	◎
	②建設資機材コードの活用	・設備機器見積依頼/回答データにおける建設資機材コードの活用の検討	○
	③購買～注文～納品等に至るメッセージ運用の検討	・購買業務から注文、納品(出来高)を1つのくくりと考えたメッセージ運用の検討(現行の LiteS 活用の主流の使い方に設備機器も合わせていく)	◎
6)確認の意味合いが強い項目	①メッセージの個別利用	・設備機器関連業務(見積・注文・出来高・請求)を分離して必要なメッセージ交換を利用することの可否	
	②出来高要請省略	・(注文なしの場合でも)出来高要請を必須としないことに対する検討	

2-2)具体的な検討内容

上記の優先順位をつけた検討項目のうち、本年度は以下の項目について検討した。本年度検討した項目は設備機器取引における CI-NET 利用に際して、「これだけ決めればすぐに実用化に着手できる」と考えられるものであり、これらが「設備機器取引 EDI 運用ルール」となるものである。

①見積依頼メッセージのない回答

設備機器に係る取引においては、専門工事業者(発注者)からの見積依頼と資機材サプライヤ(受注者)の見積回答といった情報のやりとりだけでなく、発注者が行う図面の公開、配布や EDI 以外の見積依頼に対する資機材サプライヤ(受注者)の見積回答提出など、EDI による見積依頼メッセージがなく見積回答メッセージを送付するケースが想定され、このような業務処理に対応するための検討を行った。

まずこの検討を行うにあたり、設備機器取引においても、見積依頼－見積回答のセットでのやり取りが基本である旨確認した。

その上で、設備機器取引を行う上で発生する見積依頼メッセージのない回答データの受信に対し CI-NET LiteS を利用する場合のルールについてとりまとめた。

その具体的なルールは以下の通りである。

(a)ルール策定の理由・経緯

新たに見積依頼メッセージなしの見積回答メッセージ送付のモデルを設定することとなるが、その理由として、現状の設備機器見積業務に対して、現在の CI-NET LiteS 実装規約で取り決めている設備機器見積依頼と回答をセットにした EDI メッセージフローだけでは、当該業務に対して全面的に EDI を導入していくことは難しいとの声が大きいため、見積依頼が EDI 以外の手段(データ化されていない)であっても、見積回答から EDI を始めることを可能とすることとした。

(b)ルールの詳細

具体的には、以下の条件を満たす場合は見積回答からでも EDI を使えるものとする。

(b-1)当事者間での見積依頼なしの見積回答容認についての合意

取引当事者間で、覚書等に「EDI による見積依頼なしでも見積回答が送れることを認める」旨を記載し合意する。

(b-2)EDI によらない見積依頼の形式

何らかの手段で見積依頼を行うことを想定するが、その場合の形式としては、「電話、FAX または口頭」およびこれに加えて図面等があればそれも提供するようなものを想定する。

(b-3)対象業務の状況

「受注確定前の下見積」を想定する。

(b-4)見積回答時に含める項目の取り決め

見積を依頼するにあたって最低限回答側から送るデータ項目について、事前に取り決めておく。このうち、[1042]工事場所・受渡し場所名称 には工事名称(設備では通常件名)は必須とし、[1045]取引件名(設備では盤工事などの件名)は任意とする。

(b-5)見積回答における見積依頼有無の識別の仕組み

見積依頼がある場合／ない場合の見積回答の区別ができるような仕組みとして、回答メッセージのキー項目の 1 つである[1009]参照帳票 No.(本来は見積依頼番号を入れる項目)について、受注者側で手入力によって何らかの値を入力して見積回答メッセージを送信する。

また見積回答のみのメッセージの場合、[1009]参照帳票 No.にどのような値を入力するのかについては、取引当事者間で取り決めておくことが必要である。

例えば、発注者から口頭の見積依頼をする際に受注者に入力してもらった番号を伝えるといった方法や、「*」＋受注者側の帳票 No.」を手入力する対応といったことが考えられる。

②1つの見積依頼に対する複数見積回答

設備機器取引においては、取り扱う機器の種類が多岐に渡ることから、以下に示すような場合において、1 件の見積依頼に対し見積回答が複数回に渡ることがある。

ここで提示するケースについては、以下の 2 通りの状況が想定できるが、これらはいずれも発注者と受注者の関係は 1 対 1 である。

(a)ルール策定の理由・経緯

以下に示すような状況においては、1 件の見積依頼に対し、複数の回答メッセージを送信する必要が生じており、これらに対応するための仕組みが必要である。

(a-1)見積回答のタイミングがずれて複数回に分けて回答するケース

専門工事業者(発注者)からの見積依頼を受領した代理店等の企業(受注希望者)から、さらに別の複数の代理店やメーカー等へそれぞれ見積を依頼することがあり、その際、各代理店やメーカーからの回答のタイミングにより、受注希望者から発注者への見積回答が複数回に分けて行われるケースが存在する。

(a-2)複数のバリエーションを回答するケース

同じ見積依頼に対して構成商品の違い等によって、複数のバリエーション(プラン A/プラン B などといった方法)を提示するような見積の場合(電材取引や問屋向けの見積等)でも、1 件の見積依頼に対して複数の回答を送信することが考えられる。

(b)ルールの詳細

具体的には、以下の条件を満たす場合は 1 件の見積依頼に対して複数の見積回答が送れるものとする。

(b-1)想定するケース

1 件の見積依頼に対する見積回答メッセージを送信するケースとして、(a)で提示した 2 つのケースを想定する。

(b-2)1 件の見積依頼に対する見積回答メッセージのキー項目の設定

1 件の見積依頼に対する見積回答メッセージの特定を行うためのキー項目の設定として、以下のような対応とする。

表 8.3-9 1つの見積依頼に対する見積回答メッセージの特定を行うためのキー項目の設定

回答	[1007] 帳票 No.	[1009] 参照帳票 No.	[1] データ 処理 No.	[2] 情報区分 コード	[4] 発注者コード	[5] 受注者コード
回答 1	A001-1	R001	1	0308	SC1234000000	SP1234000000
回答 2	A001-2	R001	2	0308	SC1234000000	SP1234000000
回答 3	A001-3	R001	3	0308	SC1234000000	SP1234000000

上記では、見積回答メッセージでセットする各項目の値として、太枠の 5 項目 ([1009][1][2][4][5]) がメッセージを特定するキー項目となっている。

ただし見積回答を受信した発注者側ではこの 5 項目では [1] が変わっているのが、複数の見積回答を送っていることなのか、見積回答データの再送なのかの区別ができない。

従って、[1007] 帳票 No. をユニークにすることで、回答を受信する発注者側で当項目を見積回答メッセージの一意性を確保するキーとすることが可能である。

上記の方法に従えば、例えば回答 2 の再送信データの場合には [1] データ処理 No. をカウントアップ (下記下線部) することで、識別が可能となる。

表 8.3-10 見積回答メッセージ再送の場合のデータ処理 No. の設定

回答	[1007] 帳票 No.	[1009] 参照帳票 No.	[1] データ 処理 No.	[2] 情報区分 コード	[4] 発注者コード	[5] 受注者コード
回答 2	A001-2	R001	2	0308	SC1234000000	SP1234000000
回答 2 (再送)	A001-2	R001	<u>3</u>	0308	SC1234000000	SP1234000000

③単価契約に係る見積～注文～請求

資機材取引業務ではよく見られるケースとされており、これらの取引について設備機器関連のメッセージでカバーする必要があるかどうか、また必要な場合はそれらの具体的な対応について検討した。

(a)ルール策定の理由・経緯

単価見積が発生する例として、例えば照明機器を取り上げると、

- ・マンションデベロッパの販売キャンペーンにおいて無料で照明を取り付けするような場合に、必要とされる照明数がわからない場合
- ・ビル全体の照明等を一斉交換するといった場合

などといった例が想定される。

一方、現在の CI-NET LiteS 実装規約は、1つの物件に対する見積から注文、請求といった流れで処理を行うことを想定しており、「単価見積」「単価契約」といった形式の取引については、当初のメッセージ開発の段階ではあまり想定されていないものであることから、実際にこれらの取引に対

して現在の CI-NET LiteS 実装規約を適用するには工夫が必要となった。

(b) ルールの詳細

単価見積については、以下に示すルールとする。

また単価契約については、利用されるケースがあまり想定できないことから検討対象から除外することとし、運用ルールに定めることはしないこととする。

(b-1) 単価見積

これについては、以下のルールとする。

① 単価、単位は記載することとする。

見積対象品の単価を回答する位置付けのメッセージ利用であることから、それを示すために必要な「単価」「単位」は入力することとする。

② 「単価見積」という記述を鑑部分の備考欄や件名等に記載することとする。

ただし、鑑部分のいずれに記載するかまでは特に規定しない。

(補足)

自動化する処理ならばそのためのフラグを設定することは重要と思われるが、現状においてはそのまま見積回答データを社内システム側に取り込むことはなく、回答データの中身を見ながら取り込むような処理となると想定される。そのような状況であれば当面は運用でカバーしていくといった対応となる。

また、「単価見積」の文字をメッセージの鑑のいずれかに入れることは「業務ルール」であって、システムルールではない(自動的な判断を伴うことは当面考えない)とし、回答において取り込む内容も単価だけか、数量も含めて取り入れるか、人的判断が伴うこととなる。

④ 社内配信のキー項目

社内配信 (= 振り分け) のキー項目について検討した。

(a) ルール策定の理由・経緯

見積依頼がある場合には、それに対する見積回答が来ても見積依頼との紐付けにより誰に振り分ければよいかの判断ができる。

しかし、見積依頼がない状態では見積回答が返ってきた場合でも、容易には見積依頼した者への配信ができない可能性があるため、何らかのルールが必要となる。

これは、複数事業所への見積回答の振り分け、見積依頼の集約など各社のワークフローと密接に関連してくる点を考慮する必要があり、現状のメッセージにおいても「[4]発注者コード」、「[5]受注者コード」を活用した配信の仕組みが考えられるが、標準企業コード 12 桁のうち上 6 桁は使用していても下 6 桁まで使いこなせていないとの指摘があり、他のデータ項目もキー項目として検討し

ておいた方がよいとの判断がある。

(b) ルールの詳細

社内配信 (= 振り分け) のキー項目について、以下のようなルールとする。

(b-1) 設備機器見積回答情報において振り分けに利用する項目

専門工事業者側の処理を考慮し、見積回答において『[1028]発注者担当部署名』を入れることを推奨する。特に見積依頼メッセージがない場合には必要である。

当面の運用ルールでは、自動での振り分けについて完全に機能を実装することは難しいことから、メッセージを人的判断で振り分けるためにもこれらの項目が必要となる。

(b-2) 設備機器見積依頼情報において振り分けに利用する項目

見積依頼情報には『[1017]受注者担当部署名』を入れることを推奨する。

上記(b-1)にあるのと同様の理由により、上記項目を入力することが考えられる。

⑤ 購買～注文～納品に至るメッセージ運用について

設備機器取引における「購買・調達業務」を行うにあたり、見積段階で「設備機器見積メッセージ」/「購買見積メッセージ」いずれを使用するかを検討を行った。

これは以前に、方向性として設備機器見積メッセージを適用していくことを確認したが、設備機器見積メッセージの具体的な使い方を検討してきている中で、改めて方針を決める必要が生じたためである。

(a) ルール策定の理由・経緯

設備機器取引における「購買見積業務」をどのメッセージを使って行うかについて、以下の点について検討する必要が生じた。

(a-1) ユーザの対応の容易さ

設備機器見積メッセージを購買業務でも利用する場合には、「下見積業務」と「購買業務」とをユーザ側で切り分け、それらの業務を切り替えて使用するか、またそれに対応できるかという問題がある。一方で業務によってメッセージを使い分けることも考えられるが、それを受注者側で対応できるかといった点も考えておく必要がある。

さらに「下見積業務」と「購買・調達業務」は同じ担当者が行うか、異なる担当者が行うかも考慮する必要があり、これは対象機器や、企業規模によっても異なっている。

またこれらとは全く異なる観点で、設備機器見積メッセージでのみ使用可能である内訳明細行にもう 1 階層持たせる記述方法を用いての明細表現(いわゆる 5-5)は、購買見積段階(注文の直前の見積)では不要であるとの意見もある。

(a-2)後続業務へのつなげやすさ

「設備機器見積メッセージ」で購買・調達業務、注文、出来高(納品)、請求への一連の業務処理につなげるという視点から検討した。

現状のCI-NET LiteS実装規約における関係では、設備機器見積メッセージからは注文業務メッセージ、購買見積メッセージのいずれとも紐付けが定義されていない状況にある。

その点、購買見積メッセージは注文業務メッセージとのつながりが強く、現状総合工事業者－専門工事業者間のメッセージ交換において使用されている状況においても、注文前の最終段階でやり取りするメッセージが購買見積メッセージであることから、同様の使い方を想定する方が EDI メッセージ交換の仕組み上は実現しやすいと考えられる。

特に購買見積以降、注文、出来高、請求については一連のデータ交換の仕組みが確立していることから、その流れを生かすことで見積以降の後続業務への EDI 適用を展開しやすくなると考えられる。

(b)ルールの詳細

これについては以下のルールとする。

(b-1)見積業務における使用メッセージ

注文メッセージをやり取りする前提のための情報収集・交換のために購買見積メッセージを使うこととする。利用イメージとしては注文業務の直前の見積を除いて、下見積業務からやり取りされる見積については設備機器見積メッセージを利用し、注文業務の直前の見積は購買見積メッセージを利用するということになる。

これに伴い、購買見積メッセージを注文メッセージの前に交換することから、設備機器取引業務についても、購買見積以降は従来のメッセージ交換と同じ仕組みでの運用となる。

(b-2)使用メッセージ間の紐付け

なお、設備機器見積～購買見積については、CI-NET LiteS 実装規約 p.278 の設備見積～購買見積／建築見積～購買見積の処理と同様の流れを、CI-NET LiteS 実装規約ではなく各社で紐付けしてもらうことで対応する。

8.3.4 LiteS 普及促進のための技術的課題への対応(LiteS 技術検討 WG)

(1)文字コードのチェックに関する検討

CI-NET ではローカル文字(機種依存文字:外字)の使用は原則として不可となっているが、その取り扱いにはASPやベンダによって異なっている。また利用者がローカル文字かどうかを考えずに

使用するケースも多く、送受信間で空白文字等に置き代わるため、メッセージ内容が不一致となり、契約時のトラブルの原因となっているとの指摘が挙げられている。

そこで、文字コードに関しての送信側の入力及び送信時のチェック、受信側での受入時の取り扱いについて整理し、その取り扱いを統一するための検討を行った。

これについては、CI-NET LiteS 実装規約にある技術データのファイル名及びメッセージ内における文字制限ルールを明確化するため、CI-NET LiteS 実装規約「A. 情報伝達規約」及び「B. 情報表現規約 VIII.メッセージごとの使用データ項目」について下記の部分の改訂案を提示し、概ね理解を得るところまできている。

(1-1)A.情報伝達規約

CI-NET LiteS 実装規約 A.情報伝達規約「(3)技術データの送信方法」に以下の囲み部分の文章、表を追加する改訂案を検討している。

②技術データは、複数のファイルでもよい。ただし、ファイル名は JIS X0201(半角のカタカナ・句点は除く)及び JIS X0208 に定義される文字で記述しなければならない²。

③圧縮された技術データは、一つの電子メールに最大一つ格納できる。ただし、ファイル名は JIS X0201(半角のカタカナ・句点は除く)及び JIS X0208 に定義される文字で記述しなければならない。

(中略)

⑤(推奨事項)前②項と③項に関して、技術データ名を URL の一部とする場合は、全角文字は使用できず、使用できる文字は表 8.3-2 に限定される。

囲み部分が今回改訂(追加)

表 8.3-11 技術データ名として使える半角文字(8ビット)一覧

文字	説明	ファイル名として使用可否	文字コード
			(16進数)
!	エクスクラメーションマーク	○	x21
'	アポストロフィ	○	x27
(左括弧	○	x28
)	右括弧	○	x29
-	ハイフン	○	x2D
.	ピリオド	○	x2E
_	下線	○	x5F
~	チルド	○	x7E
0~9	数字	○	x30~x39
A~Z	英大文字	○	x41~x5A
a~z	英小文字	○	x61~x7A

² 定義される文字:半角のカタカナ・句点の他に、JIS-0201 の 10 種の半角記号 ¥/! ; * ? < > | は WindowsOS 等の制約で使えない。

表 8.3-12 技術データ名として使えない半角文字(8ビット)一覧

文字	説明	ファイル名として 使用可否	文字コード (16進数)
SP	空白	×	x20
"	クォーテーションマーク	×	x22
#	シャープ	×	x23
\$	ドル記号	×	x24
%	パーセント	×	x25
&	アンパサンド	×	x26
*	アスタリスク	×	x2A
+	プラス	×	x2B
,	コンマ	×	x2C
/	スラッシュ	×	x2F
:	コロソ	×	x3A
;	セミコロソ	×	x3B
<	不等号小なり	×	x3C
=	等号	×	x3D
>	不等号大なり	×	x3E
?	クエツションマーク	×	x3F
@	アツトマーク	×	x40
[左鉤括弧	×	x5B
¥	円記号	×	x5C
]	右鉤括弧	×	x5D
^	ハツト	×	x5E
`	アクサングラブ	×	x60
{	左大括弧	×	x7B
	縦棒	×	x7C
}	右大括弧	×	x7D
。〜ア〜ソ	半角カタカナ句読点と 半角カタカナ	×	xA1〜xDF

(1-2)B.情報表現規約

CI-NET LiteS 実装規約 B.情報表現規約 「Ⅷ.メッセージごとの使用データ項目」について、以下の囲み部分の文章を追加する改訂案を検討している。

凡例

■属性

(中略)

なお、本資料のメッセージサブセットの使用データ項目一覧表で「M」と記載するデータ項目では Mix モード(8 ビット文字と 16 ビット文字の混在)を許す。これらのデータ項目はシフト JIS コードで記載しなければならない。Mix モードにおいて使用できる文字の種類は、JIS-X0201 と JIS-X0208 に定められるものに限られる。

囲み部分が今回改訂
(追加)

(2)電子メール以外の情報伝達規約に関する検討

現在の CI-NET LiteS における情報伝達規約ではメール方式を採用しているが、使用するユーザとサポートするベンダから、実装において時間がかかることが指摘されている。またメールシステムの弱点である SPAM メールやウィルスへの脅威に対して、メールシステムのみ定義した現在の情報伝達規約について、今後の影響が危惧されるといった指摘もある。

そこで、既存のメール以外の手段に関し、適用技術や現行の LiteS システムとの連携範囲並びに業務への適応性等の検討に着手し、新しい情報伝達方法への LiteS 拡張可能性や必要とする要件等の検討に着手している。

これについては、まず以下に示すような点について整理を行った。

- ・現状のメールを利用した伝達方法
- ・Web を利用した伝達方法およびメール以外の伝達方式も含めた方式間の一般的得失
- ・情報伝達方法の変更に伴っての表現形式の一部見直しに関する可能性有無、および表現形式間の一般的得失
- ・電子証明書についての新しい伝達方式採用による影響の分析

これらの整理を踏まえて、新しい伝達方式を取り入れた EDI システムが満たすべき条件を下記のように抽出した。

- ・建設業法等のルールを満たすこと。ただし、業務モデルによっては、EDI による取引と請負契約を分離して実施するものもあり、必ずしも電子契約と注文情報の EDI による授受とを同一と考える必要は無いという点も考慮すべきであるとの意見もある。
- ・現状のメール方式との連携性を保ち、互いの利点をいかして共存可能であること
- ・業務モデルの発展性—現状業務モデルに比べてより効率の高い業務モデルの実現ができること
- ・EDI の普及上役立つ方式であること
- ・情報の対称性—発注側と受注側の情報の対称性を担保すること(技術的な方法にかぎらず運用ルールによる方法でもよい)

また合わせて、新しい伝達方式を検討する目的とその成果の活用方法を整理した。

(3)ASP 連携指針の検討

CI-NET では複数の ASP の下でも多端末現象を回避するために、これまで CI-NET LiteS 実装規約や参考資料、また CI-NET 対応の各 ASP 事業者に対する複数の指針を取りまとめてきている。こうした中で昨年度は国土交通省の支援の下、ASP 連携実証実験を実施したところである。

そこで本年度は、その実証結果を踏まえて、既存の ASP 事業者間でのルール化や新規参入する ASP 事業者に向けての共通実装要件のルール化範囲の検討やその取りまとめることとした。

これについては、WG での議論および各 ASP 事業者の協力も得て、ASP の連携指針として「CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針 第 1 版(以下「指針」という)」をとりまとめた。

なおこの指針が策定された背景や目的は以下のとおりである。

【指針より一部抜粋】

(1)背景

従来、CI-NET LiteS では取引当事者間において相対で EDI を行うことを基本としてきたが、ASP 事業者が CI-NET LiteS 対応のサービスを提供し始めたことにより、従来の相対による EDI 方式に加え ASP 事業者を介する EDI が開始されるに至った。その結果、各社の業務体制やシステム化状況に応じた CI-NET LiteS の利用が可能となり、EDI 導入が容易となった。

推進センターにおいてはこのような状況に対応して、2001 年 1 月に指針「ASP 事業者への CI-NET 対応についての指針(以下、「指針 A.」という。) 第 1 版」、2002 年 3 月に「指針 A. 第 2 版」、更に 2002 年 9 月に「指針 A. 第 3 版」を公表し、既存の CI-NET LiteS のシステム、ソフト等との間で円滑なデータ交換を実現するために必要となる事項を指針として提示してきた。

その後、複数の ASP 事業者がサービスを開始するに至り、ユーザが複数の ASP に加入することなく EDI を行うためには、ASP と ASP 間の取引データのやり取りが求められた。そこで、これに対処するために 2003 年 2 月に必要な要件を明確化した指針「CI-NET 対応 ASP 事業者とのデータ交換に係る指針(以下、「指針 B」という。)第 1 版」を公表した。

本指針「CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針(第 1 版)」は、「指針 A.(第 3 版)」と「指針 B.(第 1 版)」を統合し、さらに、「ASP 連携のための実証実験(2004 年度、国土交通省)」により明確になった実装仕様をこれに追加したものである。

(2) 目的

本指針は、CI-NET LiteS 対応ソフト利用企業が ASP サービス利用企業と EDI を行う場合あるいは ASP サービス利用企業が別の ASP のサービス利用企業との間で EDI を行う場合において、CI-NET LiteS 実装規約および指針に準拠しているシステム間であればどのような環境であっても EDI が可能であることを保証するため、EDI を実施する上で ASP サービスに関わる取引当事者や ASP 事業者のシステムや運用に係る実装仕様を提示するものである。

また本指針により、新規の ASP 事業者にとっても、CI-NET LiteS に準拠するための実装仕様を容易に理解でき、適切なサービス提供が可能となるものである。

(3)概要

①指針の適用範囲

指針の適用範囲は、以下の 2 ケースを想定している。

ケース 1: CI-NET LiteS 導入済み企業 CI-NET LiteS 対応ソフト利用企業と ASP サービス利用企業間の EDI

ケース 2: 異なる ASP のサービス利用企業間の EDI

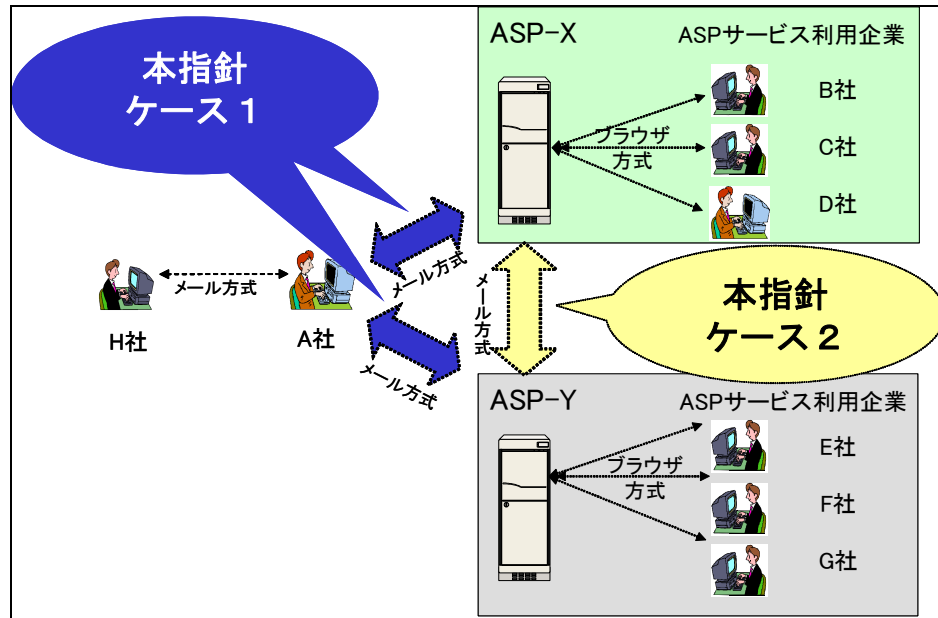


図 8.3-7 指針の適用範囲

このそれぞれのケースについて、以下のような点について指針を提示している。

- ・通信方式
- ・電文の暗号化
- ・本人性確認の方式
- ・受信確認メッセージの取り扱い
- ・伝送経路上の ASP 事業者の責任分界点
- ・ASP 事業者と CI-NET LiteS 対応ソフト利用企業との接続
- ・ASP 事業者間での必要な調整事項

(4)ASP 連携指針発表に伴う現状の動向

平成 17 年 12 月より、この指針に基づき、CI-NET LiteS 実装規約準拠のシステムでサービスを提供している ASP 事業者 3 社間で実際の ASP 連携が開始された。

今後は指針をより多くのユーザ、あるいは新規参入の可能性のある ASP 事業者に広く理解してもらおうとともに、必要に応じて指針の内容の充実を図っていく。

9.調査技術委員会活動報告

9.1 活動テーマ

平成 17 年度の調査技術委員会の主な活動テーマは以下のとおりである。

- (1)現場情報化に係る動向調査
- (2)EDI の要素技術対応への取組
- (3)CI-NET LiteS システムの高度化のための技術調査

9.2 活動経過

(1)調査技術委員会の開催

以下の日程で調査技術委員会を開催し、上記テーマに関わる審議、検討を行った。

平成 17 年 7 月 27 日(水) 第 1 回調査技術委員会

- ・本年度活動計画
- ・講演「電子入札・申請における電子証明書の利用と今後の発展」(日本認証サービス)

平成 17 年 10 月 19 日(水) 「建設業における情報技術セミナー」

- ・講演「グリーンファイルの ASP サービス」(三菱商事)
- ・講演「タイムスタンプの最新動向」(NTT データ経営研究所)
- ・講演「RFID の最新動向」(三菱電機)

平成 18 年 3 月 15 日(水) 第 2 回調査技術委員会

- ・平成 17 年度 調査技術委員会 活動報告について
- ・平成 18 年度 活動計画について

9.3 活動結果

CI-NET では、これまで見積から出来高・請求業務を対象として EDI 基盤整備が進められてきている。こうした状況を踏まえ、当委員会ではここ数年、現場情報化に係る動向調査を行うとともに、公共発注者や企業間におけるデータ連携のための EDI 要素技術等について検討を進めてきた。

本年度は、昨年度の一部継続的な調査部分に加え、既存の CI-NET LiteS システムに関わる高度利用実現に向けての技術調査等を行うこととして、上記 9.1 記載のテーマに取り組んだ。以下に本年度の活動結果を記す。

9.3.1 現場情報化に係る動向調査

CI-NET 会員各社は、現場において企業間での多様なデータ交換・共有を行っている。本年度は、業界周辺で取組が推進され近年注目を集める IC タグ等の技術動向や建設業界に関連する事例の調査を進めた。

また前年度の情報共有に係る調査において問題点として指摘されてきたものから標準化ニーズがあると想定されるグリーンファイルについての調査を行った。

(1)IC タグの動向に関する調査

本件に関する昨年度の調査では、経済産業省が核となり、いろいろな取り組みが始まっているところであるが、これまでは、IC タグそのものの読み取り精度の検証が中心となっている感があり、実際の利用場面やビジネスニーズへの検討がようやく始まった状況といえ、建設業界各社でも今後、徐々に利用イメージの検討に着手した段階である。

そこでまずは実態、事実の把握を広く行うこととし、IC タグの利用イメージをもとに EDI との連携といった観点での利用の方向について調査を進めた。

(1-1)RFID の最新動向

講演および文献調査等により、RFID¹とりわけ IC タグ²の技術動向や国際標準化についての最新動向を把握した。

1)建設業に関わる RFID を使ったアプリケーション例

製造業、流通業において特に物流に関わる使い方が取り上げられることが多いが、最近では生産管理や、物流との関連を持たせた SCM³での使い方も出てきている。

一方、建設業界に関連して利用できそうなアプリケーションの事例としては、以下のようなものが考えられている。

①検品、倉庫管理

管理したい対象物(単品、段ボール、パレット、コンテナなど)や、それらを運搬するトラック、クレーンなどに IC タグを貼り、倉庫や資材置き場の入り口に IC タグリーダライタを設置する。その

1 RFID(アールエフアイディー:Radio frequency identification):ID 情報を埋め込んだタグから、情報を無線によってやりとりする技術全般を指す。

2 IC タグ(アイシータグ):物体の識別に利用される微小な無線 IC チップ付きの荷札。自身の識別コードなどの情報が記録されており、電波を使って管理システムと情報を送受信する能力をもつ。

3 SCM(エスシーエム:Supply Chain Management):サプライチェーンマネジメント。取引先との間の受発注、資材の調達から在庫管理、製品の配送まで、いわば事業活動の川上から川下までをコンピュータを使って総合的に管理すること。

リーダーから情報を読み取ることにより、運搬ミスや不正持出の防止などに活用する。

②設備管理、保守点検システム

建築中あるいは竣工後の建物の中に設置されている設備に係る管理や、保守点検を行う際に、対象物にICタグを貼付しておくことにより、ハンディ型のICタグリーダーで情報の収集を簡易に行えることにより、現場作業の労力削減、点検結果の転記ミスなどの防止などに活用する。

③下水道保守点検システム

下水道管の点検に際して、下水道管の底部から天井部にかけて複数のICタグを貼付し、マンホールにICタグリーダーを設置しておくことで、下水道管内の水位をICタグの読取可否によって判断することが可能となる。

④入退場管理、監視システム

建設現場の敷地内への入退場管理、監視について、入場許可を与えられた人に対してICタグ付きの入場証を発行する。一方敷地内および建物内部の部屋等にICタグリーダーを設置しておくことにより、各所にいる人の把握や特定人物のトレースなどに活用できる。

⑤ユニバーサル測位／シームレス測位システム

ICタグに加えてGPS衛星等も活用した位置把握のために活用することが可能と考えられるシステムで、GPS衛星等と連携したICタグリーダーおよびICタグを屋内に設置し、人が持つ携帯電話からICタグに信号を送ることにより、自らがどこにいるかを把握することができるものである。国土交通省の自律支援プロジェクトで進められているRFIDを利用した「インテリジェント基準点」の整備などに関連しての活用が考えられる。

2)具体的な導入事例

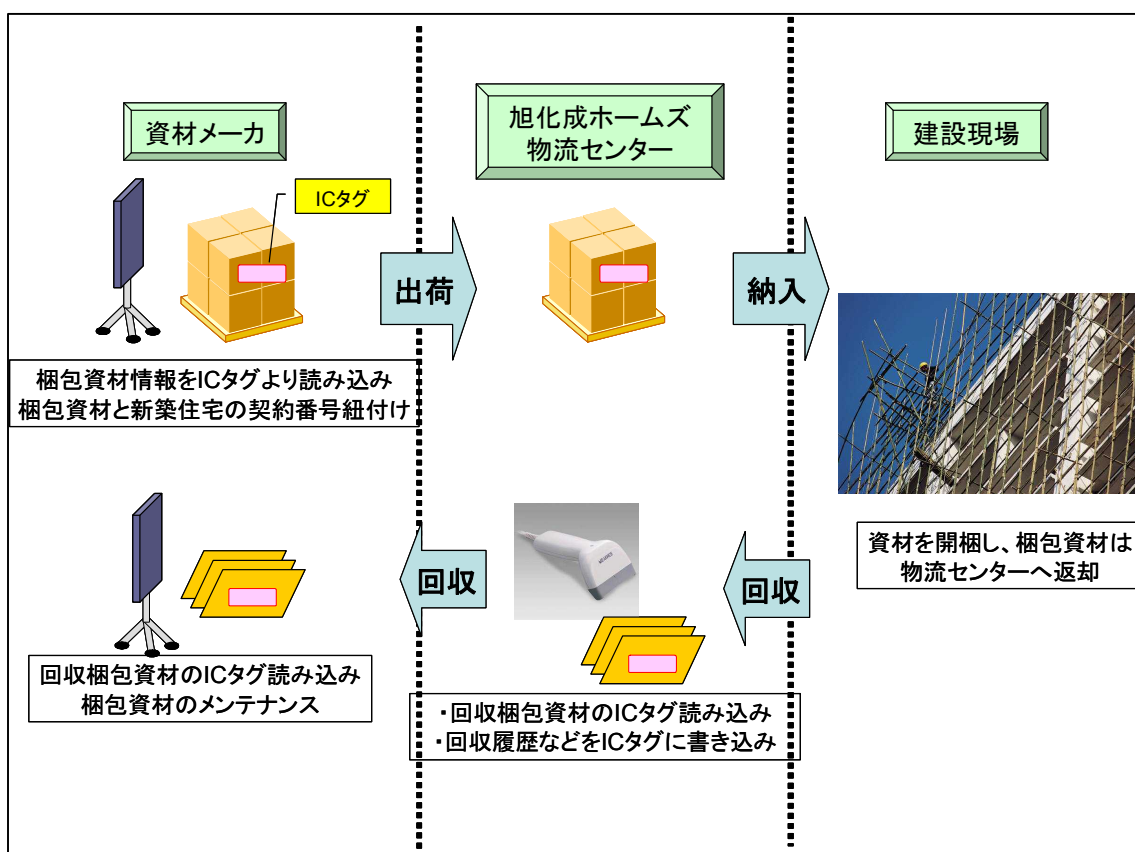
－梱包資材の管理にICタグを活用し、梱包材の再利用をすることで現場処分するものをゼロにするシステム－

旭化成ホームズでは、新築現場で発生する梱包資材をゼロにするために、これにICタグを貼付して管理するシステムを開発・運用している(図5.3-1参照)。

同社では、住宅建設に必要な資材を同社の物流センターからジャストインタイムで現場に納入し、その際使用していた梱包資材を回収し再利用するものである。

現場では梱包資材の保管場所が不要となりスペース管理が容易になること、また資材の搬入回数も減少させることができるというメリットがある。また梱包資材の履歴を確認できることから、物流センターに戻ってきた梱包資材を資材メーカー、サプライヤーに返却するにあたっての仕分け作業の効率化にもつながるとのことである。さらに使用している梱包資材の維持管理、保守管理に

も使え、どの程度使用したかの履歴が残ることにより、あとどのくらい使えそうかといったことも管理できる。



(出典:日経 BP 社「無線 IC タグのすべて」資料をもとに加筆修正)

図 9.3-1 梱包資材管理に IC タグを活用した例

③ EDI との連携

IC タグに、製品固有の ID を持たせることにより、モノの管理を行うことが可能となり、その情報を EDI に乗せてやり取りすることが考えられる。

建設業界での適用の 1 例として想定できる例として、図 5.3-2 に示すようなものが考えられる。

具体的には、建設資材サプライヤの工場から EDI による事前出荷通知を現場作業所側で受信する。工場からの資材到着時に、資材に付けられた IC タグを読み取ることで、事前出荷通知データとの突き合わせが可能になるというものである。

これにより、サプライヤから納入される予定の資材が、現場に納入されたことが自動的に処理されることとなり、現場事務作業の効率化につながる。また資材サプライヤより、事前出荷通知に到着

予定時刻が記載されていれば、資材を受け入れる現場側で納入資材の置き場の確保や、入場ゲートを運搬車両が円滑に通れるための配慮をすることも可能となる。

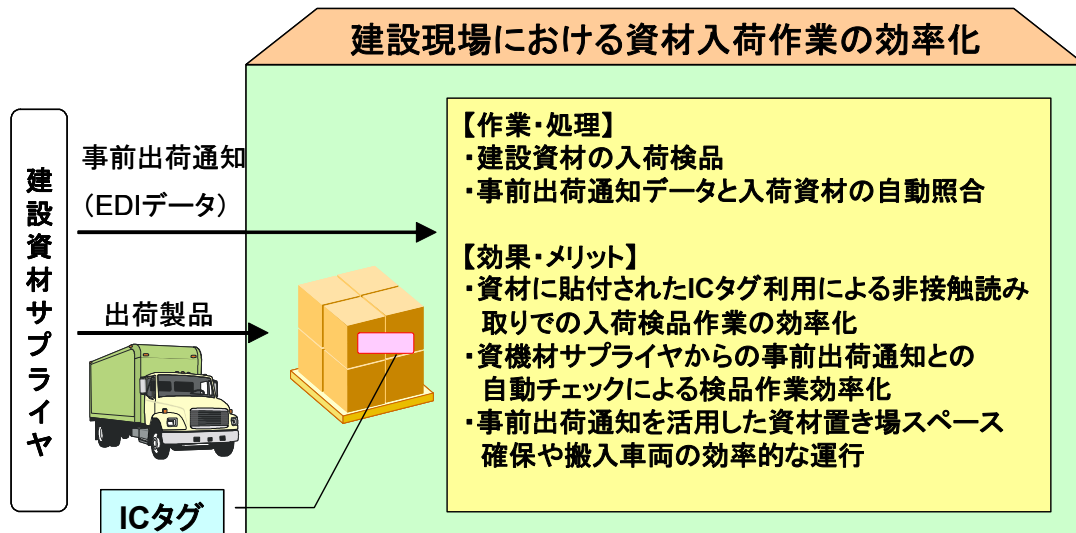
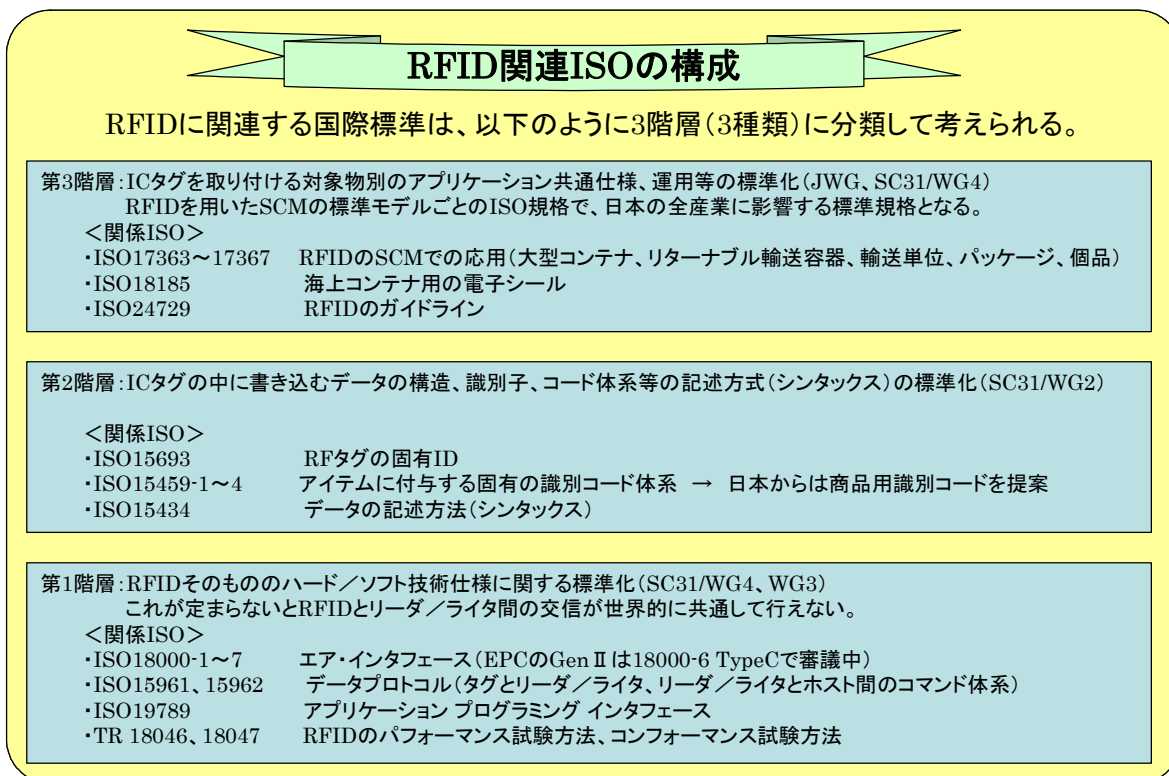


図 9.3-2 IC タグを活用した EDI の導入事例(イメージ)

④標準化動向

現在、新しい技術としての活用が期待されている IC タグについては、各種の規格に関して国際標準化が進められている。



(出典:(株)AI 総研作成資料をもとに加筆修正)

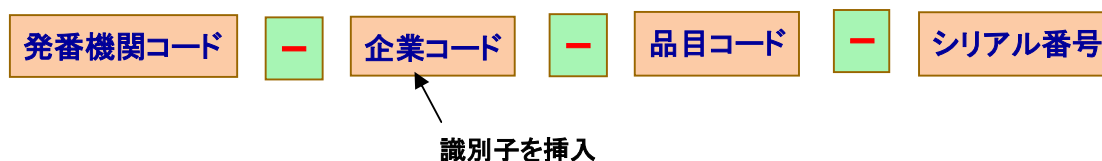
図 9.3-3 RFID 関連 ISO の構成

現状は図 9.3-3 の 3 階層のうち、第 1 階層にあるハード/ソフト技術仕様に関する標準化は一段落し、より上位の階層の標準化が進みつつある。

このうち、第 2 階層に位置する ISO/IEC15459 シリーズについて、日本提案による国際標準として成立予定の ISO・IEC15459-4(SCM に於ける商品の個体識別のための商品コード体系の規定)がある。

これは、コードの文字体系は SCM で商品に添付されるバーコードラベルや他の ADC メディア表現できるように作られている。またこの規格のそれぞれの部分で様々なクラスの識別子を添付して読み取りが可能である。これにより個別のクラスの識別子を付けた異なった条件にも対応出来るもので、そのためのルールが規定されている。

「商品個体識別コード」の記述方法として提案されているのは以下に示す方法である。これは SCM における個々の商品にたいする個体識別コードは、個体識別コードの発行者により決められることとなっている。また手順としては ISO/IEC 15459-2(コードの登録手続き)と ISO/IEC15459-3(共通ルール)で規定された発番機関のルールに従わなければならないとされている。



(出典:経済産業省「商品トレーサビリティの向上に関する研究会」資料より)

図 9.3-4 ISO 化に向けての提案がなされている商品個体識別コード体系

ここで使用されている要素はそれぞれ以下のようなものを規定するとされている。

これらの中で、企業コードは現状 CI-NET で利用する場合には下表の内容に記載するように、発番機関コードや企業コードは自動的に決まってくる。

表 9.3-1 商品個体識別コード体系を構成する要素

構成要素	内容
発番機関コード	ISO で標準化されている IAC コード (ISO/IEC-15459 に規定された Issuing Agency Codes) を使用。企業コードが CII 標準企業コードの場合は「LA」となる。
企業コード	現在 CI-NET で使用している企業識別コード(6桁)を使用。
品目コード	各企業で管理している商品、品目に割り当てているコードを使用。
シリアル番号	各企業で管理している商品、品目ごとに付番する(例、ロット番号等)番号を使用
識別子	発番機関コードと企業コードを始め、コード体系が異なるものの区切りとして必要に応じて共通の識別子を挿入する。使用する識別子としては、国際的に広く利用されている ISO/IEC-15418 で規格化されているものが挙げられる。

⑤IC タグと EDI に記載するデータ内容の標準化

IC タグと EDI との関連を見た場合、IC タグに情報として取り込むデータ内容の標準化について、今後各業界での議論、検討が始まっていくと考えられる。

詰めていくことが必要な作業になっていくと考えられる。この検討作業を行う中で、以下の点についても議論がなされるのではないかとと思われる。

- －業界により必要な情報量に違いがある
- －記載スペースの後方にあるオプション部分に、それぞれの業界で何を入れるか

また IC タグと EDI との連携を想定したとき、現在の EDI メッセージにはタグに書き込まれている情報について EDI データの中で書き込む項目、データ記載スペースが用意されていないことがほとんどであると考えられることから、EDI メッセージ側でもそれに対して何らかの対応を検討することが求められていくと考えられる。

(2)グリーンファイルに係る動向調査

昨年度の情報共有に係る調査において、以下のような問題点が指摘されていた。

- ・提出書類の様式が現場毎に異なり、案件毎の対応が必要になる。
- ・現場毎に書類の構成や様式が異なるため、全社ベースでの管理がしづらい。

特に、現場の安全管理に関して専門工事業者から総合工業者に提出される書類、即ち、通称グリーンファイルと呼ばれている書類(下記の例を含む)については、上記で指摘されるような問題点があり作成・管理が煩雑なため、別途、標準化の検討が期待される状況にあるといえる。

そこで、本年度はこのグリーンファイルに関しての情報収集を行うため、講演形式により事例紹介を行った。

【参考:グリーンファイルの例】

- 施工体制台帳作成建設工事の通知
- 持込機械[移動式クレーン・車両系建設機械等]使用届
- 施工体制台帳
- 施工体系図
- 持込機械[電動工具・電気溶接機等]使用届
- 再下請通知書
- 危険物・有害物持込使用届
- 下請業者編成表
- 安全衛生管理計画書
- 作業員名簿
- 事業所安全衛生管理計画書
- 工事用車両届
- 火気使用願 等

(2-1)グリーンファイルの事例

事例として紹介があった「グリーンサイト」サービスの概要は、次ページの図 9.3-5 に示すようなものである。

このような仕組みを利用した際の各プレーヤでのメリットは以下のように整理できる。

①作業所

- ・作業所の確認、管理業務の効率化(書類受領時確認、期限切れ管理)
- ・有資格者、作業員情報の検索
- ・正確・最新の作業員情報の把握(健康診断・資格・教育受講等)

②協力会社

- ・書類作成時間の短縮
- ・書類の正確性向上(自動入力チェック機能)
- ・書類提出、修正が迅速化(作業所に向く必要なし)

【元請会社】

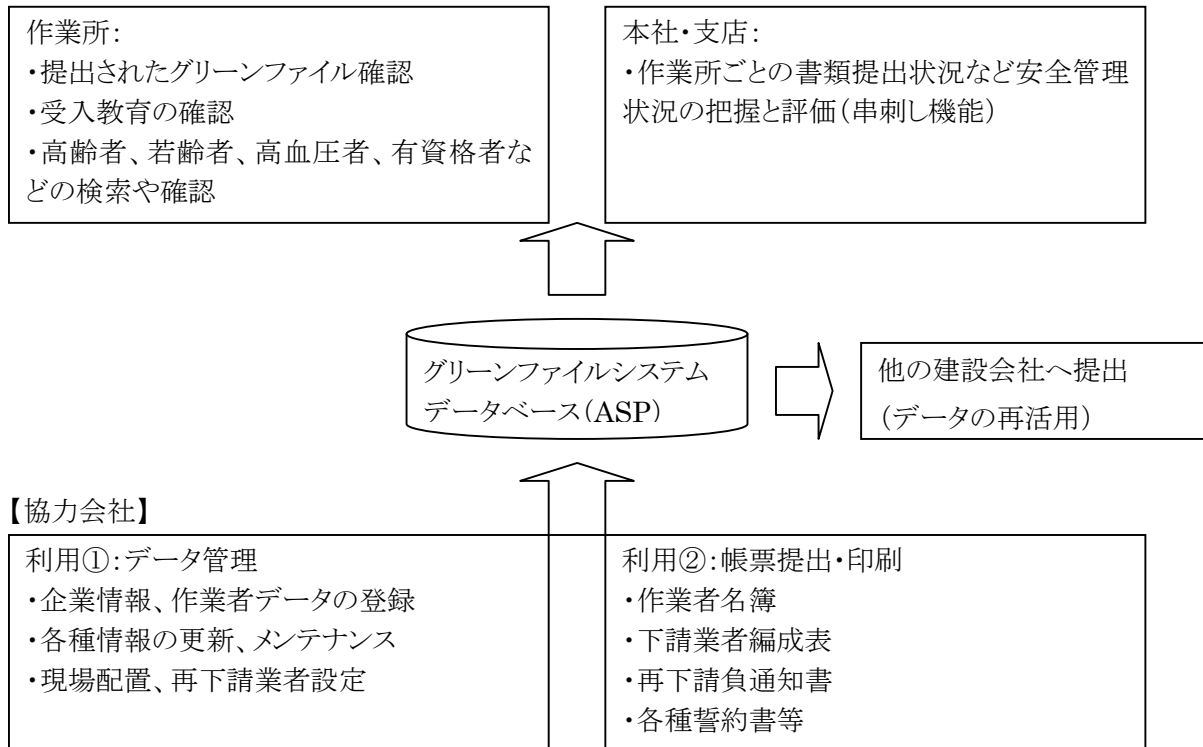


図 9.3-5 グリーンファイルサービスの概要

(2-2)今後の課題

このグリーンファイルに関して、各元請会社が必要とする帳票に含まれる情報項目そのものの多くは、協力会社側で何らかの形で現状でも保有しているものがほとんどであると考えられる。

今回紹介している例のほかにも、グリーンファイルの作成用のソフトウェアやサービスは複数提供されており、今後標準化に対するニーズの有無を確認するとともに、標準化を求める場合にどこに焦点を当てて検討を行っていくのかを把握することが今後の課題であると考えられる。

9.3.2 EDI の要素技術対応への取組

XML/EDI に関しては、昨年度までは既に先行的に実現している他業界の動きの調査を中心に、建設業界としての XML/EDI に対する取り組み方針について検討してきたところである。本年度はこれらの検討、議論が他業界を含めて一段落している状況になってきているといえるが、一方で徐々に実装に関連してのユーザ側での対応についての情報が出てきつつある。

そこで実装に係る議論が出てきた場合の備えとして、参考となる情報収集を行った。

具体的なものの1つとして、(財)日本情報処理開発協会/電子商取引推進センター (JIPDEC/ECPC)より、以下の2編のガイドブックが発行されており、その概要を紹介する。

今後はこれらのガイドブックを利用して、**ebXML** を活用しての **XML/EDI** を検討していくことが可能な状況になってきているといえる。

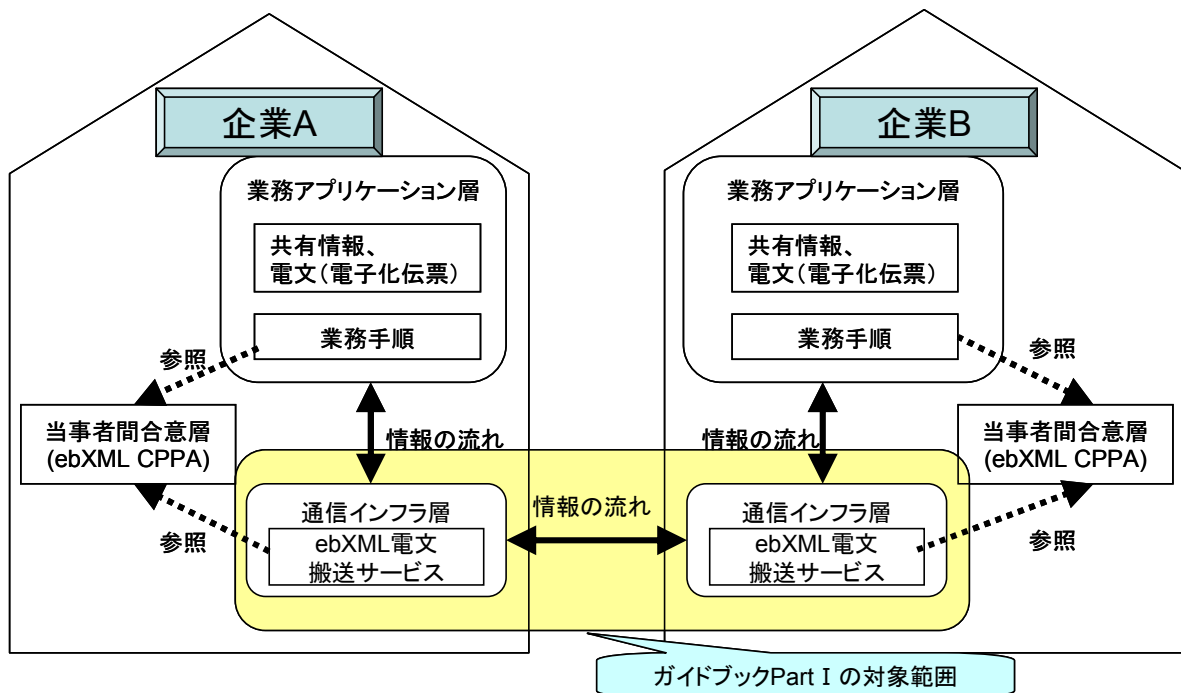
①技術標準(**ebXML**)ガイドブック Part I「**ebXML** 電文搬送サービス適用ガイドブック」

ebXML 電文搬送サービス適用ガイドブックは、標準化団体 **OASIS** の **ebXML** 実装・相互運用・規格適合性技術委員会 (**OASIS ebXML IIC TC**) が公表している、「**ebXML Deployment Guide Template**」に則って作成されたもので、以下のような対象者を想定している。

(a)**ebXML** 電文搬送サービス 2.0 版に準拠した通信ソフトウェアの導入、初期設定、接続試験に携わるユーザ企業の情報システム担当者

(b)**ebXML** 電文搬送サービス 2.0 版に準拠した通信ソフトウェアの導入の支援を **IT** ベンダやコンサルタントに委託するユーザ企業の担当者

内容としては、**ebXML** アジア会議の「**ebXML** 相互接続試験共通仕様書」の内容と、この仕様書に基づいて行われた相互運用性試験で得られた知見を、**OASIS** のテンプレートに従って記述する形で作成している。このガイドブックは、**ebXML** 電文搬送サービスをどのように使用するかを **Q&A** 形式の表で記述しており、**ebXML** 電文搬送サービス(**ebMS**)で規定された各種の要素(設定項目)に何を設定すればよいかを、順を追って解説しているものである。



(出典:(財)日本情報処理開発協会/電子商取引推進センター

『技術標準(ebXML)ガイドブック Part I「ebXML 電文搬送サービス適用ガイドブック」』より

図 9.3-6 技術標準(ebXML)ガイドブック Part I の対象範囲

②技術標準(ebXML)ガイドブック Part II「ebXML を用いた共有データ作成ガイドブック」

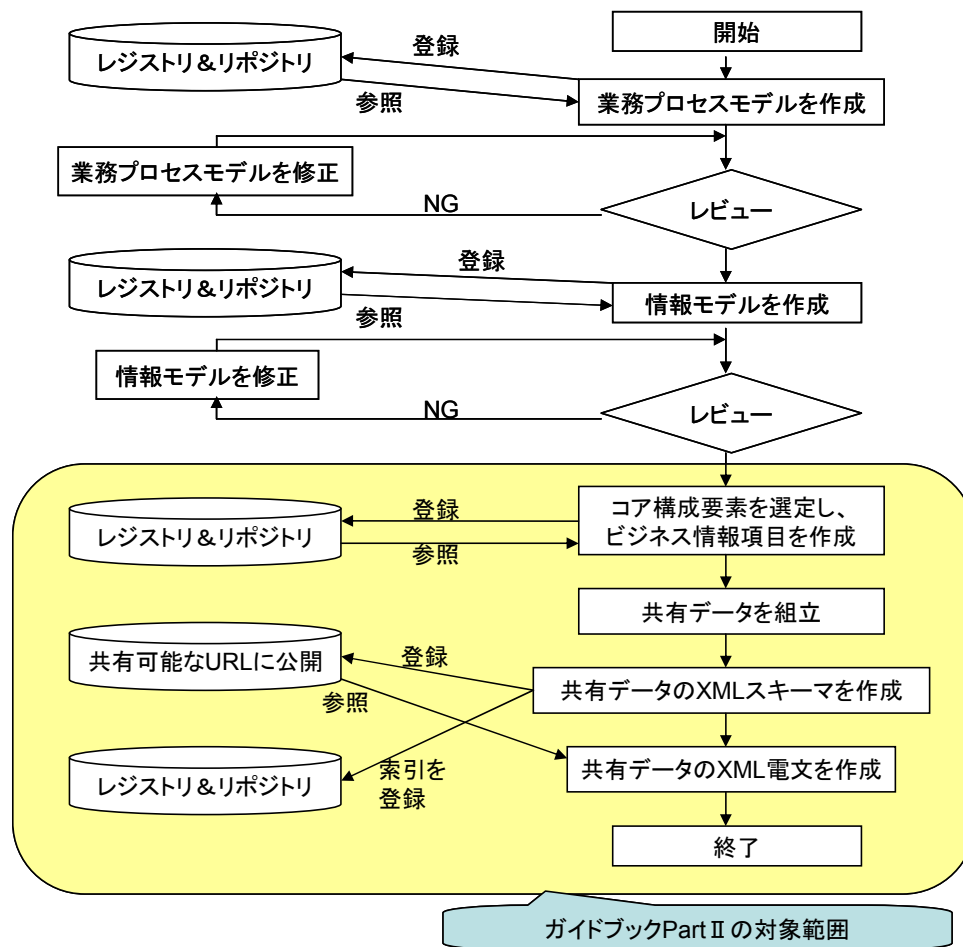
ebXML を用いた共有データ作成ガイドブックは、以下のような対象者を想定して作成されているものである。

(a) ebXML に準拠して共有データを設計する業界団体・企業グループにおける業界標準化の担当者

(b) 共有データ作成を支援する IT ベンダ、コンサルタント

(c) 設計された共有データを利用して業務を実施するエンドユーザー企業(情報部門等)の担当者

内容としては、ebXML の設計手法に従って「業務プロセスモデル」および「情報モデル」を設計した後で、これらに合わせて実際に交換する EDI メッセージを作成するために、コア構成要素を選定する作業から XML 電文の作成作業までの手順を解説している。



(出典:(財)日本情報処理開発協会/電子商取引推進センター

『技術標準(ebXML)ガイドブック Part II「ebXMLを用いた共有データ作成ガイドブック」』より

図 9.3-7 技術標準(ebXML)ガイドブック Part II の対象範囲

9.3.3 CI-NET LiteS システムの高度化のための技術調査

(1)電子証明書の利用動向に係る調査

CI-NET LiteS を実施する際には電子証明書が必要となるが、国土交通省の電子入札の際に使用される電子証明書とは別のものとして実用されている。今後公共工事の電子契約が展開する場合には、その部分において電子入札で使用している電子証明書を継続利用する検討がされていくものと想定できる。そうした状況下、CI-NET LiteS 下の電子証明書についても他業務の電子証明書の利用または反対に他業務への利用が求められる場合が出てくることも考えられる。また法務省の商業登記に基づく電子認証制度の電子証明書においても同様の影響が出る可能性があることから、各証明書の特徴を把握するとともに相互利用の可能性などについての調査を進めた。

調査は、以下に示す複数の観点により行った。

①技術面

CI-NET 用の電子証明書と、電子入札用の電子証明書について、その形式(拡張領域等)の違いが共通利用に対して及ぼす影響度合い

②運用面

利用される電子証明書の種類により、被認証者の対象が異なることが考えられるが、そのような違いがあることを考慮した場合の共通利用のニーズの有無

③電子入札や電子契約に係る電子証明書の動向

官民の電子証明書間の相互運用性に係る検討の方向性についての状況把握
(例えば電子入札及び電子契約の動向などの把握)

(1-1)技術面

1)プロフィールの相違

CI-NET 電子証明書とコア認証局証明書(電子入札コアシステム用、日本電子認証(株))における主な相違点は以下の表 9.3-1 の通りである。

表 9.3-1 CI-NET 電子証明書とコア認証局証明書のプロフィール上の主な相違点

	CI-NET 電子証明書	コア認証局証明書 (AOSign の場合)	補足
発行者 (Issuer)	CN=SecureSign Public CA1 By NEC	OU=AOSign Certification Authority O=Nippon Denshi Ninsho Co.Ltd C=JP	
有効期間	3 年	1 年、2 年、3 年	
所有者 (Subject)(*1)	O=CI-NET OU=標準企業コード(12 桁) CN=加入者名(ローマ字) E=加入者電子メールアドレス	CN=利用者名(ローマ字) L=住所(ローマ字) S=県名(ローマ字) C=JP	
鍵種別 (KeyUsage)	署名、暗号化	署名、非否認	GPKI への接 続要件による
所有者別名 (SubjectAltName)(*2)	Rfc822name=加入者電子メー ルアドレス	CN=利用者名(漢字) O=企業等名称(漢字) L=本社住所(郡、市町村 以下;漢字) S=本社住所(都道府県;漢 字) C=JP	

(*1)コア認証局証明書における確証情報は住民票等

(*2)コア認証局証明書における確証情報は商業登記簿謄本等

(出典:日本電子認証(株)講演資料より)

2) プロファイルの相違に対する対処方法について

共通利用を想定した場合の、プロファイルの相違による問題点およびそれらに対する解決案として以下のようなものが考えられる。

① コア認証局証明書から見た対処方法

(a) 発行者(Issuer)

相手側において署名が検証できる仕組みが必要である。具体的には、相手側 CA 証明書の事前登録が必要となる。現状は CI-NET LiteS を利用する場合、事前取引当事者相対で電子証明書を交換し、その情報を送受信マスタに登録している。

(b) 有効期間

現状で 3 年間の有効期間を規定しており、CI-NET 電子証明書が持つ期間をカバーしているため、特に対処の必要はない。

(c) 所有者(Subject)

標準企業コード(12 桁)、および電子メールアドレスについて、プロファイルの中に追加する必要がある。これらは本人性確認および完全性確認のため、必要としているものである。

(d) 鍵種別(KeyUsage)

暗号化利用(S/MIME)はできないため利用制限が発生する。CI-NET LiteS は S/MIME での利用を規定している。

(e) 所有者別名(SubjectAltName)

特になし(電子メールアドレスはシステム上利用していない)

② 情報の補足方法について

日本電子認証(株)との情報交換では、現在のコア認証局証明書に対し、上記①で指摘している情報を補足するための方法として、以下に示すようなものが考えられるとの見解を得ている。

(a) コア認証局証明書への補足情報追加による方法

仮にコア認証局証明書に対して、補足情報を追加することを考えた場合には、以下のような課題が残ると考えられる。これらは新たなプロファイルを求めることに他ならないことから現実的には難しいといえる。

- ・更新認定作業が必要となる
- ・発行済み証明書には適用が困難である

(b) アプリケーションシステムにて補足する方法

別途アプリケーションにおいて対応する方法を取る場合には、以下のような課題が残ると考えられる。これらについても相応の対応が必要となるため実現においては困難が予想される。

- ・証明書の発行者(Issuer)を判断する必要がある
- ・コア認証局証明書の利用者には補足情報を追加登録する仕組みが必要

③CI-NET を利用する場合の対応

電子入札には参加しているが、新たに CI-NET を始めようとするユーザについては以下のような対応となると考えられる。

(a)コア認証局証明書の利用者

- ・メールツール(CI-NET パッケージおよび自社開発)は利用できないと考えられる。利用可能な場合でも ASP 利用者に限定される。これはプロファイルに含まれる KeyUsage の変更が困難であるためである。
- ・新規に CI-NET を利用する者は「標準企業コード」の取得が必要である(これは CI-NET を行う際には必須条件)。
- ・CI-NET 電子証明書利用者と相互に署名検証できる環境設定が必要である。これにはルート証明書の交換が必要になる。
- ・電子入札システムとの共用(共存)には注意が必要になる。具体的な内容としては、JRE (Java 2 Runtime Environment) のバージョン、上書きインストール作業等において配慮が必要であると考えられる。

(b)コア認証局証明書以外の利用者

- ・メールツールを利用している企業には CI-NET 電子証明書を継続利用してもらおう。これにより CI-NET を利用する際にはこれまで同様の対応でよい。
- ・ASP 利用企業は CI-NET 電子証明書、コア認証局証明書にどちらでも利用可能であると考えられる。これは CI-NET を利用する際には、CI-NET 電子証明書は専門証明書の位置付けと考えることができるためである。

(1-2)運用面

1)各種証明書の使用目的・用途

官公庁への申請に使用することができる証明書として、以下のようなものがある。

- ・公的個人認証の証明書(都道府県が発行するもので、住民基本台帳に基づく証明書)
- ・認定認証業務の証明書(民間認証局が発行するもので、資格や組織等への属性証明)
- ・商業登記の証明書(法務省が発行するもので、法人および法人代表者の証明)

実際の利用場面においてはこれらの使い分けが発生することとなるが、その意味ではコア認証局証明書も上記の証明書と並列で考えるものといえる。

CI-NET で使用している証明書も含め、これらの証明書がそれぞれ使用する際の目的、用途が異なっていることに起因して、証明する内容や記載されている内容や書式などが異なっていることは特徴として挙げることができる。

2)電子証明書の被認証者

電子入札証明書の被認証者となる個人名はほとんどの場合は代表権を持った社長や支店長

が多いと考えられるのに対し、CI-NET の場合は単に契約担当者である場合も多い。

言い換えると、CI-NET の世界に企業ではなく「個人」という考え方を持ち込む必要があるのか、またそのような考え方が適当であるかといった議論はあると考えられる。

(1-3)電子入札や電子契約に係る電子証明書の動向

電子入札に関しては、中央官庁では試行や一部導入を含めてほとんどの官庁で始まっているという状況になっている。一方、地方公共団体の都道府県レベルでは、平成 16 年度中に試行なども含めて開始しているところが 28 都府県、平成 17 年度が 13 県、平成 18 年度が 6 道県などとなっている。

電子契約については当初計画よりも遅れているのが実情であり、引き続き状況の把握は必要といえる。

(2)タイムスタンプに係る動向調査

昨年成立した e-文書法では、タイムスタンプの利用を想定した文書保存について言及があるが、CI-NET でも一昨年度に実装規約参考資料としてとりまとめた「電子署名文書長期保存方法について」において、文書保存により厳密さを必要とする場合には、タイムスタンプの利用も選択肢となりうる旨記載しており、タイムスタンプの利用動向についても調査した。

(2-1)タイムスタンプの必要性

電子文書の脆弱性に関して以下のような点が指摘されている。

- ・紙文書と比較して、電子文書は保存・管理上で潜在的な問題点を内包している(原本性が確保しにくい)
 - －改ざんが容易で、痕跡が残りにくいこと
 - －記録媒体の経年劣化により内容消失の可能性がある
 - －改ざんされていないことを後日証明することが難しい
- ・脆弱性から生まれる「不安感」が、電子文書を原本にできない(紙を捨て去れない)最大の理由とされる

これらの解決に向けて、

- ・「電子文書がいつ作成されたか(確定されたか)」という正確な時間を把握すること
- ・同時に、それ以降電子文書が改ざんされていないことを第三者的に証明できることが求められており、そこにタイムスタンプの必要性が見出されている。

(2-2)国税関係書類のスキヤナ保存

先に成立、施行されている e-文書法(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の

技術の利用に関する法律)において、国税関係書類のスキャナ保存が容認されているが、そこでの要件の1つにタイムスタンプの付与が挙げられている。

これには、財団法人日本データ通信協会が認定したタイムスタンプであることが掲げられている。具体的には、「タイムビジネス信頼・安心認定制度」とされているもので、認定の対象としては民間事業者が行う時刻配信業務や時刻認証業務となっている。また基準の観点として技術基準、運用基準、ファシリティの基準、システム安全性の基準、サービス加入者およびサービス加入者に関わる関係者への説明事項を備えているといったものが挙げられ、それらを満たしたものに対する認定が下りることになっている。

平成18年3月時点で、時刻配信業務認定事業者については2社、時刻認証業務認定事業者が4社、それぞれ認定を受けている。

(2-3)電子帳簿保存法における EDI データの保管に係る要件

EDI データの保存については平成17年4月に法改正されている電子帳簿保存法の施行規則における、電子取引データの保存に関する要件強化がなされた。

具体的には、従来の電子帳簿保存法第10条(EDI データの保存)に加え、それらのデータについて①取引情報に係る電磁的記録の記録事項に電子署名付きのタイムスタンプを付すこと、②取引情報に係る電磁的記録の記録事項に対して正当な理由ない訂正、削除を防止するための事務処理規程を定め運用すること、のいずれかに対応することが挙げられている。

CI-NETでは、実用化推進委員会 調達・出来高WGにおいて、上記②の方法にて対応することを想定しての具体的方法について検討してきているところである。

10.広報委員会活動報告

10.1 活動テーマ

平成 17 年度の広報委員会の主な活動テーマは以下のとおりである。

- (1)CI-NET/C-CADEC シンポジウムの開催
- (2)普及のためのセミナーの開催や外部開催セミナー等を活用した CI-NET の広報

10.2 活動経過

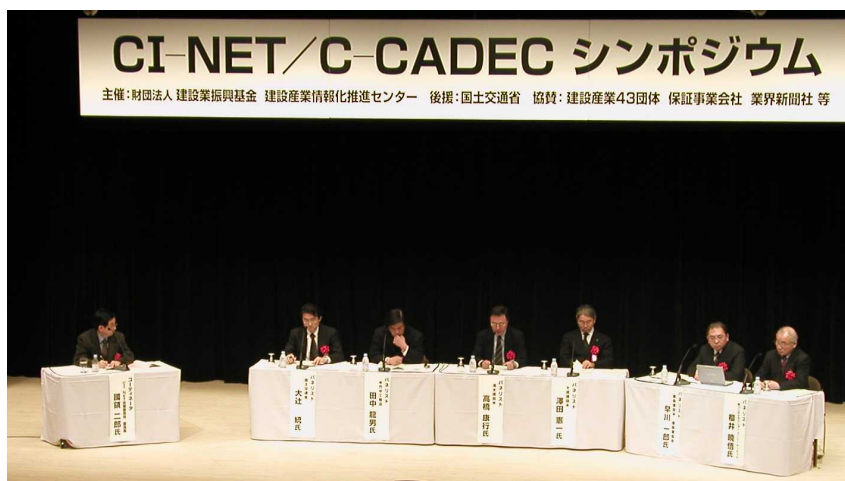
平成 18 年 3 月 6 日(月)CI-NET/C-CADEC シンポジウム開催

10.3 活動結果

10.3.1 CI-NET/C-CADEC シンポジウムの開催

情報化評議会(CI-NET)が進める建設産業の情報化推進のための総合的な広報の場として、CAD データの交換・共有を進める C-CADEC と連携しシンポジウムを企画、開催した。その開催内容は以下の通りである。

また概要を「全建ジャーナル 5 月号」、「建設業しんこう 5 月号」に紹介した。



主催:(財)建設業振興基金 建設産業情報化推進センター

後援:国土交通省

主な協賛:(社)日本建設業団体連合会、(社)日本土木工業協会、(社)建築業協会、(社)日本道路建設業協会、(社)日本建設業経営協会、(社)全国建設業協会、(社)全国中小建設業協会、保証事業会社等、日本経済新聞社、建通新聞社、日刊建設工業新聞社、日刊建設通信新聞社、日刊建設産業新聞社

開催日時:平成 18 年 3 月 6 日(月) 9:30~17:00

場所:イイノホール(東京都千代田区内幸町 2-1-1)

来場者総数:約 470 人

プログラム:(敬称略)

9:00■開場

9:40■開会

◇主催者挨拶:(財)建設業振興基金

◇来賓挨拶:国土交通省

10:00■基調講演

□可視化の技術とそのインパクト

國領二郎 慶応義塾大学 環境情報学部

10:45■パネルディスカッション-1

「CI-NET の更なる発展に向けて -CI-NET の役割と今後の進展に向けて-

【コーディネータ】

國領二郎 慶応義塾大学 環境情報学部

【パネリスト】

大辻 統 国土交通省総合政策局建設業課

田中龍男 CI-NET 実用化推進委員会委員長(㈱竹中工務店)

高橋康行 CI-NET 調査技術委員会委員長(清水建設㈱)

澤田憲一 CI-NET 広報委員会委員長(大成建設㈱)

早川一郎 (社)建築業協会(鹿島建設㈱)

櫻井曉悟 ㈱コンストラクション・イーシー・ドットコム

12:20■休憩(60 分)

13:20■C-CADEC 活動の紹介

□空調衛生分野における取り組みについて

前原邦彦 C-CADEC 空衛設備 EC 推進委員会委員長(鹿島建設(株))

三木秀樹 C-CADEC 空衛設備 EC 推進委員会副委員長(須賀工業(株))

□建築工事における受発注者間の効果的な情報共有実現に向けた取り組み

岡 正樹 C-CADEC 建築 EC 推進委員会委員長(株)デルファイ研究所)

寺田尚弘 C-CADEC 建築 EC 推進委員会情報共有検討 WG 主査(清水建設(株))

14:00■CI-NET 活動の紹介

□CI-NET LiteS の最新状況

丹羽克彦 CI-NET LiteS 開発委員会委員長(株)大林組)

□CI-NET 実施への取り組み

鈴木隆文 (株)熊谷組

□穴吹工務店における取り組み

山岡峰親 (株)穴吹システムズ

15:20■休憩(20 分)

15:40■パネルディスカッション-2 「CI-NET LiteS 利用普及と業務効率化」

【コーディネータ】

松並孝明 (株)大林組

【パネリスト】

西村高志 安藤建設(株)

野村義清 戸田建設(株)

勝 栄三 (株)石井組

原 厚子 (株)ホソイ

中家祥裕 (株)明治大理石

横手 優 東陶エンジニアリング(株)

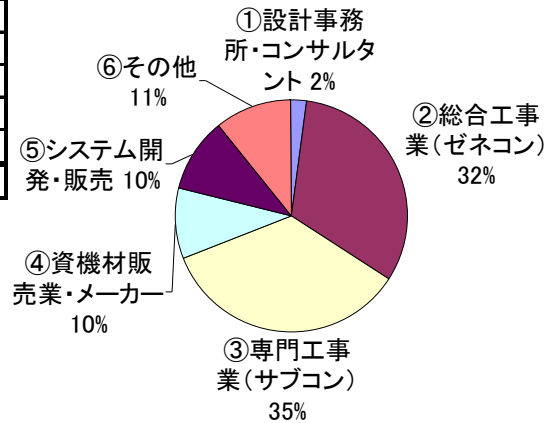
佐々木英生 YKKAP(株)

17:00■終了

来場者に対するアンケート結果:

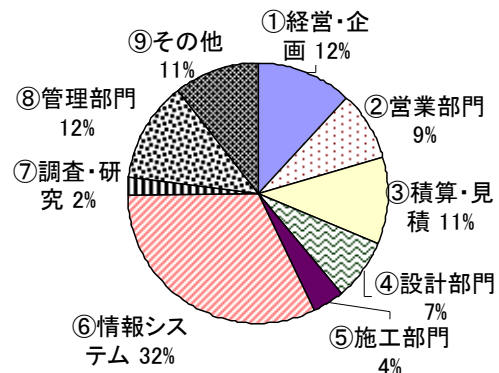
Q1.来場者の勤務先

①設計事務所・コンサルタント	6	2.3%
②総合工事業(ゼネコン)	82	31.9%
③専門工事業(サブコン)	89	34.6%
④資機材販売業・メーカー	26	10.1%
⑤システム開発・販売	26	10.1%
⑥その他	28	10.9%
計	257	100.0%



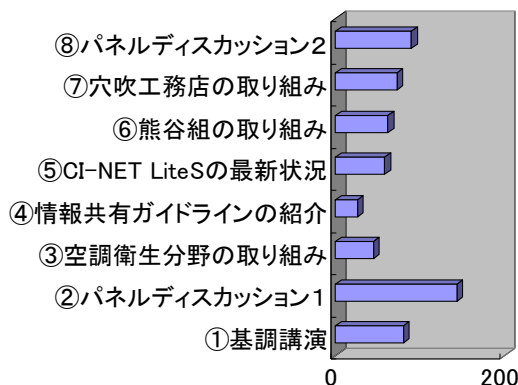
Q2.来場者の職種

①経営・企画	31	12.1%
②営業部門	22	8.6%
③積算・見積	28	10.9%
④設計部門	19	7.4%
⑤施工部門	10	3.9%
⑥情報システム	82	31.9%
⑦調査・研究	6	2.3%
⑧管理部門	32	12.5%
⑨その他	27	10.5%
計	257	100.0%



Q3.興味、関心あるプログラム

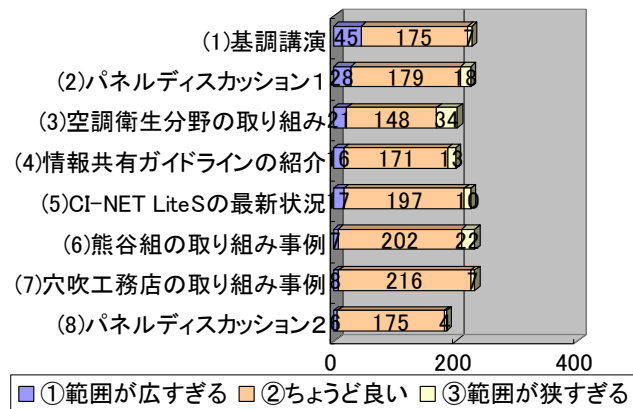
①基調講演	80	13.8%
②パネルディスカッション1	144	24.9%
③空調衛生分野における取り組み	45	7.8%
④建築工事における情報共有ガイドラインの紹介	26	4.5%
⑤CI-NET LiteSの最新状況	58	10.0%
⑥中堅ゼネコンによる取り組み事例:熊谷組	62	10.7%
⑦地方ゼネコンによる取り組み事例:穴吹工務店	73	12.6%
⑧パネルディスカッション2	90	15.6%
計	578	100.0%



Q4.講演内容

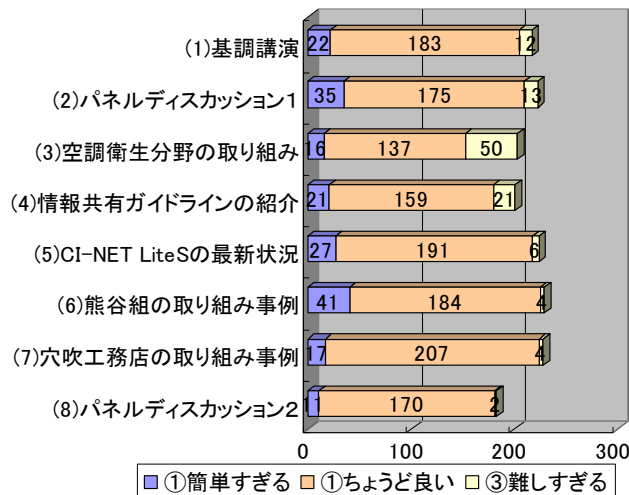
a)講演の内容について

	①範囲が 広すぎる	②ちょうど 良い	③範囲が 狭すぎる
(1)基調講演	45	175	7
(2)パネルディスカッション1	28	179	18
(3)空調衛生分野における取り組み	21	148	34
(4)建築工事における情報共有ガイドラインの紹介	16	171	13
(5)CI-NET LiteSの最新状況	17	197	10
(6)中堅ゼネコンによる取り組み事例:熊谷組	7	202	22
(7)地方ゼネコンによる取り組み事例:穴吹工務店	8	216	7
(8)パネルディスカッション2	6	175	4



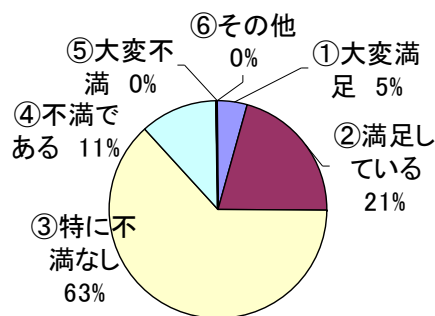
b)理解の度合い

	①簡単す ぎる	①ちょうど 良い	③難しすぎ る
(1)基調講演	22	183	12
(2)パネルディスカッション1	35	175	13
(3)空調衛生分野における取り組み	16	137	50
(4)建築工事における情報共有ガイドラインの紹介	21	159	21
(5)CI-NET LiteSの最新状況	27	191	6
(6)中堅ゼネコンによる取り組み事例:熊谷組	41	184	4
(7)地方ゼネコンによる取り組み事例:穴吹工務店	17	207	4
(8)パネルディスカッション2	11	170	2



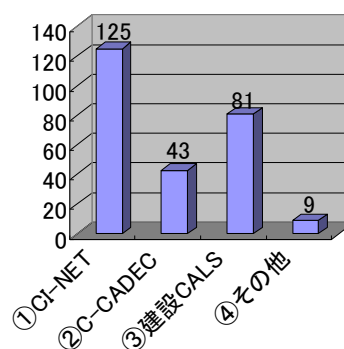
Q5.全般の満足度

①大変満足	11	4.6%
②満足している	50	20.7%
③特に不満なし	152	63.1%
④不満である	27	11.2%
⑤大変不満	0	0.0%
⑥その他	1	0.4%
計	241	100.0%



Q7.次回のシンポジウムで取り上げたいテーマ

①CI-NET	125
②C-CADEC	43
③建設CALs	81
④その他	9
計	258



④その他のテーマ

- ・ASP の可能性と制約についての紹介
- ・C-CADEC と建設 CALS/EC の関連性(今後、どの様にしていくのか)
- ・CI-NET 導入、普及へのシナリオを明確にしてくださいテーマ
- ・CI-NET のデータの社内業務への取り込みについて
- ・CI-NET 普及についての行政の支援
- ・SXF について
- ・大手 5 社全ての参加(パネルディスカッション)
- ・次世代 CALS の方向性
- ・社内システムとの連携の方法
- ・中小・地方ゼネコンのメリットの検証(業務スケール、利益率等に見合うか。大手と同じ業務フローに出来るのか? 等)
- ・取り組み事例(もっと詳細な説明)
- ・本指摘された事の状況報告
- ・有用な情報提供を行っているホームページ等の紹介。

Q8.シンポジウムあるいは推進センターへのご意見、ご要望

参加者より多くのご意見が寄せられたが、ここではその主なものを紹介する。

●講演内容に係わるご意見、ご要望

- ・地方への展開が課題にあるが導入し易い様に「穴吹工務店」の要望あった事を是非進めてほしい。
- ・昨年の要望事項がこの1年間でどの様に改善されたか?等を会に初めに報告(資料に報告)して戴けると有難い。「話放し、聞き放し」をなくする為にも。
- ・各企業とも、FDI 取組んで、業務改善の効果が合ったとのことだが、具体的に削減効果がどのくらい(金額等)あったか、発表して頂けたらよかったと思う。
- ・冊子の巻末に、講演にでてくる用語集を入れてもらえると、後援者の発表内容の理解度が高まると思う。
- ・受発注両方行っている例を知りたい(1次下請けなど)。
- ・商社、販売店などのCI-NETの取り組みを聞きたい。
- ・出来高請求の実際の成功例のモデルについて、多数の事例を発表していただきたい。
- ・東京だけでなく、大阪での開催があれば助かる。
- ・当社は、受注者であると同時に発注者でもあるので、協力会社との接続推進のヒントになる様な内容。社内の反発に対する対応例等。
- ・パネルディスカッションー2は、大変参考になった。ぜひ続けて欲しい。

10.3.2 CI-NET 広報普及支援活動

CI-NETの普及促進には、会員企業はもとより業界団体等とも連携し普及/啓発を進める必要がある。当委員会では、会員企業、基金の関連する業界団体のもとで意欲ある企業がCI-NETを理解し、自らCI-NETの導入が進められるよう、CI-NETの普及支援に向けた以下の広報を行った。

(1)CI-NETホームページの運用

CI-NET ホームページ(URL:<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/>)について、既存コンテンツを随時アップデートするなどして継続運用を行うとともに、本年度は以下のコンテンツの掲載や内容の充実を図った。

- ・「CI-NET LiteS データにおける明細行関連コードの表現事例」について
(平成17年8月掲載)
- ・「中小・中堅建設業者におけるIT活用促進のための実証実験」パンフレット
(平成17年11月掲載)

- ・CI-NET LiteS のための電子証明書
- ・CI-NET 会員企業一覧
- ・企業識別コード取得企業一覧
- ・CI-NET 関連記事（雑誌・新聞等 見出し）

また、CI-NET 会員向けのページに以下を掲載。

- ・ CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.2 参考資料・指針（平成 17 年 7 月掲載）
- ・ CI-NET 実用化状況一覧

CI-NET 会員企業(ユーザ)の実用化状況

CI-NET 会員企業(ベンダ)製品開発・リリース状況

(2)その他の広報

推進センター活動の広報を目的として、以下に参加した。

(2-1)「建設業 IT 説明会」の開催

平成 15 年度に国土交通省からの依頼を受けた実証実験で有効性が確認された業務モデルの導入について「建設業の生産高度化に向けた先進的業務モデル導入マニュアル(平成 15 年度作成)」を作成しているが、これらの内容を周知し CI-NET、C-CADEC の地方での知名度を上げることが狙いとして、16年度、地方5ブロックを対象に「建設業 IT 説明会(国土交通省主催)」を実施している。本年度においても 16 年度に引き続き以下の 3 カ所について実施した。

推進センターでは、この事務局を担当すると共に CI-NET 及び C-CADEC について具体的説明を行った。全体で 200 名程の参加者であった。



写真10.3-1 新潟会場

- ・名称:建設業 IT 説明会
(主催:国土交通省/事務局:建設業振興基金)
- ・期間:平成 17 年 11 月~12 月
- ・場所:仙台・新潟・広島
- ・対象:中小・中堅建設業者

プログラム:

- ・建設業の現状と今後の施策の方向性について
国土交通省 総合政策局 建設業課
- ・IT 活用による建設業の「経営」と「生産」の高度化に向けて
(財)建設経済研究所 山根一男
- ・CI-NET の現状について
(財)建設業振興基金 建設産業情報化推進センター 星野隆一
- ・実運用事例の紹介について
 - ・11月17日 仙台(宮城県建設産業会館)
戸田建設(株) 野村義清
 - ・11月30日 広島(KKR 広島)
(株)さとうベネック 大柱貴宏
 - ・12月6日 新潟(メルパルク新潟)
安藤建設(株) 西村高志
- ・ASP の現状について
 - ・11月17日 仙台(宮城県建設産業会館)
(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム 櫻井暁悟
 - ・11月30日 広島(KKR 広島)
(株)富士通ビジネスシステム 猪俣洋二
 - ・12月6日 新潟(メルパルク新潟)
NEC ソフト(株) 種田剛

11. その他の活動報告

11.1 CI-NET LiteS普及支援業務

11.1.1 電子証明書発行

推進センターでは、CI-NET LiteS 普及支援策として、平成 12 年度より、認証機関(日本認証サービス㈱)を利用して、電子証明書発行業務を実施している。これは、CI-NET LiteS 実装規約で取り決めている情報伝達規約の遵守を支援するために実施しているものである。この電子証明書発行数は、CI-NET LiteS の普及拡大に対応し増加しきており、平成 17 年度における新規発行件数は 2,101 枚となった。なお、業務開始以来の取り扱い延べ件数は 9,700 枚に達した。

11.2 普及支援活動

11.2.1 他団体の情報化検討の支援

社団法人日本電設工業協会

(社)日本電設工業協会では、建設産業構造改善戦略プログラムの「情報化推進事業」を重点施策とする方針を受け、平成8年度より経営近代化委員会に「情報化推進専門委員会」を設置し、電設業界における情報化の推進を図っている。なお、16年度において「情報化推進専門委員会」を発展的に解消し、新たに「電設IT専門委員会」を発足させ、CI-NETのみならずITに関する幅広い検討を開始している。17年度においては「電子納品」、「E-ラーニング」の検討とともに「CI-NET」の状況報告を実施するなどの活動を行い、当推進センターとしては前年度に引き続き、当該委員会に委員を参加させる等の支援を行っている。

11.2.2 事務局が支援した他団体主催のセミナー

広報委員会活動報告を参照いただきたい。

11.3 国内他産業との連絡調整、情報交換等

(財)日本情報処理開発協会(JIPDEC)が主催する「電子商取引推進協議会(ECOM)」、「EDI推進協議会(JEDIC)」等に参加し、産業横断的な標準化作業に寄与すると共に、それ等の標準に建設産業のニーズを反映させるための調整を行った。

11.4 CI-NET広報普及活動

11.4.1 新聞・雑誌等マスメディアを活用した広報普及

新聞・雑誌等マスメディアからの問い合わせ、取材等に対応し、CI-NETに関する情報の提供を行った。

主なCI-NET関連記事の掲載状況(平成17年4月～平成18年3月)

【新聞】

表11.4-1 CI-NET関連記事

建設工業新聞	2005/3/4	経営合理化へIT推進を／CI-NET/C-CADEC シンポジウム／振興基金
建設工業新聞	2005/7/4	振興基金・情報化推進センターC-CADEC 会合／05年度事業計画を決定／CI-NET ニーズの対応強化
建設工業新聞	2005/10/11	来月から3会場で開催／国交省／中小・中堅対象に建設業IT説明会
建設産業新聞	2005/10/11	仙台など3か所で説明会／国交省／中小・中堅IT活用促進
建設通信新聞	2005/10/11	国交省／3都市で中小IT説明会／生産高度化コスト管理／ASP現状など紹介
建設工業新聞	2005/11/17	コスト削減など高い効果／国交省／CI-NET 導入状況アンケート
建設通信新聞	2005/11/17	「関心あるが9割」／CI-NET アンケート／国交省
建設産業新聞	2005/11/17	9割が関心、利用は5割／きょう説明会で報告／CI-NET アンケート／国交省
建設産業新聞	2005/11/18	IT説明会を仙台で開催／中小・中堅への普及促進／国交省
建設通信新聞	2005/11/30	ASP連携サービスあすスタート／国交省、基金
建設産業新聞	2006/3/7	CI-NET／C-CADEC シンポ／一段と進む環境整備／生産高度化への重要手段／振興基金情報化推進センター
建設工業新聞	2006/3/7	CI-NET シンポ開催／振興基金建設産業情報化推進センター

【専門誌】

表 11.4-2 CI-NET 関連記事

建設業しんこう	2005年4月号	「電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン」について／国土交通省総合政策局建設業課
土木施工	2005年4月号	NEWS for Engineers／普及促進へ向けて CI-NET/C-CADEC シンポジウム開催
全建ジャーナル	2005年4月号	「電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン」について／国土交通省総合政策局建設業課
建設業しんこう	2005年5月号	CI-NET/C-CADEC シンポジウム開催概要／(財)建設業振興基金 建設産業情報化推進協議会
建設経済レポート 「日本経済と公共投資」	2005年8月	建設業における IT 活用と電子商取引の現状と課題

11.5 CI-NET e-ラーニングシステムの運営

国土交通省は、平成13年度補正予算により建設業経営革新緊急促進事業を実施した。当推進センターにおいてもこの事業による支援を得て、以下のインターネットWebサイトのコンテンツの開発を行うと共に、以降のメンテナンスを進めながら、対外セミナー等でこのWebサイトの広報を行い、CI-NET並びにC-CADECの普及に活用している。

URL : <http://www.yoi-kensetsu.com/>

11.6 国土交通省主催「建設業IT説明会」の実施

広報委員会活動報告を参照いただきたい。

11.7 CI-NET の地域普及促進モデルに関する実証実験

平成17年度、CI-NET 導入モデル構築に向けた事業となる国土交通省の「CI-NET の地域普及促進モデルに関する実証実験」を実施したので、その概要について以下に記す。

11.7.1 事業の背景と目的

国土交通省ではこれまで、CI-NET が、大手ゼネコンのみならず地方のゼネコンでも利用可能であるかについて、地場の個別ゼネコンを例にとり実証実験を行い、成果をパンフレット等にまとめて公表してきた。近年は、そうした成果を活用し、各地で「建設業 IT 説明会」を開催し CI-NET について説明を行う等、地方での理解促進や広報を行い、CI-NET の利用支援を進めてきた。

しかしながら、地方の中小・中堅ゼネコンの多くにおいては、①CI-NET に関する理解度が低い、

②1社単独で CI-NET の導入を検討しても、社内の検討体制が十分でないことが多く、自社の業務プロセスやシステム運用上の問題点を的確に把握することが出来ない、③協力会社に対する説得や導入支援に係る負担が大きいと1社単独では導入に踏み切れないなどの課題が存在する。

このため、今後、地方の中小・中堅ゼネコンでの CI-NET の利用を促進していくためには、パンフレットなどを利用した普及活動に加え、地場の発注企業がまとまり協力業者と一体となって、専門家や導入済企業のアドバイス等を受けながら、地域の同業他社との情報交換を行い、自社の業務プロセスやシステムについての問題点を的確に把握するような、地域の事業者がお互いに連携した取組が不可欠にある。このような背景のもと、今年度、地域の事業者が共同で CI-NET の勉強や利用・活用に取り組んでいくための活動を支援することとなった。

11.7.2 実施内容

当事業では、地域の発注者及び受注者がお互いに集合し、CI-NET を共同で勉強しながら、特に発注者は、CI-NET の基本となる業務プロセスとの相違点や自社の特性を確認するため、現状の業務プロセス等を洗い出し実態を分析すると共に、自ら CI-NET を体験するシステム環境を構築して、実証実験(EDIトライアル)を体験した。これにより CI-NET 導入への感触を掴み、その上で各社が CI-NET の導入へ向かうこととした。

具体的には、北海道地区の札幌市、小樽市、苫小牧市、滝川市に活動拠点を置く、完工高100億未満の発注5社とその協力会社の15社が一堂に会し、CI-NET の勉強や EDI 取引の実証実験を行った。上述のように、特に発注者側では、専門家のアドバイスを受けながら、自社の業務プロセスと CI-NET の基本となるプロセスとの比較検討などを行い、CI-NET 導入への課題を洗い出し、その対策化の検討に注力した。

11.7.3 事業成果

この事業の実施結果を確認するため、参加した各企業に対し、導入にともなう業務効率化の視点から「時間的な業務効率化」、「労力的な業務効率化」、「コスト的な業務効率化」に関する調査や「電子取引後のデータの社内利用の方向性」、「社内業務システムとの連携の必要性」についての調査が行われた。

また、当事業実施の一つの狙いが、この実証実験が CI-NET の地域への普及促進モデルとなりうるのかの検証におかれていたことで、この実証モデルとしての有効性についての調査も行われた。参加企業の評価は総じて好評で、その要因としては、発注者側では、同業他社の動向収集や CI-NET 導入検討に向けての意見収集が可能であり、かつ、受注者教育等の共通的な課題も協力して対応でき、また、CI-NET そのものの理解が進むこと等で、効果的と感じていること。他方、受注者側では、発注者1社の為に CI-NET 導入を検討する事は難しいが、複数の発注者と取引可能であれば、経営者へのネゴも簡単に行えるし、直ぐにでも導入を検討したいとの意見等が挙げられたことにある。このような結果が、今回のように発注者・受注者が一堂に会し取り組むことが、

両者共に良いと評価を下している理由と言える。

なお、今後こうした事業を進めるに当たり必要となる対策や考慮すべき点が、「今後 CI-NET 導入に取り組む発注者への提言」、「CI-NETやASP/ツールベンダーへの提言」、更にはこうした事業を展開する国への要望となる「国への提言」として纏められた。

特に CI-NET への提言としては、今後の拡大のためには、発注者の購買プロセスに対する提言・助言など、現在より一歩踏み込んだ活動が必要ではないか、また、仮設機材リースのためのメッセージも必要ではないかなど CI-NET の裾野拡大に向けた指摘なども示されており、CI-NET 活動にとっても、大いに参考とすべき事項が挙げられている。

その他の成果としては、今後、地域のゼネコンを中心とした発注者での CI-NET の導入検討を容易化して、発注者が自ら積極的に取り組めるように、今回実施の成果を整理体系化して、「CI-NET 導入促進のためのパンフレット」の作成が行われている。

11.7.4 今後の展開について

今後多くの発注者を CI-NET 導入に踏み切らせるためには、先行企業のような十分な知識を身につけさせることは無理としても、今回のように実証実験を行うことによって CI-NET を体感させることと、彼らの業務プロセスに踏み込んで業務プロセスを分析し CI-NET の導入方法をコンサルティングすることが出来れば CI-NET 実現の可能性は非常に高くなると判断される。

しかし、全ての発注者を対象として今回のような実験やコンサルティングを行うことは費用と時間の点で不可能である。従って、今後は、発注者の典型的な2～3の階層(購買プロセスの特徴が異なる)について、今回のような実証実験とコンサルティングをセットで行うことによって、どの階層に属する発注者でも CI-NET 導入への検討が可能な導入マニュアルを作成し、多くの発注者がこのマニュアルを使うことによって自社の現状の購買プロセスに対して、どのような調査を行い、どのような実装を行えばよいか、実装するにはどのような準備を行えばよいか容易に理解できるようにすることが最善の策だと考える。

以上のことから、地方の事業者には CI-NET の導入を広く促すために、今後とも、国土交通省でこうした事業を継続的に実施して、発注者の典型的な2～3の階層や地域特性にも対応したモデル化を図る等、地方の事業者が効果的に CI-NET の導入を検討していけるよう、普及基盤整備への継続推進が期待される場所である。

12. 情報化評議会会員名簿

12.1 情報化評議会会員企業・団体

(84法人:平成18年3月31日現在、五十音順・敬称略)

青木あすなろ建設(株)	(株) 全国鉄筋工事業協会
(株)朝日工業社	全国生コンクリート工業組合連合会
浅海電気(株)	全日本電気工事業工業組合連合会
アドニス・ラム(株)	大成温調(株)
(株)穴吹工務店	大成建設(株)
(株)新井組	ダイダン(株)
安藤建設(株)	(株)ダイテック
NEC ソフト(株)	高砂熱学工業(株)
(株)NTT データ	(株)竹中工務店
(株)大林組	東急建設(株)
(株)奥村組	東光電気工事(株)
鹿島建設(株)	東芝ソリューション(株)
(株)かねこ	東洋熱工業(株)
(株)関電工	戸田建設(株)
北保証サービス(株)	飛島建設(株)
(株)きんでん	(社) 長野県建設業協会
(株)熊谷組	西松建設(株)
(株)建設経営サービス	日本電設工業(株)
(株)建設総合サービス	日本建工(株) (社) 全国建設室内工事業協会推薦
(株)建設電算センター	(社) 日本建設業経営協会 (中央技術研究所)
(株)コア・システムデザイン	(社) 日本建設躯体工事業団体連合会
(株)弘電社	(社) 日本建築士事務所協会連合会
(株)鴻池組	(社) 日本建築積算協会
(株)コスモ・ソフト	日本電気(株)
五洋建設(株)	(社) 日本電設工業協会
(株)コンストラクション・イー・シー・ドットコム	(社) 日本膜構造協会
三機工業(株) (社) 日本空調衛生工事業協会推薦	(株)間組
三建設備工業(株)	日比谷総合設備(株)
(株)サンテック	(株)ビーイング
シーイーエヌソリューションズ(株)	(株)フジタ
(株)シーエスエー	富士通(株)
ジェコス(株)	(株)富士通ビジネスシステム
清水建設(株)	不動建設(株)
消防施設工事協会	前田建設工業(株)
新日本空調(株)	前田道路(株)
新菱冷熱工業(株)	丸藤シートパイル(株)
須賀工業(株)	三井住友建設(株)
住友商事(株)	三菱電機(株)
住友電設(株)	山崎建設(株) (社) 日本機械土工協会推薦
(株)銭高組	(株)雄電社
(社) 全国建設業協会	(株)リコー
(社) 全国中小建設業協会	和田特機(株)

12.2 情報化評議会および各委員会名簿

12.2.1 情報化評議会

区分	企業名	所属	役職	氏名
議長	武蔵工業大学		学長	中村 英夫
評議員	慶應義塾大学	環境情報学部	教授	國領 二郎
	青木あすなろ建設(株)	企画本部 経営企画部	担当部長	蒲原 康顕
	(株)朝日工業社	技術本部技術企画部	部長	加地 隆
	浅海電気(株)	工務本部	課長代理	大橋 良信
	アドニス・ラム(株)		常務取締役	佐藤 友信
	(株)穴吹工務店	建設推進部		三萩 政照
	(株)新井組	人事総務部 情報システム課	課長	鈴木 靖
	安藤建設(株)	社長室情報企画部	部長	森田 雅支
	NECソフト(株)	製造ソリューション事業部 環境Eビジネスグループ	プロジェクトマネージャー	小山 昇
	(株)NTTデータ	法人ビジネス事業本部建設 ビジネスユニット	課長	平野 潤哉
	(株)大林組	東京本社情報ソリューション部	グループ長	松並 孝明
	(株)奥村組	情報システム部	部長	原田 実
	鹿島建設(株)	ITソリューション部	部長	松田 元男
	(株)かゝねこ		代表取締役社長	金子 靖
	(株)関電工		取締役副社長	石塚 昌昭
	北保証サービス(株)		取締役総務部長 兼業務部長	尾形 顕
	(株)きんでん	経営企画部	部長	三瀬 幸綱
	(株)熊谷組	管理本部管理部 IT 企画グループ	副本部	嶋原 功
	(株)建設経営サービス		常務取締役	松岡 寿一
	(株)建設総合サービス		常務取締役	野田 典教
	(株)建設電算センター		常務取締役事業部長	播磨 弘行
	(株)コア・システムデザイン		代表取締役	額 博司
	(株)弘電社	営業統括本部営業技術部	部長	今井 豊人
	(株)鴻池組	建築本部	工務管理部長	片岡 嘉照
	(株)コスモ・ソフト		取締役部長	飯田 浩美
	五洋建設(株)	経営管理本部 IT推進部	IT 推進部長	菊地 正俊
	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム		代表取締役常務 総務部長	石黒 義昭
三機工業(株)	技術・業務統括本部 品質 管理部		大久保 仁	
三建設備工業(株)		取締役技術本部長	岡崎 俊春	
(株)サンテック	技術管理部 積算グループ	グループマネージャー	栗尾 紳司	
シーイーエヌソリューションズ(株)		代表取締役社長	土屋 健	

情報化評議会会員名簿

(株)シーエスエー		専務取締役	和田 健二
ジェコス(株)	システム部	部長	後藤 良秋
清水建設(株)	情報システム部	部長	清水 充
消防施設工事協会		事務局長	伊藤 英雄
新日本空調(株)	営業本部営業業務課	課長	木屋尾 和之
新菱冷熱工業(株)	管理部情報担当		堀 正裕
須賀工業(株)	情報システム部	部長	吉本 敦
住友商事(株)		理事金属総括部長	亀岡 孝之
住友電設(株)	情報システム部	部長	山下 勉
(株)銭高組	本社情報システム部	部長	堀 郁朗
(社)全国建設業協会	事業第一部	部長	橋本 憲夫
(社)全国中小建設業協会		専務理事	八島 幸男
(社)全国鉄筋工事業協会		事務局長	花山 良男
全国生コンクリート工業組合連合会	総務企画部	担当部長	矢口 仙一郎
全日本電気工事業工業組合連合会	(小澤電気工事(株)代表取締役会長)		小澤 浩二
大成温調(株)	営業管理部	部長	山中 隆
大成建設(株)	社長室情報企画部	部長	木内 里美
ダイダン(株)	業務本部 情報管理部	部長	野海 繁之
(株)ダイテックソフトウェア	東京技術部	主任	郡 章
高砂熱学工業(株)	情報システム本部	本部長	原口 久雄
(株)竹中工務店	インフォメーションマネジメントセンター	所長	林 達雄
東急建設(株)	事業管理部	部長	仁田 英夫
東光電気工事(株)	営業統括部	設計部長	小助川 克己
東芝ソリューション(株)	ソリューション第一事業部 情報ソリューション第	参事	山末 一夫
東洋熱工業(株)	技術統括本部情報システム部	部長	兵 耕二
戸田建設(株)	情報システム室	室長	清水 道明
飛鳥建設(株)	管理本部 情報システム部	部長	大西 克征
(社)長野県建設業協会		専務理事	宮入 貞徳
西松建設(株)	情報システム部	部長	藤門 駿一
日本電設工業(株)	東京支店	次長	野々村 裕美
日本建工(株)	ホームオフィス	会長	岡田 嘉之
(社)日本建設業経営協会	中央技術研究所	参与	菊岡 俱也
(社)日本建設躯体工事業団体連合会		事務局長	藤澤 俊
(社)日本建築士事務所協会連合会		会長	小川 圭一
(株)二葉積算	本社開発部	次長	橋本 美一
日本電気(株)	第二製造業ソリューション事業部 ソリューション推進部	部長	川瀬 芳秀
(社)日本電設工業協会		常務理事	西村 一良
(社)日本膜構造協会		専務理事	宇野 博之
(株)間組	企画部 情報システム室	課長	高馬 洋一
(株)ビーイング	事業戦略部	部長	山中 健一

	日比谷総合設備(株)	企画部	担当部長	加辺 公彦
	(株)フジタ	管理本部人事総務部	部長	山口 正志
	富士通(株)	産業第一統括営業部第2 営業部	部長	上田 尚典
	(株)富士通ビジネスシステム	マーケティング本部 営業推進統括部 ソリューション推進部	担当課長	猪股 洋二
	不動建設(株)	総務部情報システム課	課長	西村 公治
	前田建設工業(株)	情報システムサービスカンパニー	ゼネラルマネージャー	本田 隆正
	前田道路(株)	管理本部 経理部	副部長	間々田 恭男
	丸藤シートパイル(株)	情報システム部	部長	志村 孝一
	三井住友建設(株)	総合企画部	情報化推進グループ長	結城 陽治
	三菱電機(株)	建設・不動産システム営業部	部長	本間 良一
	山崎建設(株)	管理本部 業務管理部 情報システム課	担当課長	田村 貞
	(株)雄電社		業務部長	高野 聡
	(株)リコー	販売事業本部ソリューション計画センターソリューション企画室ソリューション企画グループ	主席係長	小川 雅也
	和田特機(株)	営業部	部長	浅野 和重
オブザーバ	国土交通省	総合政策局 建設業課 入札制度企画指導室	課長補佐	大辻 統
	国土交通省	大臣官房 技術調査課	課長補佐	滝本 悦郎
	国土交通省	総合政策局 建設業課	構造改善係長	前川 健

12. 2. 2 団体連絡会構成メンバー

社団法人建築業協会
社団法人全国建設業協会
社団法人全国中小建設業協会
社団法人日本建設業経営協会
社団法人日本建設業団体連合会
社団法人日本道路建設業協会
社団法人日本土木工業協会
社団法人建設コンサルタンツ協会
消防施設工事協会
全国圧接業協同組合連合会
全国管工事業協同組合連合会
社団法人全国建設機械器具リース業協会
社団法人全国建設産業団体連合会
社団法人全国建設室内工事業協会
社団法人建設産業専門団体連合会
社団法人全国測量設計業協会連合会
社団法人全国タイル業協会
社団法人全国地質調査業協会連合会
社団法人全国中小建築工事業団体連合会
社団法人全国鉄筋工事業協会
社団法人全国道路標識・標示業協会
社団法人全国防水工事業協会
全国マスチック事業協同組合連合会
社団法人全日本瓦工事業連盟
社団法人鉄骨建設業協会
社団法人カーテンウォール・防火開口部協会
日本外壁仕上業協同組合連合会
社団法人日本機械土工協会
社団法人日本橋梁建設協会
社団法人日本空調衛生工事業協会
社団法人日本計装工業会
日本建設インテリア事業協同組合連合会
社団法人日本建設躯体工事業団体連合会
社団法人日本建設大工工事業協会
社団法人日本建築板金協会
社団法人日本左官業組合連合会
社団法人日本造園組合連合会
社団法人日本造園建設業協会
社団法人日本タイル煉瓦工事工業会
社団法人日本電設工業協会
社団法人日本塗装工業会
社団法人日本蔦工業連合会
社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会

12. 2. 3 政策委員会

区分	企業名	所属	役職	氏名
委員長	慶應義塾大学	環境情報学部	教授	國領 二郎
委員	(株)山下設計 (社)日本建築士事務所協会連合会推薦		顧問	鈴木 尚
	(社)全国建設業協会	事業第一部	部長	橋本 憲夫
	(社)日本建築積算協会	(株)JCC 総研	監事	野呂 幸一
	(社)建設コンサルタンツ協会		副会長兼専務理事	奥野 晴彦
	(株)フジタ	管理本部人事総務部	部長	山口 正志
	住友商事(株)	金属総括部	次長 IT 統括チーム長	権平 高彦
	三機工業(株) (社)日本空調衛生工事業協会推薦	技術・業務統括本部 品質管理部		大久保 仁
	(社)日本電設工業協会		常務理事	西村 一良
	丸藤シートパイル(株)	情報システム部	部長	志村 孝一
	日本電気(株)	第二製造業ソリューション事業部 ソリューション推進部	部長	川瀬 芳秀
	富士通(株)	産業ビジネス本部 システム事業部		倉持 秀和
	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	CIWEB 開発部	執行役員 CIWEB開発部長	櫻井 暁悟
	(株)FBS		顧問	山下 純一
	(株)竹中工務店	インフォメーションマネジメントセンター	担当部長	田中 龍男
	鹿島建設(株)	IT ソリューション部 企画管理グループ	グループ長	渡邊 克彦
	(株)大林組	東京本社 東京建築事業部 工事企画部	情報グループ長	丹羽 克彦
清水建設(株)	情報システム部 システム開発グループ	グループ長	高橋 康行	
大成建設(株)	社長室 情報企画部	担当部長	澤田 憲一	
オブザーバ	国土交通省	総合政策局 建設業課 入札制度企画指導室	課長補佐	大辻 統
	国土交通省	大臣官房 技術調査課	課長補佐	滝本 悦郎
	国土交通省	総合政策局 建設業課	構造改善係長	前川 健

12. 2. 4 実用化推進委員会

区分	企業名	所属	役職	氏名
委員長	(株)竹中工務店	インフォメーションマネジメントセンター	担当部長	田中 龍男
副委員長	(社)日本電設工業協会		常務理事	西村 一良
	(株)フジタ	管理本部人事総務部	部長	山口 正志
委員	安藤建設(株)	社長室情報企画部	副部長	西村 高志
	(株)大林組	東京本社 東京建築事業部見積部	情報・事務グループ長	坂井 政治
	鹿島建設(株)	建築管理本部 建築企画部 受注・業績管理グループ	部長	鈴木 信
	鹿島建設(株)	建築管理本部 建築工務部 コストグループ	グループ長	平野 隆
	(株)関電工	業務システム部 システム企画チーム	副長	小平 春夫
	(株)熊谷組	建築事業本部 建築部情報グループ	部長	上野 泰正
	(株)弘電社	品証・環境部	技術管理グループリーダー	鈴木 清
	(株)鴻池組	東京本店積算センター 積算課(システム担当)	主任	竹中 良実
	五洋建設(株)	経営管理本部 IT推進部	部長	淵上 隆秀
	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	CIWEB 開発部	執行役員 CIWEB 開発部長	櫻井 曉悟
	三機工業(株)	技術・業務統括室品質管理部		豊野 元久
	シーイーエヌソリューションズ(株)	企画室	主任	横山 博則
	清水建設(株)	情報システム部	主査	川口 秀樹
	新日本空調(株)	営業本部営業業務課	課長	木屋尾 和之
	新菱冷熱工業(株)	管理部情報担当		堀 正裕
	住友商事(株)	金属総括部	次長IT統括チーム長	権平 高彦
	住友電設(株)	情報システム部	部長	山下 勉
	(株)銭高組	本社情報システム部	次長	天野 一成
	全国生コンクリート工業組合連合会	総務企画部	担当部長	矢口 仙一郎
	大成温調(株)	営業管理部	部長	山中 隆
	大成建設(株)	建築本部調達部	次長	鼠入 俊之
	ダイダン(株)	業務部 情報管理課	主任	中川 龍平
	ダイダン(株)	業務本部 情報管理部	課長	塚本 栄次
	高砂熱学工業(株)	業務本部	情報システム部長	坂 明
	東急建設(株)	首都圏本部 コストセンター 設備第一グループ	グループリーダー	大塚 浩久
	東芝ソリューション(株)	ソリューション第一事業部産業ソリューション部産業システム担当	主任	井部 大嗣
戸田建設(株)	本社 情報システム部	主任	野澤 功一瀧	
(株)バル・システム		取締役	赤松 朋之	
日本電気(株)	第二国内SI推進本部	マネージャー	有海 篤司	

	日本電気(株)	第二製造業ソリューション事業部 ソリューション推進部	主任	河崎 真理
	日比谷総合設備(株)	企画部	担当部長	加辺 公彦
	日比谷総合設備(株)	企画部 情報システム室	室長	石井 建夫
	日比谷総合設備(株)	営業企画部	課長	井上 隆
	前田建設工業(株)	情報システムサービスカンパニ ー	副部長	嶋田 孝司
	前田道路(株)	管理本部 経理部電算課	係長	零石 文利
	前田道路(株)	管理本部 経理部	副部長	間々田 恭男
	丸藤シートパイル(株)	情報システム部業務電算グルー プ	グループ長	鈴木 健治
	和田特機(株)	営業部	部長	浅野 和重
オブザーバ	国土交通省	総合政策局建設業課 入札制度 企画指導室	課長補佐	大辻 統
	国土交通省	総合政策局建設業課	構造改善係長	前川 健
	(社)日本建設業団体連合会	事業グループ(構造改善担当)		和田 卓靖

12. 2. 4. 1 実用化推進委員会／建築見積ワーキンググループ

区分	企業名	所属	役職	氏名
メンバー	青木あすなろ建設(株)	技術本部 建築統括部	担当課長	竹澤 一秀
	(株)大林組	東京本社 東京建築事業部見 積部	情報・事務グルー プ長	坂井 政治
	(株)大林組	(株)オーク情報システム 大阪支 店	次長	藤井 浩二
	(株)奥村組	東京支社 原価部	課長	田村 啓
	鹿島建設(株)	建築管理本部 建築工務部 コ ストグループ	課長代理	辻 健之
	技建工務(株)		代表取締役	佐藤 健一
	(株)熊谷組	建築本部 建築部	課長	横幕 宏明
	(株)コア・システムデザイン		代表取締役	額 博司
	(株)コア・システムデザイン	第二システム開発部	部長	千野田 光夫
	(株)鴻池組	東京本店積算センター 積算課 (システム担当)	主任	竹中 良実
	シーイーエヌソリューション ズ(株)	企画室	主任	横山 博則
	シーイーエヌソリューション ズ(株)	ソリューション事業部 第1SI グ ループ	マネージャ	奥 秀義
	(株)シーエスエー	システム開発部	取締役部長	磯田 純人
	大成建設(株)	建築本部積算部積算室	課長	濱田 修嗣
	(株)竹中工務店	生産本部	見積副部長	森澤 敏雄
	東急建設(株)	首都圏本部コストセンター	担当課長	鈴木 浩
	東芝ソリューション(株)	ソリューション第一事業部産業ソ リューション部産業システム担当	主任	井部 大嗣
	戸田建設(株)	東京支店建築積算部積算課	主任	根岸 清
	西松建設(株)	関東支店 建築部建築課	課長代理	古家 久夫
	(株)バル・システム		取締役	赤松 朋之
	(株)フジタ	東京支店 積算部	担当課長	篠崎 英之
	和田特機(株)	営業部	部長	浅野 和重

12. 2. 4. 2 実用化推進委員会／設備見積ワーキンググループ

区分	企業名	所属	役職	氏名
主査	新菱冷熱工業(株)	管理部情報担当		堀 正裕
メンバー	(株)朝日工業社	情報システム室	主任	長堀 秀之
	(株)朝日工業社	技術本部技術企画部	副参事	沢田 徹
	アドニス・ラム(株)		常務取締役	佐藤 友信
	安藤建設(株)	建築本部設備部	副部長	山田 賢治
	(株)大林組	東京本社 東京建築事業部 設備部	設備見積グループ長	渡部 康彦
	(株)大林組	東京本社 東京建築事業部ビルケアセンター リニューアル第一部設備・見積提案グループ	主査	舛原 照光
	鹿島建設(株)	横浜支店建築部建築見積部	担当部長	竹内 泰司
	鹿島建設(株)	建築管理本部 建築設備部	次長	足立 忠郎
	鹿島建設(株)	東京支店見積調達部 設備グループ	課長	金子 健志
	(株)関電工	業務システム部 システム企画チーム	副長	小平 春夫
	(株)関電工	営業統轄本部 積算部	部長	渡辺 博夫
	(株)関電工	環境設備本部 空調管工部 エンジニアリングチーム	主任	牧野 浩二
	(株)きんでん	技術本部技術統轄部 技術管理チーム	次長	井岡 良文
	(株)熊谷組	首都圏支店 建築事業部 技術推進部 積算グループ(設備担当)	係長	後藤 もとむ
	(株)弘電社	営業統括本部 業務部	主査	渡辺 一夫
	(株)鴻池組	東京本店積算センター 積算課(システム担当)	主任	竹中 良実
	(株)コスモ・ソフト		取締役部長	飯田 浩美
	五洋建設(株)	東京支店 設備部	課長	村上 俊伸
	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	CIWEB 開発部	執行役員 CIWEB 開発部長	櫻井 暁悟
	三機工業(株)	空調衛生事業部積算部		江本 恵昭
	三建設備工業(株)	設計本部見積部	課長	新鷲 美秀
	(株)サンテック	技術管理部 積算グループ	グループマネージャー	栗尾 紳司
	シーイーエヌソリューションズ(株)	企画室	主任	横山 博則
	シーイーエヌソリューションズ(株)	ソリューション事業部 第1SIグループ	マネージャー	奥 秀義
	(株)シーエスエー	システム開発部	取締役部長	磯田 純人
	清水建設(株)	建築事業本部 設備生産計画部 第2グループ	主査	堀山 剛
清水建設(株)	建築事業本部 見積部		下村 麻由美	
新日本空調(株)	営業本部営業業務課	課長	木屋尾 和之	
新日本空調(株)	技術本部 技術管理部	課長代理	齋藤 清	
須賀工業(株)	工務部	主管	石井 宣之	
須賀工業(株)	情報システム部	部長	吉本 敦	

須賀工業(株)	情報システム部	副主管	高梨 浩
住友電設(株)	西部本部 原価企画統括部 設計積算部	主席	松山 陽一
住友電設(株)	東部本部 原価企画統括部 設計積算部	主任技師	後木 修
大成温調(株)	営業管理部	部長	山中 隆
大成温調(株)	設計本部積算部	課長	鈴木 英司
大成温調(株)	設計本部積算部	主任	中野 秀樹
大成建設(株)	設備本部設備部	課長	大熊 秀利
ダイダン(株)	東京本社設計部 積算課	部長補佐	片桐 博
ダイダン(株)	業務本部 情報管理部	課長	塚本 栄次
ダイダン(株)	業務本部 情報管理部	課長補佐	宮浦 藤森
ダイダン(株)	業務本部 情報管理部	課長補佐	田島 和一
ダイダン(株)	業務本部 情報管理部	課長補佐	畑 一誠
(株)ダイテックソフトウェア	東京技術部	主任	郡 章
(株)ダイテックソフトウェア	東京技術部		田中 亮介
高砂熱学工業(株)	情報システム本部	主査	中嶋 規雅
(株)竹中工務店	生産本部	見積副部長	森澤 敏雄
(株)竹中工務店	東京本店見積部	主任設備担当	東小菌 徳朗
東急建設(株)	首都圏本部 コストセンター 設備第一グループ	グループリーダー	大塚 浩久
東光電気工事(株)	積算部 積算課	担当課長	安倍 朋美
東光電気工事(株)	積算部積算課	担当課長	清水 敦郎
東光電気工事(株)	事務管理部 システム運用課	担当課長	芳賀 和広
東洋熱工業(株)	技術統轄本部情報システム部 情報システム課	技師	辻谷 宣宏
戸田建設(株)	東京支店建築積算課	積算課主任	斉藤 貴美男
戸田建設(株)	情報システム室		田中 春彦
西松建設(株)	施工本部建築部設備課	課長	本田 均
西松建設(株)	関東支店 設備部設備課	課長	白川 雄一
(株)間組	東京支店 建築積算部		千葉 訓康
日比谷総合設備(株)	営業企画部	課長	井上 隆
日比谷総合設備(株)	エンジニアリング本部 設計・積算部 第2設計積算部	主任	組橋 佳和
(株)フジタ	東京支店設備部	主任	藤本 賢一郎
富士通(株)	産業・流通ソリューション本部第一製造ソリューション部		伊藤 健二
(株)富士通ビジネスシステム	アウトソーシングサービス 統括部サービス部		岩村 俊毅
前田建設工業(株)	建築本部建築部品質管理グループ	副部長	小宮 康成
(株)雄電社	業務部 技術部 情報システム課	課長	栗林 寛
和田特機(株)	営業部	部長	浅野 和重

12. 2. 4. 3 実用化推進委員会／調達・出来高ワーキンググループ

区分	企業名	所属	役職	氏名
主査	安藤建設(株)	社長室情報企画部	副部長	西村 高志
副主査	清水建設(株)	建築事業本部 調達総合センター業務部 電子調達・企画グループ	グループ長	山下 満祥
メンバー	青木あすなろ建設(株)	技術本部 建築統括部	担当課長	竹澤 一秀
	(株)朝日工業社	本社情報システム室	副参事	藤沢 宏
	NECソフト(株)	製造ソリューション事業部 環境Eビジネスグループ	プロジェクトマネージャー	小山 昇
	(株)大林組	東京本社情報ソリューション部	グループ長	松並 孝明
	鹿島建設(株)	建築管理本部 建築工務部 コストグループ	グループ長	平野 隆
	鹿島建設(株)	建築管理本部 建築工務部 コストグループ	課長	浦添 則和
	(株)関電工	営業統轄本部営業事務チーム	主任	西 正成
	(株)関電工	営業統轄本部営業事務チーム		曾我 周作
	(株)熊谷組	建築本部 建築部	課長	横幕 宏明
	五洋建設(株)	購買部	部長	山田 武司
	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	CIWEB 開発部	執行役員 CIWEB 開発部長	櫻井 暁悟
	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	CIWEB 事業部 システム技術部	部長	村井 裕一
	シーイーエヌソリューションズ(株)	企画室	主任	横山 博則
	シーイーエヌソリューションズ(株)	ソリューション事業部 第1SIグループ	マネージャー	奥 秀義
	新菱冷熱工業(株)	管理部情報担当		堀 正裕
	大成温調(株)	設計本部積算部	主任	中野 秀樹
	大成建設(株)	建築本部調達部	次長	鼠入 俊之
	(株)竹中工務店	生産本部		宮口 幹太
	東急建設(株)	首都圏本部コストセンター調達部	課長代理	田中 敏浩
	東急建設(株)	事業管理部 事業管理グループ		西田 博貴
	戸田建設(株)	関東支店 建築購買部 購買課	課長	山口 芳正
	西松建設(株)	購買部 購買1課	課長代理	島 和幸
	日本電気(株)	第二製造業ソリューション事業部 ソリューション推進部	主任	河崎 真理
	(株)ビーイング	営業部営業企画課	係長	松本 義成
	日比谷総合設備(株)	購買部	担当副部長	樋口 誠
	日比谷総合設備(株)	購買部	主任	京谷 勝也
	(株)フジタ	安全調達環境本部調達部	担当課長	垣中 利隆
(株)フジタ	東日本管理統括部	担当部長	都築 勉	
富士通(株)	産業・流通ソリューション本部第一製造ソリューション部		伊藤 健二	
(株)富士通ビジネスシステム	アウトソーシングサービス 統括部サービス部		岩村 俊毅	
和田特機(株)	営業部	部長	浅野 和重	

12. 2. 4. 3. 1 実用化推進委員会／調達・出来高ワーキンググループ／中堅ゼネコン実用化

検討サブワーキンググループ

区分	企業名	所属	役職	氏名
主査	安藤建設(株)	社長室情報企画部	副部長	西村 高志
メンバー	NECソフト(株)	製造ソリューション事業部 環境Eビジネスグループ	主任	種田 剛
	NECソフト(株)	製造ソリューション事業部 環境Eビジネスグループ	プロジェクトマネージャー	小山 昇
	(株)FBS		顧問	山下 純一
	(株)奥村組	管理本部 情報システム部	生産システム課長	飛田 智
	(株)奥村組	管理本部 情報システム部 生産システム課	主任	平井 崇
	(株)熊谷組	建築本部 建築部	課長	横幕 宏明
	(株)鴻池組	東京本店積算センター 積算課(システム担当)	主任	竹中 良実
	五洋建設(株)	購買部	部長	山田 武司
	五洋建設(株)	経営管理本部 IT推進部	主任	榊原 健男
	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	CIWEB 開発部	執行役員 CIWEB 開発部長	櫻井 曉悟
	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	CIWEB 事業部 システム技術部	部長	村井 裕一
	東急建設(株)	首都圏本部コストセンター調達部	課長代理	田中 敏浩
	東急建設(株)	事業管理部 事業管理グループ		西田 博貴
	戸田建設(株)	生産技術開発部技術情報課	課長	野村 義清
	飛島建設(株)	管理本部 情報システム部 推進課	課長	成田 和夫
	西松建設(株)	情報システム部	副部長	矢口 弘
	西松建設(株)	購買部 購買1課	課長代理	島 和幸
	日本電気(株)	第二国内SI推進本部	マネージャー	有海 篤司
	日本電気(株)	第二製造業ソリューション事業部 ソリューション推進部	主任	河崎 真理
	日本電気(株)	第二製造業ソリューション事業部 ソリューション推進部	マネージャー	板倉 公一
	(株)間組	企画部 情報システム室	課長	高馬 洋一
	(株)フジタ	安全調達環境本部調達部	担当課長	垣中 利隆
	(株)富士通ビジネスシステム	マーケティング本部 営業推進統括部 ソリューション推進部	担当課長	猪股 洋二
(株)富士通ビジネスシステム	アウトソーシングサービス 統括部サービス部		岩村 俊毅	
三井住友建設(株)	総合企画部	情報化推進グループ長	結城 陽治	
和田特機(株)	営業部	部長	浅野 和重	

12. 2. 5 標準化委員会

区分	企業名	所属	役職	氏名
委員長	鹿島建設(株)	ITソリューション部 企画管理グループ	グループ長	渡邊 克彦
副委員長	丸藤シートパイル(株)	情報システム部	部長	志村 孝一
	戸田建設(株)	生産技術開発部技術情報課	課長	野村 義清
委員	青木あすなろ建設(株)	管理本部経営企画部	課長	山下 良幸
	安藤建設(株)	社長室 情報企画部	副部長	中村 伸雄
	(株)大林組	東京本社 情報ネットワーク部	専任役	藤橋 政範
	北保証サービス(株)		取締役総務部長 兼業務部長	尾形 顕
	(株)建設経営サービス	建設経営研究所	チーフコンサルタント	樽井 弘樹
	(株)コスモ・ソフト		取締役部長	飯田 浩美
	五洋建設(株)	経営管理本部 IT推進部	部長	淵上 隆秀
	シーイーエヌソリューションズ(株)	企画室	主任	横山 博則
	新菱冷熱工業(株)	管理部情報担当		堀 正裕
	(株)銭高組	本社情報システム部	次長	天野 一成
	(社)全国建設業協会	事業第一部	部長	橋本 憲夫
	(社)全国中小建設業協会			小川 英章
	大成建設(株)	建築本部 建築部	部長	南林 和
	(株)竹中工務店	インフォメーションマネジメントセンター	担当部長	田中 龍男
	飛島建設(株)	管理本部 情報システム部	部長	大西 克征
	西松建設(株)	情報システム部	副部長	矢口 弘
	日本電設工業(株)	営業統括本部 技術部	主任	真田 一輝
	(株)中野積算	開発部	主任	佐藤 貴一
	日本電気(株)	第二国内SI推進本部	マネージャー	有海 篤司
	日本電気(株)	第二製造業ソリューション事業部 ソリューション推進部	マネージャー	板倉 公一
	社団法人日本膜構造協会	企画委員会 〔太陽工業(株) 情報管理部〕	副委員長	越智 浩之
	社団法人日本膜構造協会		事務局長	二宮 博之
	(株)間組	企画部 情報システム室	主任	清水 秀一
	富士通(株)	システム本部コンサルティング 事業部コンサルティング部	担当課長	紙田 政典
	前田建設工業(株)	情報システムサービスカンパニー	専任部長	児山 満
	三井住友建設(株)	総合企画部	情報化推進グループ長	結城 陽治
	山崎建設(株)	管理本部 業務管理部 情報システム課	担当課長	田村 貞
(株)雄電社	業務部 技術部	部長	大平 政道	
和田特機(株)	営業部	部長	浅野 和重	
オブザーバ	国土交通省	総合政策局建設業課 入札制度企画指導室	課長補佐	大辻 統
	国土交通省	総合政策局建設業課	構造改善係長	前川 健
	(社)建築業協会	事業部	参事	西向 公康

	(社)日本建設業団体連合会	事業グループ(構造改善担当)		和田 卓靖
	(社)日本土木工業協会		参事	木村 健治

12. 2. 5. 1 標準化委員会/ビジネスプロトコルメンテナンスワーキンググループ

区分	企業名	所属	役職	氏名
主査	戸田建設(株)	生産技術開発部技術情報課	課長	野村 義清
メンバー	安藤建設(株)	社長室情報企画部	副部長	西村 高志
	(株)関電工	業務システム部 システム企画チーム	副長	小平 春夫
	(株)きんでん	技術本部技術統轄部 技術管理チーム	次長	井岡 良文
	(株)鴻池組	東京本店積算センター 積算課(システム担当)	主任	竹中 良実
	シーイーエヌソリューションズ(株)	企画室	主任	横山 博則
	(株)シーエスエー	システム開発部	取締役部長	磯田 純人
	(株)中野積算	開発部	主任	佐藤 貴一
	前田道路(株)	管理本部 経理部電算課	係長	零石 文利
	丸藤シートパイル(株)	情報システム部	部長	志村 孝一
	(株)雄電社	業務部 技術部 情報システム課	課長	栗林 寛
	和田特機(株)	営業部	部長	浅野 和重
オブザーバ	(株)大林組	東京本社 東京建築事業部 工事企画部	情報グループ長	丹羽 克彦
	鹿島建設(株)	ITソリューション部 企画管理グループ	グループ長	渡邊 克彦

12. 2. 5. 2 標準化委員会/コードメンテナンスワーキンググループ

区分	企業名	所属	役職	氏名
主査	丸藤シートパイル(株)	情報システム部	部長	志村 孝一
メンバー	鹿島建設(株)	建築管理本部 建築設備部	次長	足立 忠郎
	鹿島建設(株)	東京支店見積調達部 設備グループ	課長	金子 健志
	(株)きんでん	技術本部技術統轄部 技術管理チーム	次長	井岡 良文
	(株)鴻池組	東京本店積算センター 積算課(システム担当)	主任	竹中 良実
	シーイーエヌソリューションズ(株)	企画室	主任	横山 博則
	(株)シーエスエー	システム開発部	取締役部長	磯田 純人
	(株)中野積算	開発部	主任	佐藤 貴一
	(株)フジタ	東京支店設備部	主任	藤本 賢一郎
	前田道路(株)	管理本部 経理部電算課	係長	零石 文利
	和田特機(株)	営業部	部長	浅野 和重

12. 2. 5. 3 標準化委員会／資機材コード標準化促進ワーキンググループ

区分	企業名	所属	役職	氏名
主査	鹿島建設(株)	建築管理本部 建築企画部 受注・業績管理グループ	部長	鈴木 信
メンバー	(株)大林組	東京本社 東京建築事業部 工事企画部	情報グループ長	丹羽 克彦
	(株)奥村組	技術本部 建築部 技術企画課	課長	林 芳尚
	(株)熊谷組	建設本部建築設備部	部長	三重野 淳
	シーイーエヌソリューションズ(株)	企画室	主任	横山 博則
	大成建設(株)	建築本部積算部積算室	課長	濱田 修嗣
	(株)竹中工務店	生産本部	見積副部長	森澤 敏雄
	戸田建設(株)	生産技術開発部技術情報課	課長	野村 義清
	(株)バル・システム		取締役	赤松 朋之
	社団法人日本膜構造協会	企画委員会〔太陽工業(株) 情報管理部〕	副委員長	越智 浩之
	社団法人日本膜構造協会		事務局長	二宮 博之
	前田建設工業(株)	情報システムサービスカンパニー	副部長	嶋田 孝司
	和田特機(株)	営業部	部長	浅野 和重

12. 2. 6 LiteS 開発委員会

区分	企業名	所属	役職	氏名
委員長	(株)大林組	東京本社 東京建築事業部 工事企画部	情報グループ長	丹羽 克彦
副委員長	(株)FBS		顧問	山下 純一
委員	安藤建設(株)	社長室情報企画部	課長	安保 篤康
	NECソフト(株)	製造ソリューション事業部 環境Eビジネスグループ	プロジェクトマネージャー	小山 昇
	鹿島建設(株)	ITソリューション部 生産システムグループ	主事	小笠原 充匡
	(株)きんでん	技術本部技術統轄部 技術管理チーム	次長	井岡 良文
	(株)熊谷組	建築事業本部 建築部情報グループ	部長	上野 泰正
	(株)熊谷組	建築事業本部建築部	係長	鈴木 隆文
	(株)建設総合サービス	経営事業部	次長	中嶋 博史
	(株)コア・システムデザイン		代表取締役	瀬瀬 博司
	(株)コア・システムデザイン	第二システム開発部	部長	千野田 光夫
	五洋建設(株)	経営管理本部 IT推進部	部長	淵上 隆秀
	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	CIWEB 開発部	執行役員 CIWEB 開発部長	櫻井 曉悟
	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	CIWEB 事業部 システム技術部	部長	村井 裕一
	シーイーエヌソリューションズ(株)	企画室	主任	横山 博則
	(株)シーエスエー	システム開発部	取締役部長	磯田 純人
	ジェコス(株)	システム部	部長	後藤 良秋
	清水建設(株)	情報システム部	TCO 企画グループ長	吉田 高範
	清水建設(株)	首都圏事業本部調達総合センター 取引業者育成部	部長	三十木 諭
	新菱冷熱工業(株)	管理部情報担当		堀 正裕
	住友商事(株)	金属総括部	次長 IT 統括チーム長	権平 高彦
	住友電設(株)	西部本部 原価企画統括部 設計積算部	主席	松山 陽一
	(株)銭高組	本社情報システム部	次長	天野 一成
	全国生コンクリート工業組合連合会	総務企画部	担当部長	矢口 仙一郎
	大成温調(株)	営業管理部	部長	山中 隆
	大成建設(株)	社長室 情報企画部	担当部長	澤田 憲一
	高砂熱学工業(株)	業務本部	情報システム部長	坂 明
	(株)竹中工務店	インフォメーションマネジメントセンター	担当部長	田中 龍男
東急建設(株)	首都圏本部 コストセンター 設備第一グループ	グループリーダー	大塚 浩久	
東芝ソリューション(株)	ソリューション第一事業部産業ソリューション部産業システム担当	主任	井部 大嗣	
戸田建設(株)	本社 情報システム部	主任	野澤 功一瀧	

情報化評議会会員名簿

	飛島建設(株)	建築本部建築部建築企画課	課長	大福 広三
	西松建設(株)	情報システム部情報システム課	係長	堀 泰久
	日本電設工業(株)	営業統括本部 技術部	主任	真田 一輝
	(株)二葉積算	本社開発部	次長	橋本 美一
	日本電気(株)	第二国内SI推進本部	マネージャー	有海 篤司
	日本電気(株)	第二製造業ソリューション事業部 ソリューション推進部	マネージャー	板倉 公一
	日比谷総合設備(株)	購買部	担当副部長	樋口 誠
	日比谷総合設備(株)	購買部	主任	京谷 勝也
	富士通(株)	産業・流通ソリューション本部第一製造ソリューション部		伊藤 健二
	(株)富士通ビジネスシステム	システム本部 アウトソーシングサービス統括部	統括部長	鎌田 泉
	前田建設工業(株)	情報システムサービスカンパニー	専任部長	児山 満
	前田道路(株)	管理本部 経理部電算課	係長	雫石 文利
	丸藤シートパイル(株)	情報システム部業務電算グループ	グループ長	鈴木 健治
	(株)雄電社	業務部 技術部情報システム課	課長	栗林 寛
	(株)リコー	販売事業本部ソリューション計画センターソリューション企画室 ソリューション企画グループ	主席係長	小川 雅也
	和田特機(株)	営業部	部長	浅野 和重
オブザーバ	国土交通省	総合政策局建設業課 入札制度企画指導室	課長補佐	大辻 統
	国土交通省	総合政策局建設業課	構造改善係長	前川 健

12. 2. 6. 1 LiteS 開発委員会/LiteS 規約ワーキンググループ

区分	企業名	所属	役職	氏名
主査	清水建設(株)	首都圏事業本部調達総合センター 取引業者育成部	部長	三十木 諭
メンバー	アドニス・ラム(株)		常務取締役	佐藤 友信
	安藤建設(株)	社長室情報企画部	課長	安保 篤康
	NECソフト(株)	製造ソリューション事業部 環境Eビジネスグループ	プロジェクトマネージャー	小山 昇
	(株)FBS	ビジネス事業部	リーダー	笹島 真一
	(株)大林組	東京本社 東京建築事業部 工事企画部	情報グループ長	丹羽 克彦
	(株)奥村組	管理本部 情報システム部	課長	吉原 宏和
	鹿島建設(株)	ITソリューション部 生産システムグループ	主事	小笠原 充匡
	鹿島建設(株)	ITソリューション部生産システムグループ	グループ主事	中島 賢市
	鹿島建設(株)	IITソリューション部	主事	仲田 優
	鹿島建設(株)	財務本部 資金部	課長代理	佐川 直史
	(株)かねこ		代表取締役社長	金子 靖
(株)関電工	業務システム部 システム企画チーム	副長	小平 春夫	

(株)関電工	営業統轄本部 営業事務チーム	主任	西 正成
(株)関電工	営業統轄本部 営業事務チーム		曾我 周作
(株)きんでん	技術本部技術統轄部 技術管理チーム	次長	井岡 良文
(株)きんでん	大阪営業本部業務部統轄課	副長	永福 達也
(株)熊谷組	土木事業本部 土木部機材グループ	副長	岡崎 慎一郎
(株)熊谷組	建築本部 建築部	課長	横幕 宏明
(株)熊谷組	建築事業本部建築部	係長	鈴木 隆文
(株)コスモ・ソフト		取締役部長	飯田 浩美
(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	CIWEB 開発部	執行役員 CIWEB 開発部長	櫻井 曉悟
(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	CIWEB 事業部 システム技術部	部長	村井 裕一
三建設備工業(株)	設計本部見積部	課長	新鷲 美秀
シーイーエヌソリューションズ(株)	企画室	主任	横山 博則
シーイーエヌソリューションズ(株)	ソリューション事業部 第1SIグループ	マネージャー	奥 秀義
(株)シーエスエー	システム開発部	取締役部長	磯田 純人
ジェコス(株)	システム部	部長	後藤 良秋
新菱冷熱工業(株)	管理部情報担当		堀 正裕
全国生コンクリート工業組合連合会	総務企画部	担当部長	矢口 仙一郎
大成建設(株)	社長室 情報企画部	担当部長	澤田 憲一
(株)ダイテックソフトウェア	東京技術部	主任	郡 章
(株)ダイテックソフトウェア	東京技術部		田中 亮介
高砂熱学工業(株)	経営企画本部営業企画部	参事	倉片 伸雄
高砂熱学工業(株)	業務本部情報システム部	参事	小松 久芳
高砂熱学工業(株)	経営企画本部営業企画課	主査	熊膳 実
(株)竹中工務店	インフォメーションマネジメントセンター	課長	由井 俊次
東芝ソリューション(株)	北陸支店 北陸情報システム技術グループ	主任	小野 英治
東芝ソリューション(株)	ソリューション第一事業部産業ソリューション部産業システム担当	主任	井部 大嗣
戸田建設(株)	情報システム室		田中 春彦
富士通(株)	産業・流通ソリューション本部第一製造ソリューション部		伊藤 健二
(株)富士通ビジネスシステム	アウトソーシングサービス 統括部サービス部		岩村 俊毅
前田建設工業(株)	情報システムサービスカンパニー	副部長	嶋田 孝司
前田建設工業(株)	本店 購買部	課長	佐藤 譲
丸藤シートパイル(株)	情報システム部業務電算グループ	グループ長	鈴木 健治
(株)リコー	販売事業本部ソリューション計画センターソリューション企画室ソリューション企画グループ	主席係長	小川 雅也
和田特機(株)	営業部	部長	浅野 和重

12. 2. 6. 2 LiteS 開発委員会/LiteS 設備機器ワーキンググループ

区分	企業名	所属	役職	氏名
主査	(株)きんでん	技術本部技術統轄部 技術管理チーム	次長	井岡 良文
メンバー	アドニス・ラム(株)		常務取締役	佐藤 友信
	安藤建設(株)	建築本部設備部		高野 泰成
	安藤建設(株)	建築本部設備部	副部長	山田 賢治
	(株)大林組	東京本社 東京建築事業部 工事企画部	情報グループ長	丹羽 克彦
	鹿島建設(株)	建築管理本部 建築設備部	次長	足立 忠郎
	鹿島建設(株)	東京支店見積調達部 設備グループ	課長	金子 健志
	(株)関電工	営業統轄本部 積算部	部長	渡辺 博夫
	(株)関電工	業務システム部 システム企画チーム	副長	小平 春夫
	(株)きんでん	技術本部 技術統轄部 技術管理チーム	副長	永見 良夫
	(株)コスモ・ソフト		取締役部長	飯田 浩美
	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	CIWEB 開発部	執行役員 CIWEB 開発部長	櫻井 曉悟
	三機工業(株)	技術・業務統括室購買部		疋田 敏
	(株)サンテック	技術管理部 積算グループ	グループマネージャー	栗尾 紳司
	シーイーエヌソリューションズ(株)	ソリューション事業部 第1SIグループ	マネージャー	奥 秀義
	シーイーエヌソリューションズ(株)	企画室	主任	横山 博則
	清水建設(株)	建築事業本部 設備生産計画部 第2グループ	主査	堀山 剛
	新日本空調(株)	営業本部営業業務課	課長	木屋尾 和之
	新日本空調(株)	技術本部 技術管理部	課長代理	齋藤 清
	新菱冷熱工業(株)	管理部情報担当		堀 正裕
	住友電設(株)	東部本部 原価企画統括部 資材部	主席	上野 郷司
	住友電設(株)	西部本部 原価企画統括部 設計積算部	主席	松山 陽一
	大成温調(株)	設計本部積算部	課長	鈴木 英司
	大成温調(株)	設計本部積算部	主任	中野 秀樹
	(株)ダイテックソフトウェア	東京技術部	主任	郡 章
	(株)ダイテックソフトウェア	東京技術部		田中 亮介
	高砂熱学工業(株)	情報システム本部	主査	中嶋 規雅
	(株)竹中工務店	東京本店 生産調達部		鈴木 大樹
	(株)竹中工務店	東京本店 見積部		安田 昌司
	(株)竹中工務店	東京本店 設備技術部	課長代理	吉田 周蔵
	東急建設(株)	首都圏本部 コストセンター 設備第一グループ	グループリーダー	大塚 浩久
東光電気工事(株)	積算部 積算課	担当課長	安倍 朋美	
東光電気工事(株)	積算部積算課	担当課長	清水 敦郎	
東光電気工事(株)	事務管理部 システム運用課	担当課長	芳賀 和広	

	東洋熱工業(株)	技術統轄本部情報システム部 情報システム課	技師	辻谷 宣宏
	日本電設工業(株)	営業統括本部 技術部	主任	真田 一輝
	日本電気(株)	第二国内SI推進本部	マネージャー	有海 篤司
	(株)フジタ	東京支店設備部	主任	藤本 賢一郎
	富士通(株)	産業・流通ソリューション本部第 一製造ソリューション部		伊藤 健二
	(株)富士通ビジネスシステム	マーケティング本部 営業推進 統括部 ソリューション推進部	担当課長	猪股 洋二
	(株)富士通ビジネスシステム	アウトソーシングサービス 統括 部サービス部		岩村 俊毅
	三菱電機(株)	システム開発部	グループマネー ジャー	永島 敏秀
	三菱電機(株)	昇降機第一部 第二課		林 雅也
	三菱電機(株)	冷熱システム事業部 計画グル ープ		原田 進
	(株)雄電社	業務部 技術部 情報システム 課	課長	栗林 寛
	和田特機(株)	営業部	部長	浅野 和重
オブザーバ	因幡電機産業(株)	情報システム部オープンネット ワーク課	課長	森 佳一
	因幡電機産業(株)	電設事業部業務2 課	課長	恩田 仁志
	因幡電機産業(株)	電設本部営業企画課	課長	森 幹
	栗原工業(株)	東京本店営業部	次長(ソリューシ ョン担当)	小林 成嘉
	消防施設工事協会(ホーチ キ(株))	情報システム部情報管理課	課長	橋本 博幸
	消防施設工事協会(能美防 災(株))	営業統括室	課長	小林 邦夫
	全日本電設資材卸業協同 組合連合会(株北海道 佐々木商会)		代表取締役社長	津川 雅良
	東芝キャリア空調システム ズ(株)	CS 本部 CS 企画部	部長	金井 徹
	東芝キャリア空調システム ズ(株)	企画部	参事	佐野 敏夫
	東芝キャリア空調システム ズ(株)	営業技術部 CS 企画	参事	服部 孝博
	東芝ライテック(株)	電材照明社業務部 IS 企画担当		菊地 壮一
	東芝ライテック(株)	IS センターシステム第一担当		渡辺 哲夫
	(社)日本照明器具工業会	電子データ小委員会	副主査	菊地 壮一
	(社)日本照明器具工業会	事務局	業務部長	吉川 卓
	(社)日本配電盤工業会		技術第一部長	織田 利之
	(社)日本配電盤工業会		IT 活用担当部担 当部長	木賊 勝信
	松下電器産業(株)		課長代理	落海 和宏
	松下電器産業(株)	松下設備システム(株)本社 事業 展開推進グループ	グループマネー ジャー	北浦 告三
	松下電器産業(株)	松下エコシステムズ(株)住宅環 境事業部		宮本 琢司
	松下電工(株)	電材マーケティング本部電材商	主任	尾崎 孝次

		品営業企画部		
	松下電工(株)	電材マーケティング本部電材商品営業企画部	部長	湊脇 正孝
	三菱商事(株)	環境・開発プロジェクト本部 建設・設備ユニット(TOK/MH-L)	課長	鏑木 顕
	三菱商事(株)	開発建設・産業機械事業本部建設・設備ユニット		小山 周二
	三菱電機照明(株)	営業統括部 ライティングソフトセンター		岩浪 吉高
	リンナイ(株)	情報システム部	次長	川本 真史

12. 2. 6. 3 LiteS 開発委員会/LiteS 技術検討ワーキンググループ

区分	企業名	所属	役職	氏名
主査	(株)FBS		顧問	山下 純一
メンバー	安藤建設(株)	社長室情報企画部	課長	安保 篤康
	NECソフト(株)	製造ソリューション事業部 環境Eビジネスグループ	プロジェクトマネージャー	小山 昇
	NECソフト(株)	製造ソリューション事業部	リーダー	岩永 崇
	(株)NTTデータ	産業システム事業本部	コンサルティング担当 部長	山口 重樹
	(株)NTTデータ	第一法人ビジネス事業部	建設企画開発担当	千田 一樹
	大林組	情報ソリューション部技術系ソリューショングループ	副主査	伊達 政明
	(株)大林組	東京本社 東京建築事業部 工事企画部	情報グループ長	丹羽 克彦
	鹿島建設(株)	ITソリューション部生産システムグループ	グループ主事	中島 賢市
	(株)きんでん	技術本部技術統轄部 技術管理チーム	次長	井岡 良文
	(株)建設総合サービス	経営事業部	次長	中嶋 博史
	(株)コア・システムデザイン	第二システム開発部	部長	千野田 光夫
	五洋建設(株)	経営管理本部 IT推進部	部長	淵上 隆秀
	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	CIWEB 事業部 システム技術部	部長	村井 裕一
	シーイーエヌソリューションズ(株)	企画室	主任	横山 博則
	シーイーエヌソリューションズ(株)	ソリューション事業部 第1SIグループ	マネージャー	奥 秀義
	ジェコス(株)	システム部	部長	後藤 良秋
	ジェコス(株)	システム部	係長	床嶋 直樹
	清水建設(株)	建築事業本部調達総合センター 業務部電子調達・企画グループ	グループ長	山下 満洋
	清水建設(株)	情報システム部システム開発グループ	主査	高橋 郁雄
	大成温調(株)	営業管理部	部長	山中 隆
大成建設(株)	社長室情報企画部	課長	成瀬 亨	

(株)ダイテックソフトウェア	東京技術部	主任	郡 章
(株)ダイテックソフトウェア	東京技術部		田中 亮介
(株)竹中工務店	インフォメーションマネジメントセンター	課長	由井 俊次
東芝ソリューション(株)	ソリューション第一事業部産業ソリューション部産業システム担当	主任	井部 大嗣
戸田建設(株)	生産技術開発部技術情報課	課長	野村 義清
戸田建設(株)	情報システム室		田中 春彦
(株)二葉積算	本社開発部	次長	橋本 美一
日本電気(株)	第二国内SI推進本部	マネージャー	有海 篤司
富士通(株)	産業・流通ソリューション本部第一製造ソリューション部		伊藤 健二
(株)富士通ビジネスシステム	アウトソーシングサービス 統括部サービス部		岩村 俊毅
前田建設工業(株)	情報システムサービスカンパニー	専任部長	児山 満
前田建設工業(株)	情報システムサービスカンパニー	副部長	嶋田 孝司
丸藤シートパイル(株)	情報システム部業務電算グループ	グループ長	鈴木 健治
(株)雄電社	業務部 技術部 情報システム課	課長	栗林 寛
(株)リコー	販売事業本部ソリューション計画センターソリューション企画室ソリューション企画グループ	主席係長	小川 雅也
和田特機(株)	営業部	部長	浅野 和重

12. 2. 7 調査技術委員会

区分	企業名	所属	役職	氏名
委員長	清水建設(株)	情報システム部システム開発グループ	グループ長	高橋 康行
副委員長	三機工業(株)	業務本部情報システム部	部長	青木 伸一
委員	青木あすなろ建設(株)	技術本部 建築統括部	担当課長	竹澤 一秀
	(株)朝日工業社	情報システム室	室長	船戸 守
	(株)大林組	東京本社 IT 戦略企画室	新規 IT 事業グループ長	福士 正洋
	鹿島建設(株)	IT ソリューション部 企画管理グループ	グループ長	渡邊 克彦
	(株)かねこ		代表取締役社長	金子 靖
	技建工務(株)		代表取締役	佐藤 健一
	五洋建設(株)	経営管理本部 IT推進部	部長	淵上 隆秀
	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	CIWEB 事業部 システム技術部	部長	村井 裕一
	(株)サンテック	技術管理部 積算グループ	グループマネージャー	栗尾 紳司
	シーイーエヌソリューションズ(株)	企画室	主任	横山 博則
	(株)シーエスエー	システム開発部	取締役部長	磯田 純人
	新菱冷熱工業(株)	管理部情報担当		堀 正裕
	住友電設(株)	情報システム部	課長	山本 拓央
	(社)全国建設業協会	事業第一部	部長	橋本 憲夫
	大成建設(株)	社長室 情報企画部	次長	横田 保秀
	大成建設(株)	建築本部 建築部 C&N 担当	課長代理	中谷 晃治
	(株)ダイテックソフトウェア	東京技術部	主任	郡 章
	(株)ダイテックソフトウェア	東京技術部		田中 亮介
	東急建設(株)	事業管理部		矢代 彰紀
	戸田建設(株)	建築購買課		鈴木 晃
	西松建設(株)	情報システム部情報システム課	係長	山口 誠
	(株)山下設計	情報管理部	主管	石井 主富
	日本電気(株)	第二国内SI推進本部	マネージャー	有海 篤司
	日本電気(株)	第二製造業ソリューション事業部 ソリューション推進部	マネージャー	板倉 公一
	(株)間組	企画部 情報システム室	主任	府川 雄大
	(株)ビーイング	開発部	係長	横内 豊
和田特機(株)	営業部	部長	浅野 和重	
オブザーバ	国土交通省	総合政策局建設業課 入札制度企画指導室	課長補佐	大辻 統
	国土交通省	総合政策局建設業課	構造改善係長	前川 健

12. 2. 8 広報委員会

区分	企業名	所属	役職	氏名
委員長	大成建設(株)	社長室 情報企画部	担当部長	澤田 憲一
副委員長	日本電気(株)	第二国内SI推進本部	マネージャー	有海 篤司
	富士通(株)	産業ビジネス本部システム事業部		倉持 秀和
委員	(株)大林組	情報ネットワーク部	PC基盤サービスグループ長	中尾 通夫
	(株)コア・システムデザイン		代表取締役	瀬瀬 博司
	(株)コスモ・ソフト		取締役部長	飯田 浩美
	全日本電気工事業工業組合連合会		事務局長	丸井 保穂
	富士通(株)	産業第一統括営業部第二営業部	担当課長	野口 勝史
	和田特機(株)	営業部	部長	浅野 和重
オブザーバ	国土交通省	総合政策局建設業課	構造改善係長	前川 健

12. 2. 9 事務局

区分	企業名	所属・役職	氏名
事務局	(財)建設業振興基金	専務理事	角地 徳久
		建設産業情報化推進センター 担当理事	大坂 光弘
		建設産業情報化推進センター 部長	押川 太典
		建設産業情報化推進センター 特別専門役	星野 隆一
		建設産業情報化推進センター 調査役	岡田 睦夫
		建設産業情報化推進センター 調査役	帆足 弘治
		建設産業情報化推進センター 調査役	中緒 陽一
		建設産業情報化推進センター 主事	鮫島 りえ
	(株)三菱総合研究所	公共ソリューション事業本部 公共・公益ソリューショングループ 主任研究員	伊藤 芳彦
		情報通信技術研究本部 ICタグ事業推進グループ 主任研究員	関口 和洋
		情報通信技術研究本部 次世代社会基盤研究グループ 主任研究員	林 典之
		情報通信技術研究本部 ICタグ事業推進グループ 研究員	瀬楽 丈夫

1 3 . 参 考 资 料

13.1 建設業における電子計算機の連携利用に関する指針

■建設省告示第 2101 号

情報処理の促進に関する法律（昭和 45 年法律第 90 号）第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、建設業における電子計算機の連携利用に関する指針を定めたので、次のとおり告示する。

平成 3 年 12 月 21 日

建設大臣 山 崎 拓

建設業における電子計算機の連携利用に関する指針

我が国建設業は、これまでそれぞれの事業者において、電子計算機の利用による情報処理を進め、業務の効率化を図ってきた。その結果、大規模な事業者においては、経理、財務管理等の業務について電子計算機の利用が進んでおり、さらに、建設工事の受発注、施工管理等の業務についても電子計算機の利用が進んでいるところである。また、中小規模の事業者においても、近年の情報機器の低コスト化、ソフトウェアの流通量の飛躍的増大、取引先関連企業の情報化の進展等に伴い、情報処理に関する電子計算機の利用が積極的に進められている。

一方、個々の企業ごとに独自の企業間オンラインシステムの構築が進められると、各システムの互換性の欠如により、取引相手側における複数の端末機の設置による重複投資、事務処理の複雑化等の問題が生じるおそれがある。建設業における生産システムは、総合工事業者、専門工事業者等の分業関係により形成されているものであることから、今後は個々の企業内にとどまらず、業界全体を網羅する情報処理システムの構築を進めていくことが重要である。

こうした観点から、(財)建設経済研究所に設置された建設産業情報ネットワーク（C I - N E T）研究会において、情報ネットワークの構築、利用及び普及について検討を行い、その結果、企業間の情報交換のオンライン化の前提となるビジネスプロトコル及び伝送手順の標準化等様々な課題が明らかになったところであり、これを受けて(財)建設業振興基金を事務局とする建設産業情報ネットワーク（C I - N E T）推進協議会において検討が行われているところである。

今後、これらの課題を克服しつつ、事業者間で連携した電子計算機の効率的かつ高度な利用を実現することは、建設業全体の一層の高度化のための基盤を提供するものであるとともに、建設関連産業全体の健全な発展に資するものである。この指針は、以上の認識に基づき、建設業における電子計算機の効率的利用を図るため、電子計算機利用高度化計画を勘案し、事業者が連携して行う電子計算機の利用の態様、その実施の方法及びその実施に当たって配慮すべき事項を示すものである。

一 事業者が連携して行う電子計算機の利用の態様

メッセージフォーマット、当該フォーマットに記載される項目コード等のビジネスプロトコル及び伝送手順を標準化し、これを用いた「磁気媒体（磁気テープ等）交換方式」又は「企業間オンライン方式（個別企業間交換方式又は蓄積交換方式）」による総合工事業者、専門工事業者等の間の取引データ交換システム

二 実施の方法

(一) ビジネスプロトコルの標準化とその積極的採用

次に掲げるビジネスプロトコルについて標準化を検討し、その有効性につき業界内での合意形成を図り、現行処理との整合性に配慮しつつ、発注から決済に至るオンラインデータ交換の実現に努めること。

特に、各事業者においては、外部接続インターフェイスに、業界標準ビジネスプロトコルを積極的に採用するよう努めること。

① 取引データの交換に使われるすべてのデータ項目に関して、名称、内容、桁数、属

性等を定めた定義集（データエレメントディレクトリー）及びデータコード表

- ② 取引データの交換に使われるデータ項目のうち、見積り、注文、請求、支払等の業務単位ごとに交換されるデータ項目のリスト（標準メッセージ）
- ③ 標準メッセージから必要な項目だけを抜き出して、実際に交換するメッセージを組み立てるための構文規則（シンタックスルール）

（二）業界推奨伝送手順の設定

各種の情報をオンライン交換するために、OSI（開放型システム間相互接続）導入の動きを十分踏まえつつ、建設業に最適な伝送手順を業界標準として設定し、その普及に努めること。

（三）オンライン取引に対応した標準的業務運用規約の確立

オンライン取引開始に伴う帳票、オンライン併用のデータ交換による運用の複雑化、各社別固有ルールによる運用の複雑化及び各種トラブル等を防止し、省力化を図るため、標準的業務運用規約を確立するよう努めること。

（四）実施体制の整備

以上の各項目を実施するため、（財）建設業振興基金を中心に建設業界としての実施体制を整備し、電子計算機の連携利用の効率的促進に努めること。

三 実施に当たって配慮すべき事項

（一）中小企業への配慮

建設業は、大規模な事業者から小規模の事業者まで様々な規模の事業者から構成されており、各事業者が有する電子計算機システム、資金的能力、人的能力等にはかなりの差異がある。したがって、ビジネスプロトコルの標準化、企業間システムのオンライン化等に際して、中小規模の事業者の負担が過大にならないよう十分配慮すること。

（二）セキュリティの確保

企業間システムのオンライン化等により、システムダウン、不正介入等の危険にさらされる可能性やその影響の及ぶ範囲が増大する可能性がある。これらに対処するため、安全性、信頼性の高い電子計算機システムの設置や運用面での配慮等セキュリティの確保を図ること。

（三）他業界への配慮

建設業は、取引を通じて関係する業界が多岐にわたっている。したがって、建設業における電子計算機の連携利用は、単に建設業界内にとどまらず、取引関係にある他の業界にまでも波及する可能性が大きいことを十分に考慮しつつ、その基盤となる業界標準化を進めること。

（四）業界標準ビジネスプロトコルの公開

関連規約を含む建設業の業界標準ビジネスプロトコルは、建設業界内にとどまらず、産業界全体の資産となることが望ましい。したがって、その内容は、積極的に公開されるべきである。このため、業界として必要に応じて説明会等を実施し、広く普及に努めること。

13.2 建設産業構造改善推進プログラム 2004（抜粋）

建設産業構造改善推進プログラム 2004 —公正・透明で競争性の高い市場を目指して—〔国土交通省総合政策局：平成 16 年 6 月公表〕

建設産業構造改善推進プログラム 2004 について

建設産業構造改善推進プログラム 2004

I 基本的考え方

II 重点課題と事業の概要

1. 不良・不適格業者の排除の徹底…省略
2. 入札契約の適正化の徹底…省略
3. 建設生産システムにおける合理化の推進…省略
4. 生産性の向上及び経営革新の推進

○現状と課題

過剰供給構造の中、企業間の競争が激化、建設業者の収益力が低下する一方で、依然として、重層的な下請構造の下での重複した無駄な作業が原因であるコスト高が生産性を損なっている。

そのため、ITの活用等により経営基盤の強化・経営の効率化を図るとともに、過剰供給構造の是正を図る観点から、企業間連携や新分野進出を促進することが必要である。また、品質を確保することを通じて消費者の信頼を確保する観点からも、瑕疵保証、品質保証等についての取組みが必要である。

○目標

中小・中堅建設業者を含む建設業界全体で建設生産の各過程におけるIT化を推進することにより、建設業界におけるコスト削減と生産性の向上を促進する。

また、資機材調達の共同化など将来的に企業組織・資本の統合につながる可能性の高い企業間連携や農業、福祉、環境ビジネス等への新分野への進出など、中小・中堅建設業の経営基盤の強化に資する経営革新の取組みを促進し、過剰供給構造の是正につなげる。

さらに、公共工事における品質確保の強化を行う観点から、新たな保証制度の検討を進める。

○推進事業

(1) ITの活用による経営の効率化の促進

① 建設産業におけるITの活用の推進

建設産業においてITによる経営・施工の高度化を図るため、企業間の電子データ交換のための規格の標準化を推進し、業界が自発的にITの活用を進めていくことができる環境整備を図る。さらに、ITを活用した水平分業型施工体制や厳密な工事コスト管理など、新たなビジネスモデルについて検討するとともに、中小・中堅建設業者でも利用可能なシステム環境の構築を促進する。

② CI-NET及びC-CADECの普及促進

建設業界における企業間の電子データ交換のための標準的な規格であるCI-NETについて、インターネットを利用した簡易ツール(CI-NET LiteS)の導入促進など幅広い普及を図るとともに、C-CADECにおいて策定したCADデータ等の交換標準などについても普及を促進する。

③ CALS/ECの対応支援

早期にCALS/ECの対応が可能となるよう、各建設業者団体において実施されるCALS/ECの導入のための環境整備について積極的な支援を行う。

(2) 企業間連携・新分野進出など経営革新に対する支援…省略

(3) 瑕疵保証・品質保証一性能表示等の環境整備…省略

5. 優秀な人材の確保・育成と安全対策等の環境整備

(以下省略)

13.3 企業識別コード

13.3.1 企業識別コード登録料

平成 18 年 3 月末現在の企業識別コードの新規登録、更新（3 年毎）等に係わる費用は次のとおりです。

(消費税込)

会員区分	資本金額	新規登録料	更新登録料
建設産業情報化推進 センター 会員	1 億円を超える企業	33,600 円	33,600 円
	1 億円以下の企業	16,800 円	16,800 円
建設産業情報化推進 センター 非会員	1 億円を超える企業	42,000 円	42,000 円
	1 億円以下の企業	21,000 円	21,000 円

※ 新規登録（初回のみ）非会員も会員価格にて対応している。

13.3.2 CI-NET 利用の企業識別コード登録企業数(平成18年3月末現在)

CI-NET 利用の EDI を実施するためには企業識別コードが必須であるが、平成 18 年 3 月末時点で CI-NET 利用の企業識別コードの有効な件数は、6,967 件となっている。

なお、CI-NET 利用の企業識別コードの一覧は、下記 URL を参照いただきたい。

URL : <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/comrcode.html>

(No.)

CI-NET建設資機材コード専用 改善要求書 (CHANGE REQUEST)

※E-mail 等で送付の場合、項目を全て網羅していれば本様式を使用しなくても可

発信者記入欄		事務局記入欄	
発 信 日	年 月 日	受 信 日	年 月 日
会 社 名		事務局処理記入欄	
企業識別コード			
部 署 名			
担当者名			
TEL:			
連 絡 先			
FAX:			
件 名			
改善要求内容【既存資料(JIS 規格書など)のコピーを添付することにより代用可】			

(1)区分 (該当するものにチェック) <input type="checkbox"/> コード追加 <input type="checkbox"/> コード変更 <input type="checkbox"/> コード削除			

(2)資機材の分類 (CI-NET コードの大分類・中分類で該当する分類)			

(3)資機材の概要と用途			

(4)資機材のスペック書式と単位 (必要であれば)【例：長さ(m)、本数(本)】			

(5)要求理由			

(6)その他特記事項			

13.5 EDI データの保存について

今年度、実用化推進委員会 調達・出来高 WG で検討した内容について以下に示す。なお、本資料に関しては、WGメンバー企業の法務部門あるいは税務担当の専門家による評価は充分に行われていないため、あくまで参考レベルの資料としてご判断いただきたい。

資料表題：EDI データの保存について

資料副題：『正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程』
(電子帳簿保存法 施行規則第 8 条 1 項 二号の規程 参考例) (案)

(1) 本資料の扱い

① 本資料の主な対象者

本資料は建設業界の EDI 標準である CI-NET を用いて、建設工事に係る見積業務や注文・注文請け業務、出来高・請求業務等を実施する受発注者で、その取引情報を電磁的記録として保存する事業者を対象としている。

また、本資料では国税関係書類(契約書＝注文・注文請けデータ等)の保存義務に関する代表的な法令として法人税法を取り上げているが、他の国税関係法令や商法、建設業法等においても同様の措置が取り決められているため、これらの法規を遵守することが求められる。

② 本資料の扱いについて

本資料は電子帳簿保存法及び電子帳簿保存法 施行規則(通達含む)の一部について、一般的な考え方を示したうえで、電子帳簿保存法 施行規則第 8 条 第 1 項に記載されている『正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理規程』の参考例を提示することを主たる目的としている。また、本資料の後段(「(5)参考」)では、電子取引の取引情報を書面に出力して保存する場合や ASP の保管サービスを利用する際の留意事項等を記載しているが、これらの記述を含め、本資料に記載する一般事項を個別企業毎に異なる業務実態に当てはめた場合、その有効性を確保することは難しいように思われる。

国税関係の帳簿書類を適正に保存するということは、保存義務者である企業にとって重要な事項であるため、何をどのように保存するかについては各企業の責任において判断することが求められている。なおその判断が有効であるか否かについては自社内だけの検討では明確にできない場合があるため、所轄の税務署や国税局の確認をとるなどの措置が必要である。

(2) 電子帳簿保存法とは

電子帳簿保存法(法の名称は、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」であるが、本資料では「電子帳簿保存法」あるいは「法」と記載)は、平成 10 年 3 月に制定され、翌年 7 月から施行されている。

法人税法や所得税法等のいわゆる国税関係法令では、国税関係書類の保存形態や保存年数について規定しているが、電子帳簿保存法は法の名称からも分かるとおり、電磁的記録による保存の“特例”を定めたものである。例えば法人税法では総勘定元帳や仕訳帳、決算書類や契約書、請求書等の国税関係書類について、原則、納税地に7年間、紙の状態での保存が規定¹されているが、この電子帳簿保存法が制定されたことにより、法の要件にしたがって所轄の税務署長に申請しそれが認められれば、これまでの紙による保存に代え電子的な保存が可能となり、保存に掛かるコストの低減等が実現されるようになった。

以下簡単に電子帳簿保存法について解説する。

先ほどの繰り返しになるが、電子帳簿保存法の第1条には法の趣旨が記載されており、そこには以下の内容が記されている。

『情報化社会に対応し、納税者の国税関係帳簿書類の保存に係る負担を軽減するため、所得税法や法人税法等の国税関係法令で規定する国税関係帳簿書類の保存方法等についての“特例”を定めるもの』

すなわち、これまでは国税関係の帳簿書類は原則“紙”による保存が義務づけられていたが、社会全体の情報化の進展を背景として、納税者の保存に要するコストを削減するため、一定の要件のもと、国税関係帳簿書類を電磁的記録(あるいはマイクロフィルム)による保存が認められるに至ったことを示している。

●電子帳簿保存法

(趣旨)

第一条 この法律は、情報化社会に対応し、国税の納税義務の適正な履行を確保しつつ納税者等の国税関係帳簿書類の保存に係る負担を軽減する等のため、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等について、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他の国税に関する法律の特例を定めるものとする。

なお、同法では国税関係帳簿書類の保存要件について主に第4条、第5条で規定しているほか、第10条において電子取引の取引情報に関する保存要件を規定している(CI-NETによるEDI取引も法第10条に該当する)。

また、平成16年の改正により法第11条(他の国税に関する法律の規定の適用)が追加され翌年4月より施行されているが、その内容は、電子データ等の保存に関する罰則規定となっている。

- 第4条「国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等」
- 第5条「国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等」
- 第10条「電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存」
- 第11条「他の国税に関する法律の規定の適用」

¹ 法人税法では6～7年目はマイクロフィルムでの保存も許容している

本資料においては、第4条及び第5条について概説し、CI-NET等のEDI取引に関する電子データの保存要件である法第10条及び第10条の保存要件を具体的に規定する電子帳簿保存法 施行規則第8条について解説する。

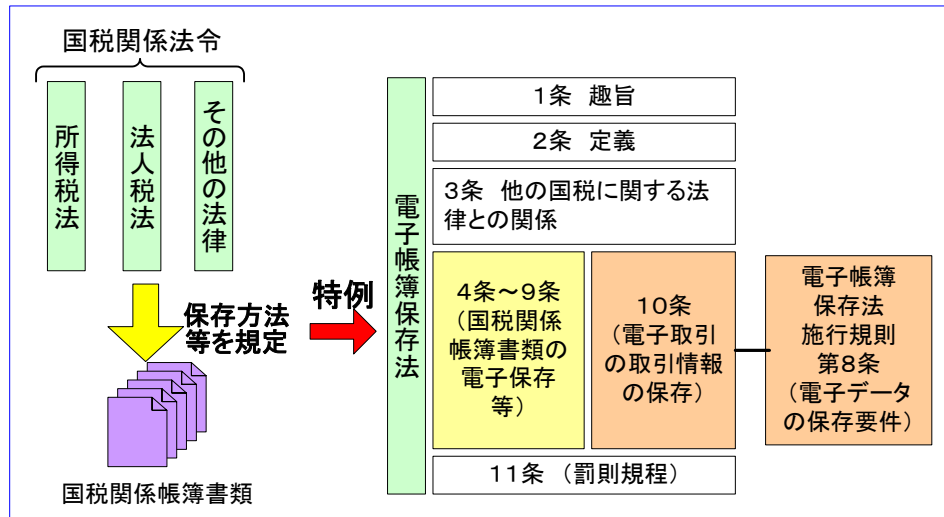


図1 国税関係法令と電子帳簿保存法の関係及び帳簿法の全体構成

① 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存

法第4条(電磁的記録による保存)及び第5条(マイクロフィルムによる保存)について

1) 国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存要件(法 第4条)

第4条では、国税関係帳簿書類の保存義務者は、以下の帳簿、書類の全部または一部について、所轄の税務署長の承認を受けた時は、その帳簿、書類の備え付け及び保存をもって国税関係帳簿書類の備え付けや保存に代えることができると規定している。

第1項: 国税関係帳簿(自己が電子計算機で作成した、仕訳帳や総勘定元帳などの帳簿)

第2項: 国税関係書類(自己が電子計算機で作成した、損益計算書や貸借対照表などの決算関係書類)

第3項: 国税関係書類(原本が紙のものも一定の要件の下でスキャナ保存が認められており、保存対象は、国税関係帳簿書類の内、帳簿・決算関係書類及び3万円以上の契約書・領収書やこれらの写しを除くものと決められている。具体的には、3万円未満の契約書、領収書のほか請求書、納品書、見積書、注文書等及びこれらの写しが該当する。)²

すなわち、これまで紙に出力して保存していた仕訳帳等の帳簿や書類を電磁的記録(ハードディスクやMO、CD-ROM等)に代えて備え付けることや、保存することが可能になったことを意味して

² 電子帳簿保存法 施行規則 第3条で規定(詳細は「5. 関係法令等 B. 電子帳簿保存法 施行規則」を参照のこと)

いる。ただしこのような措置(便益)を受けるためには、所轄の税務署長に事前(3ヶ月前まで)に申請し、承認を受ける必要がある。また、その保存要件等は電子帳簿保存法のほか同法 施行規則等で定められており、1項および2項については、自己(保存義務者および会計事務所等に委託している場合は委託先も含む)が最初の記録段階から一貫してコンピュータを使用し作成したデータであることが必要である。また、データの検索機能や訂正・加除の履歴が分かる等の仕組みも求められている。

なお、3項の措置は平成16年12月の改正(17年4月施行)を受け、追加されたものであるが、取引の相手から受け取った請求書や注文書などの紙についても、一定の要件のもとスキャナ保存することが認められている。

●電子帳簿保存法

(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)

第四条 保存義務者は、**国税関係帳簿**の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、納税地等の所轄税務署長(財務省令で定める場合にあつては、納税地等の所轄税関長。以下「所轄税務署長等」という。)の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該承認を受けた国税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 保存義務者は、**国税関係書類**の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該承認を受けた国税関係書類の保存に代えることができる。

3 前項に規定するもののほか、保存義務者は、**国税関係書類(財務省令で定めるものを除く。)**の全部又は一部について、当該国税関係書類に記載されている事項を財務省令で定める装置により電磁的記録に記録する場合であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該承認を受けた国税関係書類の保存に代えることができる。

2) 国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存要件(法 第5条)

電子帳簿保存法第4条第1項および第2項で対象とする電子データについて、その保存を電磁的記録ではなく、COM(Computer Output Microfilm:コンピュータにより出力されるマイクロフィルム)に保存する場合を規定している。保存要件は、第4条の保存要件に加え、マイクロフィルムの保存に関する書類の備え付けなどが求められている。

なお、法第6条から9条は、上記の4条および5条で規定する保存について、「承認の申請」や「承認に係る変更」あるいは「承認の取消し」等を規定しているものである。具体的な内容については「5. 関係法令等 A. 電子帳簿保存法、B. 電子帳簿保存法 施行規則」を確認のこと。

参考:電子帳簿保存法の改正について

平成16年2月6日に、政府(IT戦略本部)は、「e-Japan 戦略II 加速化パッケージ」を発表している。この中の「4. IT 規制改革の推進」として、財務関係書類、税務関係書類等の文書・帳票のうち、電子的な保存が認められていないものについて、近年の情報技術の進展等を踏まえ、文書・帳票の内容、性格に応じた真実性・可視性等を確保しつつ、原則としてこれらの文書・帳票の電子保存が可能となるようにすることを、統一的な法律(通称「e-文書法」)の制定等により行うこととする『e-文書イニシアティブ』を公表し、平成16年11月に「e-文書法」が国会で可決され、平成17年4月1日より施行されることとなる。

② 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存(法 第 10 条)

法第 4 条及び第 5 条の適用は、電磁的記録あるいはマイクロフィルムによる保存を希望する事業者が、所轄の税務署長に申請し、認められることにより初めてその便益を受けるというものであるが、法第 10 条は EDI 取引に代表される電子取引の場合を対象としており、EDI 等の電子取引を実施する事業者全てが対象となる。その内容は電子取引の取引情報(注文データや請求データ等)を電磁的記録、即ち CD-ROM やハードディスク等に保存しなければならないと規定しているものである。ただし、電磁的記録への保存に代えて、取引情報を出力した書面やマイクロフィルムを保存することも許容されている。

なお、この 10 条の場合には税務署長への申請は必要ない。また、電磁的記録の保存に関する具体的な要件は、電子帳簿保存法 施行規則第 8 条に規定されている。

●電子帳簿保存法

(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)

第十条 所得税(源泉徴収に係る所得税を除く。)及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。ただし、財務省令で定めるところにより、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合は、この限りでない。

(3) 電子取引の場合の電子データ保存の要件について〔電子帳簿保存法 施行規則第 8 条〕

前述のとおり、EDI 等の電子取引の場合、その取引情報を電磁的記録として保存しなければならないが、その具体的な要件は電子帳簿保存法 施行規則 第 8 条に定められている。

電子帳簿保存法の第 10 条で規定している EDI 等の電子取引を実施する者は、法人税法を例にとれば、その電子取引の取引情報(注文データや請求データ等)を原則、納税地(次ページ条文中の①部分)に 7 年間(同②部分)保存しなければならない。また次の 3 点の要件を満たす必要がある。

- 見読性の確保・・・取引情報を保存している場所にコンピュータやディスプレイ、プリンタを備え付け、ディスプレイに映し出すことや、プリンタでその内容を速やか

に出力するような「見読性」を確保する必要がある(同③部分)。

●システム概要書の

備え付け……………上記のコンピュータには当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの概要を記載した書類も合わせて備え付ける必要がある(同④部分)。

●検索機能の確保・保存している取引情報について、取引年月日や取引金額等で検索する機能が求められている(同⑤部分)。

いくつかの要件を記述したが、ここに記載した要件は EDI 取引等の電子取引をした場合の電磁的な記録の保存に関する前提条件となっており、これらの要件を満たしたうえで、以下の一号、二号のいずれかの措置を講ずることが求められている。

一 当該取引情報の授受後遅滞なく、当該電磁的記録の記録事項に電子署名を行い、かつ、当該電子署名が行われている電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すこと。

二 当該電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿った運用を行い、当該電磁的記録の保存に併せて当該規程の備付けを行うこと。

一号の措置は、取引先から EDI データ(注文データや請求データ等)を受け取った後、速やかにタイムスタンプ付きの電子署名を付け保存することを意味している。電子署名とは主に電子データの否認防止、偽造・改竄の防止のために用いられるもので、書面の場合での印影やサインに該当するものである。また電子署名の中にタイムスタンプを付けることにより、取引先から受領した EDI データの日付に対して信頼性を確保する意味がある。

また二号の措置は、電子取引の取引情報の保存について、社内規程として「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」を定め、その規程にそった運用を行うこと、更に保存するデータと共にその規程を備え付けることを求めている。この二号の措置は、『事務処理規程』によって電子取引の取引情報に係る電磁的記録の真実性を確保することを目的としたものである。

●電子帳簿保存法 施行規則

(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)

第八条 法第十条 に規定する保存義務者は、電子取引を行った場合には、次項又は第三項に定めるところにより同条 ただし書の書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合を除き、当該電子取引の取引情報(法第二条第六号 に規定する取引情報をいう。)に係る電磁的記録を、①当該取引情報の受領が書面により行われたとした場合又は当該取引情報の送付が書面により行われその写しが作成されたとした場合に、国税に関する法律の規定により、当該書面を保存すべきこととなる場所に、②当該書面を保存すべきこととなる期間、次の各号に掲げるいずれかの措置を行い、③第三条第一項第四号及び④第五項第五号において準用する同条第一項第三号(同号イに係る部分に限る。)及び⑤第五号に掲げる要件に従って保存しなければならない。

一 当該取引情報の授受後遅滞なく、当該電磁的記録の記録事項に電子署名を行い、かつ、当該電子署名が行われている電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すこと。

二 当該電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿った運用を行い、当該電磁的記録の保存に併せて当該規程の備付けを行うこと。

2 法第十条 ただし書の規定により同条 ただし書の書面の保存をする保存義務者は、当該書面を、前項に規定する場所に、同項に規定する期間、整理して保存しなければならない。この場合においては、当該書面は、整然とした形式及び明りょうな状態で出力しなければならない。

3 法第十条 ただし書の規定により同条 ただし書の電子計算機出力マイクロフィルムの保存をする保存義務者は、当該電子計算機出力マイクロフィルムを、第一項に規定する場所に、同項に規定する期間、第四条第二項において準用する同条第一項第一号(同号ロに係る部分に限る。)から第四号までに掲げる要件に従って保存しなければならない。

注) “①”等の文字及び下線は解説の便宜上追加したもの

電子帳簿保存法 施行規則 第8条 第2項については、電子取引の取引情報を書面に出力して保存する場合について規定している。本資料は EDI 等の電子取引の取引情報を電子データとして保存する場合を想定しているが、何らかの理由により紙による保存を実施する場合もあり得るため、書面に出力して保存する場合の対応についても「(5)参考 ②電子取引の取引情報に係る電磁的記録を書面に出力し保存する場合の対応」に記載している。

また、施行規則第8条第3項は、マイクロフィルムに保存する場合について規定しているものであるが、建設業界においてはマイクロフィルムに保存するニーズは低いと思われるため、説明は省略する。

(4) 『正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程』について

前述のとおり、電子帳簿保存法 施行規則 第8条 第1項においては、見読性の確保や検索機能等を確保したうえで、一号ないし二号のいずれかの措置をとることが求められているが、本資料では二号の『事務処理規程』についての参考例を次ページ以降に示す。なお、国税庁が Web に公開している通達の趣旨説明(解説)では、二号の規程は以下の区分に分かれている。

- 自らの規程のみによって防止する場合
 - ・データの訂正削除を原則禁止
 - ・業務処理上の都合により、データを訂正又は削除する場合(例えば、取引相手方からの依頼により、入力漏れとなった取引年月日を追記する等)の事務処理手続(訂正削除日、訂正削除理由、訂正削除内容、処理担当者の氏名の記録及び保存)
 - ・データ管理責任者及び処理責任者の明確化

- 取引相手との契約によって防止する場合
 - ・取引相手とデータ訂正等の防止に関する条項を含む契約を行うこと。

参考資料／EDI データの保存

- ・事前に上記契約を行うこと。
- ・電子取引の種類を問わないこと。

「自らの規程のみによって防止する場合」とは、EDI 取引等の取引情報を電子的に保存する企業が、そのデータの訂正及び削除に関して社内規程等により取り決める場合である。

■ EDI データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程(参考例)

第1条 CI-NET による EDI により、相手方から提供された取引関係情報および相手方に提供した取引関係情報のうち、第2条で規定するメッセージについては、必要とされる期間 [※具体的な期間 (〇年〇月) を記載する]、決められた場所 [※具体的なサーバー名等を記載する] に保存しなければならない。

第2条 保存する取引関係情報は以下の通りとする。

- ・設備見積回答メッセージ
- ・購買見積回答メッセージ
- ・確定注文メッセージ
- ・注文請けメッセージ
- ・
- ・

第3条 保存する取引関係情報の記載内容を訂正あるいは削除することは、原則禁止する。

第4条 業務処理上の都合により、保存する取引関係情報の内容を訂正または削除する場合、以下の内容を記載した『CI-NET 取引関係情報 訂正・削除の申請書 (別紙1)』を第5条で規定する管理責任者 [※処理責任者のほか、別途定める場合もあり得る] に提出すること。

- ①申請日、②取引件名、③発注者コード、④発注者名、⑤受注者コード、⑥受注者名
- ⑦帳票ナンバー、⑧参照帳票ナンバー、⑨訂正・削除日、⑩訂正・削除内容、
- ⑪訂正・削除理由、⑫処理担当者氏名

第5条 保存する取引関係情報の管理責任者および処理責任者は以下の通りとする。

- ・管理責任者：[〇〇部〇〇課 課長 〇〇〇〇]
- ・処理責任者：[〇〇部〇〇課 係長 〇〇〇〇]

※「CI-NET による EDI」や「取引関係情報」といった言葉の定義については、省略している。
必要があれば明文化していただきたい。

(別紙1)

『CI-NET 取引関係情報 訂正・削除の申請書』

管理責任者 (〇〇部〇〇課 課長 〇〇〇〇) 殿

処理担当者： _____

平成 年 月 日

訂正・削除の区分：訂正・削除 (該当するものを丸で囲む)

取引件名： _____

発注者コード： _____ 発注者名： _____

受注者コード： _____ 受注者名： _____

帳票ナンバー： _____ 参照帳票ナンバー _____

訂正・削除日：平成 年 月 日 _____

訂正・削除の内容： _____

訂正・削除の理由： _____

(5)参考

① CI-NET 実施に係る取引情報の保存について

CI-NET による EDI を開始した事業者が電子帳簿保存法 第 10 条の規定にそって電子取引の取引情報を保存する場合の考え方を下図のとおり整理している。ただし、便宜上説明を簡略化していますので、詳細については本資料の解説部分や関係法令等について理解しておく必要がある。

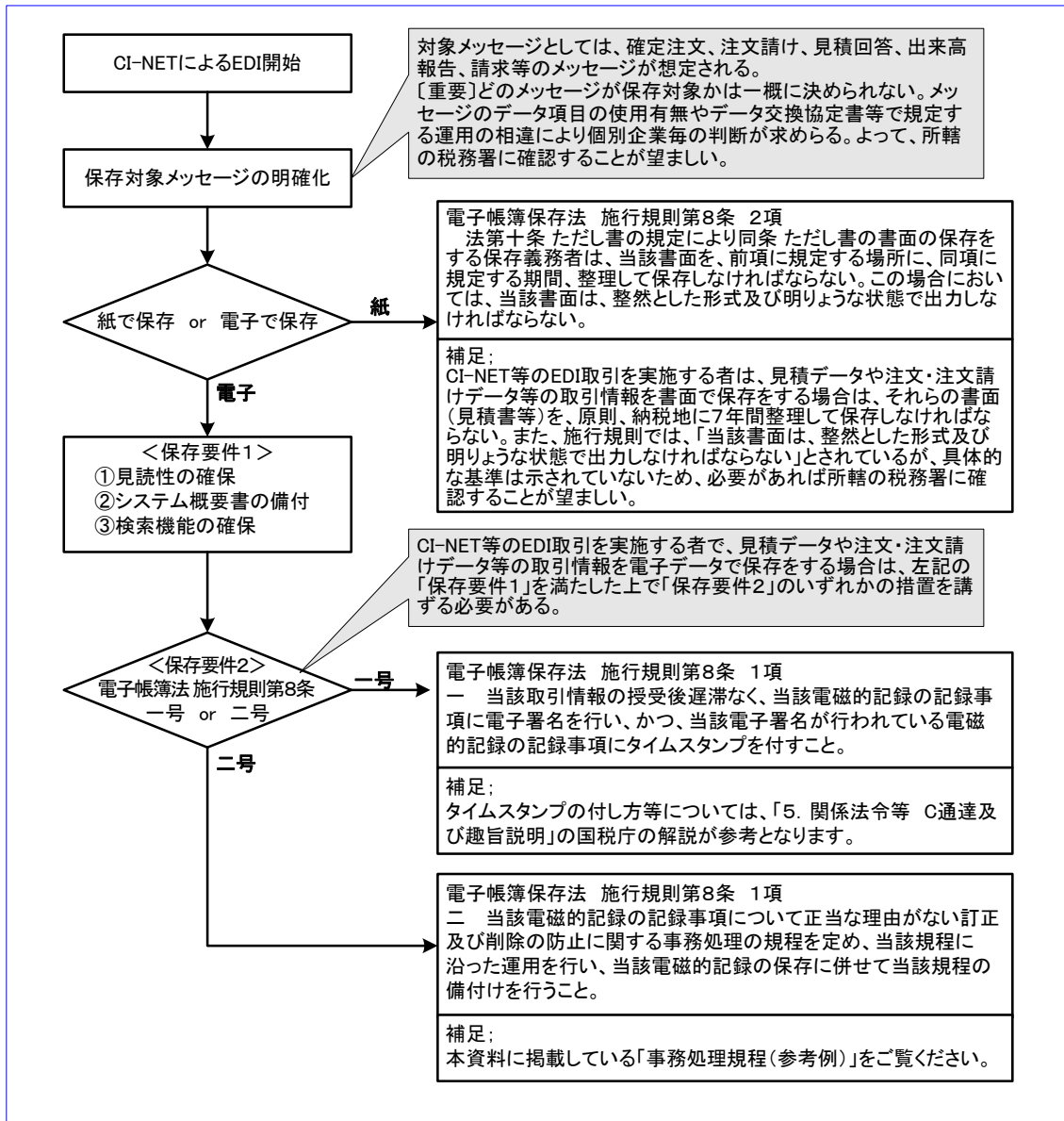


図2 電子取引の取引情報の保存について

② 電子取引の取引情報に係る電磁的記録を書面に出力し保存する場合の対応

CI-NET 等の電子取引に関しては、取引情報を電磁的記録として保存する必要があるが、電磁的記録を出力した書面又はマイクロフィルムを保存することも許容されている。(電子帳簿保存法 第 10 条)

ここでは取引情報を書面に出力し保存する場合の対応について記載する。電子帳簿保存法 施行規則第 8 条 第 2 項においては、書面で保存する場合の要件が記載されているが、そこには「当該書面を、前項に規定する場所に、同項に規定する期間、整理して保存しなければならない。この場合においては、当該書面は、整然とした形式及び明りょうな状態で出力しなければならない。」と記載されている。「前項に規定する場所に、同項に規定する期間」とは、法人税の場合であれば、納税地に 7 年間保存することを意味している。「整理して」については、時系列順に綴ること等の規則性や検索性が求められているように思えるが、具体的な記述はなされていない。同様に「整然とした形式及び明りょうな状態」についても明確な基準が示されていないため、所轄の税務署や国税局に確認することが望ましいように思われる。

●電子帳簿保存法 施行規則

(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)

第8条

<第1項 省略>

2 法第十条 ただし書の規定により同条 ただし書の書面の保存をする保存義務者は、当該書面を、前項に規定する場所に、同項に規定する期間、整理して保存しなければならない。この場合においては、当該書面は、整然とした形式及び明りょうな状態で出力しなければならない。

<第3項 省略>

③ 電子取引の取引情報を ASP に保存する場合の対応

現在、CI-NET (LiteS) を実施している受注者側の多くは、CI-NET の規約を満たした ASP サービスを利用しており、その取引情報(見積回答や注文請け等のデータ)の保存についても、ASP の保管サービスを用い、ASP のサーバーに保存する場合もあるようである。ここでは、電子取引の取引情報を ASP に保存する場合の留意点について記述する。

1) 社内規程の設置

国税関係帳簿書類の保存義務者が電子取引の取引情報を ASP のサーバー等に保存した場合であっても、取引情報の所有者は ASP 事業者ではなく、ASP の保管サービスを利用するユーザー(保存義務者)であり、その管理においても保存義務者が所有するサーバー等に保存する場合と何ら変わらないものと考えられる。よって、ASP 等の第三者によるデータ保管サービスを適用する場合においても電子帳簿保存法 施行規則第 8 条 1 項 二号の措置をとる場合は「EDI データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」を設ける必要があると思われる。

2) 保管サービスの有無を確認

はじめに確認すべきことは、利用したいと考えている ASP が「EDI データの保管サービス」を提

供しているか否かである。データの作成・編集・送受信・データ管理等のいわゆる EDI 業務に関するサービスと送受信した EDI データの保管サービスは別物と考えられる。受発注者間で日々送受信される EDI データは ASP のサーバー上のデータベースに書き込まれていくが、保存義務者が電子取引の取引情報を保存する場合は、日常業務のデータを書き込むデータベースとは別の「保管システム」に保存されることを確認する必要がある。

3) 保管サービスの内容確認

電子取引の取引情報を電子データとして保存する場合は、前述したとおり「見読性の確保」や「検索機能の確保」あるいは「システム概要書の備え付け」といった要件を満たす必要があるため、ASP の提供する保管サービスがこれらの要件を満たしているか確認する必要がある。

また、ASP の保管サービスを利用する場合には以下の内容を確認することが望ましい。

・改ざん・削除の防止

当然のことであるが、ASP 保管サービスを利用するユーザー以外の者が保存データを改ざん、削除できないようなセキュリティ機能を設けているか確認する。なお、ユーザー以外とは第三者のみならず ASP 事業者も該当する。

・中途解約の扱いについて

ASP 保管サービスの利用者が同サービスを中途解約する場合の保存データの扱いについての確認。解約する場合とは、自社で保存する、あるいは別の ASP やデータセンター等に移管する場合が想定されるが、移管した後、元のデータを ASP 側で削除する等の取り決めを確認する必要がある。

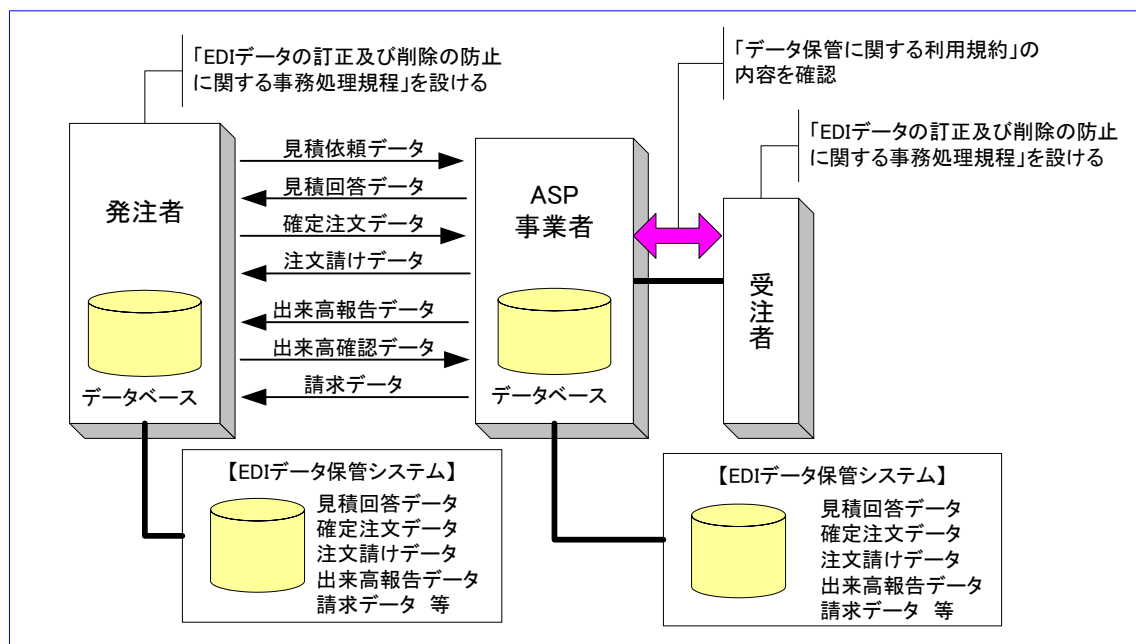


図3 EDI の受発注者でデータ保存に関する留意事項

上記3)の具体的な確認方法としては、取り引きする ASP のサービス内容について“契約約款”や“利用規約”等で上記の内容が実施されるか確認する。

また、現在取り引きしている ASP が上記の要件を満たしていない場合は、自らが電子的に保存するか、書面に出力し保存する等の措置が必要である。

なお、保存義務者が国税関係帳簿書類を保存する場所は、原則、納税地と規定されているが、ASPのサーバーに保存する場合については、国税庁から以下の通達及び趣旨説明(解説)がなされている。

●通達(抜粋)

(電子取引の範囲)

2-3 法第2条第6号((電子取引の意義))に規定する「電子取引」には、取引情報が電磁的記録の授受によって行われる取引は通信手段を問わずすべて該当するのであるから、例えば、次のような取引も、これに含まれることに留意する。

- (1) いわゆる EDI 取引
- (2) インターネット等による取引
- (3) 電子メールにより取引情報を授受する取引(添付ファイルによる場合を含む。)
- (4) インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引

【通達の解説】

法第2条第6号において、電子取引とは、「取引情報(取引に関して受領し、又は交付される注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。)の授受を電磁的方式により行う取引をいう。」と規定されているが、インターネット等の急速な進展により、いわゆる EDI(Electronic Data Interchange)取引以外にも、様々な取引形態が発生してきており、納税者が行っている取引が電子取引に該当するか否かの判断に迷うケースもあると考えられる。したがって、取引情報の授受が電磁的方式によって行われる取引はすべて該当するのであるが、その内容をある程度明示する必要があることから、一般に行われている電子取引について念のため例示したものである。

なお、本通達の(4)の取引は、例えばASP(Application Service Provider)事業者を介した取引がこれに該当する。この場合、取引情報の授受が電磁的記録により行われることから電子取引に該当するが、取引情報に係る電磁的記録は保存義務者側では保存がなく、一般的にはASP事業者の管理下にある電子計算機に保存されることとなる。

しかし、このような場合であっても、4-12の注書きの考え方を踏まえ、ASP事業者に保存されている電磁的記録が保存義務者に帰属し、規則第8条第1項((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の訂正削除の防止))の要件を満たし、納税地等の電子計算機において取引情報に係る電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に速やかに出力でき、国税に関する法律の規定に基づく保存期間保存されるなどして当該保存期間を通じて当該電磁的記録の内容を確認できることが契約書等で明らかにされている場合には、納税者側で保存がなされているものとして取り扱うこととする。

(参考)

○EDIとは、商取引に関する情報を企業間で電子的に交換する仕組みをいう。

○ASP事業者とは、ビジネス用のソフトウェア等をインターネットを通じてレンタルする事業者をいう。

●通達(抜粋)

(電磁的記録の保存場所に備え付ける電子計算機及びプログラムの意義)

4-12 規則第3条第1項第4号及び第5項第4号((電子計算機等の備付け等))に規定する「当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム」とは、必ずしも法第6条第1項((電磁的記録による保存等の承認の申請等))に規定する「国税関係帳簿の作成に使用する電子計算機及びプログラム」を指すものではないことに留意する。(平17年課総4-5により改正)

(注) 規則第3条第1項第4号及び第5項第4号の規定の適用に当たり、保存場所に電磁的記録が保存等をされていない場合であっても、例えば、当該保存場所に備え付けられている電子計算機と法第6条第1項に規定する国税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機とが通信回線で接続されているなどにより、保存場所において電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、それぞれの要件に従った状態で、速やかに出力することができるときは、当該電磁的記録は保存場所に保存等がされているものとして取り扱う。

(6) 関係法令等

< 省略 >

以上

13.6 規約改訂チェックリスト

今年度、標準化委員会 ビジネスプロトコル メンテナンス WG で検討した規約改訂チェックリストを以下に示す。

規約改訂チェックリスト

内 容

1. 規約改訂チェックリスト策定の背景
2. 規約改訂チェックリスト使用の目的
3. 規約改訂チェックリストの使い方
4. 規約改訂に係るチェック内容
 4. 1 既存ユーザへの影響度合い
 4. 2 各社固有の業務要件かの判断
 4. 3 印刷要件かの判断
 4. 4 二重要件かの判断
 4. 5 定義の明確化
 4. 6 改訂の緊急度

CI-NET 標準化委員会／ビジネスプロトコル メンテナンス WG

1. 規約改訂チェックリスト策定の背景

実用に供するメッセージが増加していく中で、従来各メッセージにおけるデータ項目について「本当に必要な項目」と「あればより活用の可能性がある項目」とが追加要求として上げられ、それらはほとんどが要求を否定されることなく追加されてきた。

ただし、それらの中には後々になって安易に追加されたものもあるのではないかといった指摘がある項目もあり、この際主としてデータ項目の追加に係るプロセスの中で、重視すべき点を「チェックリスト」の形で策定することとした。

2. 規約改訂チェックリスト使用の目的

標準ビジネスプロトコル(以下、標準 BP)および CI-NET LiteS 実装規約(以下、実装規約)の両規約(ここでは標準 BP ならびに実装規約双方を指す)について、主にデータ項目の追加の場合に、以下のような観点でのチェックを行うことを目的とする。

- ・本来の追加、改訂の必要性が高い項目の峻別を正しく行う
 - －(例)業務の実態から従来と同じ業務処理を行うにあたって必要とされる項目
- ・明確な必要性を提示・説明できていない項目の安易な追加等を行われることを防ぐ
 - －(例) EDI データに乗せて交換しなくてもよい社内管理に必要な項目
- ・データ項目の追加、改訂に係る議論の結果を残し、後に類似の検討を行われることを防ぐ
 - －チェンジリクエストの記載内容だけではなく、それを議論した経過、結果も残すことで、以後の当該項目追加検討に直接関わっていなかったユーザでも状況がわかるようにしておく

3. 規約改訂チェックリストの使い方

本チェックリストの使い方として、利用場面およびユーザは以下のような内容を想定している。

- ①BP メンテナンス WG がチェンジリクエストに基づき、データ項目の追加、変更等の改訂に係る審議、検討を行う際の「ものさし」として利用する。
- ②改訂要求を提出するユーザが、提出前に事前のチェックを行うために利用する。

上記のような使い方をすることにより、以下のような効果が期待できる。

 - ・総合工事業者、専門工事業者等、立場の違いを考慮することなく、共通的、統一的な判断ができるようになる。
 - ・BP メンテナンス WG のメンバ以外でも、データ項目の追加や修正の判断を行うことができるようになる。

4. 規約改訂に係るチェック内容

「規約改訂に係るチェックシート」において規定する、項目追加・改訂に対する具体的なチェック項目は以下の通りである。

また、既に規約化されているものについても、規約の原理原則に照らして適当でないと判断されるようなものがあれば、使用を制限していくなどの方策がとれるよう、チェック項目の内容を充実させていく。

4.1 既存ユーザへの影響度合い

既の実装が進んでいる業務については、規約改訂によりデータ項目の追加という判断がなされた場合、実際に稼動しているシステムに改修を加える必要が出てくる可能性がある。この場合、次のバージョンアップまで取り込むのを待てる性質のものか否かにより、その影響範囲の及ぼし方が異なってくると思われる。

またシステム面だけでなく、各社の業務に対しての影響が及ぶ可能性のある提案内容である可能性もあり、その見極めが必要である。

(具体的なチェック項目)

①実稼動しているシステムの改修度合

各ユーザが実際の業務で利用しているシステムに対して、どの程度の改修の影響を及ぼす改訂の提案なのか、工数・費用面での問題はないか、などが挙げられる。またユーザからの視点だけではなく、システム改修するシステムベンダ側の対応も考慮する必要がある。

②業務の見直し、変更への影響度合

システム面以外に業務の変更を伴うようなものか、その影響はどの程度か

③いずれの立場の負担が大きいか

発注者側、受注者側、あるいはシステム改修するシステムベンダだけ、と言ったように、どこか1箇所に負担が大きくなるようなことはないか、両者にとってメリットがあるのか、など

④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か

システム面、業務面等において、それぞれどのような影響がどの範囲でどの程度及ぶかについての把握ができていないか

⑤即時の対応が可能か否か

対応に際して、短期間での対応が可能なのか、長期に渡るものか

⑥立場の違いなく対応が可能か否か

大企業やリソース確保が容易な企業なら対応できるが、中小零細企業では対応できないといったことがないか

4.2 各社固有の業務要件かの判断

標準 BP、実装規約とも業界で標準的に使えるものを目指し策定、管理に取り組んでいるものであるが、そこに各社の業務運用上必要であるといった理由だけで提案されるものを標準の規約に取り込むことは避ける必要がある。

追加、改変の必要性については、より多くの企業で利用している、あるいは利用することが前提となるものに対して考えていくことを基本とするべきである。

(具体的なチェック項目)

①他ユーザの賛同の有無

WG 等の検討の場で、他のユーザからも利用している実績あるいは今後積極的に利用可能である旨の賛同が得られているか

②業務の変更による対応可否の検討有無

規約の改訂ではなく提案者内部の業務変更等によって対応が可能かどうか、その規約改訂により、逆に他の企業に対して業務変更等の影響を及ぼさないか

4.3 印刷要件かの判断

CI-NET の当初の議論は既存の帳票の EDI 化といった観点で議論が進められてきたと思われる。このため現在の標準 BP や実装規約には、帳票出力のためだけに必要なデータ項目が規定されている。

(例、明細行の 2 段記載に係る[1213]品名・名称、[1214]規格・仕様・摘要、[1251]明細別備考欄はそれぞれ明細行 1 行あたり最大 2 段記載となっている)

本来 EDI データを印刷するか否かはデータを受信した側で判別、処理すべきものであって EDI データに載せてやり取りする内容ではないといえ、今後そのようなデータ項目が出てこないかという視点で見ていく必要がある。

(具体的なチェック項目)

①各社の帳票出力に依存する項目が否か

上記の例に示すような印刷、出力を規定するような項目でないか

4.4 二重要件かの判断

ある項目で内容が規定されていながら、他の項目の設定内容により、前者で規定した内容と齟齬が生じるようなケースが想定されるものがある。

特に下記の例に示すように、コード化している項目でのフラグやチェック値等において留意する必要がある。

(例 1、[1179]帳票データチェック値:確定注文メッセージのマルチ 7 回目について、明細データ

の構造がフラットか否か)

(例 2、[1179]帳票データチェック値:確定注文メッセージのマルチ 1 回目について、[1]データ処理 No.がメッセージの全体情報部分と帳票データチェック値の 2 箇所に記載されることになっているため、同一のメッセージであるにも拘らずこれらが異なっていた場合に問題になる)

(具体的なチェック項目)

①他項目での類似機能がないか

既に規約に規定されている項目やルールと、提案内容とで重複する部分や齟齬が見られるようなところはないか

4. 5 定義の明確化

規約では同じような項目名で定義されているデータ項目を目にすることがある。それらは本来異なる位置付け、意味づけのもと定義されているものであるはずだが、一部の項目ではその定義があまり明確に切り分けされていない例も見られる。

これを避けるためには、既に規定されている項目とはどの部分が異なるのか、違いを明確にしつつその内容について摘要にて記載することが必要である。

(具体的なチェック項目)

①類似項目との違いは明確か

既に規約に規定されている項目やルールと提案内容との違いは説明できるか

②規約全体を通して定義を明確にしているか

記載スペースが不足したために追加したと思われる「○○○2」といった項目に代表される、定義(摘要)の記載のあいまいさがないかどうか

4. 6 改訂の緊急度

将来的に規定されているとありがたいといったレベルと、すぐにでも利用できるようにならないと当面の業務運用に支障が生じるというレベルとでは、検討のスピードに自ずと差が出てくると思われる。そのような視点も置きながら、改訂に関する議論を進める必要がある。

(具体的なチェック項目)

①即時対応の必要性の有無

至急の対応が必要なものか、将来的にあればよいといったレベルなのか

規約改訂チェックリスト

規約改訂に関して、下記に示す項目についてチェック(○、×)を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

審議・検討日	
審議機関	(委員会／WG 名等を記載)

改訂内容	(提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載)
------	-----------------------------

チェック項目	チェック	指摘事項等
1. 既存ユーザへの影響度合い	① 実稼動しているシステムの改修度合い	
	② 業務の見直し、変更への影響度合い	
	③ いずれのユーザの負担が大きいか	
	④ 及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か	
	⑤ 即時の対応が可能か否か	
	⑥ 立場の違いなく対応が可能か否か	
2. 各社固有の業務要件か	① 他ユーザの賛同の有無	
	② 業務の変更による対応可否の検討有無	

参考資料／規約改訂チェックリスト

3.印刷要件か	①各社の帳票出力に依存する項目が否か		
4.二重要件か	①他項目での類似機能がないか		
5.定義の明確化	①類似項目との違いは明確か		
	②規約全体を通して定義を明確にしているか		
6.改訂の緊急度	①即時対応の必要性の有無		

審議結果	(単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)
今後の対応	(上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など)

【チェック欄の凡例】

- :問題なし
- △:やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい
- ／:対象外／該当しない
- ×:問題あり／指摘事項への対応が必要

この報告書は、財団法人 建設業振興基金 建設産業情報化推進センターが刊行し、
情報化評議会 会員のみ限定して配布するものである。

平成17年度 財団法人建設業振興基金 建設産業情報化推進センター 情報化評議会 活動報告書

【禁無断転載】

平成 18 年 3 月 第一版発行

発行者 財団法人 建設業振興基金
建設産業情報化推進センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-2-12
虎ノ門 4 丁目MTビル 2 号館

TEL 03-5473-4573

FAX 03-5473-4580

E-mail : ci-net01@fcip.or.jp

URL : <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/>